當する金、又はカナダ政府紙幣を、これに預託せしめて準備に充てる。此中央準備受託局は四人の委員によつて管理された。中央銀行制度を缺きたるカナダにては、一九〇〇年公の監督團體としてカナダ銀行組合(Canadian Bankers' Association)を組織し、特許銀行の全部をこれに加入せしめ、(一)銀行券の發行、印刷、分配の監督及び損傷銀行券の破棄引換、(二)支拂停止銀行の清算管理、(三)手形交換所の管理、(四)銀行統制等に關するその權限が銀行法に規定された。然るに一九三五年三月十一日中央銀行たるカナダ銀行の設置により、銀行券の發行權は各特許銀行の手から中央銀行に移つたから、此のカナダ銀行組合は最早や昔日の如き大なる權限を有してゐない。

株券

(英) Share Certificat
(獨) Aktienurkunde, Aktienbrief
(佛) titre d'action

〔定義〕 株式即ち株主の權利を表象する有價證券である。等しく有價證券であつても、既存する株主權を表象するに止まり、株券によつて株主權を設定するものでない點に於て、手形とは著しく異るのである。

〔解說〕 株券は會社が其の本店所在地に於て、設立 新株については資本增加)の登記をなしたる後でなければ發行することが出來ないが、會社には必らず株券の發行を要する。株券の數については別段の制限はないから、會社は便宜に從つて其の株數を定めることが出來る。數個の株券を以て一個の株式を表象するのは差支ないけれども、一個の株券の表象するものは一個の株式であつて、數個の株式を表象することは、その性質上許さるべきでない。株券の記載事項は商法第四十八條に規定されてゐるが商法改正要綱にはこれ等の事項の外に、株式讓渡の制限及び株券裏書の禁止に關する事項をも記載事項となすべき旨を定めた。けれども記載事項を法定したことは、それ以外の記載事項を禁止したものではない。

株券信託

〔定義〕 有價證券信託の中、その目的證券が株券である場合の信託を指して謂ふ。

〔解說〕 株式信託と云つてもその意味は同じである。この信託には、自社株受託の能否、株主權の行使、議決權等信託法上頗る重要な多くの諸問題を包括してゐる。アメリカには議決權信託と稱し、議決權を行使せしむることを目的とした株券信託がある。株券は證券と權利が一體をなすから、これを株式信託と稱するのは失當である。

株券の再交付

〔定義〕 多數の株式會社に於ては其の定款中に株主が會社に對し新株券の再交付を請求することが出來る旨を規定してゐる。

〔解說〕 株主が新株券の交付を請求することが出來るのは、例へば株券汚損の場合株券の種類の變更を欲する場合、株券喪失の場合等であるが、商法には株券の再交付について別段の定めなく、甚だ不完全な狀態にある。會社は株主より請求ありたる時公告をなし、一定期間に異議者なき場合は舊株券を無效とし、新株券を發行するのであるが、もしも舊株券が事實存在してゐたならば、新舊何れが有效であるかの疑問を生ずる。大審院判決例ではこの場合に於ける新株券は無效であるとの判定を下した。

株式

(英) Share (米) Stock (獨) Aktie (佛) action

〔定義〕 株式會社の資本を構成する單位であり、株主の有する社員權即ち株主權であり、又、株主權を表象する有價證券即ち株券の意味にも解せられるが、法律上の用語としては其の性質を明らかにする爲め株式と株券とは嚴に區別しなければならぬ。

〔解說〕 株式會社の資本は必らず株式に分つことを要し(商法第二百四十三條)、株式は一定の金額を表はす。これを金額株(Summenaktien)と云ひ、英米法に見る如き部分株又は比例株(Quotenaktien)は我國に於ては許されない。又、株式を全部集むれば株式の金額の總計が資本額に一致しなければならないから、株金を拂込ましめないで、發起人に與へられる無償株(Gratisaktien)も株式と認めぬ。且つ株式に表示される金額は均一であつて(商法第二百四十五條第一項)、一株五十圓を下ることは出來ないが、一時に全額の拂込をなす場合二十圓まで下げてよいことになつてゐる(商法第二百四十五條第二項)。尤もこの特例は會社新設又は新株發行の場合に限つて認められるのであつて、一旦五十圓以上の株式を發行した後、これを五十圓以下に減ずることは出來ない。社員權は共益權と自益權より成る。

株式銀行

(英) Joint Stock Bank

〔定義〕 六人以上の株主ある會社組織にて經營せられるイギリスの普通銀行で、イングランド銀行はこの中には含まれない。

〔解說〕 イギリスに於て株式銀行と云ふのは、所謂個人銀行(Private Bankers)に對立する意味である。イングランドには一八二五年、六十五哩の首都區域外に於て、六人以上の組織員より成る會社組織銀行が許され、ついで一八三三年には銀行券發行をなさゞる限り首都區域に於ても株式銀行の設立を許すことになつたので、翌一八三四年には今日五大銀行の一たるウェストミンスター銀行(The Westminster Bank)の設立を見た。その後續々ロンドンに於て株式銀行が設立され、地方銀行もロンドンへ進出を企てたが、十九世紀中葉以降の合併運動により株式銀行は益々大となり、遂に今日に於ては五大銀行(Big Five)と稱する大銀行の出現を見るに至つたのである。

株式金融

(英) Lombard Loans
(米) Brokers Loans

〔定義〕 株式の賣買の爲めに必要とする資金の融通を意味し、その性質上當然株式が擔保に供せられる場合を謂ふのである。

〔解說〕 株式金融はドイツやフランスの銀行が行ふ事業會社の株式引受による金融と混同され易いが、これ等の金融は所謂事業金融であつて、こゝに云ふ所の株式金融とはその本質を異にする。株式金融は株式賣買に要する資金の融通を意味し、この場合に於ける資金を株式受渡資金又は單に株式資金とも云ふ。かくの如き資金の需要は取引所に於ける證券取扱高及びその取引價格の如何によつて增減する。ニューヨーク株式取引所は日々資金を需要してゐるけれども、ロンドン株式取引所に於ては二週間毎に清算を行ふ制度であるから、大體二週間に一度資金を需要するに過ぎない。ロンドン株式市場に於ては、コール及び短期通知

貸の需要者であり、手形市場と活潑に競爭する。定期清算の日は豫め指定されて前月中に一般に公示されるから、短期資金に利害關係ある人々は情勢を豫知して、適當な準備をなすことが出來る。清算取引を行ふに必要な資金は、通常ジョッバー、ブローカー、銀行及び其他の金融機關によつて、供給されるが、金融逼迫の際には、一時的に高利率を狙つて其他資金（Outside Money）の流入することがある。ロンドン株式取引所貸付は流動性に富み、有利な短資の捌口である。その利率はイギリス政府證券を擔保とする場合には公定割引歩合よりも〇・五％方低く、投機證券擔保の場合にはこれに反して公定歩合より約二％方高い。ニューヨークに於ける株式金融も、亦證券ブローカー及び證券ディラーに對して行はれもので、證券擔保貸付全體から見れば比較的僅少ではあるが、併し證券擔保貸付のうちでは此の貸付のみが組織立つた公開市場を有し、ニューヨークの金融市場に缺くことの出來ない要素となつてゐる。この仲買人貸付は、（一）コール・ローン、（二）タイム・ローンの二つに標準化され、その何れかの方法に依つて貸付が行はれてゐる。我が國の株式金融は株式取引所附近にある二三の銀行が主としてこれに當り、一般の商業銀行は之れに關與しない風がある。併し其の特色を帶びた取引は、（一）代引又は假引、（二）早受手形等である。一時盛んに行はれたマラソン金融は今では全く行はれない。これ等の解説はその各項目を看よ。

株式現物團

「現物團」の項を看よ。

株式購買券附社債

（米）Warrants Bond

〔定義〕アメリカに行はれてゐる變態社債であつて、社債發行會社の株式購入券の添附されたる社債である〔「ウオランツ・ボンド」の項を看よ〕

株式コール

〔定義〕株式を擔保に提供して行はれる所のコール取引を指し株式コールと云ふ。

〔解説〕株式コールは株式金融の典型たるものであるが、我が國に於ては大正九年の恐慌によつて其の實現の機運を中斷され、コールの擔保として株券は全く流通せぬ。

株式取引所

（英）Stock Exchange
（獨）Effektenbörse
（佛）Bourse des valeurs

〔定義〕有價證券の賣買取引を目的とする最も發達せる具體的市場の一つである。

〔解説〕今日の株式取引所は、資本の運用具としての有價證券の流通を刺戟し、助長し、且つこれを指導する機關として、極めて重要なる役割を演ずるものである。併し株式取引所に於て取引せらるゝ有價證券は原則としてその取引所に上場したる有價證券に限られるのであつて、一流の取引所では賣買に附する證券に對して嚴重なる審査を爲し、其の上にてこれを許可する取引所もある。ニューヨーク株式取引所の如きは即ち是である。我が國では實物取引に就ては極めて自由な取扱ひをしてゐるが、清算市場に取引せらるべき證券は一定の審査をなした上に許すことゝなつてゐる。公債は勿論この例外である。かくの如き上場株の審査は、必ずしも其の證券の價値を保

證する意味ではないが、少くとも公衆の利益を保護する爲めに、（一）內容の不良なるもの、（二）詐僞的なるもの、（三）大量に存在せず又に所有關係の偏傾せるもの等、公正なる取引を爲すに適せざる有價證券の排除を目標として行はれなければならない。かくして上場せられたる有價證券に對しては、株式取引所は多額の需要供給を集中せしめ、完全なる自由競爭によつて公正なる市價を決定すると同時に、又これに流通性を附隨することが出來る。從つて其處には公正なる市價を以て迅速に有價證券を購入若くは賣却せしめる市價が存在し、放資家は其の遊資の投下、所有證券の處分を容易に行ひ、證券業者は其の所要資本を調達すべき機會を有利に發見する。取引所と云ふ公開機關がなければ、證券相場に一定の標準が出來ず、從つて其の取引は圓滑を缺き證券の所有者も新規に購入せんとする者も非常に不便を感ずるのみか、銀行も亦擔保價格の決定に苦しまなければならぬ。世人は取引所の害毒として、投機奬勵の具に供せられ、「公開の賭博場」となるの弊を擧ぐるが、若しも株式取引所が無ければ却て不健全なる投機を流行せしめる恐れが多い。

株式の引受發行

〔定義〕等しく有價證券の引受發行であるが、株式の場合に限り特に種々なる制限を設けて引受けるのであるから、社債の場合とこれを同じに見ることは出來ない。

〔解説〕凡そ株式會社の株式の發行を要する場合は、（一）會社の新設、（二）會社の合併及び他の企業形態より株式會社形態への組織變更、（三）既設會社の增資等の場合であり、この中（二）（三）は其の出資者若くは舊株主に直接勸誘して、これを彼等の出資に俟つことが出來るから、銀行其の他が株式の引受發行に重要なる役割を演ずるのは主として（一）の場合である。ドイツに於ては大銀行が先づ株式の全部を引受けて會社を成立せしめ、銀行はこれを自己の計算に於て徐ろに一般投資家に轉賣する所謂買取發行〔「買取發行」の項を看よ〕の方法が行はれてゐる。これは法律上總株式が引受濟となるに非ざれば、其の會社の設立を認められない事情に依るものである。かゝる制度を發起設立又は同時設立（Übernahme- oder Simultangründung）と云ふ。然るにイギリスでは銀行が嚴格なる分業主義に立脚して證券引受發行に關係せず、又證券業者も公債その他一流證券のみを取扱ひ、小會社又は新設會社の證券を敬遠する等の事情のために、會社の設立に際して一時に多額の資金を融通せらるゝ便なく、從つてドイツに於ける同時設立の傾向に反し、イギリスに於ては募集設立又は漸次設立（Zeichnungs- oder Successivgründung）と云ふて、發起人が株式の一部をのみ引受け、殘部を公募する方法が行はれる。即ち發起業者〔「プロモーター」の項を看よ〕は一般公衆の注意を喚起して其の證券に應募せしむ可く努めるが、萬一應募高が豫定の額に達せざる場合には、一定の契約に基いて引受業者若くは引受團をして、其賣殘りとなつた部分を引受けさせるのである。イギリスに於けるアンダーライティングは此くの如き意味に於ける引受保證である。商業銀行での株式引受發行は、ドイツを除けば各國共に其の例に乏しい。我が國に於ても商業銀行は勿論、株式の應募引受を其の業務の一として認められてゐる日本興業銀行の如きですら、實際には株式の發行引

受機關としての機能を持つてをらぬ。のみならず我國に於ける株式の發行は發起人及び賛成人によつて大部分引受けられ、これに市場性を與ふる意味に於て一小部分を公募するに止まるが、この部分に對して證券業者及び株式仲買人等が介在行動し、多くの場合銀行はこれに關係しない。而かも社債の場合の如き總額の引受、若くは募集殘高を自ら引受けて滿額に達せしめると云ふが如き請負募集の方法に非ずして、殆んど凡て募集取扱の範圍を出ないやうである。

株式ブーム

〔定義〕株式市場が活氣を呈し、その商況の旺盛なる狀態を指して謂ふのである。

〔解說〕この狀態の下に於ては株價は騰貴を續け、其の取引高は增加する。一般商品市場の好況たる場合に、その影響を受けて株式ブームを招來するのは怪しむに足らないが、商品市場は沈衰狀態にあるも、尙ほ且つ株式ブームを現出することがある。例へば恐慌對策として政府から巨額な救濟資金が撒布されても、一般產業にこれを消化する力なき場合には金利は低下し、其の遊資が盛んに證券放資に振り向けられ、遂に株式ブームを出現するに至るのである。

株式利廻り

〔定義〕株式の時價に對して、株式配當金年額の占むる割合を株式利廻りと云ふ。

〔解說〕元來株式は確定利子證券と違つて企業資本の一形態であるが、同時にまた一種の放資證券でもあるから、放資家の立場からすれば投下資金に對する利廻りを得ることが主たる目的となり、その探算基準は何時でも金利の上に置かれる。一般の金利が低下すればそれに連れて株式利廻りも下り、金利が昇騰すれば株式利廻りは高くなる。併し我が國に於ける金利は常に國債を標準として其の最低限度を制限せられてゐる爲めに、株式利廻りも常に國債利廻りよりは何分か上に居据る〔「利廻り」の項參照〕。

貨幣

（英）Money（獨）Gold（佛）Monnaie

〔定義〕我が國に於ては經濟學の著述、講義などに最も廣く此の語を用ひてゐる。

〔解說〕貨幣と同一の意味を有する語には、金錢、錢、お金、金子、金圓、用脚、阿之、鳥目、泉等の語があり、我が國の金錢、お金等に共通するフランス語には Argent なる語がある。併し法律の條文に現はれる場合に於て、其の意義が或は全く同じであり、或は多少異つてゐて、其の用法は正確に一定してゐるのではない。然らば學問上の用語として其何れが適當であるかと云ふに、流通性を表示する點に於ては通貨（英 Currency, 獨 Umlaufsmittel）なる語が幾分か優つてゐるやうであるが、經濟學で普通に用ひてゐるのは貨幣であつて、强ゐて之を改める必要もあるまい。法貨なる語は明治三十年制定の貨幣法に始めて現はれたもので、主として法律上の用語である。

貨幣學說

〔定義〕學者個々の見解に基く貨幣理論であつて、一般經濟理論の分野からは獨立して、專ら貨幣の側面から經濟現象を觀察し、研究し、その結果を發表したものが則ち一個の學說として取扱はれるのである。

〔解說〕貨幣の生成の問題はそれ自身は

歷史的考證的なるものであるが、貨幣乃至貨幣經濟の本質を理解する一つの方法となり、自然經濟から貨幣經濟への推移を合理的に說明せんとする意味で、理論的乃至心理學的な研究が發表されてゐる。貨幣を以て双方的流通卽ち物々交換の不便を除くものとして發生したと見る說明は大體この立場からの結論である。この通說的な說明に對して、貨幣の起原を權力者に對する犧牲奉幣、貢納の如き一方的流通に基くものであり、貨幣は交換に先立つて存在したとなすものは、純粹に歷史的に此の問題を見る立場からする見解である。併し發生的見方を排して現在の貨幣現象を觀象する立場に於ては、其の貨幣の生成は全く問題とならない。指圖證說の體系は實に此くの如き立場に基いて形成せられたものである。貨幣職能論に於て常に取扱はるべき問題は、現代の貨幣經濟に於て貨幣が具體的に如何なる職能を果しつゝあるかの問題であつて、この點からすれば貨幣の職能の問題は、一般的交換手段、一般的價値表示、繰延支拂の標準等々の列擧に終るけれども、本質論の立場に於てこれ等の職能の中に輕重が論ぜられる。職能學說に云ふ所の職能は直ち貨幣の本質と考へられるものであり、內容は同一であつてもその意味を異にする。殊に無價値表示者たる職能を貨幣の本質と見るものに於ては、その意味が論理的である。この意味からすれば、その他の名目主義學說の本質と見るものを一つの貨幣の職能と云ふことが出來る。指圖證說及び職能價値說は包括的に名目說（Nominaltheorie）と呼ばれ、名目說をなす者は名目主義者（Nominalist）と言はれてゐる。表象（又は記號）說なる語は屢々名目說と同義に用ひられる。又名目說の或るものは、更らに政策論にまで進んで、國內取引を金より解放し、甚だしきは全然金の廢止を主張する。これ等は貨幣改革論者（Goldreformer）と呼ばれ、或は排金主義者（Antimetalist）とも云はれる。最も積極的な貨幣理論である。

貨幣本質論は、また別の觀點から財貨論（交換論）と非財貨論（非交換論）に分たれる。これは貨幣を財と見るか否かによる區別であるが、同時に貨幣價値論に關聯する。金屬主義學說、マルキシズム貨幣學說及び職能說の多くは財貨論である。國家學說、指圖證券說は非財貨論と見られる。金屬主義學說の代表者として擧げられるものは正統學派の貨幣學說であつて、貨物商品貨幣說の代表的形態をなしてゐる。この學說の發展階段からすれば、先づ貨物貨幣說に始まり、金屬貨幣の生成、流通に伴ふて金屬主義學說の形を取るに至つたのである。職能學說はオーストリヤ學派（主觀學派）によつて代表されてゐるが、これは貨幣本質論に於ては名目主義に數へられ、又貨幣も一種の財であると見る點からは財貨論に屬する。殊に主觀學派の貨幣理論の中、貨幣の價値を主觀的なる立場から見て、その客觀的能力たる購買力とこれを區別するものはその一般價値理論たる限界效用理論の適用を貨幣に見出さうとする。これに對して非財貨論を代表する國家學說及び指圖證說は財幣と財貨とは素質上異るものと見てゐる。從つて貨幣については財貨についてと同じ意味の價値なる概念を認めない。單に購買力のみを認める。財貨論は何等か具體的なる貨幣個片に貨幣の本質を見出さんとする立場に對して、非財貨論に於ける貨幣は極めて抽象的な概念であつて、計算の單

位に外ならないとする抽象的學說もある。貨幣理論の一般經濟理論と結び付くのは、貨幣の量的、動的問題たる貨幣價値の決定及び變動に關する理論に於てである。貨幣數量說は貨幣價値變動理論であると同時に決定の理論とも見られるが、數量說の歷史は古く、貨幣理論の歷史と共に始まり、交換方程式に基いて機械的なる說明を試みる所謂機械的數量說こそこの學說の本來の型であつて、これと異る主觀學派の立場から同一の命題に達した因果的數量說は數量說としては寧ろその傍系に屬するのである。最近の貨幣理論について云へば、その一般的傾向としては經濟動態論への應用に重點を置くものゝやうである。それは（一）最近の深刻な恐慌、不景氣に關聯して、その貨幣的說明の必要並に貨幣制度の改善乃至通貨改善による救濟の要求からでもあるが（二）經濟原論から分化して建てられた貨幣理論の體系並に內容が一應完成し、新たな領域を拓く必要ある事にも起因してゐる。貨幣が最早單なる流通媒介手段でなく、それ自身の側から指導する力ある今日、貨幣の側面から經濟現象を觀察せねばならぬ。

貨幣價値

（英）Value of Money
（獨）Goldwert
（佛）Value de l'argent

〔定義〕貨幣の有する一般的購買力、換言すれば商品一般に對する貨幣の總合的購買力を指して、貨幣價値と謂ふのである。

〔解說〕商品一般に對する貨幣の購買力は卽ち貨幣の交換價値であつて、本來の貨幣價値である。この交換價値に對する意味に於ける使用價値は貨幣には存在しない。貨幣の素材價値は貨幣自體の使用價値ではなく、素材の使用價値である。貨幣個々の商品に對する購買力は、その商品個々の價格で反映され、商品一般に對する購買力は一般物價（卽ち物價指數）で反映される。以上は國內の商品に對する貨幣の購買力、卽ち貨幣の對內價値に就て述べたのであるが、外國商品に對する購買力は、自國の貨幣と外國の貨幣との交換、換言すれば爲替によつて生まれるから、この種の購買力は爲替相場を意味する。爲替相場も廣義の購買力の一種である。尤もこの點に就ては異論があり、貨幣の對外價値とは爲替相場そのものではなく、自國貨幣が爲替を通じて外國の商品一般に對して有する購買力の大きさであるとも解せられてゐる。併し普通の用語例に從へば、單に貨幣價値といふ時はそれは貨幣の對內價値のみを意味し、一般には貨幣の對內價値なる語は用ひない。

貨幣價値學說

（英）Theories of the Value of Money
（獨）Goldwerttheorien

〔定義〕貨幣の價値の基礎に關する學說及び貨幣の價値の變動に關する學說を綜括して、貨幣價値學說と云ふことが出來る。

〔解說〕貨幣の價値に關する問題には特定の貨幣の有する一般購買力、その交換價値、貨幣に對して認められる主觀價値、貨幣素材の價値、利子等の諸問題も當分含まれてゐるが、貨幣價値學說の任務は貨幣の一般購買力は如何なる要因によつて決定され、變動するかを說明するにある。從つて貨幣價値學說として取扱はれるのは、（一）貨幣の價値の基礎に關する學說、（二）貨幣

の價値に關する學說の二つに大別される。前者に關しては貨幣本質學說の體系に屬する素材價値說又は金屬主義貨幣價値說がその代表的のものであり、後者に屬するものとしては、（イ）數量說、（ロ）生產費說又は客觀價値說、（ハ）主觀價値說又は限界效用說等諸說を擧げることができるのである。

貨幣僞造防止國際會議

（英）International Conference for Adoption of a Convention for Suppression of Counterfeiting Currency.

〔定義〕國際的に貨幣僞造を防止するに有效なる手段を決定するために、一九二六年フランス政府の提議によつて、國際聯盟主催の下にゼネバに於て開催された會議。

〔解說〕國際聯盟はフランス政府の提議に基き、貨幣僞造犯を防止する規約草案を作成し、一九二九年四月九日より二十日まで開催された會議に於てこれを可決し、我が國始め二十三ケ國がこの規約案に批准した。本規約では僞造の對象が外國貨幣たると內國貨幣たるとを問はずこれを處罰し、又犯人が自國人たると外國人たるとを區別せず、犯罪が自國に於て行はれたると外國に於て行はれたるとを問はず、等しく犯人居住國に於てこれを處罰することになつてゐる。尙ほ本規約によつて、各國は中央局（Central Office）を設け、加盟國間に於ける聯絡と統一を圖り、通貨僞造に關する調査、僞造防止及び處罰を容易ならしむる一切の報告を集中すべき義務を負ふてゐる。

貨幣恐慌

〔定義〕貨幣流通の障害、攪亂又は貨幣価値によつて發生する恐慌のことである。

〔解說〕貨幣流通の障害攪亂によつて發生する恐慌は廣義の貨幣恐慌であつて、十八世紀半までの鑄造改惡時代に於ける鑄貨恐慌、フランス革命時代に於けるアッシニア、南北戰爭時代に於けるグリーンバックス等の惹起した紙幣恐慌は何れも之に屬する。又、貨幣価値による恐慌は狹義の貨幣恐慌であつて、これには夫れ自身單獨に起る場合と、他の信用恐慌と相伴つて起る場合とがある。一六九六年に於けるイギリスの鑄貨価値は前者の場合であるが、今日の貨幣恐慌は多く後者の場合に屬する。世界恐慌のクライマックスとして一九三一年以降の金本位の世界的崩壞が起つたのは、その最も顯著なる實例とされる。貨幣恐慌が直接には兌換準備金又は對外支拂手段たる正貨の価値を中心として起る場合には、特にこれを本位恐慌と云ひ、この場合には兌換停止、金輸出禁止、又は金本位停止の形を取るのを普通とし貨幣制度は崩壞する。

貨幣協約

〔定義〕貨幣の國際的統一、又は或る數國間に於ける集中的幣制の樹立を目的として其の關係國に依つて締結された貨幣に關する約定である。一に貨幣條約とも云ふ。

〔解說〕この締結に基いて、その協約締結國の間には貨幣同盟が成立する。若しも世界主要國の間にこの協約が締結された時は、これに依つて世界貨幣が形成される。集中的幣制は、或る大國の幣制を他の小國にも及ぼして、その間に緊密なる利害關係の發生する場合である。一八三七年の南獨貨幣條約、一八三八年のドレスデン貨幣條約、一八五七年のヴィーン貨幣條約等は卽

ちこゝに謂ふところの貨幣協約に屬する。

貨幣經濟

（獨）Geldwirtschaft

〔定義〕貨幣の流通と俟つて當然形成せらるべき國民經濟の發展階段であつて、今日の文明國は總て此の階段に屬してゐる。

〔解說〕經濟の發展階段を貨幣の理念に基いて分類すれば、自然經濟と貨幣經濟とに二大別される。自然經濟は貨幣未生の經濟である。併し貨幣經濟には、(一)商品貨幣經濟、(二)純粹貨幣經濟の二つの發展階段に分れ、前者は自然貨幣經濟を意味し、後者は金屬貨幣經濟に始まつて信用貨幣經濟にまで發展する。貨幣が單に流通手段や支拂手段として機能するのは金屬貨幣經濟の特色であるが、信用貨幣經濟に於ては貨幣は更らに利殖の手段となり、完全なる意味に於ける貨幣經濟の成立を見る。併し乍ら夫れは單純なる貨幣流通の經濟ではなくて資本主義經濟なる形態を採るのである。

貨幣形式令

〔定義〕貨幣法第八條の規定により法貨としての貨幣の形式を定めた勅令である。

〔解說〕現行の貨幣形式令は昭和八年九月一日に勅令第二百三十二號を以て公布せられ、即日これを施行されたものである。

貨幣形態

〔定義〕流通の便宜の爲めに、貨幣として一般に承認せらるべき其の形式を云ふ。

〔解說〕流通經濟の初期において行はれた原始的貨幣は、一定種類の財貨を其の儘に使用した物品貨幣であつて、其の中に同時に固有の享樂的機能と交換手段的機能とが融合されてゐた〔「貨幣の起原」の項を看よ〕。これ等の物品貨幣の中最も早く且つ最も廣く貨幣として使用せられたものは金屬、殊に貴金屬である。夫等は裝飾品及び武器等としての完成的形態の儘でも用ひたが、多くの場合交換に際して一々その各個片の重量が衡秤によつて測定せられるといふ仕方によつて則ち貨幣職能を果した。重量貨幣又は秤量貨幣の名義はこゝに由來するものである。この貨幣形態が一歩進む時は、重量貨幣の不便を除き不正を防ぐために、一定の統一的形式を具へ、刻印によつて其の品位及び量目を保證せらるゝ金屬薄片が製造される。鑄造貨幣又は單に鑄貨と稱せらるゝものが是である。且つ支拂に當つては一々その重量を測定せられる手數を省き、單に個片を數へるだけで足りるから、鑄造貨幣は計算貨幣又は計數貨幣とも稱せられる。重量貨幣は尙ほ多分に商品的な使用價値及要素を含むに對し、之は固有の貨幣であり、そして貨幣機能の特性的形態への定型化でもあるから、この種の貨幣は飽くまで貨幣的にして交換價値的なる性質を具備する。かくして半定型（物品貨幣）から定型（鑄造貨幣）へ進んで來た貨幣は、紙幣の出現によつて等しく定型貨幣の形態でありながらも、最初から全く素材價値を缺き、貨幣機能の純粹的體化として最も進んだ貨幣形態を取る。併し紙幣は一定の形態を具備しつゝ、一定の金額を表示して具象的に授受されるものであるが、信用制度の發達に伴ひ、貨幣は更らにその定型をも捨てゝ、無定型なる預金貨幣にまで發展する可能性がある。預金貨幣は無形の貨幣であつて、何等の形態を有しない。而かも尙ほ、預金貨幣は貨幣としての固有職能を果してゐる。

貨幣國定說

（英）State Theory of Money
（獨）Staatliche Theorie des Geldes.

〔定義〕貨幣の本質を根本的に究明し、金屬主義學說永年の信念をつひに根本から覆して了つた所謂名目學說の一つである。

〔解說〕名目學說の貨幣本質に對する代表意見はクナップ（Georg Friderich Knapp）の貨幣國定說である。クナップは其の著「貨幣國定說」（Staatliche Theorie des Geldes.）の劈頭に於て、「貨幣は法制の創造物である。貨幣は歷史の經過に於て種々な形體に現はれてゐるのであるから貨幣學理は唯だ法制的たり得るのみである」（P. 1.）と云ひ、貨幣が貨幣として流通するは國家の力、法制の力であると主張し、貨幣そのものゝ素材價値によつて流通するものでないとの斷案を下した。更らに進んで其の第二節に入つて、「貨幣は表券的の支拂要具たることを意味する。表券的であるといふことは支拂要具（貨幣）の製造に貴重な素材を用ゆることを阻止しないが、さればとて之を要求するものでもない。貨幣の概念は其の表券性によりて素材價値から獨立する」（P. 31—32）と說き、貨幣は名目的のものであつて、素材價値から獨立し得べきことを陳べ、金屬主義學說の思想は貨幣發達の過程に於て普通に存した事實を貨幣が貨幣として存在するには絕對的の必要條件と誤信した結果であることを主張してゐる。

クナップに續いてベンディクセン（R. Bendixen）、やリーフマン（R. Liefmann）の如き貨幣學者が更らに名目學說を高調し、クナップの學說を修補し、其の完成に努めた。從つて名目學說と雖も、其の主張の各部分については種々異つた主張が存してゐる。又同じ名目論者でも其の特に高調してゐる所は同樣でない。例へばベンディクセンはクナップが法制史的に貨幣の名目性及び法律的效力を說いたのに對し、貨幣の本質について經濟上から考察を試み、貨幣の經濟的本質は生產と消費との間の仲介者たる事であると云ひ、貨幣は單なる表徵（Zeichen）記號（Symbol）であつて價値を有せざるものとなし、貨幣を以て價値の表示となす以上は、貨幣の價値に關する問題を云云するは矛盾である。貨幣の價値は自己のものではなく傳來的のものであつて、貨幣によつて購買し得る財貨又は勞務の價値を表示するに外ならぬと云ふ意味の主張を唱へ、クナップとは全く異つた立場にある。

貨幣交換差損金

「爲替差損金」の項を看よ。

貨幣債權說

〔定義〕貨幣の本質は、それが社會に對して、商品、勞務等を請求し得る債權たる點に存すとなし、かくの如き見解に基き、貨幣の職能、形態、價値等を說明せんとする一つの貨幣學說を指して謂ふのである。

〔解說〕名目學說の理論體系に屬する指圖證券說が、玆に謂ふ所の貨幣債權說である。詳しくは「貨幣證券說」の項を看よ。

貨幣最上公權

（獨）Münzhoheit

〔定義〕貨幣制度を法律上に制定する國家の權能であつて、之を造幣主權、貨幣特權、又は貨幣鑄造權とも謂ふ〔「造幣主權」の項を看よ〕。

貨幣指圖證券說

（獨）Anweisungstheorie

〔定義〕貨幣を以て社會生産物に對する參加證券と解し、この立場から凡ゆる貨幣現象を一貫して說明せんとするものであつて、所謂名目派の貨幣學說の一つである。

〔解說〕貨幣は社會に對し、商品、勞務等を請求し得る債權、指圖證券、又は切符であるとの見解は、アリストテレス以來非常に多くの人々によつて表明された。中世のスコラ學派によつて唱へられた裁定的價値、ヒュームの擬制的價値等は其の例であり、バークレー、ロック、モンテスキュー等も貨幣自らは價値を有せずとの說を取つたが、アダム・スミスは「一ギニー金貨は近隣の凡ての商人から若干量の必要品や便利品を請求することの出來る手形である」と云ひ、又ミルは「或る人が週毎に或は年毎に受取る磅や志は、彼の實際所得を構成するものではなく、これを提出することに依つて自己の選擇する商品の一定價値だけを受取ることの出來る切符又は指圖證券の一種に過ぎない」と說いてゐる。貨幣交通が漸く一般的となるに連れて、この指圖證券說は次第に素材價値說により壓倒せられたが、併し信用經濟の進步、紙幣及び諸種の信用形態の普及は素材價値說に對して疑ひを抱かしめ、こゝに指圖證券說はかゝる貨幣現象を說明するものとして更生せしめるに至つた。而して此の更生の期を劃したものはクナップの貨幣國定說であるが、併し貨幣指圖證券又は貨幣債權說に今日の如く相當纒つた貨幣理論としての形體を與ふるに至つたのは、ベンディクセン、エルスター等の著書が出てからのことである。即ちベンディクセンに從へば、貨幣の經濟的本質は生産と消費との間の媒介者たるにあつて、給付と反對給付との平衡といふ見地から貨幣の效用に關する經濟的意義を明らかにし、貨幣は國民經濟上よりすれば前給付により得たる賣却し得べき消費的生産物に對する權能即ち前給付に基く反對給付の證明であると云ひ、この見解に基き貨幣は指圖證券（Anweisung）單なる記號（Zeichen）表象（Symbol）であつて、それ自體に價値を有せざるものであるとしてゐる。ベンディクセンの貨幣の本質に關する見解は重要なる點に於てクナップと異る。クナップは具象的貨幣、證券的支拂方法を以て貨幣と認めたが、ベンディクセンは更に進んで抽象的價値單位をも貨幣と認めてゐる。カール・エルスターも、また貨幣の記號學說の代表者で、貨幣は價値を有せずとし、貨幣價値の問題は之を拒絕せんとしてゐる。價値單位は彼によれば數量であつて、各人の生産的給付に基く社會的生産物に對しその參加可能性は、價値單位を以て數學的に表示された實體で、價値單位により示された支拂方法は抽象的參加可能性の具體的代表物であるとし、貨幣はベンディクセンが云へるが如き前給付により得たる權利のみでなく、生産方法、資本財に對する參加可能性も貨幣と見る事が出來ると云つてゐる。彼の貨幣觀念は頗る包括的である。

貨幣市場

（英）Money Market
（獨）Geldmarkt

〔定義〕長期金融市場なる資本市場に對して、短期金融市場をば貨幣市場と云ふ。

〔解說〕ドイツでは短期資金の市場を貨幣市場と云ひ、長期資金の市場を資本市場と呼ぶのを普通とする。英米でも Money Market とか、Capital Market とか云ふ言葉を用ひてゐるけれども、多くは Capital Market を以て Money Market の一部と解し、これに證券市場（Securities Market）が對立するものと考へてゐるやうである。

貨幣商品說

（英）Commodity Theory of Money
（獨）Warentheorie des Geldes.

〔定義〕貨物貨幣說又は商品貨幣說といふも意味する所は同じである〔「貨物貨幣」の項を看よ〕。

貨幣數量說

（英）Quantity Theory of Money
（獨）Quantitätstheorie des Geldes.

〔定義〕貨幣數量の增加は物價を昂騰せしめ、これに反して其の減少は物價を低落せしむると主張する所の貨幣理論である。

〔解說〕今日殘存する記錄によれば、最も早くこの思想が現はれてゐるのは既に紀元二〇〇年頃のことで、當時はローマ高等法院の法官ユリウス・パウルス（Julius Paulus）は「貨幣の價値は其の數量によりて左右される」といふ意見を發表してゐる。然るに此の學說の內容は次第に發達し、貨幣數量の增減と貨幣價値との間には比例關係が存すると主張されることになつた。今日では此の比例關係といふことが貨幣數量說の學理的價値の骨子となつてゐる。從つてこれを一に比例說とも云ふ。貨幣數量說をかゝる意味に解して、此の學說の最初の提唱者となつたのはイギリスのジョン・ロック（John Locke）である。ロックは十七世紀末に貨幣の價値は貨幣の量と商品の量との比例により決定されるべきものとなし、而して貨幣の量と言ふことに就ては貨幣流通の速度をも十分考慮に加ふ必要があると說いた。ロックの後を受けてモンテスキュー、ダビッド・ヒューム等の思想家は十八世紀中に此の說を祖述した。經濟學說として此の說が重きをなすに至つたのは、リカード及びゼー・エス・ミルの學理的研究に負ふ所が多い。數量學說の提唱者は英米の經濟者に多くニコルソン（G. S. Nicholson）、ウォーカー（F. A. Walker）、マーシャル（A. Marshall）ケインズ（J. M. Keynes）スポルヂング（W. F. Spalding）、フイッシャー（I. Fisher）等列擧するに遑がない。上記の諸學者中にても特に現代の代表的貨幣數量論者として注目されてゐるのは實に米國のアーヴィング・フイッシャーである。フイッシャーは、物價の變動は常に貨幣數量の變化に基くものであり、而かも貨幣數量の變化に正比例して物價は騰落すると主張し、これを其の有名なる交換方程式 $MV+M'V'=PT$（この M, M' は貨幣並に預金通貨の數量、V, V' は夫々の流通速度 P は物價、T は取引量）によつて論證しやうとした。彼はこの方程式について、（一）M の變化は V, V' 及び T に影響を及ぼさない。（二）M' は M に比例して變動する。（三）P は常に受動的であつて、他の因子に作用を及ぼさない、といふ三つの前提を設け、これによつて貨幣數量（M）の凡ての變化は、正比例的に物價（P）を變動せしめるとの數量說の命題を導出してゐる。フイッシャーの方程式は天文學者ニューコム（Simon Newcomb）の着想に發し、ケメラー（Edwin W. Kemmerer）と並んで完成

せられたものである。併し乍らフイッシャーの此貨幣數量説に對しては反對意見を表するものも、これに贊意を表するものに劣らず多數である。すでに十八世紀の中頃にありてもゼームス・スチュアート（James Steuart）は物價は流通貨幣の量に支配されるものではないと云ひ、最も早く貨幣數量説に對して反對意見を表明した。イギリスに發生したこの學説に不同意を唱へたものはドイツ、オーストリヤの學者に多く、ヒルデブランド（B. Hildebrand）、メンガー（Carl Menger）、リーフマン（R. Liefmann）等は其の主なる人であるが、アメリカの經濟學者中にもラフリン（J. L. Laughlin）アンダーソン（B. M. Anderson）等はフイッシャーの所説に對し可なり峻烈なる攻擊を加へた。けれども數量説は尙ほ存在する。

貨幣政策

〔定義〕貨幣の制定、發行、回收、整理維持、變更に關する諸般の方策を謂ひ、貨幣の貨幣としての機能を合理的に發揮し、貨幣の使命を完うさせる爲に行はれるもののことである〔「通貨政策」の項を看よ〕。

貨幣制度

（英）Monetary System
（獨）Münzweson
（佛）Système monétaire.

〔定義〕貨幣は其の根源に遡れば、決して法律上の制度ではなく、國民經濟的制度であるが、他の社會上の施設と同じく、國家及び其の法制に依つて始めて完成せられた。貨幣の成立に關する法制を貨幣制度と云ひ、幣制は此の貨幣制度の略語である。

〔解説〕廣く貨幣制度といふと本位貨幣及び補助貨幣に關する制度を總稱するものであるが、就中重要なるものは本位貨幣制度である。貨幣の本位の種類は圓本位、磅本位と云ふが如き分類も出來るし、日本の本位、イギリスの本位と云ふが如き分類も出來る。併し最も普通の分類に從へば、金本位（Gold Standard）、銀本位（Silver Standard）、紙幣本位（Paper Standard）と分れ、貨幣の價値を素材價値に依存せしめるか否かに依つて、其の本位に此くの如き差を生ずる。即ち貨幣價値を素材價値に依存せしむるには、その素材として金又は銀が選ばれるが、この意味に於て金屬貨幣の貨幣價値と素材價値との間には自然的價値關係がある。けれども此くの如き自然的價値關係は、それ自體に於て確實に維持することは困難である。そこで本位金屬貨幣の素材價値に對しては、貨幣價値單位を常に一定の割合にて維持すると共に、又、補助貨幣の素材價値をも、これに對し一定の割合に於て維持しなければならぬ必要がある。かくして總ての種類の貨幣の價値が、一定の本位貨幣素材の價値と一定の關係を維持し、若ては一般に貨幣の價値單位を一定量本位貨幣素材との間に價値關係が成立するならば、貨幣の價値と素材價値とは完全に一致するのである。この一致を常に維持する爲めに、本位貨幣の自由鑄造と自由鑄潰とが認められ、何人と雖も本位貨幣の鑄造を請求し得ると同時に、本位貨幣は亦自由に鑄潰することが出來なければならない。

貨幣制度調査會

〔定義〕明治三十年我が國をして其の意見に隨ひ、金本位制度を採用せしめた點に於て、我が國の幣制上、重要なる意義を有

する極めて注目せらるべき調査會である。

〔解説〕明治二十六年十月、大藏大臣渡邊國武は、本邦幣制の得失を調査するの必要を認め、これを閣議に諮り、こゝに貨幣制度調査會の設立を見た。總會を開くこと七回、特別委員會を開くこと四十一回に及び、二十七年三月には「澳洪國幣制調査委員會速記錄」を刊行し、二十八年三月閉會の際には諮問事項に對する意見を纏め、會長谷干城よりこれを大藏大臣松方正義に提出した。委員中貨幣制度の改革を必要とせざるもの七名に對し、これを必要とするもの八名であつて、改革論者の中金銀複本位制を主張するもの二名を除いたならば、他は悉く金本位制を主張するものであつた。

貨幣單位

（英）Unit of Money
（獨）Geldeinheit
（佛）Unité de la monnaie

〔定義〕貨幣の數量の單位を意味する。

〔解説〕貨幣單位は、財貨その他の價値の表示にも用ひられるから、これを往々價値の單位と稱する場合がある。價値の單位と云へば如何にも一定不變の價値を表示するものゝやうであるが、常に變動を免れない價値には此くの如き單位はあり得ぬ。然るに玆に謂ふ處の貨幣單位なるものは、法律の變更されない限りは一定不變である。貨幣單位は、純金又は純銀の一定量で表示される。從つて貨幣單位の名稱は重量單位の名稱に由來してゐることが多い。併し金銀の一定量と貨幣の一定量（貨幣單位）とは全然別個の觀念である。金銀即ち貨幣であるのではない。若し圓が金銀の一定量であるとするならば、不換紙幣には貨幣單位は存在しない筈であるが、金本位制の停止されてゐる今日と雖も、圓は矢張り貨幣單位として用ひられてゐる。圓、磅、弗は要するに貨幣の數量の單位に過ぎぬ。貨幣單位は金とか銀とかいふ物質ではないから、貨幣制度が銀本位から金本位に變つても、貨幣單位はそのまゝ連續することが出來る。

貨幣抽象説

〔定義〕貨幣は一つの觀念、即ち一般的計算單位に外ならぬとする貨幣理論を呼稱する〔「抽象的貨幣本質論」の項を看よ〕。

貨幣鑄造權

「造幣主權」の項を看よ。

貨幣同盟

（英）Money Union
（獨）Münzverein
（佛）Union monétaire

〔定義〕二國以上が貨幣に關して協約を締結し、以て相互にその對外價値の安定を圖らんとする同盟を指して謂ふのである。

〔解説〕協約國はすべて等量の地金より成る貨幣を制定し、これをすべての協約國間に流通せしめ、場合によつては貨幣單位の名稱をも共通にする。その實例の最も有名なるものは、一八三三年に生まれた所謂ターレル同盟、一八六五年に成立したラテン貨幣の同盟（Latin Monetary Union）一八七二年に結成されたスカンディナヴィヤ貨幣同盟（Scandinavian Monetary Union）等で、貨幣同盟の成立は容易でない。

貨幣特權

「造幣主權」の項を看よ。

貨幣の安定

（英）Stabilisation　（獨）Stabilisierung　（佛）Stabilisation

〔定義〕貨幣價値を安定せしめること。

〔解說〕貨幣の名目價値はその名目の變更されざる限り一定不變である。從つて名目價値の安定の問題は殆んど起り得ない。併し貨幣單位はその單位に依つて表示された金又は銀の一定量の變更並に金又は銀そのものゝ價値の變動によつて單位の價値は變動する。從つてこの場合に於ては貨幣本位（價値）に關して安定と云ふ問題が起る。つぎに貨幣の對內價値卽ち購買力は、貨幣に依つて購買される貨物側の事情と貨幣側との事情で決定され、從つて變動する。少くとも貨幣側の事情、特に貨幣自身の事情に基く變動は出來るだけこれを除去して、貨幣（購買力）の安定を圖らなければならぬ。貨幣の對外價値、卽ち爲替相場は金の兌換、並に輸出入が確保されてゐる限り、著しき變動はない〔「金輸送點」の項お看よ〕。然るに金の兌換並に輸出入を確保するには、それだけの金準備を必要とするから、金準備の缺乏せる場合には爲替の安定は破られて、遂に暴落する。これが回復は通貨の減少（Deflation）を圖るか、然らざれば國際收入の順調に俟つの外なく、物價問題が伴隨する。

貨幣の意義（概念）

〔定義〕貨幣のなす所のものが卽ち貨幣であると一部の學者に依て說かれてゐる。

〔解說〕此定義はウォーカー（F. A. Walker）の所謂 Money is the money does と云ふ說に據つたものである。貨幣のなす所のものとは貨幣の職能を意味する。併しこゝで貨幣の職能とはその本質的職能、換言すれば貨幣のみが有する職能のことであつて、今日の貨幣思想を以てすれば、貨幣は一般的價値移轉の手段として、且つ一般的價値表現の手段として、一般に認められてゐるものゝ總體に外ならない。强制通用力を貨幣の本質的職能と見るのは、經濟的事象たる貨幣を法律的に見るのであつて、經濟學上は正しくない。從つて貨幣を法制の所產とするクナップ（G. F. Knapp）の貨幣國定說も同樣である。法律的に認められると否とは問題でなく、又、必らずしも金屬主義の主張するが如く貨幣それ自身に商品としての價値あることを必要とせぬ。

貨幣の起原

〔定義〕交換の發達に伴ひ、一般的に尊重せられ、欲望せられた特定の財貨が、或る程度まで意識的計畫的に交換媒介の手段として利用さるゝに至れば、其の財貨は始めて原始貨幣の形を取るに至るのである。

〔解說〕貨幣の起原は神聖學說（Sakrale Theorie）によれば宗敎的祭祀に求められ、又獻貢、納稅その他の認許的支拂手段に、貨幣の起原を求める學說もこれに類する。更らに所謂國定學說では、貨幣の製造の價値及び流通は國定の法である國王の意思に基くと云ひ、貨幣は人類の合意によつて、交換の媒介又は其に類するものとして作られたと說くのは契約說である。此の說に反して貨幣は交換に伴ふ困難を克服する爲に個人が比較的多數の財に對する購買力確認或は市場流通性を有する財を交換手段として選定することが、漸次社會の習性となることに依つて生じたと論ずる學者も少くない。併し何れにしても交換の行はれざる原

始社會については、未だ貨幣の使用を考へることが出來ぬ。自足自給の集團經濟の內部に、個人の所有權が確認せらるゝに及んで、初めて客觀的な經濟價値移轉の方法を有效に發生せしむる必要が起り、これと同時に漸く貨幣の使用が始まつたのである。歷史的並に土俗學的研究の結果によれば、經濟發達の原始的階級に於ても、既に交換可能の諸財貨の間には自ら一定の價値關係が因襲的に存在し、これ等の財貨の交換に際しては、一々其の價値を比較秤量することの困難と、手數とを省いたと云はれてゐる。けれども、此の如き傳統的價値關係の中に採り入れた種々雜多な財貨のすべてが果して一つの貨幣系體を形成したかどうかに就ては疑ひがある。のみならずこれによる不便を救ふために、前述せるが如き一定種類の諸財貨が意識的計畫的に交換媒介の手段として、間接的に利用される途が開けて來る。そしてこれ等の財貨の間から適者生存し、一定種類の交換財とその他一切の交換財との境界も判然となり、徐々に生成發展の過程を經て、形態はどうあらうとも兎に角一個の原始的貨幣が發生する。これを呼んで物品貨幣、又は自然貨幣と謂ふ。交換經濟の最初期に於て、貨幣として使用せられた財は、一般的愛好の對象であり、所有權の客體である。其の種類は、個々の種類、民族の地理的經濟的事情に依つて異る。併しこれを全體として見れば、子安貝、珠玉、毛皮、獸皮、穀類、果實、酒、煙草、牛、羊等が其の儘貨幣として用ひられたが就中、重要の地位を占めたのは金屬殊に貴金屬である。例へば金と銀とは紀元前二千年頃、既にアッシリヤ、バビロニヤ及びエヂプト等に於て交換手段として用ひられ、支那に於ても金、銀、銅などの貨幣的使用は實に紀元前二千二百年の昔にまで遡る。

貨幣の限界效用說

（獨）Goldwerttheorien auf dem Boden der Grenznutzentheorie

〔定義〕貨幣の價値を主觀的なる立場から見て、その客觀的能力たる購買力と論理上これを區別するものは、舊說に憚らずして、その一般價値理論たるの限界效用理論の適用を貨幣に見出さうとするのである。

〔解說〕一八七〇年を堺として、それ以後の理論經濟學に見られる動きを普通名づけて近代理論と云ふ。この轉期に決定的な役割を演じたものは限界效用學派の成立に外ならない。この限界效用學派體系の中心は云ふまでもなく價値論であり、貨幣理論の上では名目說を取る。ウィザース、ミーゼスの貨幣價値の說明は主觀價値說と名目的貨幣理論との結合、換言すれば限界效用說と廣義の數量說との或る意味での調和である。それは貨幣論上名目說を、又價値論上限界效用說をとる限り、論理上唯一の貨幣價値の說明と云はなければならぬ。併し貨幣に效用遞減の法則が適用されるか、貨幣單位の限界效用によつて貨幣の價値（購買力）の成立を說明し得るか等の諸問題に就ては、學者の間に尙ほ多く議論がある。

貨幣の購買力

（英）Purchasing Power
（獨）Kaufkraft

〔定義〕貨幣が商品、勞務等を支配（購買）し得る力で、卽ち貨幣の價値を謂ふ。

〔解說〕裏からいへば貨幣の購買力は物價で云ひ表はされる。卽ち物價の騰落は逆

に購買力の高低を意味する。併し貨幣の購買力は狹義では財に對する購買力に限る。他種の貨幣を購買する力は、これまた爲替相場として別に論ぜられるから、普通には貨幣の購買力と見ることは出來ない。けれども廣義に解釋して購買力と云へば總てこれ等のものがこの觀念中に含まれてゐる。

貨幣の在外價値

（獨）Äussere Wert

〔定義〕財の需給關係によつて決定變更される貨幣の購買價値を斯く呼んでゐる。

〔解說〕玆で財と云ふのは、貨幣と對立する關係にある財卽ち商品、貨幣を意味する。かゝる財の側の事情に基いて成立する價値がこゝに謂ふ貨幣の在外價値である。

貨幣の在內價値

（獨）Innere Wert

〔定義〕貨幣自身の事情によつて、決定變更される貨幣の購買價値のことである。

〔解說〕貨幣の在內價値と在外價値とは別個に獨立して存在するのではなく、一つの貨幣價値を內外から分けて觀た上の區別に過ぎぬ。換言すれば貨幣價値の決定原因なるものが、貨幣側にありや、將た亦財側にありやと云ふ觀點から見た區別である。

貨幣の重量

（獨）Münzgewicht

〔定義〕鑄貨の重量卽ち量目のことである。詳しくは「貨幣の量目」の項を看よ。

貨幣の種類

〔定義〕貨幣の分類は、(一)國家權力との關係、(二)定型の有無乃至貨幣機能遂行の樣式、(三)流通範圍、(四)表示金額の大小等によつて之を試みるのを普通とする。

〔解說〕先づ國家權力との關係に於ては國家によつて强制通用力を與へられた貨幣と然らざる貨幣とがあり、前者は特に法貨(Legal Tender)又は合法貨幣と云ふが、これは無制限法貨と制限法貨とに分かれる。無制限法貨は本位貨幣、制限法貨は補助貨幣を意味する。次に素材價値との關係に於てこれを見れば、自然的又は計畫的に素材價値を有する貨幣と、然らざる貨幣とがある。商品貨幣（貨物貨幣とも云ふ）、金屬貨幣（卽ち法貨）は前者に屬し、紙幣、銀行券、預金貨幣（銀行貨幣又は振替貨幣とも云ふ）は後者に屬する。貨幣は又その名目價値と素材價値とが一致するか否かによつて完全貨幣と不完全貨幣（卽ち名目貨幣）とに分かれる。紙幣について云へば、本位貨幣と兌換し得るか否かによつて兌換紙幣と不換紙幣とに分かれ、また紙幣の發行者から見てこれを政府紙幣と銀行紙幣（又は銀行券）とに區別することも出來る。定型の貨幣の有無又は貨幣機能遂行の樣式に於ては、定型貨幣と無定型貨幣とに分れる。前者に屬するものに鑄貨、紙幣、銀行券があり、後者に屬するものに帳簿貨幣卽ち預金貨幣がある。又、流通範圍からすれば、國內貨幣、國際貨幣（卽ち外國貨幣）となり、表示金額からすれば大額貨幣と小額貨幣（又は小額紙幣）とに分けることが出來る。大戰後獨墺は盛んに大額紙幣を發行した。

貨幣の純分

（獨）Feingehalt

〔定義〕鑄貨の品位のこと。品位と云ふ

もその意味は同一である。其の項を看よ。

貨幣の商品價値

（獨）Stoffwert

〔定義〕貨幣を構成せる素材（財、例へば金屬の）商品としての價値の事である。詳しくは「貨幣の素材價値」の項を看よ。

貨幣の職能

〔定義〕貨幣を貨幣たらしめてゐる所の貨幣固有の本質的なる職能を指して云ふ。

〔解說〕貨幣の職能としては、貨幣の本質的職能より必然的に生ずる派生的職能、貨幣ならざるものに依つても果され得べき附隨的職能等があり、金屬主義の貨幣理論の下にありては、これ等の各職能を一樣に扱つて怪しまなかつた。ジェヴォンスは貨幣の職能として、(一)交換の仲介、(二)一般的價値測度、(三)價値の本位、(四)價値の貯藏の四種を擧げてゐるが、此の四項目はアリステレース以來論究された題目であつて、今日に於ても貨幣の職能として此の四項目の必要性を信ずるものが少くない。のみならずこの外に、一般支拂手段、資本移轉媒介手段等の職能が擧げられ、又特定の經濟發展階段に特有なる職能もある。之等の貨幣の職能に就ては、各項目別にて解說を加へたから玆では其の點に觸れない。上述せる諸種の貨幣職能は、總ての種類の貨幣が等しく一樣にこれを遂行するものではなく、且つ職能そのものゝ上にも消長があり、諸種の職能中何れが事實上重要さの多くを有するかと云ふことは、時によりて變化なきを得ない。卽ち經濟生活の發展に伴ひ、之等の諸職能は通貨殊に正貨によつて行はれる事次第に多きに至りつゝある。從つて貨幣にのみに特有の本質的職能は、寧ろ減少する傾向にあるものと云はなければならぬ。今日では貨幣の本質的職能なるものは、價値の表示及び交換の仲介と云ふ二つの作用に盡きてゐると多くの學者は說く。

貨幣の素材價値

（獨）Stoffwert

〔定義〕貨幣を構成する材料としての金屬の價値を指して貨幣の素材價値と云ふ。

〔解說〕ミルは貨幣の價値は永久には之を構成する金屬の價値（卽ち素材價値）に一致すると云つた。かくの如き金屬學說の貨幣理論を眞理であるとすれば、紙幣は素材價値を有せぬから貨幣ではないことになる。我が國に於ける貨幣單位たる一圓は純金七百五十ミリグラムであるから、一圓の貨幣の素材價値は純金七百五十ミリグラムである。そしてその純金七百五十ミリグラムは純金として一圓の價値を持つてゐる。卽ち純金七百五十グラムが財として一圓の價値を持つてゐるのであつて、其の純金七百五十ミリグラムで成り立つ貨幣單位が貨幣として一圓の價値を持つてゐるのではない。純金七百五十ミリグラムを以て價格の單位とし、これを圓と定めた時から、純金七百五十グラムは貨幣として一圓の價値があるとされ、同時に之は財として一圓の價値を有することになつたのである。貨幣を新たに制定した時は、その素材價値に依つて貨幣價値が決定されたと見ることが出來るにしても、一度制定された以後に於ては逆に素材價値が貨幣價値によつて決定されなければならぬ。從つて貨幣の素材價値は貨幣に具有する價値といふことは出來ぬ。

貨幣の對外價値

（獨）Aussenwert, Ausländisch Wert

〔定義〕自國の貨幣が外國貨幣に對して有する比價を謂ふ。即ち爲替相場のことである。詳しくは「貨幣價値」の項を看よ。

貨幣の對內價値

（獨）Binnen Wert, Inländische Wert

〔定義〕貨幣が自國の商品に對し有する一般購買力。即ち貨幣の國內價値のことである。詳しくは「貨幣價値」の項を看よ。

貨幣の鑄造

〔定義〕貨幣の法定要件に從ひ、鑄貨を製造してこれが統一を圖り、以て貨幣の供給を其の需要に適合せしむることを謂ふ。

〔解說〕金本位の下にありては、本位鑄貨の製造はこれを自由とし、且つその鑄潰をも認め、金貨の需給の自然的調節を圖らなければならぬ。金本位が停止される時は自由鑄造を停止し、金貨の鑄潰を許さない。

貨幣の廢止

（英）Demonetisation

〔定義〕實價ある貨幣を廢棄すること。

〔解說〕時勢の推移に應じて、貨幣制度を變更し、貨幣の價値の安定を圖らんが爲めに行はれる。十九世紀の後年から二十世紀の當初にかけて、本位銀貨が廢止されて世界の主要國が金本位制に移つた時其の實例があり、何れも實價ある貨幣を廢した。

貨幣の破棄

（英）Repudiation

〔定義〕素材價値を有せざる貨幣（主として紙幣）を廢棄して、その貨幣が無價値となれる旨を宣言することを指して謂ふ。

〔解說〕貨幣價値の低下せるに際し、貨幣價値の改訂を行ひ、舊貨幣を整理して貨幣の安定を圖らんとする對策の一である。その實例はフランスに於けるアッシニアの結末、世界大戰後に於けるロシヤの實情にこれを求めることが出來る。かくの如き貨幣破棄は硬貨にその例乏しく、多くの場合不換紙幣について見るところである。

貨幣の無體化

〔定義〕物品貨幣から鑄造貨幣へ、鑄造貨幣から紙幣へ、紙幣から預金通貨へと貨幣を構成する素材の商品價値を漸次失つて行く過程のこと。貨幣の無定型化と云ふも同じである。無體化せる貨幣を特に無定型貨幣とも謂ふ〔「貨幣形態」の項を看よ〕。

貨幣の品位

〔定義〕鑄造貨幣に含有せる其の金屬の純分を指して貨幣の品位と謂ふのである。

〔解說〕貨幣の本位は純金で規定せられてゐるが、具體的の貨幣はこれを純金で造ることが出來ない。金にしても、銀にしても、純分その儘では軟弱で、貨幣として磨滅破損し易く、且つ純金銀を以てすれば其の價値高きため形小さく、携帶及び授受に不便であるから、是に卑金屬を混和する。參加金屬は、金銀及びニッケルに對しては銅が用ひられ、銅自身に對しては少量の鉛亞鉛等が用ひられてゐる。然らばこれ等の合金は如何なる程度に於て混和するかと云ふに、それは全くその混和の目的によつて

決められるもので、要はそれ等の硬度を適當にし、其の價値と形態の大小を適當に維持する點にある。各國に於て用ひらるゝ金貨に就てこれを見れば、純分を千分の九百位、即ち千分の九百の純金に對し千分の百の合金を混和するものは、日本、ドイツ、ラテン同盟諸國、アメリカ其他であり、イギリスは純金を二十四カラットとし、二カラットの合金を加へ、二十二金即ち十二分の十一の純分（九百十六位三分の一）とする。この品位は量目と併せて各國共に法律の定むる所である。之を法定品位と謂ふ。

貨幣の本位

（英）Monetary Standard
（獨）Währung
（佛）Etalon monétaire

〔定義〕貨幣價値の單位が表現せらるゝ貨幣の種類を意味するところの言葉である。

〔解說〕本位は其の本質に於ては貨幣の價値に關する問題であり、從つて其の價値の單位が如何なるものに依りて表現せられるかといふ制度を指す。今まで各國に於ける本位制度は多く金本位制度を基礎としてゐたが、貨幣の本位には、金貨本位（Gold Coin Standard）金爲替本位（Gold Exchange Standard）跛行本位（Limping Standard）金塊本位（Gold Bullion Standard）銀本位（Silver Standard）複本位（Bimetallism）紙幣本位（Papor Standard）等の種類がある。これ等の解說は其の各項に讓る。

貨幣の流通速度

（英）Velocity of Circulation
（獨）Umlaufsgeschwindigkeit des Geldes.

〔定義〕一定期間に於て、貨幣が價値移轉の手段として用ひられる其の度數のことであり、これを貨幣の循環速度とも謂ふ。

〔解說〕貨幣が製造された儘では未だ之を貨幣の流通とは云へぬ。發行されて貨幣は始めて轉轉流通し、少くとも流通し得る狀態に置かれる。從つて貨幣の流通量は貨幣の製造高又は存在量ではなく、貨幣の發行高又は通用量のことである。かくして流通市場に出た貨幣は、他種の財とは異り一回の使用によりて消滅することなく、同一の貨幣が一定の期間中に幾度か賣買取引に用ひられ、又幾度か所得となりて支出される。一定額の貨幣によりて決濟される取引總額は、其の期間の長い程大きいが、一國の貨幣の流通量は同じでも、其の流通速度の大小に應じて其の貨幣に依る取引高即ち貨幣の能率に大小の相違を生ずる。貨幣の流通速度は即ち一定期間に於て一定の貨幣が支拂取引の爲に用ひらるゝ度數である。貨幣の流通速度を測定するには、貨幣の流通量を以て貨幣による取引總量を除する方法が一般に行はれてゐる。此の場合に於ける貨幣の流通量には鑄貨、紙幣、銀行券等の外に預金通貨をも含む。併し退藏貨幣、準備貨幣等直接財の賣買取引に利用されざる貨幣は、それ丈流通量から控除しなければならぬ。其殘額が實際の流通量である。この貨幣の流通速度は、貨幣の種類、貨幣代用物又は信用の有無、その用途、その所有者、時期、場所等に依つて異り、從つてその流通速度は貨幣の數量、信用、物價等と如何なる關係を有するかゞ問題となる。

貨幣の量目

〔定義〕鑄造貨幣の有する金屬の重量。

〔解說〕鑄造貨幣の製造に關して、第一に定むべきことは各種の貨幣の保有すべき金屬の量である。本位貨幣の有すべき金又は銀の量は隨意に定めることが出來ない。兩本位制の下にありては先づ金銀比價を法定し、これを標準として兩種の本位貨幣の有すべき金及び銀の量が定められる。補助貨幣の有すべき金屬の量は、その貨幣をして適當の大さを得せしめ、且つ其の輸出、又は鎔解を防止することを目的としてこれを定めるのが普通である〔「公差」「最輕通用量目」の項を看よ〕。

貨幣品質說

（獨）Qualitätstheorie

〔定義〕貨幣の品質に對する世人の判斷（卽ち信任）が、貨幣の價値に極めて重大なる影響を及ぼすと主張する學說である。

〔解說〕世界大戰を契機として諸國に現はれた貨幣現象が、斯くの如き心理的なる貨幣價値理論を强く刺戟したが、併しこの學說それ自體は決して獨立した一箇の貨幣價値論といふのでなく、實際には數量說を前提としたその一適用に過ぎない。それでも一時は數量說にとつて代らんとする學說であるかのやうに考へられたことがある。

貨幣法

〔定義〕我が國に於ける貨幣制度を規定した法律であつて、獨立せる一の制定法。

〔解說〕この貨幣法は明治三十年三月二十九日法律第十五號を以て公布され、その後明治九年四月、同四十年三月、大正五年二月、同七年四月、同九年七月、同十一年四月、昭和八年八月の數回に改正された。

貨幣本質論

〔定義〕貨幣のみ有してゐる職能を說明せんとする貨幣理論を貨幣本質論と謂ふ。

〔解說〕貨幣の本質は其の職能を離れては觀念し難いものである。金屬學說は職能に先つて貨幣の本質を探らうとして遂に果さず、職能の論究によりて其の說明の不十分を補つた。名目論者に至りては貨幣を具象的實在物と見るものも、抽象的概念と解するものも、職能の方面から貨幣の特性を究め其の本質を明らかにせんとしてゐる。蓋し貨幣の貨幣たり得る所以のものは其の有する特殊職能に存してゐるからである。

貨幣名目說

（英）Nominalism
（獨）Nominalismus

〔定義〕貨幣理論上　金屬主義の基本的な主張を全然否定する凡ての主張の總稱。

〔解說〕金屬主義の根本的見解に反對する點に於ては凡て同じであるけれども、その後に於ける積極的なる主張に至つては、同じ名目說の間にも種々異つた貨幣理論が展開されてゐる。貨幣本質論の名目說への轉向を齎らした動機となつたクナップ（G. F. Knapp）の國家的學說（Staatliche Theorie des Geldes）（一九〇五年）は法制的形式的見方に偏して、經濟的實質的側面を閑却すると云ふ所から、その根本の見解を活かしつつ之を經濟的基礎の上に建直さんとしたのはベンディクセン（F. Bendixen）ヒルスター（K. Elster）ケインズ（J. M. Keynes）等であり、その他所謂ケンブリッチ學派の貨幣理論と一脈相通じて、玆に最も力强い貨幣本質論を展開して來た。指圖證券說、又は債權說（Anweisungstheorie）と呼ばれてゐる學說が卽ち是れである〔「指圖證券說」の項を看よ〕。

貨幣理論の體系上、職能價値說は指圖證券說と共にこの名目學說に包括されてゐる。

貨幣用金

（英）Monetary Gold

〔定義〕金貨（Gold Coin）と其の儘の形態にて貨幣の用に供せられる金地金（Gold Bullion）とを併せて、貨幣用金と稱する。

〔解說〕金貨の數量に極めて重要な關係を有するものは金の存在量と其の年々の產出額である。世界大戰前文明國の多くが金本位を採用し得たのは、一八九〇年代から金の產出が著しく增加した爲めと云はれてゐる。併し金は工藝用其の他の目的にも用ひられることが少くないから、これ亦貨幣數量の增減に密接な關係があるが、この貨幣以外の需要と併せて注目すべきものは金の國際的分配である。金は其の容積に比して價値が大であるから、運搬費が少く從つて移動が容易に行はれ、常に列國間に出入して一處に固着しない。此くの如き金の移動は、世界全體から見れば存在量に變化を及ぼすものではないが、一國に就て見れば金貨其の他の貨幣用金の數量增減の有力なる原因となるのである。從つて自國內に金の產出の少い金本位國に取つては、金の國際的分配は殊に注目される。此の金の國際的分配に對して一般的で且つ主要な關係を有するものは各國の國際貸借であつて、金は主として此の國際貸借の順逆如何により流入もすれば、また流出もするのである。然るに近時は、金本位國の多くは金本位を離れてゐる。假令金の兌換及び輸出が停止されても、金本位停止下の紙幣本位制度では紙幣は依然金を基礎として發行され、又金は國內的には流通手段でなくとも、尙ほ國際的流通手段として利用せられ、世界的貨幣の地位を獨占しつゝある。事實に徵せば、金と貨幣との兩者の間に關係が全然なくなつてゐないことは明白である。國內に金貨は流通せず、從つて金に對する貨幣用需要はなくとも、貨幣價値に對する保證手段として、或は國際取引の決濟手段として、工藝用以外に尙ほ金の需要は存在し、これ等の需要は一種の貨幣用需要と見ることが出來る。貨幣用金は依然其跡を斷たない。併し貨幣用金なるものを狹義に解釋すると、金本位の停止下には貨幣用金は存在することなく、凡ての金は一の商品に過ぎぬ。國際取引に於ける金は世界的貨幣であると云ふけれども、一の商品として授受せらるゝものである。それは何等國內に於て見る如き形式の統一せる共通貨幣ではないのである。卽ち各國が金以外の商品の輸出入に對して、其の對價として金なる一種の商品を共通的に授受すると云ふに止まる。

貨幣要具

〔定義〕貨幣が構成される材料となるべき各種の物質を指して貨幣用具と稱する。

〔解說〕貨幣が經濟に發生してより以來、其の素材に於ても種々なる變遷を經た。先づ原始的貨幣に就て其の要具となれるものを考察するに、狩獵種族は武器及び獸皮、毛皮を交換手段として用ひ、牧畜及び粗朴なる農耕に從事せる種族にあつては家畜（主として牛羊）が交換手段として用ひられた。山地の住民は貝殼、乾魚、眞珠、又他種族と貿易を營む種族は其の輸出入商品を夫々最初の交換手段とした。これ等の交換手段となれる財は地方的又は種族的なる特產物であ

つて、尙長其の他の權力者、神官、僧侶が租稅、貢獻、罰金等の形にて取得せること、若くは裝飾品として愛玩せられたことが、貨幣として用ひらるゝ素材の決定に重大な關係があつたものゝやうに云はれてゐる。上述の財貨は、其の最初に於て交換手段たると同時に、なほ從來の用途にも供せられた。これ等の原始的貨幣が物品貨幣（Warengeld）と稱せられるのは此の故である。又物品貨幣は多くの場合に於て二三の種類が並び行はれ、そしてこれ等は互に代替することなく、取引の種類に依つて夫々特種の貨幣が用ひられた。然るに交換が益々頻繁となり、且つ交換の金額も增大すれば、媒介手段たるべき貨幣は、其の容積、重量に比して、價値のより大なる財を以て便利とし、世界の何れに於ても期せずして物品貨幣は其の跡を絕ち、主として金屬を貨幣として使用することになつた。けれども諸種の金屬が貨幣となつた初に於ては、貨幣たる職能を盡すと共に、なほ從來の用途にも使はれ、其の形狀、重量、品質は一定してゐなかつたから、授受の際一々其の品質を檢し、重量を計る必要があつた。所謂秤量貨幣が是である。そこで斯くの如き授受の不便を除くため遂に鑄造貨幣が現はれた。貴金屬の中で、價値の最も大なるものはプラチナであるが、これは生產量が非常に少く、而かも其の價格が高價なる爲め、貨幣とすれば形狀が小に過ぎて授受に不便である。ロシヤではピーター大帝の時、ウラル地方から出るプラチナを利用してルーブル貨幣を造つたが、間もなく回收されて失敗に終つた。このプラチナを除けば、貨幣の素材に最も適する貴金屬は金と銀である。初期の鑄貨には銀貨が多く、その後金貨と銀貨とが併び行はれたけれども、十九世紀の七十年代以後は本位貨幣としては銀貨を用ひること甚だ少く、金貨が其の主たるものとなつた。最近に於ては金貨もまた減少し、金は地金の形態で貨幣の用途に供せられてゐる。現今貨幣用金（Monetary Gold）と稱せられるのは、此の金貨と此の金地金を併せたものに外ならない。補助貨幣を其の素材に依り區別すれば銀貨、白銅貨、アルミニューム貨、鐵貨、青銅貨等である。鑄造貨幣は、素材價値を有する貨幣であるが、紙幣は之を構成する素材に何等の價値なく、全く貨幣たるが故に流通するものと云はなければならぬ。素材價値を有することは貨幣に取つて絕對的な必要條件ではない。貨幣は素材的拘束を離れるも尙ほ貨幣として存在する。預金通貨（Depositcurrency）や、帳簿貨幣（Buchgeld）は無定型の貨幣であつて、素材的約束を有しない。

貨幣理論

（英）Theories of Money
（獨）Geldtheorien

〔定義〕貨幣の生成、職能、本質及び價値の問題をその內容として理論的に體系づけられ、從來の經濟原論から分化した學問上の新領域を名づけて、貨幣理論と謂ふ。

〔解說〕貨幣理論は嘗ては經濟學の一般理論の中に織込まれ、價値論と價格論との橋渡しの役目を演じたに過ぎなかつたが、これは貨幣自體の働きが常に財貨の世界に對して從屬的なものであつたのにも依るであらう。一般經濟理論の發展段階においては、重商主義に對立して重要な地位を占むる重農主義者の中に、貨幣理論では殆んど見るべきものがない。然るに今日に於ける

貨幣は、最早や單なる流通媒介手段でなく、夫れ自身の側から經濟を指導する力を有し、時としてはこれを攪亂さへすることがあるので、貨幣の側からも經濟現象を觀察する必要を生じた。勿論これは貨幣理論の獨立を意味してはゐないが、その內容の膨脹によつて取扱乃至研究の便宜上一般經濟理論からの分化を齎らしたと云ひ得る。なほ此くの如き經濟學と貨幣理論との具體的關係の外に、經濟哲學又は方法論の問題として經濟學と貨幣思想との關係も見逃すことは出來ない一つの學問上の分野である。貨幣理論の體系に於て、貨幣の生成、職能及び本質は所謂貨幣の靜態的理論と云ふべく、貨幣經濟の本質を理解し、貨幣と財貨との接觸點たる貨幣價値理論に至る基礎をなすものである。貨幣價値論は貨幣の動態的理論であつて、その變動理論を中心としての考察が、景氣理論若くは貨幣政策理論を形成しつゝある事實も否定は出來ない。

加盟銀行

（英）Member Bank

「メンバー・バンク」の項を看よ。

蒲生君平

〔人物〕名は秀實、又夷吉と云ひ、字は君平、伊三郎は通稱である。下野宇都宮の人。明和五年に生まれ、文化十年七月六日年四十六で歿した　憲眼達識の士である。

〔著書〕幕府に建白し、天下の時弊を指摘して時務策を述べた「不恤錢」の中に、金穀を論じた一篇がある。我が國錢貨の變遷を叙し、天正以後鑄錢多きを指して「其の錢益多くして且つ輕く、凡て百物是に由つて其の價を增益す」とて、錢貨と物價との關係に着眼せるは、意見の當否は別として、蓋し當時にありては稀れに見る警拔なる所懷を洩らしたものと云はねばならぬ。

貨物受取船荷證券

（英）Received for Shipment B.ll of Lading, Received Bill of Lading
（獨）Ueberrahmekonnossement
（佛）Connaissement reçu

〔定義〕船舶會社が荷送人より荷受後本船積込前に之を發行し、船積のため貨物を受取りたる旨を記載したる船荷證券のことであつて、受取船荷證券又は貨物受取船積前船荷證券といふも之と同じものである。

〔解說〕普通に貨物積込船荷證券を適法船荷證券と云ひ貨物受取船荷證券を法規外船荷證券と云ふが、國によりては明白に船積前に船荷證券を發行することを禁じてゐる。然るに貨物受取船荷證券は法律の規定如何に拘らず、商取引の實際的必要から現に世界各地に於て廣く行はれてゐる商習慣である。船積終了後に非ざれば船荷證券を發行するを得ずとする時は、貨物の引渡後本船積込みまでは荷送人は船荷證券なきため荷爲替を取組むことが出來ないと云ふ金融上の不便がある　英米間の棉花取引に使用される受託船荷證券（Custody Bill of Lading, Connissement d'ipot）は貨物引渡の當時未だ船舶の入港せざる場合に發行せらるゝ船荷證券である。又、港灣船荷證券（Port Bill of Lading）は船舶入港後に發行される。我が國及びフランスは船荷證券に關して何等の法律規定がない。其有效無效に就て議論があるが、學說判例は區々であつても必要上嚴存する商習慣である。

貨物貨幣說

（英）Commodity Theory of Money

（獨）Warengeldtheorie

〔定義〕貨幣の本質をば貨幣の素材と觀て、貨幣は其の素材に價値が存してゐる故に、貨幣たり得るものとなす學說である。

〔解說〕古來、多くの學者及び實際家の貨幣思想を支配したものはこの學說であつた。原始的の經濟社會に於ては、貨幣として種々の財貨を使用したが、稍や進歩した經濟社會は、この思想に基き貨幣材料として金屬のみを使用する。從つて今日にては一般に此の學說を呼んで金屬學說（Methallism, Metallismus）と稱してゐる。蓋し金屬の素材價値に重きを置くところの金屬貨幣中心の思想に外ならないからである。此の貨物貨幣說の貨幣理論は嘗ては殆んど何等の缺陷を示すことなく、貨幣現象の說明に役立つ理論として一般に受入れられたが、その後貨幣現象には幾多の變化が起り、貨幣觀念もまた進化せざるを得なくなつた。この貨幣觀念の進化に、重大に影響を與へた貨幣現象は何等の素材價値を有してゐない紙幣の流通である〔「金屬學說」の項を看よ〕。

貨物代表證券

〔定義〕證券に記載せられたる物品を表彰する證券を指して貨物代表證券と云ふ。

〔解說〕運送業者の發行する船荷證券、貨物引換證、倉庫業者の發行する倉庫證券は、運送品又は寄託品を受取りたることを證明すると共に、これ等物品の質入、賣却等の物品に關する處分は證券を處分することに依つて爲されるから頗る便利である。

貨物積込船荷證券

（英）Shipped Bill of Lading, Bill of Lading Shipped

（獨）Auffladekonnossement, Vorladungskonnossement

（佛）Connissement embarque

〔定義〕貨物を本船に積込みたる後發行する原則に從つて發行される船荷證券。

〔解說〕普通に船荷證券と云へばこれを指すのである。商法第六二〇條及び第六二二條の船荷證券に關する規定は學者間に疑義を抱く者がないではないが、併し貨物積込船荷證券には完全に當嵌る規定である。これを適法船荷證券とも謂ふ〔「船荷證券」の項を看よ〕。

貨物引換證

（英）Way Bill

（獨）Ladeschein

（佛）Feuille de route

〔定義〕陸上運送に於て荷送人が貨物の運送を運送人に委託したる時、荷送人の請求により運送人の交付する貨物代表證券。

〔解說〕海上運送に於ける船荷證券と同樣運送中にある貨物の賣買、讓渡、質入其他の利用に供するため發行される。運送人の金融その他の支障を除く目的にて海上運送に於ける船荷證券の制度を陸上運送に移植して出來た制度である。けれども陸上運送は海上運送に比較して概ね運送距離が短く、從つて運送時日も比較的短いから、特別の貨物代表證券により運送貨物の處分をなす必要は、海上運送に於ける程切實でない。故に船荷證券は各國ともに法律で認めてゐるが、貨物引換證の方は必らずしもさうではない。貨物引換證を認むる國は獨法

系の諸國で、佛法系の諸國ではこれを認めてをらぬ。尤も佛法系の諸國では、貨物引換證に代はるべきものとして、送り狀の複本又は謄本に運送人が署名し、金融その他の便に供せしめてゐる。之も便法である。我が國では、貨物引換證の外に運送狀なるものを認め（商法第三三條）、これを一般に送り狀と稱してゐるが、單に運送に關する證據方法の一種に止まり、貨物代表證券でないから、これを讓渡質入することは出來ない。

空小切手

〔定義〕眞實の取引原因なくして、單に金融の目的により發生せる小切手、又は銀行に支拂資金を有せざるに振出されたる小切手等を指して空小切手といふのである。

カラット

（英）Carat

（獨）Karat

（佛）Carat

〔定義〕金と他の金屬との合金に於て、其純金含有の程度を表示する單位の名稱。

〔解說〕純金は二十四カラットで、二十四金とも云ふ。イギリスの磅貨は二十四カラットのうち二十二カラットまで純金であるから、此場合に於ける單位は十二分の十一となり、我國のそれは十分の九となる。

空手形

（英）Kitos

（獨）Reitwechsel

（佛）Billet de Complaisnce

〔定義〕商取引の原因なきに拘らず、專ら金融の爲めに振出された手形のこと。支拂資金の空なる手形で不渡の危險が多い。

〔解說〕書合手形、慣合手形、貸手形等は何れもこの空手形である〔「雙通手形」の項を看よ〕。

ガランティー・ブローカー

（英）Guarrantee Broker

〔定義〕自ら外國爲替取引の相手方となり、その爲替取引に於て一切の危險と責任とを負擔するが、同時にまた營業として廣く賣手買手の仲介を爲す爲替業者を云ふ。

〔解說〕爲替仲買人と、爲替仲立人とを一人で兼ね、自己計算によつて取引を行ふ場合は爲替投機業者と云つた方が適當である。上海、ボンベイ等の東洋外國爲替市場に於て活躍する爲替ブローカーは多くこの種のブローカーに屬する。上海の仲立手數料は、對商人取引に就ては1/61パーセント、銀行間取引に就ては1/32パーセント。

借換社債

（米）Refunding Bond

（獨）nenfundierte Obligation

〔定義〕其の目的の如何を問はず借換の爲めに發行せられたる社債のことである。

〔解說〕社債の借換には、（一）單純なる延期借換、（二）低利借換、（三）併合借換等の幾つかの場合がある。借換社債の利率は低利借換の如き場合は別として、必らずしも舊債より低率とは限らない。往々にして高率なることがある。低利借換社債の中には、舊債が無擔保であつたのを改めて擔保附として、低利に借換へる方法が講ぜられる。借換社債は形式上新債であるが、實際に於ては舊債の延長であるから新債必らずしも新債でない。會社の都合で償還期の到來せる舊債を全部滯りなく償還することが出來ない場合は、同額若くは同額以上の新

規社債を發行し、舊債所有者に對しては乘換應募の便法を認めて優遇する。此場合は明らかに舊債の償還延期を意味してゐる。

借手形

〔定義〕金錢融通の便宜に供する目的を以て、振出人はたゞ名義のみで振出される手形のことである（「證手形」の項を看よ）。

カレンシー・ノート

（英）Currency Notes

〔定義〕イギリスに於て、世界大戰の際に緊急貨幣として發行せられた政府紙幣。

〔解說〕一九一四年夏、イギリスに於ける對獨開戰の機運は經濟界を混亂に陷らしめ、金貨は流通市場から姿を消し、銀行預金の引出しと、イングランド銀行券の兌換請求は一時に增加して、信用は急激なる停滯を免れなかつた。政府は一九一四年八月四日先づ金銀貨並に地金を條件付戰時輸出禁制品とし、八月六日には通貨並に銀行條例（Currency and Bank Note Act）を發布して、イングランド銀行をして其の銀行券の保證發行制限額を超過する限外發行を許し、又郵便爲替に對し法貨として緊急貨幣たる性質を與ふると共に、大藏省をしてカレンシー・ノートの發行をなすことを許した。カレンシー・ノートの券面額は一磅及び十志の二種である。之に法貨たる性質を與へ、金兌換とした。大藏大臣の許可によつてイングランド銀行、スコットランド銀行並にアイルランド銀行に於ては從來の最高發行高以外の制限外發行として取扱はれた。イギリスに於て此くの如き紙幣の發行されたことは洵に空前と云はねばならぬ。政府はイングランド銀行を通じ、市中銀行に對して其の預金債務の二〇%に相當する額を限度としてこれを發行したが、夫れは各銀行に對する貸付金として發行された。これに依つて通貨の缺乏は救はれたが、間もなく政府に於ける戰時財政の支出增加に從ひ、最早や公債の發行及び租稅の徵收を以つてしては、到底所要の資金を得ることが出來なかつたから、一九一四年八月二十八日通貨並に銀行券改正法（Currency and Bank Note (amendment) Act, 1914）が發布せられ、カレンシー・ノート發行の目的には、通貨の缺乏を補ふことの外に、更らに政府の財政手段として利用すると云ふことが新らしく加はへらるゝに至つた。以上の如き經過によつて政府紙幣の增發が盛んに行はれると共に、それは著しい信用膨脹の基礎となり、戰時インフレーションの原因となつた。カレンシー・ノートの流通高は、一九一四年末には三千八百三十萬磅であつたのが、一九一九年末には三億五千六百十萬磅と激增してゐる。これに對して政府はカンリッフ委員會の提案を容れ、一九一九年十二月十五日の大藏省令を以て先づ一九二〇年度の無準備政府紙幣の發行最高額を三億二千六十萬磅と定め、以後每年の發行最高額を漸次減少する事にした。一九二五年には金銀輸出禁止法は撤廢せられ、五月十三日に金本位法（The Gold Standard Act, 1925）が發布せられ、金本位制度の確立を見るに至つたが、一九二八年七月二日に通貨及銀行券法（Currency and Bank Note Act, 1928）の發布あり、遂にカレンシー・ノートとイングランド銀行券とは合併され、その結果イングランド銀行券は新たに法貨たる一磅及び十志の銀行券を發行し得ると共に、其の保證發行最高限度は二億六千萬磅と決定せられることゝなつた。

カレンシー・プリンシプル

（英）Currency Principle

〔定義〕我が國にては之を譯して通貨主義と謂つてゐる。金本位の自働的機構に信賴を置き、金準備を擁護せんとする主張である。詳しくは「通貨主義」の項を看よ。

爲替

（英）Exchange

〔定義〕隔地者間の貸借を決濟し、代金を取立て、送金をなす仕組のことである。

〔解說〕爲替は其の仕組が內地に限られてゐるか、外國にも及ぶかによつて、（一）內國爲替、（二）外國爲替に分れる。外國爲替は隔地者間の支拂決濟の方法たること內國爲替と異るところなきも國際間の支拂決濟に關するものであるから、常に國內貨幣と外國貨幣との價値關係、卽ち爲替相場が問題となる。なほ爲替は各種の標準に從つて、（一）送金爲替、（二）荷爲替、（三）並爲替、（四）逆爲替、（五）直接爲替、（六）間接爲替などの種類に分類することが出來る。

爲替安定資金

（英）Exchange Equalisation Account

（米）Exchange Stabilisation Fund

〔定義〕自國に於ける爲替相場の激動を防止せんが爲に、爲替の賣買調節に就て運用せらるべく設置された政府の資金勘定。

〔解說〕この政策の先驅をなすものは、一九二六年末より翌二七年に亘りて行はれたフランスの積極的爲替調節策であつて、政府はフランス銀行との間に損失補償の契約を結び、同行をしてフラン不安のために逃避せる巨額の資本の買戾をなさしめ、回收せられた在外資金の運用により一九二八年に平價切下金本位復歸を行ふに至る迄フラン相場の安定をつゞけることが出來た。イギリスでは、一九三二年の財政法によつて、爲替平衡勘定なるものが設定された。この運用によつてポンド貨の激動殊にその急騰を防ぎ、以て爲替投機、資本逃避を抑壓すると同時に、ポンドの强調により輸出貿易の障害を除去せんが爲めである。これに要する資金は最初、（一）從來より存したドル爲替資金の殘高二千五百萬磅、（二）新資金一億五千萬磅の合計一億七千五百萬磅であつたが、一九三三年四月これを三億五千萬磅に增額した。この爲替平衡のための資金は、金、英貨及び外貨を以て適宜保有することが許されてあり、イングランド銀行が主としてその管理運用に當つてゐる。アメリカにおいては、一九三四年金準備法（Gold Reserve Act, 1934）は、イギリスの爲替平衡勘定と同一趣旨より成る爲替安定資金設定に關する規定を設けたが、同年四月二十七日を以て正式に設定せられ、金の再評價による差益金二十億弗をこれに繰入れた。この爲替安定資金が弗貨の騰貴抑壓を主要目的としてゐる點はイギリスの場合と異らないが、後者は輸出貿易の振興に重きを置くに對し、前者は國內的物價の引上、產業復興の助成を目指してゐる點が異る。フランスに於ては一九三六年九月を以て平價切下を行ひ、十月爲替平衡資金を設定してこれが管理をフランス銀行に委託した。

爲替會社

〔定義〕內外商業の振作に要する資金を融

通して通商會社に助力を與へ、併せて金銀貨幣の融通を容易ならしめ、民間の金融を開發せしめん事を目的として設立せる我國最初の株式會社、我國銀行の先驅である。

〔解說〕泰西に存在した會社及び銀行を興す必要あることを痛感したる明治新政府は、明治二年に東京、大阪、西京、神戸、横濱、大津、新潟及び敦賀に通商、爲替の兩會社を設立した。之等會社は我國最初の株式會社である。爲替會社は社中の醵出せる身元金の外に政府より巨額の貸下金を受け、一般よりは預金を受入れたが、後に銀行券を發行する特權が與へられ、これを以て主なる貸出資金となした。銀行券の種類は各爲替會社に依つて異るが、全體から見れば金券、銀券、錢券の各種であつて、この外に横濱のみは洋銀券を發行した。爲替會社は主として貸付の方法により貸出を行ひ他の爲替會社と契約して爲替業務に從事し、更らに兩替を行つた。然るに各爲替會社は何れも數年にして失敗し、明治五年國立銀行條例の發布によつて、横濱を除く外は解散するの已むなきに至つた。横濱爲替會社は組織を改めて第二國立銀行となる。

爲替買取依頼證

〔定義〕爲替銀行が輸出荷爲替手形を買取る場合、手形不渡によつて生ずる損失を避けんが爲めに、振出人より提出せしめて萬一の際に於ける責任を明かにした證書。

〔解說〕常に其の銀行と取引ある信用確實なる輸出業者の場合を除き、普通には此の證書を提出せしめ、尙ほ荷爲替手形副書を差入れしめ、細目の事項につき契約する。

爲替換算表

（英）Exchange Table
（獨）Wechselkurstabelle
（佛）Tableau du cours du change

〔定義〕爲替換算の煩を避くる爲に、あらゆる金額に對する換算額を掲げて、邦貨と外貨との等價を一目瞭然たらしめた表。

〔解說〕歐米の銀行員は一冊づゝ此の換算表を所持し、自己の運算の確否を確めた上で其の事務を進める。恰かも利息一覽表の如くあらゆる外國爲替相場に於ける一から九まで、或は一から百までの數字に對する邦貨と外貨との等價を示した表である。

爲替關稅

〔定義〕爲替安に乘じて殺到する外國品に對し、其爲替安による利益を抹殺する爲めに課する關稅を指して爲替關稅と謂ふ。

〔解說〕爲替關稅の程度は、爲替低落の程度と、其の爲替低落國に於ける物價騰貴の程度とに應じて決定されるが、時にはこれを利用して爲替關稅乃至爲替ダンピング稅の名の下に、爲替低落以上の高率なる關稅を課して外國品に壓迫を加へ、之によりて自國商品を保護せんとする場合がある。

爲替管理

「外國爲替管理」の項を觀よ。

爲替許可制度

（獨）Devisengenehmigungen

〔定義〕輸入業者の外貨需要に對し、一一許可を與へてこれに制限を加ふる制度。

〔解說〕ドイツはその典型的な國である。これには個別的許可と一般及び總括的許可との類別がある。個別的許可は行爲の都度與へられるものであるが、一般的及び

總括的許可は一定期間内に於て許可申請の要なく任意に多數の行爲をなすことが出來る。我が國に於ては昭和十一年十一月廿七日大藏省令第三十八號を以て爲替許可制を採用し、十二月一日よりこれを實施した。

爲替銀行

（英）Bank of Exchange
（獨）Wechselbank

〔定義〕對外債權の賣買並に代金取立、信用狀發行其他の附隨業務を營む銀行であつて、貿易港又は金融中心地に存在する。

〔解說〕爲替銀行の出現は、信用の發達通信及び交通機關の普及にも勝りて、爲替制度の上に重要なる關係を有する。債權者と債務者との間に介入し、金額、期限及び場所の三點について恰かも好都合に相殺せらるゝ貸借關係を人爲的に創設し、以て隔地者間貸借の決濟を一般的規則的ならしめるところに爲替銀行の機能と存在理由がある。併し發達せる今日の爲替銀行の意義は最早や單なる隔地者間貸借の決濟所（Clearing House）と云ふだけではない。即ち爲替銀行は爲替の供給者に對しては自ら買手に代つて之を買取り、爲替の需要者即ち賣手に對しては自ら賣手として之に賣渡すことによつて、その需給を媒介し、以て隔地者間の貸借關係を決濟し得せしめるのである。故に爲替銀行の業務は一地域に於ける現金と他の地域に於て現金たるべき貨幣債權との交換取引を意味する。これを名づけて爲替銀行の媒介的機能と云ふ。今、外國爲替取引の國際經濟的機能を爲替銀行の營める業務の上から眺めるとき、次の如き營業種目を擧げることが出來る。即ち（一）各種外國爲替手形の賣買及び取立、（二）商業信用狀及び旅行信用狀の發行、（三）公社債株券等の如き外貨有債證券の賣買、（四）國際支拂手段たる地金銀並に外國貨幣の賣買（五）外貨預金の引受及び拂出等々は其の主なるものであるが、多くの場合爲替取引に關聯して尙ほ一般商業銀行業務をも營む。本邦に於ては、爲替の賣買に從事する銀行は主として横濱正金銀行であるが、其他臺灣銀行、朝鮮銀行及び普通銀行の主なるものも、これに從事してゐる。然るに昭和十一年十二月一日以後は、既設又は新設の店舗に於て外國爲替業務を營まんとする場合は大藏大臣の許可を要することゝなつた。

爲替釘付政策

（英）Pegging of Exchange

〔定義〕爲替手形の賣買によつて、爲替相場を或る一定の點に於て人爲的に固定せしめんが爲めに行はれる爲替政策のこと。

〔解說〕戰時中及び戰後にかけて多數の國によつて實行せられた政策である。昭和五年七月より六年に亘り我が國政府が所謂ドル買に對抗せんが爲めに横濱正金銀行をして、爲替の統制賣をなさしめ、爲替相場を四九ドル八分の三に維持したのも見やうによつては一種の釘付政策である。併し乍らこの政策の最も顯著に、且つ大規模に實施せられたのは、大戰中に於けるイギリス政府のポンド釘付政策であらう。これは大戰中に發生したる巨額の軍需品、食糧品の輸入に基く對米支拂の激增の爲に起るポンド爲替の激落を防ぐために行はれたもので、その期間は一九一六年から一九一九年に至る四年間に亘つてゐる。その間イギリス政府は、ニューヨークのジェー・ピー・モルガン商會を代理人として四ドル七六セ

ント一六分の七の釘付相場を以てポンド手形を無制限に買取らしめた。この手形買入に要した資金の一部は、金の積送、イギリスに於けるドル證券の動員により、他の一部はモルガン商會を通じて外債を募集することによつて調達せられたが、一九一七年アメリカの戰爭參加以來はアメリカ政府よりの借入金をこれに充てることが出來た。然るに手形を自然の相場より高く買ふことは、アメリカよりイギリスへの輸出業者に非常な利益を與へ、アメリカよりの對英輸出は益々增加する傾向を生じたから、ニューヨークに於ける手形買取りに要する費用も增加するばかりであつた。そこで爲替釘付政策に對しては輸入制限策が併用され、これによつて手形買取資金の增加を防いだ。併し一九三一年の金本位再停止以後に於ける爲替平衡勘定の運用が積極的、攻勢的なる爲替調節策であるのに對し、之は全く消極的、防禦的であつたと云ふことが出來る。其處に爲替政策の推移が見られる。

爲替口座

〔定義〕當方口と先方口とに分ち、當方の依頼に基くものは當方口に記帳整理し、先方口からの依頼によるものは先方口に記帳整理する。他店勘定の記帳方法である。

〔解說〕銀行は凡て各地の同業者と爲替取引契約を結んで、或は送金爲替を取組み、或は代金取立の依頼をする。かゝる爲替取引は當方の依頼に基いて生ずる場合もあれば、又先方から仕向けられる場合もある。當方口先方口の區別は、取引そのものゝ本質によつて定まるものではなくて、何れかの銀行の依頼に基くやに依つて定まる。故に甲銀行の當方口は乙銀行の先方口となり、乙銀行の當方口は甲銀行の先方口となる。當方口の別の名を當行口、自行口、弊行口、此方口とも云ひ、先方口の別の名を貴行口、貴方口、他行口、向ふ口とも云ふ。この當方口、先方口の區別は、他店勘定を記帳計算する爲めに考案された便法である。なほ進んで云へば、他店勘定の貸借の現はし方は「他店へ貸し」と「他店より借り」二つ以外にはないが、併し他方への貸しの中には文字通り他店へ貸した債權の外に、預けた債權を含み、又他店より借りとなる勘定には文字通り他店より借りた債務の外に單に預つてゐるに過ぎない債務もあるから、結局他店勘定は預け、預り、借越、貸越の四つに分れる。そして當方口は他店勘定の貸借の中、預け勘定と借越勘定の二者を併せたものであり、先方口も同樣にして預り勘定と貸越勘定との二者を併せたものである。之を表に示せば次の如くである。

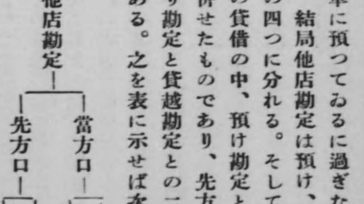

爲替裁定

（英）Arbitration of Exchange
（獨）Wechselarbitrage

〔定義〕或る一定の時に於ける爲替相場の場所的差異を利用して、最も有利に爲替の取組をなさんとする爲替技術。又はかゝる差異を利用して利鞘を收得せんが爲めに積極的になさるゝ爲替取組を指して謂ふ。

〔解說〕一定の時に於ける一國貨幣の爲替相場は本來ならば、各爲替市場に於てすべて同一の高さであるべき筈であるが、實際に於ては各市場に於ける、需給狀勢の差

異、時差その他の諸事情によつて多少の開きがある。そこでかゝる爲替相場の場所的差異を利用して爲替裁定が行はれるのであるが、併しこの爲替裁定は、特に機敏なる行動を要するから、電報情報の完備せる爲替銀行その他の國際金融業者又は大貿易會社に非ざればこれを行ふことが出來ない。

爲替裁定は、裁定の行はれる關係地點から見て、これを(一)直接裁定、(二)間接裁定の二つに分けるが、前者は兩地間に於て行はれる裁定であるから又二地點裁定ともいふ。後者は三地點以上の爲替相場を利用する場合であつて、三地點間に於て行はれるものは單一裁定、四地點以上に及ぶものは重複裁定である。併し、實際問題としては時差の關係その他爲替の出合關係等で、數地點を經由することは容易でなく、普通は三地點間の裁定による場合が最も多い。先物の契約を以て行はるゝ裁定を先物裁定といひ、思惑の目的にて行ふ時は思惑裁定となる。純粹裁定は電信爲替相場を用ふ。

爲替差損金

〔定義〕政府が直接對外支拂をなす時、爲替相場の下落によつて豫定せる金額以上餘分に負擔しなければならぬ經費のこと。

〔解說〕爲替相場の下落に原因する對外支拂の增加、俸給及び物件費等の增加を含み、各省に於ける對外支拂の雜多なる項目より成るもので、夫々の省に於て負擔する。外債の元利拂に於て生ずる爲替差損金はこれを特に貨幣交換差損金と云ひ、爲替差損金の中では最も多額を占むるものである。

爲替資金

「外國爲替資金」の項を看よ。

爲替市場

「外國爲替市場」の項を看よ。

爲替證明制度

（獨）Devisenbescheinigungssystem

〔定義〕必要と認めた輸入に對し、支拂滿期日までに爲替用意の確實になされることを保證する爲替證明書を交付する制度。

〔解說〕ドイツでは爲替割當制度による爲替管理の方針を改め、一九三四年九月四日の商品交通に關する命令、同日公布の監視署設置に關する命令、九月十一日公布の爲替管理規定改正命令等に基き、新に爲替證明制度を實施し、監視署を增加して凡ゆる輸入品に對して監視を加へ、從來の爲替署の代りに爲替管理の事務を行はしめ、爲替署は商品交易業務及び清算業務のみを行ふ事とした　之と同時に從來の一般爲替認可制及び爲替割當制を廢止し、監視署に於て認めたる輸入に對して爲替證明書を交付する。これは輸入品檢査の際稅關に於てこの書面に輸入品金額の記入を受けることによつて合法的のものとなる。爲替證明は原則として、個々の輸入業務に對して與へられ、輸入品の最初の加工者又は使用者の確定してゐることを要する。この爲替證明制度は貿易管理の更らに强度化したものであつて、支拂手段たる爲替の統制によりてのみその目的が達せられる所の方法である。

爲替尻

〔定義〕外國又は內地の爲替取引先銀行との間に、爲替取引上生ずる債權債務の殘高で、その實質は銀行間の當座預金殘高。

〔解說〕 爲替取引は本支店間に於てせらるゝと取引先銀行間に於てせらるゝとを問はず、必然的に夫等銀行間に貸借關係を生ずるが、一方より仕向けたる爲替取引と他方より仕向けられたる爲替取引とが同額に堆積せられ、全く均衡を得ることは稀れであつて、何れか一方が他方に勝り、所謂片爲替となるのを普通とする。殊に隔地間の支拂決濟は、兩地に固有なる經濟事情——例へば一方が原料の產出地であり他方は之に加工する製造地であるが如き——に基くことが少くないから、兩地の爲替關係は常に一方的方向を取り、これに依つて兩地の銀行間の貸借關係もまた一方的に偏するを免れない。此くの如き爲替尻の不均衡には二つの異れる場合がある。(一)同一他店に對する當方口爲替尻及び先方口爲替尻が互に預け合ひとなり、或は互に借越となる場合、(二)一他店に對し當方口或は先方口爲替尻のみを生ずる場合即ち是である。此の如き爲替尻の不均衡は、種々の不利益を伴ふ。さればこゝに爲替尻不均衡矯正の問題が起つて來る。其の方法が所謂爲替尻の決濟である。これを爲替資金の操縱と謂ふ。

爲替尻決濟

〔定義〕 銀行間相互に殘高を相殺して爲替出合上の不均衡を矯正することである。

〔解說〕 所謂片爲替の傾向は、何等かの方法に依つて貸借の均衡を齎らされざる限り、結局に於て現金を以て決濟され、爲替取引に期待せられたる效果を犧牲とする。故に爲替出合上の不均衡を矯正することは銀行に取つて洵に重要なる問題と云はなければならぬ。この方法には、(一)爲替尻振込、(二)爲替尻付替の二つの方法がある。

(一) **爲替尻振込** 借方銀行より貸方銀行へ現金を輸送し、或は他銀行を通じて送金爲替を取組み、送金小切手を郵送する方法である。此の方法は爲替尻付替をなし得ざる場合、又は最後の決濟法として利用せられるもので、實は特殊の例外に屬する。

(二) **爲替尻付替** 現金の輸送、送金小切手の郵送の如き方法を採らず、單に一葉の葉書を以て貸借關係を決濟する便法である。此の付替には二つの場合がある。一は同一他店に對する當方口と先方口との爲替尻を相殺する場合であつて、これを双方付替と云ひ、他は二つの他店に對して行ふ爲替尻の付替で、これを循環付替と云ふ。爲替尻付替としての妙味は寧ろ後者にある。爲替尻付替は、双方付替にもせよ、循環付替にもせよ、各銀行何れも其の當方口の殘高即ち預け金と借越とについて行はれる。

爲替心理說

(佛) Théorie psychologique du change

〔定義〕 世界戰後に起つた爲替動搖による多くの經驗に基き、主としてフランスに於て新たに提唱さるゝに至つた爲替理論。

〔解說〕 世界戰後に起つた爲替の動搖は、人類の未だ曾て經驗せざる所のものであるだけに、從來の爲替理論を以てしては之を完全に說明することが出來ない。そこでフランスでは、一九二二年頃から此の經驗に基いて爲替心理說が唱へ出されたが、この說を一つの纒まつた爲替理論として體系づけたのは實にパリ大學教授アルベール・アフタリオン (A. Aftalion) である。アフタリオンの說く處によれば、外國貨幣に對して一定の價格が支拂はれるのは、外國

貨幣に何ものかを期待するからである。その期待には、(一)質的要素のものと、(二)量的要素のものとがある。質的なる期待としては外國貨幣の有する購買力の外に、外債支拂力、投機替利力、價値逃避力等が擧げられ、殊に最後の二つの期待は、爲替相場を變動せしむる重要なる要素であるとした。又量的期待とは外國貨幣に對する期待即ち個人的評價をなす場合に於ける需要及び供給の數量である。かくして質的要素と併せて量的要素をも擧げたのは爲替心理說の主張としては奇異に感ぜられるが、併し量的に一定せるものにても其の最後の根據は個人的評價であると說き、心理的要因を强調する。かくして從來の爲替理論に於て多く看過された處の要素即ち資本の移動殊に資本逃避、豫測殊に爲替投機等に注意を促したのは、この爲替心理說の功績である。勿論、これを以て直に完全無缺のものとすることは出來ないにしても、今日においては優れたる爲替理論の一たるを失はない。

爲替政策

〔定義〕 外國爲替相場又は同市場に作用する種々の經濟諸勢力の自由なる活動に對して加へられる一切の國家的干涉を謂ふ。

〔解說〕 如何なる爲替政策が行はれるかは、その時々の經濟的狀勢に適應して、一に政府が如何なる經濟政策を樹立し、實行するかによつて定まる處の問題である。定型的なる自由主義經濟の下にあつては、金本位の自動調節的機能に依賴して、唯だこの機能を遺憾なく發揮せしめることを最高の目的とした經濟政策が行はれると共に、爲替相場に就ても正貨輸送點を上下の限界とする小範圍に於て、出來るだけ安定的らしむる爲めに直接的乃至は間接的な調節策が行はれたに過ぎない。その主なるものを示せば次の如くである。(一)一般通貨政策（支拂準備政策、發券政策）(二)割引政策(三)公開市場政策(四)外國爲替手形政策 (Devisenpolitik) (五)主として中央銀行によつて行はれる片爲替の調整。これ等は戰前の所謂自働的國際金本位制の下に於て採られた爲替政策であつて、金準備の擁護又は金本位の維持を共目的とした。然るに金本位停止下にあつては、金本位の停止と云ふことが既でに一種の非常手段であり世界的不況を克服せんとして幾多重要なる政策による國家的統制の强化と共に、戰爭以來の生々しき經驗をすべて織込める極めて嚴格且つ積極的なる爲替政策への進出を促した。試みにその主なる政策を擧ぐれば、(一)爲替實買調節策としては、(イ)爲替安定資金 (Exchange Stabilisation Fund) による攻勢的若くは防禦的干涉。(ロ)爲替釘付政策 (Pegging) (ハ)爲替釘付政策 (Pegging) (ニ)先物爲替の操作等の諸方策が行はれ、また(二)爲替制限としては、(イ)資本逃避の防止（爲替手形の買入制限、金、銀行券及び有價證券の輸出制限）、(ロ) 爲替投機の防止（爲替の買入、外國人に對する當座貸越、先爲爲替の取引の制限）、(ニ) 對外支拂の制限又は外貨拂の停止（外貨閉鎖勸定の利用、完全なる外貨閉鎖）、(ホ)輸入手形の買入制限（奢侈品輸入禁止、輸入許可制、輸入手形の配分）、(ヘ) 外貨保有政策（輸入業者に對する外貨引渡强制、海外投資、外國預金の引渡强制）等がある。爲替實買調節政策は自國通貨の鞏固と經濟の發展とを圖らんが爲に實施されるに至つたもので、戰前に於ても直接的な調節政策が行

はれたが、金本位停止下に於けるものはより積極的より攻勢的である。爲替制限は外國爲替取引の自由に制限又は抑壓を加へるもので、之を爲替管理と謂ふ。なほ此の外に(三)金政策として、(イ)金の公定買上價格の變更、(ロ)金平價の變更が行はれ、また(四)海外貸出の禁止、國債、公共債、社債其他の長期債、クレディットがある。要するに今日の爲替政策は爲替取引の制限である。

爲替清算協定

(英) Exchange Clearing Agreement

〔定義〕 主として貿易に伴ふ爲替決濟を相互的に行ふことによつて、封鎖せられたる對外債務の支拂及び回收を容易ならしめると共に、進んでは協定國間の貿易を一層促進せしめんとする協定的爲替政策で、爲替制限に對する一種の緩和手段でもある。

〔解說〕 この爲替清算協定は、一九三一年五月クレディット・アンシュタルトの破綻を契機として勃發した歐洲信用恐慌に由來する。當時歐洲の諸債務國は外國資金の引上げ、自國資金の逃避に苦んだ結果、その對策として爲替管理を實施し、一切の對外支拂の原因となるべきものを制限するの擧に出たが、尙ほ進んで外貨拂の停止 (Transfer Moratorium) を行ふと共に、これ等爲替管理國に對する輸出代價その他の債權を封鎖勘定 (Blocked Account) に留保し、これが回收を不可能ならしめたのである。しかし乍ら此くの如き事態の進行は、たゞ徒らに國際貿易を萎縮せしめ、各國の經濟不況を助長するばかりであるから、一九三一年十一月、此の難局打開の方策を審議する爲め、國際決濟銀行主催の下に、プラーグに於て外國爲替會議が開催された時、オーストリア國立銀行の代表者から此の爲替清算協定が各國相互間に於て締結せらるべき提案をなしたのに端を發して、同年十二月十日にはオーストリアとスイス間に、十五日にはハンガリイとスイス間に爲替清算協定が締結され、爾來、各國もこれに倣ふに至り、今や全ヨーロッパに於て何れの國とも此の協定を締結せざるはたゞイギリスのみとなつた。更らに南米諸國とヨーロッパ諸國との間にさへ此の協定を締結するものを生じた。現在の協定數は數百に上る。

此爲替清算協定には三つの目的がある　即ち、(一)爲替管理國の輸入者として、其の國に於ける中央銀行の外國爲替準備を更らに減少することなく、外國商品の輸入を可能ならしめる。(二)債權國の輸出者をして爲替管理國に對する輸出品の代價を、封鎖勘定に留保されることなく回收せしめる。(三)協定締結前に於て封鎖勘定に留保されて取立困難となつてゐた債權を回收する。協定の內容は、協定國間の事情によつて異るが、概括して云へば、乙國より商品を輸入する甲國輸入商はその輸入代金を自國貨幣を以て自國の中央銀行の特別勘定（清算勘定）に拂込み、甲國の商品を輸入する乙國輸入商もまた同樣に自國の通貨を以て輸入代金を自國の中央銀行の清算勘定に拂込む。そして甲國の對乙國輸出商及び乙國の對甲國輸出商は夫々自國の輸入商が清算勘定に拂込みたる金額の中からバランスに餘裕ある限りその輸出代金の支拂を受ける。斯くの如く清算協定を行ふ結果は、協定國の貿易は均衡狀態に置かれ、兩國中央銀行の清算勘定もまた貸借相均衡して決濟尻を殘さぬことゝなるが、若し兩國の貿易關係

が均衡を得てゐない時は入超又は出超額だけが相手國清算勘定に於ける借又は貸として殘り、この決濟尻は凍結舊債の支拂その他に利用される。スイス、ハンガリイ協定を見るに、スイスはハンガリイに對して入超、ハンガリイはスイスに對して出超の傾向にあるのを常とし、從つてスイス中央銀行に於ける清算勘定には當然それだけは決濟尻が殘るが、この殘高が四百萬スイスフラン以下にとゞまる場合には、その三分の二は凍結せるスイスの輸出債權へ辨濟に充て、殘りの三分の一はハンガリイ中央銀行の自由處分に委ね、又、決濟高が四百萬スイスフランを超過する場合には、ハンガリイ中央銀行の自由處分に委ぬべき分を四分の三に引上げることが出來るやうにした。協定に基く清算勘定を設けて、協定國間の貸借關係の決濟に當つてゐるのは各自國の中央銀行であるが、國によつては清算事務のため特設又は特定せられた機關がある。例へばフランスに於てはパリ商業會議所の補償局 (Bureau de Compensation) ドイツにてはドイツ清算勘定局 (Deutsche Verrechnungskasse) 等々は即ち是れに屬する。

爲替相場

〔定義〕 內國爲替たると外國爲替たるとを問はず、爲替相場といへば、爲替手形の表示する金額に對する價格のことである。

〔解說〕 普通に爲替相場と云へば外國爲替相場 (Rate of Foreign Exchange) を意味してゐる。この場合に於ける爲替相場は外國爲替市場にる於ける商品たる外國爲替手形の賣買價格である。換言すれば一國貨幣と外國貨幣との購買力の比較を基礎としたところの交換比率である〔「外國爲替相場」の項を看よ〕。

爲替相場の刻み

(英) Point

〔定義〕 貨幣單位の一定分數を以て爲替相場の騰落を示す單位である〔「ポイント」の項を看よ〕。

爲替相場の逆

(英) Unfavorable

〔定義〕 金本位國間の爲替相場では、外貨建相場に於て自國貨幣が外國貨幣に對して平價以下に下落した時、即ち相手國から云へば順の時。又金本位を離脫した場合は一定の爲替平價がないから通常外貨建に於ける爲替の下落した時は何れも逆である。

〔解說〕 一部の輸出商の間では、爲替相場の逆をこれとは反對の意味に解し、爲替高は自國の輸出に不利であるから、外貨建に於ける自國貨幣の騰貴を逆と云つてゐるものがあるが、しかし爲替用語ではない。又、爲替相場の逆は相場が額面より高いから、之れを打歩 (Premium) とも稱する。

爲替相場の順

(英) Favorable

〔定義〕 金本位國間の爲替相場では、外貨建相場に於て自國貨幣が外國貨幣に對して平價以上に騰貴した時、即ちその相手國から云へば逆の時。金本位を離脫した場合には一定の爲替平價がないから、通常外貨建に於ける爲替の騰貴した時は何れも順。

〔解說〕 一部の輸出商の間では爲替相場の順をこれとは反對の意義に解し、爲替安は輸出に好都合であるから、外貨建に於ける自國貨幣の下落を順と云つてゐる。又、爲替相場の順は、その相場が額面よりは低いから、これを割引 (Discount) とも云ふ。

爲替相場の建方

（英）Quotation of Exchange

〔定義〕本位貨幣の單位又は他の單位をとりて、爲替相場を表示する方法のこと。

〔解說〕普通商品の場合ならば商品の一定量を基準として、交換手段たる貨幣を以て其の相場を表示することが出來るけれども、外國爲替では交換さるべき貨幣の何れを基準とするやに就て一定してゐない。自國貨幣を基準として外國貨幣を計算する方法もあれば、外國貨幣を基準としこれに對して自國貨幣を計算する方法もある。前者を受取勘定（Rate of Quotation）又は外貨建相場（Rate in Foreign Money）と稱し、後者を支拂勘定（Rate of Giving Account, Giving Quotation）又は邦貨建相場と云つてゐる〔「受取勘定」「支拂勘定」の項を看よ〕。爲替相場の騰落は、支拂勘定たるときと受取勘定たるときを問はず、價値そのものでなく動部の數字の增減、卽ち相場の呼聲を以て示されるから、爲替相場の變動と貨幣價値の騰落との關係は、一般商品の價格騰落の場合の如く簡單には決定せられない。例へば邦貨の爲替價値の騰貴は受取勘定相場の騰貴を、反對に支拂勘定の下落を同時に意味する。爲替相場の騰貴はたゞ數字の上下に過ぎぬ。

爲替相場表

（英）Exchange Quotation, Course of Exchange

〔定義〕一定の時日に於ける各國の爲替中心地に宛てたる爲替相場、卽ち各種爲替手形の賣買價格を一表にしたものゝこと。

〔解說〕爲替相場表には、（一）銀行の相場表、（二）爲替仲立人の相場、（三）新聞雜誌の相場表、（四）郵便局の相場表などがある。銀行の相場表は海外からの電報や市中の氣配や、自行の都合を按配して作つたもの、爲替立仲人の相場表は銀行の相場表を土臺として作つたもので、爲替相場表としては先づ此の二つが利用される。新聞雜誌の相場表はより一般には報道されるが、その內容は以上の相場表の概要に過ぎぬ。郵便局の相場表は別に外國爲替換算割合とも云はれ、爲替相場表としては特殊のもので他の相場表のやうには每日變更されない。我が國では、橫濱正金銀行の建てた相場表が標準的になつてゐるが、實際にはこれに示されたる相場がそのまゝ我が國に於ける統一的相場たる譯ではないのみならず、金再禁止直後は在外正貨の枯渴のためその建値の發表を中止し、昭和八年四月以來外貨手持の充實につれて、アクセプタンス・レートだけを行內用と斷つて發表してゐるに過ぎぬ。アクセプタンス・レートではあるが、事實上レミッタンス・レートにもこの相場で應じてゐるから最近は建値と見て差支ない。たゞ銀行間の取引には應じないので、此の點で建値として不完全なもので、直接に市場相場を左右する力はないとも云へるが、正金發表の相場であるだけに市場の目標となる。外國銀行の日本支店は特殊の機關を有し、獨自の相場を作成してゐる。銀行の爲替相場表において、常に使用される主なる用語につき左に說明して置かう。

Bank selling 銀行賣り

Bank, T. T. 銀行電信賣り

Bank, Demand 銀行要求賣り

Bank buying 銀行買

Credit 4 m/s 信用四ケ月買

Private 30 d/m 個人三十日買

Nominal 實行相場（Real rate）に對立する見當相場

爲替ダンピング

〔定義〕爲替相場の低落に乘じて其の國から商品を輸出し、爲替相場の低落しない國、又は低落率の小なる國に對して、恰かも不當の廉價を以てする商品のダンピングと同樣な影響を發生せしめる行爲のこと。

〔解說〕爲替相場の低落によつて生ずる影響として最も顯著なる現象は、自國商品の輸出を促進し、他國商品の輸入を防壓することである。爲替相場は下落するも、國內物價はこれと比例的に且つこれと同樣に騰貴するものではない。從つて物價騰貴の割合が爲替低下に及ばざる程度に於て、又終局的には一致するとしても物價騰貴の割合が爲替下落に未だ追付かざる過渡期に於ては、この兩者の開きだけ自國商品の海外競爭力を增進することになる。輸出商品は自國の通貨に於て騰貴してゐても、相手の輸入國の通貨に於て表はせばそれだけ低廉に提供されてゐるため、輸出を促進する效果がある。これに對して輸入商品は相手の輸出國の通貨に於ては從來通りの價格であつても、低落國の通貨にて測定すれば爲替低落の割合だけ高價につくため、勢ひその輸入は制限せられざるを得ないのである。最近の經濟不況の由つて來るところは、たゞに國內的事情にあるのみではなく、更らに世界情勢のうちに求めることが出來、從つて今日の不況對策は國內的情勢の轉換と共に、對外關係の打開をも計らねばならぬ。從つて最も有力な對策として、一方では物價の引上による產業の繁榮が要望されると共に、他方對外爲替の引下による貿易增進が必要とされた。一九三一年米國の金本位停止以來我が爲替相場の低落に伴ひ輸出貿易が改善され、爲替景氣を現出したことは既に吾々の經驗する所である。併し、爲替低落國の輸出奬勵、輸入抑壓は相手國にとつては輸入を增加し輸出を制限することを意味し、惹いて輸出入產業の衰頹を招く。そこで此の爲替ダンピングに對しては關稅が引上げられ、輸入割當制が實施され、これ等の手段によつてなほ十分でなければ、相手國も金禁止又は平價切下によつて爲替相場の引下げを計り、以て之に對する報復手段を講ずるに至るべきは明らかである。

爲替手形

（英）Bill of Exchange, Draft

（獨）Wechsel

（佛）Lettre de change

〔定義〕發行者たる振出人が、第三者たる支拂人をして、一定金額の金錢の支拂を爲さしむる爲めの支拂の委託證券である。

〔解說〕既でに支拂委託證券であるから、手形當事者は委託者卽ち振出人と名宛人卽ち支拂人と受取人の三人を必要とする。商品の掛賣代金、又は其の他の貸勘定に對して債權者がこれを振出し、名宛人たる債務者の引受を得て、受取人たる相手方に渡すことによつて、其の支拂を擔保とする一方的債務を表彰した有價證券となる。元來は送金の用具として使用されたものであるが、現今に於ける其の用途は、（一）荷爲替、（二）外國への送金、（三）代金取立、（三）借用證書、（四）割引による金融手段など種々なる場合において利用されてゐる。約束手形は、其の性質上、買主に於て商品を受取つた後でなければこれを振出すこと

が出來ないから、遠隔地間の商品取引には適せず、又、近接地間にありても取引の敏活を期する點から約束手段は不便である。何んとなれば爲替手形は債權者より支拂を命令するものなるに反し、約束手形は債務者からこれを持參するのを待たなければならないからである。アメリカが主として約束手形の使用國であるに對し、イギリスは爲替手形の使用國である。我が國にては爲替手形と約束手形とが併び行はれてゐる。爲替手形は、その國法の及ぶ範圍に於て、(一)內國爲替手形、(二)外國爲替手形の二つに分けることが出來る。けれども之は手形關係人が內國人たると外國人たるとに依る區別ではなく、其手形作成の行爲地に依つて區別される。イギリスに於ては明白に內國爲替手形と外國爲替手形との區別を設け、其の振出地及び支拂地が共に內國なる場合にはこれを內國爲替手形と看做し、然らざるものを外國爲替手形と稱してゐる。我が國に於ては其の問の關係を審にした明文を缺くが有解釋に從へば大體間違ひはない。外國爲替手形の表示金額は支拂地の貨幣單位に依るを本來とするも例外はある。

爲替手形擔保荷物保管證

（英）Letter of guarantee on delivery of bill of landing against acceptances

〔定義〕手形引受人たる輸入者が荷物賣捌上の都合により、自己の引受手形の支拂前に之を爲すべく、銀行より船積書類の貸與を受くるめ差入れるものゝことである。

〔解說〕正金銀行に於ては船積書類の貸渡をA號貸渡と稱してゐる。この保管證の事をトラスト・レシート（Trust Receipt）とも云ふ。荷物の所有權は尙ほ銀行に屬してゐるから、陸揚、倉入、保管及び賣却等は凡て銀行の代理者としてこれを行ひ、その賣揚代金を受取次第銀行に拂込まなければならぬ。手形金額を支拂はなければ、書類の引渡を受けることが出來ないと云ふのでは、その商品を賣却し手形支拂資金を得んとする輸入商にとつて不便甚だしい。そこで此の不便を除く爲に、擔保を提供して書類を借受ける便法が行はれるのである。

爲替手形擔保船荷證券保管證

（英）Letter of guarantee on delivery of bills of landing and storage purposes

〔定義〕手形引受人たる輸入者が荷物賣捌上の都合で、自己の引受けた手形の支拂をなす前に銀行より船積書類の貸與を受くるため銀行に差入れるものゝことである。

〔解說〕正金銀行の所謂B號貸渡が卽ち是である。この場合には荷物陸揚の上は銀行の倉庫に倉入し、又は銀行指定の倉庫に銀行の名に於て倉入し、その預證券及び質入證券を銀行に提出する。これA號貸渡に於ては荷物保管證と呼ばれるに反し、B號貸渡に於ては船荷證券保管證と稱する所以である。このB號貸渡は信用の薄弱な輸入商に適用されるが、實際には稀れである。

爲替手形の第一券

（英）First of Exchange

〔定義〕延着、不着等の危險に備ふるため、作成された組手形（Set Bill）に屬するところの第一券の爲替手形のことである。

〔解說〕これをOriginalとも云ふ。最初に發送せらるゝものは常に第一券であるから、實際上支拂はるゝものは第一券なることを普通とする。組手形を以て次々に發送するも、一通の支拂を受くれば足り、他の組手形は悉く無效となる（「組手形」の項を看よ）。

爲替手形の第二券

（英）Second of Exchange

〔定義〕組手形にて作成されたところの二枚目の爲替手形を指して謂ふのである。

〔解說〕組手形は二枚に限らない。三枚を發行することもある。第二券は第一券に續いて別の交通機關を利用して送附され、第一券を支拂へば無效となる（「組手形」の項を看よ）。

爲替投機

（英）Exchange Speculation

〔定義〕將來に於ける爲替相場の動向を豫想し、轉賣、買戻しによる値鞘の利益收得を目的として行はれる外國爲替の賣買。

〔解說〕この場合に於ける爲替の需給は一に爲替相場の將來に對する豫測に基いて創造される投機的需給であつて、値上りを豫想して先物を買ひ、この豫想が實現した時にはこれを賣放ち、又、將來の値下りを見越して、爲替の先物を高く賣りつけ、値下りの實現したる時これを安く買戻すことによりて、賣豫約と買豫約とが相殺されて以てその間の利鞘を稼ぐことが出來るのであるから、實需取引の如く其の賣買に資金を要しない。投機取引の著しき特色は、(一)爲替の豫約、(二)相殺の二つである。此の如き純粹なる爲替投機ではなく、有價證券その他の對外短期投資と結びついて、爲替投機の行はれることがある。例へばドルの相場の安き時にドル手形を買入れてアメリカに送り、これを預金又は有價證券の形を以て保有し、ドル相場の騰貴するのを待ちて預金を引出し又は有價證券を處分して得たる金を取寄せるが如きである。この場合、單に銀行利率の引上げ又は證券市價の騰貴を見越してゐたに過ぎぬとすれば、これは明らかに預金又は證券を利用する利鞘稼ぎであるが、若しドルの將來に於ける騰貴を豫測してゐたとすれば、この取引は同時に爲替投機の實を具へたものとなる。自國貨幣の爲替價値の低落が夙に豫想せられ、受取勘定による先物相場が異常なる下落を來した時、輸出商が爭つて爲替の先物を豫約し、反對にその騰貴を見込んで輸入業者が先物の買豫約に集まるが如きは、固より純然たる爲替投機ではないが、併しその爲替相場に及ぼすその直接の影響においては、爲替投機と毫も異るところはない。戰後に於ては爲替投機による資金の移動は重要な役割を演じ、投機により影響を受けた諸國の爲替相場は激烈に動搖した。爲替投機は本來の性質上國際的で、爲替相場變動による利益を求めて各國間に行はれる。

爲替投機業者

（英）Accidental Speculator

〔定義〕轉賣又は買戻をなす目的を以て、爲替の先物を買ひ若しくは賣放ち、その間に利鞘を稼ぐことを營業としてゐる。

〔解說〕この種の爲替投機は爲替業者の取引の中に多かれ少かれ常に含まれてゐるものであり、殊に大戰後に於ける本位恐慌による爲替亂高下の時代に於て彼等は活潑な行動を取つた。戰前戰後を通じて著名な

る世界的爲替投機は所謂支那爲替投機業者(Chinese Speculator)によつて行はれた。

爲替取引

〔定義〕他所拂手形の賣買取引のこと。

〔解說〕本來、爲替とは隔地者間に於て金錢授受をなす場合、現金を送金することなくして同一の效果を收むることを目的とするものであつて、其の目的を達するには他所拂の手形を銀行に賣却しなければならぬ。爲替の賣買卽ち爲替取引は爲替の目的を達する手段である。銀行が爲替取引を行ふ爲めには、隔地に自己の營業所又は爲替取引先銀行を有して、手形の支拂又は代金取立等を爲さしむることが必要であり〔「爲替取引先銀行」の項を看よ〕、尙ほ又、爲替取引銀行間には手形の支拂、代金取立に基く貸借關係を生ずる。爲替取引銀行間の貸借關係は、普通他店貸借の勘定にて處理されてゐるが、之は法律上の爲替取引そのものではない。

爲替取引口座

〔定義〕爲替口座に同じ〔「爲替口座」の項を看よ〕。

爲替取引先

(英) Correspondent
(獨) Korrespondent
(佛) Correspondent

〔定義〕一定の爲替取引約定書に基き爲替取引を約定せる相手方銀行の謂である。

〔解說〕我が國にてこれをコルレスポンデント、又は略してコルレス先とも云ふ。卽ち隔地銀行の店舗が相互に一定の爲替取引約定書なるものを交換し、これに從つて爲替事務を取扱ふ相手方銀行を指すのである。東京、大阪市中の大銀行は、全國樞要の地に支店出張所を設けてゐるが、それ等の大銀行の本店は勿論、支店も夫々獨立して自行店舗なき全國各地の他行本支店との間に爲替取引契約を結んでゐるから、其關係複雜を極め、一銀行全體としてのコルレス先は實に數千の多きに上る有樣である。

爲替取引約定書

〔定義〕豫め爲替取引の內容を定めて、其の取引を行はんとする銀行が相互の間に交換して置く業務上の書面のことである。

〔解說〕爲替取引銀行間の約定は單に口約による事もあるが、通例は銀行の代表者の署名捺印ある爲替取引約定書を相互に交換する。約定書には、(一)當座口振込の處理方法、(二)送金取立の方法、(三)爲替尻預りに對する附利方法、(四)貸越の有無、(五)貸越限度及び利率、(六)付替、(七)代金取立手形の取扱(八)電信暗號其他を協定し、尙ほ外に、(一)電信暗號帳、(二)送金用手形見本、(三)手形署名者印鑑等をも相互に交換しなければならぬ必要がある。從來、我が國に於ける爲替取引約定書は、銀行間の區々の形式によつて行はれ少しも統一してゐなかつたが、大阪銀行集會所に於ては、この形式を全國的に統一せんとの趣旨から爰に一の標準的形式を發表した。

爲替仲買人

(米) Exchange Dealer
(英) Exchange Broker

〔定義〕銀行と銀行、銀行と輸出入商との間に立ち爲替の賣買をなすものを云ふ。

〔解說〕ニューヨークで Exchange Dealer と云ふのは、銀行仲買人、仲立人等お

よそ爲替を取扱ふ者の全體を指す場合もあるが、ブローカーの地位が向上し自己の計算に於て手形の賣買をなすものを生ずるに及んで、彼等を特に Exchange Dealer と呼び、他のブローカーと區別するやうになつた。ロンドンに於ては依然として爲替ブローカーと云つてゐるが、彼等は普通割引會社(Discount House)を代表し、手數料で働く他の爲替仲立人と異る。我が國には未だ自己の計算と危險とにより爲替を賣買する爲替仲買人は存在しない。假令、自己の計算を以て爲替を賣買するものがあつても、夫れは密かになすのであつて、表面は矢張り手數料を得て銀行又は商人の爲めに爲替取引の仲介をなす仲立人に過ぎない。

爲替仲立人

(英) Running Broker
(獨) Wechsel Makler
(佛) Co rtier de change

〔定義〕爲替銀行相互、或は銀行と商人海運業者、保險業者、證券業者等との間に立ち、專ら外國爲替取引の媒介をなすことに依つて、その手數料を得るものを云ふ。

〔解說〕彼等は單に賣買の仲介をなすのみであつて、自己名義の賣買を行ふものでない。ロンドンではこれをランニング・ブローカーと云ひ、日々銀行及び商人を歷訪して、爲替需給の實情に精通する。どの種類の何日滿期の手形はどこで需給されるかと云ふことを知つてゐるし、手形引受業者の業務のやり方についても專門的の知識がある。彼等は自己の評判を傷けない爲めに最も危險の少いと思はれる手形のみを取扱ふから、銀行は彼等を利用して手形の買入れを行ひ、直接客筋と關係をつけることはない。仲立手數料(Brokerage)はドルは十萬ドルに付三十シリング、フランは百萬フランにつき二十シリング、ペルガは百萬ペルガにつき三十シリング、圓及びルウビイは1/22パアセントと云ふ如く取扱貨幣の種類によつて異り、而かも時々變更される。その負擔は賣手買手の双方で分擔し、圓とルウビイの場合のみは賣手側の一方的負擔と定められてゐる。ニューヨークの爲替仲立人は、一時八十人を超えるほどの盛況を呈したが、その後は漸次減少し、爲替仲買人の爲めに押され氣味である。玆ではロンドンと違つて賣手のみで手數料を負擔する。ポンドは一ポンドにつき1/32セント、フランは百フランにつき1/4セント、圓は百圓につき一セントと云ふ極めである。我が國では商人の爲替豫約は銀行に對して直接行はれ、仲立人の仲介によるものは、銀行間の取引、輸入手形のアクセプタンス・レート、電信爲替相場の豫約などに多い。外國爲替取引の初期には、主として少數の外國人がブローカーとなつてゐたが、歐洲大戰と共に外國爲替取引が盛んとなるに及んで、始めて邦人爲替ブローカーが出現した。彼等の間には外國爲替仲買人組合が結成されよく統制がとれてゐる。けれども爲替管理が行はれるやうになつてから、彼等の業務は目立つて衰へて來たやうである。

爲替の打歩

(英) Premium

〔定義〕關係二國が同一の貨幣を使用する場合の爲替相場に於て、相手國の貨幣に對し同額以上の自國貨幣が支拂はれるならば、これを名づけて打歩付の相場と云ふ。

〔解說〕例へば上海宛參着手形に對する

香港の爲替相場は二分の一だけ打歩なりと云ふ場合に於ては、其の爲替の價格は上海宛參着手形の額面百圓に付香港に於ける爲替相場は百圓二分の一であると云ふ意味に解される。尙イギリスと南阿聯邦との間の如き、アメリカとカナダとの間の如き亦是である。蓋しイギリスと南阿聯邦は何れも磅を單位とし、アメリカとカナダは兩者とも弗を單位としてゐるからである。これと逆の場合は割引（Discount）の相場と云ふ。此の方法は同一貨幣國にて使用せられるもので外國貨幣の標準卽ち單位の相違によつて生ずるものではない。從つて手形の需要と供給其他爲替相場變動の諸要素によつて變るから、標準價格に相場の差を加へ、又は減じて算出する方法であり、打歩及び割引を％にて表示する場合と、自國貨幣の計算單位にて示す場合とある。イギリスと南阿聯邦間は前者で、アメリカとカナダ間は後者である。共に一種の邦貨建相場である。

爲替のオペレーション

〔定義〕 爲替銀行が商人や送金者の依頼によつて行ふ受動的なる爲替取引行爲に對し、銀行の積極的な自動的になす凡ての爲替取引行爲を爲替オペレーションと云ふ。

〔解說〕 卽ち爲替のカヴァー、爲替尻の調節、爲替の裁定等は何れも爲替のオペレーションである。併し 爲替資金の偏在又は枯湯の調整（所謂爲替尻の操縱）を特に爲替のオペレーションと稱することもある。

爲替の思惑

「爲替投機」の項を看よ。

爲替の先物取引

（英）Forward Exchange

〔定義〕 爲替の豫約の中にて、一二ヶ月乃至四五ヶ月先に及ぶものを指して云ふ。

〔解說〕 爲替の豫約取引に於て、受渡時期の定め方が確定日附でない場合には、約束の期間內に約束の條件で寶買の實行が出來るが、何日にこれを實行するか其の日を定むるには、原則として買手が任意の日を選んで、約束の條件で受渡を實行させることになつてゐる。かくの如き權利を、買手選擇（Buyer's Option）と云ふ。銀行對商人間の取引の場合にあつては、通常商人に此オープションの與へられることが多い。先物取引に於ける相場は、將來の或る時期に取引される或る爲替につき、契約が成立すると同時に兩者間に一致するやうに直ちに定められる相場である。そしてこの先物取引では、將來の或る時期に於て外國へ送金するとか、又は外國から送金を受ける必要の起ることを豫期する商人或は銀行が、その時期の到來した時にその金額を自國貨幣に換算する爲め用ふべき爲替相場を豫め取引銀行と約束することによつて、相場變動の苦痛を免れやうとして行はれるのが卽ち此の先物取引である〔「爲替の豫約取引」の項を看よ〕。

爲替の出合

「カヴァー」の項を看よ。

爲替の平價

（英）Parity

〔定義〕 手形の市價が額面と同じで、その寶買當事者の授受する所が均一の場合。

〔解說〕 外國に向け支拂ふべき金額の總計と、外國より受取るべき額の總計とが平準なれば、手形の需要と供給とは相等しく、その需要者間に手形購入上の競爭が起ることなく、又供給者卽ち振出人に於ても之が賣却上他と競爭する必要はないから、千圓の手形は千圓で賣られる。併し各國何れも其の幣制を異にし、手形面の貨幣と之が寶買上唱ふる貨幣とは常に異るから、事實上二者の同一價格なるが如きは有り得ないことである。金本位制の爲替には其の相場に一定の基準が存する。卽ち兩國本位貨幣の有する（銀本位ならば銀）の品位量目を比較し、一國の貨幣單位は他國の貨幣單位の幾何に相等しかるべきかの算定に基く。兩者の相當價値たる金平價を基準として其の爲替相場は定まり、假令それを上下に變動するも、その限界は金輸出入點の狹い範圍に止まるのである。從て爲替平價と云へばこの金平價と解されてゐた〔「法定平價」の項を看よ〕。

けれども、金の輸出入の一般的自由を失ひ、金輸送點による金本位の所謂自働的調節作用の破壞せられたる今日に於ては、金平價なるものは最早や存在しないのである。金本位國と銀本位國間の爲替相場にも平價はない。金の量と銀の量の比價を中心として爲替平價は成立するも、銀は商品としての價格が非常に變動的であるから、この場合に於ける平價は金平價のやうに不動且つ永續的ではない。從つて平價たる爲めには、夫れが永續して不變であることを要するとせば、金本位國と銀本位國との間にはもとより平價は存在しないことになる。紙幣國の間或は金本位國と紙幣國の間にも何等の爲替平價と云ふものはあり得ない。けれども國際貿易に於ける流通商品の種類、數量及び價額、流通の方向に對しては、人爲的政策的制限の加はらざる場合に、關係兩國に於ける一般物價水準の比率によつて大體算定せられた所謂購買力平價（Purchasing Power Parity）なるものがある。關係兩國の爲替相場はこの平價を中心として上下に變動し、一時的にはこの平價から離れても常にこれに落ちつかんとしてゐる。尤も、平價なる概念には、特に不動性が必要であるとするならば、購買力平價は爲替平價たるに値しないことゝなる〔「購買力平價說」の項を看よ〕。

爲替の豫約取引

（英）Forward Contract of Exchange

〔定義〕 爲替相場の變動による不慮の損失を免れる爲めに、今より何ヶ月間內に何萬圓の爲替を取組むといふことを條件として、一定の豫約相場につき銀行との間に取り結ばれる爲替の先物契約のことである。

〔解說〕 爲替相場の豫期せざる變動は、大なり小なり貿易業者その他の採算の基礎を動かして、これに不慮の損失を蒙らしめる惧れがある。そこで輸出業者は輸出契約の成立と同時に、爲替銀行との間に、一週間なり、一ヶ月、二ヶ月なり、或は半年乃至一ヶ年なり先の賣爲替（銀行の買爲替）を豫約し、又、輸入業者は輸入契約の成立と同時に、或は利付輸入手形の引受と同時に爲替の先物（Forward Exchange）の買爲替（銀行の賣豫約）をなし置くことによつて、其に相場變動による危險から免れる方法を講ずるのである。近年、ロンドンに於ては爲替の豫約が盛んに行はれ、その取組高は年一年と增加しつゝある。この方法によれば、豫約者は契約をなすとき若干の保證金を請求せられる程度で、爲替金額は期日に拂ひ、爲替の變動より來る危險は凡て銀行が負擔する。かゝる先物の寶買契約が電信爲替、參着爲替、期限付手形の何れに

ついても爲されることは、現物取引の場合と變りがない。豫約取引の受渡實行時期の定め方には習慣上種々の方法がある。(一)十月八日といふやうに確定日付のもの、(二)十月中、或は十、十一月中、又は十月一日などいふやうに月極のもの、(三)九月下半ケ月、或は十月の最後の週といふやうなもの、(四)豫約日から何ケ月と定めるもの等々があるが、併し實際上多く行はれてゐるのは何月物と呼ばれる方法である。爲替の豫約取引は獨り輸出入業者を益するばかりでなく、爲替銀行はこれに應ずることによつて、將來に於ける賣爲替と買爲替の概算を立てその傾向を察してこれに處すべき手段を事前に講ずることが出來る。けれども豫約によつて相場變動の危險を代位せる以上は、自らも又この危險から免れなければならぬ。先物の賣或は買を直物なり先物なりによつて買埋め若しくは賣埋める必要がある。これを掛繋又は乗換へと云ふ。

爲替の割引

(英) Discount

〔定義〕爲替の順と同意義〔「爲替の順」の項を看よ〕。

爲替ブローカー

「爲替仲買人」「爲替仲立人」の項を看よ。

爲替平衡勘定

「爲替安定資金」の項を看よ。

爲替前貸勘定

(英) Advance

〔定義〕信用確實の輸出商人に對して、賣爲替の豫約(銀行からいへば買爲替豫約)をなしたものに限り、特に便宜を圖り其の豫約金の範圍内に於て許す勘定である。これを Export a/c 又は Produce a/c といふ。

〔解說〕此の勘定を開始した時は、商人は銀行から Export a/c 小切手帳を受取り、其の仕入れを輸出商品の代價支拂の用に供することが出來る。銀行は此の小切手の取付に接した時は、その受取人が果して輸出商品の賣渡先であるかどうかを鑑査の上其の支拂をする。小切手は持參人拂とすることを許さない。そして商人が貨物の船積を終つた時は其の書類を輸出手形に添へて銀行に交付し、手形代金はこれを Export a/c へ入金して此の前貸勘定は一段落となる。

爲替預金

〔定義〕爲替取引先銀行から取立を依頼された諸手形が取立てられた場合に生ずる爲替尻の預り金を指して爲替預金と謂ふ

〔解說〕爲替預金と雖も預金たることに變りはないが、これを預金勘定で整理せず、他店借勘定に入れるのが普通の取扱ひになつてゐる。相手銀行から拂戻の請求があれば何時にても其の要求に應じて拂戻をしなければならぬ。この預金に對しては、爲替約定によつて利息をつけない銀行が多い。この傾向は大銀行に著しい〔「コルレス利息」の項を看よ〕。

爲替割當制度

(獨) Devisenzuteilungsverfahren

〔定義〕輸入量に對して一般的に爲替割當額を一定の率に制限し、之に依り外國商品の輸入を控へしめ、最後の手段として處分し得る爲替數量に應じて爲替を適宜割當てる方法が國家の權力によつて行はれる。

〔解說〕この制度はドイツに於て採用されたが、輸入商側から見れば輸入當時に於て、その支拂滿期までに割當てらるべき爲替の豫測が不可能であり、その結果支拂は不確實となり爲めに必要輸入が萎縮し、結局監視の不十分なる商品の輸入のみが增大して、國民經濟に效用少き商品輸入を增大せしめるに過ぎなかつたと云はれてゐる。

勸業債券

〔定義〕日本勸業銀行が其運用資金を得る爲め日本勸業銀行法第三四條乃至第四二條の規定に依り發行する銀行債券である。

〔解說〕日本勸業銀行は我が國産業の開發を目的とする長期金融を使命とし、其の資金は一般預金をも吸收するが、大部分は債券の發行に依つて調達される。債券の發行額は資本金が四分の一以上拂込ある時は拂込金額の十五倍を其の限度とされてゐるが(日本勸業銀行法第三四條第一項)、現實の發行額は同行の年賦貸付金、定期貸付金並に其の引受けた農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及び朝鮮殖産銀行の債券現在高の合計額を超ゆることが出來ない。之は勸業債券の背後に常に貸付金又は引受債券を控へしめて、同債券の償還を確保する趣旨に出たものである。併し一般社債に於てはその發行の總額が會社拂込資本金の額を超えざらしめてゐるのに比較すれば、非常に大なる特典を有するものと云はなければならぬ。勸業債券は其の償還をなすに當りて、(一)割增金を附與する割增金附勸業債券、(二)割增金なき勸業債券の二つに之を大別することが出來る。前者は十圓又は二十圓のものを公募する場合に限つてゐるから、俗にこれを勸業小券と稱し、割增金なき分は自ら券面金額が大であるから、これを勸業大券と稱してゐる。割增金附債券は既往に於て、勸業債券中最も重要なる地位を占めてゐたもので、本券の發行により同行は低利且つ長期の資金を吸收し、産業の發展に貢献するところ甚だ大なるものがある。割增金々額は三千圓又はそれ以上に及んでゐる。割增金なき債券は一般に公募するものと、政府の引受に係る特殊債券とがある。前者の發行は明治四十三年に始まり、市場に資金の横溢する時を選んで時々これを發行し、後者は貯蓄債券の發行中、勸業債券の公募を中止することゝなつたゝめ、この間に必要な資金を大藏省預金部に於ける勸業債券の引受によつて調達したのに起因する。大券は額面二十圓以上とし、金額に制限はない。現在流通してゐるものは、五十圓、五百圓千圓、五千圓及び一萬圓等の各種である。勸業債券發行の手續については、原則として商法の社債に關する規定に依るべきであるが、法律はこれに對し幾多の例外を設けこれが募集を容易ならしむると共に、他方これに依りて生ずべき弊害を防止するためその監督を嚴重にし、債券はその發行の都度大藏大臣の認可を受けしめてゐる。

監査書

〔定義〕銀行法の定むる所により、銀行監査役が銀行の業務及び其の財産の狀況に關し調査した結果を記載する書面である。

〔解說〕この監査書は、毎營業年度に二回、即ち毎一月より三月まで(第一季)、四月より六月まで(第二季)、七月より九月まで(第三季)、十月より十二月まで(第四季)、の各期間に於ける銀行の業務及び財産の狀況を調査作成して、これを銀行に備付なければならない。監査役は本書によつて、銀行の

業務及び財産の狀態に通曉し、自然に商法の豫期する職務を履行することを得せしめる效果がある。取締役はその職務上もとより監査書を閲覽することが出來るが、株主にはその閲覽を許さない。但し特に調査のため株主總會より選任せられた檢査役は、必要に應じこれを閲覽することが出來る。更らに銀行監督の方面より云ふ時は、銀行檢査官は銀行檢査を行ふ場合に於てこれを閲覽することあるべく、又大藏大臣は必要あらば何時たりと雖も、これが寫を作成してその提出を命ずることが出來るのである。

勘定貨幣

（英）Money of Account
（獨）Rechnungsgeld

〔定義〕 價格表示の單位となり、價値の客觀的表現及び比較計算に用ふる計算貨幣であるが、鑄貨的形態を採るを要しない。

〔解說〕 具體的形態をとつた貨幣に對して、特にこの名によつて貨幣の價格表示の單位たる機能が强調されるのである。故にこの勘定貨幣は必らずしも實在的鑄貨として存在することを要したい。謂はゞ觀念的な一つの創作物に過ぎぬ。その實例としては、(一)アムステルダム銀行の「アムステルダム・バンク・グルデン」(Musterdamer Bank-Gulden)や、ハンブルク銀行の「マルク・バンコ」(Mark Banco)の如き貨幣單位として使はれた銀行貨幣單位を始め、(二)實際に鑄貨が存在しないために、單なる計算單位たるに止まつた中世末期イタリーの「金シリング」、(三)過大又は過小に失してそれを代表する具體的貨幣を鑄造することの出來なかつた中世イギリスの「シリング」、ブラジルの「レアル」(Real)などの如きは、何れも勘定貨幣に屬してゐる。秤量貨幣に對して、鑄造貨幣を勘定貨幣と呼ぶことがあるが、これは其意味を異にする。

間接爲替

（英）Indirect Exchange

〔定義〕 爲替相場の關係より其の差異を利用して利益を得んが爲め、又は已むを得ざる必要上各國爲替相場を比較して、最も有利なる方法により間接に第三國、或は幾多の國を經由して爲替を取組む方法が、即ち玆に謂ふ所の間接爲替なるものである。

〔解說〕 これを裁定爲替又は經由爲替とも云ふ。又、たゞ一國を經由して爲替取組をなす場合これを單一裁定（Single Arbitration）と云ふに對し、二國又は數國を經由して取組むときはこれを重複制定（Compound Arbitration）と稱するのである。パリよりニューヨークに送金するに、パリに於て直接ニューヨーク宛に手形を振出さず、ロンドン又はベルリンの如き第三國を經由して間接に爲替を取組むのは單一裁定爲替であり、前記の例にて一旦ニューヨークまで送り、これを直ちにロンドンに向けて取組まず、ニューヨークにて受取りたる金額を以て更らにパリに向けて取組み、パリに於て得たる手取金を以てロンドンに向け爲替を取組まんとするならば、これニューヨークとパリの二ケ國を經由するものであつて、即ち後者の場合に屬する。しかし、間接爲替の方が直接爲替に比較して利益であると一概に云ふことは出來ない。各國の財政や經濟上の狀勢如何によつて、爲替相場は常に變動するから、場合によつては直接爲替が遙かに利益なこともあり得る。要は相場の變化に應じ最も有利と考へられる

所の方法を擇んで用ふる外ないのである。

間接裁定

「爲替の裁定」の項を看よ。

間接手形

（英）Indirect Bill

〔定義〕 直接には何等貸借關係のない第三國を特に支拂地と指定した手形を謂ふ。

〔解說〕 本邦よりニューヨーク債務者に宛てゝ第三國たるロンドンを支拂地と定める場合には間接手形である。間接手形にはロンドン又はニューヨークを支拂地と指定したものが特に多い。ポンドやドルは他の貨幣に比較して變動が少いから、之を受取つても危險がないと考へてゐるのである。

間接發行

〔定義〕 會社が直接社債の發行に携はらず、その發行事務の凡てを證券業者又は金融業者に委託する方法を間接發行と云ふ。

〔解說〕 この間接發行は、發行事務を委託された證券業者又は金融業者が自己の名を以て募集をする。假令會社が其の發行に携はらなくとも會社の名を以て募集する代理發行は間接發行と言ふ事は出來ない。

間接預金

〔定義〕 銀行に於ける他の勘定より振替へらるゝことによつて生ずる預金を謂ふ。

〔解說〕 現金の預入によらざる預金であつて、これを生ずる其の經路には種々あるが、その最も主要なるものは貨付割引の手取金を其のまゝ自己の當座口に振替へることによつて生ずる場合である（「預金貨幣」の項を看よ）。

完全財源附生命保險信託

（英）Complete Funded Life Insurance Trust

〔定義〕 信託行爲の對象となる可き、生命保險の保險料を支拂ふに足る財源の附帶せる生命保險信託である（「生命保險信託」の項を看よ）。

關西式無盡講

〔定義〕 掛金額が漸次遞減し、又は講金給付後の掛金が漸次增加する等、金額の常に變化する無盡講の一型式を指して謂ふ。

完全信託

〔定義〕 合法的に設定せられた法律上何等の缺陷なき完全なる信託のことである。

〔解說〕 英米にて完全信託（Executed Trusts）と云ふのは、信託設定者によりて信託の成立するに必要なる一切の信託行爲が既に完成せられたるものを指すのである。

關東式無盡講

〔定義〕 初會より滿會に至るまで、又は講金給付の前後に至るまで掛金額に少しも變化のない無盡講の一型式を指して謂ふ。

管理信託

〔定義〕 信託財産管理を主眼としてゐる信託を指して謂ふのである（「管理處分信託」の項を看よ）。

管理處分信託

〔定義〕 受託者が信託財産の管理、及び處分の義務を負ふ所の信託のことである。

〔解說〕 管理信託と處分信託の結合した信託である。管理信託は處分を伴ふ管理信託と呼ばれることがあり、又、處分信託な

るものも、信託財産の處分を終るまでは、受託者が管理の義務を負はねばならないから、事實上、管理處分信託と同一に歸する。

管理貨幣

（英）Managed Currency
（獨）Regulliertes Geld

〔定義〕紙幣發行を金準備から解放し、其の發行額を人爲的に管理調節すべしとするケインズの提唱に係る新幣制案である。

〔解說〕歐洲大戰が愈々終熄し、イギリスにては金本位制へ復歸の問題が通貨政策としては勿論、あらゆる經濟政策の中心問題となつた時、ケインズ（John Maynard Keynes）は有名なる管理貨幣說を提案し、金本位への復歸を無用、有害なるものとして、彼はこれに反對したのである。彼をして云はしむれば金本位制は「野蠻時代の遺風に過ぎない。何等かの方法に依り、安定された不換紙幣を以てこれに代へなければならぬ。紙幣は兌換を要しない。通貨の數量を其の時の商取引量に比例して調節するならばこれに依て物價は安定する」と考へた。此の思想の根柢をなすものは云ふまでもなく貨幣數量說である。併し乍ら夫れにも增して購買力平價說を多分に取り入れてゐる。かくして金準備と紙幣發行の分離が要求され、國內の金準備はイングランド銀行の手に集中して、これを爲替相場の動搖を防ぐ目的に使用し、紙幣の發行額は現在と同樣に貿易及び雇傭の狀態、中央銀行の金利政策、政府の募債政策によつて決定せらるべきであるとした。卽ち金は此の場合に於て當然、イギリス流の立憲君主化されて嚴かに自らの職分たる國際間の最終的決濟のみに當り、國內の通貨信用狀態をば濫りに支配しない。だから若し一國通貨政策の內部の規定として、金準備を例へば三〇%となし置かうとも、國內經濟事情が其の低下を必要とするならば、進みてこれを二〇%とし又は一五%とすることは、一向に差支がない。そこでケインズは云ふのである。「幣制中に金を引き入れる必要は抑も何處にも存しないではないか」と。それに於ては既でに此くの如く國內總物價の安定を以て第一義的なものとする。從つて正統派的な金本位制度運用の場合とは全く逆に、爲替相場の安定は、一國通貨の政策の目標としては第二義的のものとなる。爲替相場は國內の物價と國外の物價平準との關係に從ふから、其の當然の結果として、國內及び國外の物價平準が安定を缺いてゐる限りは、爲替の安定を望むことは出來ないのであるが、國外の物價平準にして自國の支配し得る圈外にあるとせば、自國の物價平準又は爲替の何れかを國外的勢力の左右するまゝに委ねなくてはならぬ。而かも國外の物價平準が不安定なるに於ては、自國の物價平準と爲替の安定との二つ乍らを求めることは出來ない。例へば一九二九年末からの如く、殊にアメリカに於て爲替相場の安定を維持し得ずして、物價の暴落した場合に、若しイギリスが英米爲替の安定を目標として通貨信用政策を動かしたならば、急激なるデフレーションの强行を通して國內物價は引下げられて了ふ。だが夫れは當然に、利潤、所得、就業を犧牲たらしむることになり、殊にはイギリス賃銀率が固定性を帶びるの故に、結局はイギリス大衆の失業狀態をより惡化せしめるのであるから、斯かる場合、イギリスは磅の低落を忍び、そしてイギリス國內物價水準の方を安定せしめることを要するであらう。この理論はケインズが約十年以前、卽ちイギリスの金本位復歸の前々年に强調した所である。而かも其の時のケインズの理論たるや、必らずしも現在ほどの統制經濟化を豫想して立てられたものでなく、處女作「インド通貨、金融論」（Indian Currency and Finance, 1913）以來、徐々に發展せしめられた彼の管理貨幣優越の理論から出發したものである。かくしてアンダーソン（B. M. Anderson）や、キャナン教授（E. Cannan）などの猛烈な反對はあつたけれども「理想的本位は必ず一の國際的本位たらねばならぬと云ふことは不易の眞理でない」と强調し、其の「貨幣理論」（A Treatise on Money, 1930）に於て國民的民主自律の貨幣制度の存在理由を詳論したのは一九三一年乃至三三年の世界的狀勢が好むと好まざるとに拘らず、イギリス、アメリカ、日本等をして貨幣の管理を餘儀なからしむるに至つた事實に徵せば彼の洞察と見識とに敬服せざるを得ない〔「通貨統制」の項を看よ〕。管理貨幣の實質は國際金紙幣であるが、今日に於ける國際情勢を以てしては、實現の可能性に乏しい。

カンリッフ委員會

（英）Cunliffe Committee

〔定義〕復興期に於ける通貨及び外國爲替に關聯して發生する諸問題を研究せしめんが爲めに、イギリス政府に依て設置せられ、其の提案は軈て戰後に於けるイギリスの新貨幣制度を確立せしむる端を成した。

〔解說〕此委員會は正しくは「戰後に於ける通貨及び外國爲替委員會」（Committee on Currency and Foreign Exchange After the War）と云ふ。歐洲大戰も終局に近づくや、戰時中に於ける異常な通貨膨脹を如何にして收縮せしめるやの問題が、イギリス政府當局及び一般關係者の注意を喚起し、一九一八年二月大藏大臣はイングランド銀行總裁カンリッフ卿（Cunliffe）を委員長とする本委員會を設置し、「復興期に於ける通貨並に外國爲替に關して起る所の諸問題を考究し、正常狀態の回復を招來するに必要なる方策に就て報告する」ことを命じたのである。而して後に至り更らに一八四四年の銀行條例の實施並にイングランド銀行の組織及び機能をも考究せしめることとした。此の委員會は委員長カンリッフ卿の名によりカンリッフ委員會とも云はれてゐる。此くの如くにして此の委員會は一ケ年後の一九一八年八月十五日に第一回報告書を提出し、一九一九年十二月三日に至りて其の最後の報告書が提出された。該報告書の要旨を示せば次の如くである。元來、健全なる貨幣制度の發達は外國爲替と平衡を保つものである。故に萬難を排して金本位に復歸すべきである。金又は他の輸出し得る鑄貨に兌換することの出來ぬ通貨を採用したなら、實際上その過剩に陷り易く、一般物價の上騰を促し、外國爲替上に於ては價値を下落せしめるに過ぎない。爲替の不利は幾分は外國貿易の不振に原因してゐるが、ニューヨーク其他金融中心地に於ける磅の下落は、主として國內信用の異常なる膨脹に原因する。戰時財政並に政府の起債による壓迫も去ること乍ら、ロンドンに於ける金利は他の重要なる各金融中心市場に於ける金利に比較すれば、遙に低位なる爲め、信用が異常なる膨脹を來すのは已むを得ない。此くの如き金本位制度の停止に由來するところの甚だしい今日の爲替上の

不利は、イギリスから輸出された商品の代金を支拂はしめる爲めに、外國又は其の國民に對して、貸付を行ふことに依つて更らに助長される。然るにイギリス自身としても、南北米から買入れた食料品や原料品に對しては巨額な其の代金を支拂ふ必要があるから、我が國は之に備ふる爲めには、其の貿易上並に貿易外の輸出に就て出來得る限り多くの現金支拂を受けなければならないのである。そこで通常貿易上その支拂をなすことが出來る國々への輸出に對しては進んで特權を與へることを勸告する。かくして生産の增進、政府起債の停止及び政府並に國民の節約緊縮はイギリス産業恢復への第一要件である。そしてロンドンに於ける金の自由市場を出來るだけ速かに再建する爲めに、上述せる諸點はイギリスに於ける貨幣並に信用制度の取締方法を戰前の狀態に復歸せしめることゝ相俟つて行はなければならない。これが大要である。この委員會の意見は、戰後に於けるイギリス經濟及び金融政策指導精神となり、世界に範を垂れたものとして有名であるが、此くの如き論據に基いて次の具體策が提案された。

一、迅速に完全なる金本位を恢復して、外國爲替相場の安定を促進すること。

二、中央銀行金準備の正常なる最低限は一億五千萬磅をその目標とすること。

三、一八四四年の銀行條例の趣旨に從ひ、保證準備發行の限度を一定する必要があるが、未だこれを確定する時期に達してゐないから、後日の經驗に基いて金準備の基礎を危險に瀕せしめない程度に於て速に之を決定すること。

四、金準備が一億五千萬磅に達するまでは毎年絶えず政府の發行する政府紙幣の收縮を斷行し、或年に於ける實際上の保證準備發行最高額を以て翌年の保證準備發行法定最高限度とすること。

五、保證準備の發行限度が確定された曉には、政府紙幣の發行權は直ちに之をイングランド銀行に合併すること。

この提案こそ、所謂カンリッフ制限（Cunliffe Limit）であつて、大藏省はこれを容れて一九一九年十二月に先づ一九二〇年度の最高發行額を三億二千六十磅と定め、以來毎年の無準備發行高は前年十二ヶ月の流通最高額を超過し得ざることゝした。（然るに一九二〇年以後は不況の影響を受けて、通貨は自ら收縮したから政府紙幣に對する此の制限は實際上の效用を奏しなかつた）。

管理有價證券信託

〔定義〕有價證券の保管を主たる目的として行ふ信託のことである〔「有價證券信託」の項を看よ〕

き

生絲金融

〔定義〕製絲業に對する資金の融通、又はその爲めの金融機構を生絲金融と云ふ。

〔解說〕製絲業は（一）座繰、（二）器械製絲の二に大別されるが、座繰は中、小農家の副業に止まり、其の産額も僅かに三十萬貫で、器械製絲の一千萬貫以上には遠く及ばない。蠶室の建設、桑葉の買入れ等に要する資金は手許資金や借金で濟まし、或は製絲家の特約組合に對する前貸で賄はれてゐる。何れにしても金融市場に大した關係はない。器械製絲の工場總數は三千二百四十五工場、其の釜數三十二萬二千七百六十二釜（昭和七年末）を算する。其の中五十釜以下のもの千五百工場の多きを占めてをり、五百釜以上の大製絲は九十六工場しかない。一釜當りの固定建設費は片倉の千三百六十圓、郡是の千八十五圓と云ふが如きは寧ろ破格であつて、普通には二百圓乃至六百圓とし、信州に於ける八十三製絲組合の固定建設費は一釜當り五百四十六圓となつてゐる。假りに全體の平均を七百圓とすれば、三十二萬二千七百六十二釜に投下された設備資金は二億四、五千萬圓見當であるが、これは漸次累加されたもので、一旦投資された上はたゞその擴張又は補充的に新建設資金を要するに止まり、これ等の新規資金の多くは自己資金で足りてゐる。從つて器械製絲の固定建設資金と雖ども、金融市場に大なる影響を與へる程のものではない。次ぎに製絲家が其の設備を運用して事業を經營して行くには別に流動資金を要する。これは、（一）原料費、（二）狹義の生産費即ち加工費の二つとなる。製絲家が原料繭を買入れこれを其の工場に運び、乾繭貯藏して繰絲した上で、輸出港の問屋に賣込むまでの一切の經費は此の中に含まれてゐる。從つて所要資金の大きさは、繭の價格及び生絲の加工費の大きさによつて左右される。加工費は一年を通じて順次支出せらるるものであり、又、其の占むる割合も小さい。然るに原繭購入費は生絲原價の約七〇％を占むるのみならず、資金の需要が一時に輻輳し、而かも繭價は激變するから、同一工場に於てもこれに要する資金は年々激變せざるを得ない事情にある。從つて金融市場に與へる影響は甚だ多大である。單に製絲資金と云へば、爾餘の加工費一切を排して、此の購繭資金、即ち原料仕入れに要する資金のみを意味してゐる。購繭の順序は、年度始（六月）に製絲家は自己資金及び豫め用意したる借入金を以て春繭の買入れに着手する。其の買入れ期間は僅かに一ヶ月であるから、製品の資金化を如何に急いで見ても、其の期間に原料買入資金として使ふことの出來る餘地は極めて少ない。そこで春繭の買入れ資金は一時固定するを免れぬ。これに續く原料繭は七月から約三ヶ月間に買入れる。從つて春繭を加工した生絲は資金化され、これを原料買入れに使用することが出來るから、春繭の出廻期以上に資金需要の增加するやうなことは先づあり得ない。十一月以後に於ては原料の資金化が益々進行して資金の需要は漸減し借入金も辨濟され、年度末には相當の自己資金を擁して翌年度の購繭準備に充てられる。以上の如き購繭資金の需要に對して、どの程度まで自己資金によるか、どの程度に製

品の資金化によつて自給が出來るかは、必らずしも一樣に云へない。春繭の購入に際しても、其の購入せる繭を直ちに擔保として銀行より借入れをすることは出來るが、其の頭金として擔保に入れるべき繭の購入資金を要する。自己資金をこれに充てるならば最も有利であるが、他から融通を受ける場合には純然たる信用貸であるから、比較的高い利息を負擔しなければならぬ。夫れにしても如何なる程度に自己資金を持ち得るかは、前年度に於ける營業の成績次第であつて、多額の利益を收めることが出來た翌年は製絲家の腰强く、繭價を高値に買煽り易い。我が國に於て最も代表的な信州系の製絲業五萬四千百五十五釜に就て、昭和八年度に於けるその實績を見れば、繭代金九千百二十二萬四千圓、生産費千八百五十四萬圓、その計一億九千百七十萬圓であつて、之等の資金は、(一)自己資金、(二)製品資金化、(三)借入金によつて賄はれてゐるのであるが、各々の財源による支辨の割合を示せば大體に於て次の如くである。

	春繭期 千圓	夏秋繭期 千圓	合計 千圓
自己資金	五、九三〇	一	五、九三〇
製品資金化額	一五、六八〇	三八、〇四八	五三、七一八
借入金	二一、三六七	五、九六九	二七、三三五
合計	四二、九七八	四四、〇一六	八六、九九五

これに依れば、自己資金は總經費に對して僅かに五・三%の割合を占むるに過ぎぬ。借入金に對すれば其の比率二一・七%となる。流動資金としての自己資金の如何に少いかゞ判かる。殊に春繭期の借入金の如きは自己資金の三倍以上に上つてゐる。併し小經營の製絲業は大經營のものに比較すれば借入金の割合が少い。即ち大製絲になるほど、借入金の割合が增して自己資金の割合が減じ、小製絲になるほど借入金の割合が增すのが製絲業の常態である。信州系の營業製絲に就て、其の資金の割合を示せば左の如くである。

	自己資金 %	借入金 %
大製絲	一五・一	八四・九
中製絲	一八・一	八一・九
小製絲	三〇・一	六九・九

備考　大製絲は九九九釜以上、中製絲は二九九釜以上、小製絲は一〇〇釜以下。

小製絲にあつては、(一)繭の當用買ひが多いから、購繭資金は大體に於て自己資金で足り、(二)其の信用程度が低く、借入金の利息が高い爲め、成る可く自己資金を以て用を便じやうとする。小製絲の經營資金に自己資金が多く、借入金の少いのは實に此の如き事情に依るものである。然るに大製絲にあつては、(一)遙かに多く金融上の便宜を有し、(二)早く繭を買付けたり、(三)生絲を長く手持したりする爲めに勢ひ借入金が增加し、自己資金の割合はそれだけ低下することになるのである。かくの如く大製絲になる程其の製品を長期間手持することが出來るのは、全く金融上に多く便宜を有して、製品の資金化を急ぐ必要に迫られない立場にある結果で、小製絲にあつても多少資金化の遲れることはあるが、これは生絲を長く手持してゐるのではなくして、寧ろ資金潤渇のため出廻期に十分繭を買ひ得ず、後になつて絲を多くする爲めと見るべきであらう。尤も借入金が多ければ如何にその利率が低くとも、全體としての利息の負擔額を增すのであるが、金融上に多くの便宜を有する大製絲はよくその製品を手持して、徐ろに絲價上昇の時期を待つことが出來るから、夫れ以上に多く收益を擧げることが出來る。製絲資金自體の解説は「製絲資金」の項に讓る〔なほ「生絲問屋前貸金」の項を看よ〕

生絲手形

〔定義〕製絲家が其原料たる繭を購入するに就て生ずる手形。製絲手形とも謂ふ。

〔解説〕製絲金融上最も重要なる方法は手形貸付である。これは主として繭又は不動産權保に依て行はれ、其の利率は手形の種類に依つて區別されてゐる。(一)單名手形卽ち銀行、問屋又は製絲家振出の手形、(二)二名手形と云はれる製絲家振出、銀行又は問屋裏書の手形、(三)三名手形、卽ち製絲家振出問屋引受、銀行裏書の爲替手形であるが、此の區別は銀行の利率決定に依て定むる所である。市中銀行から製絲資金として地方銀行に貸出さるゝ資金は製絲家振出銀行裏書（又は引受人として問屋の加入するもの）の手形を主とする。併し製絲家問屋間の手形は、日本銀行ではその支拂人の選擇が頗る嚴重に行はれる爲めに、再割引可能の手形に甚だ乏しい〔「生絲資金」の項を看よ〕。なほ製絲家が銀行に割引を求める手形は、主として(一)副産物賣却の際の手形、(二)共同揚返（再繰式の製絲機械で繰枠に卷き取つた生絲を他の部へ運んで大枠に卷き直す工程を云ふ）をなす者の揚返期間中の金融のため、揚返所裏書の約束手形の類であつて、或は揚返所裏書の約束手形の爲替手形、その性質上、小資本の製絲家の利用する方法ではあるが、流通額は極めて少い。製絲家の振出す荷爲替手形は、概ね資金化を急ぐ爲めに用ひられるものであつて、大製絲家の如きは多く用ひず、主として中級以下の製絲家によつて利用せられてゐる。銀行がこれを割引くのは、主として問屋との間に豫め締結せられたる契約によるのであつて、寧ろ問屋の信用に重きを置いて、製絲家に割引してゐると見らるゝものである。

生絲問屋前貸金

〔定義〕生絲問屋が製絲業者に對して與へてゐる金融方法の主要なるものである。

〔解説〕元來、生絲問屋なるものは、昔は製絲家の常宿となり、時には送荷運賃の立替などしてゐたが、次第に資力も殖えて双方に密接なる關係が結ばれ、生絲の委託販賣を取扱ひ、更に進んで前貸金の融通をもなすに至つた。前貸金の標準は釜數である。製絲家の製造能力、前年度の成績、信用狀態等を調査した上、その年の繭價から割出して製絲業者の所要資金を融通する。右の前貸金を借受けるには六十日期限の手形を振出し、特約證書を差入れる。この證書によつて當該年度の生絲の販賣が委託され、問屋は成行相場で任意に賣却し、其の代金を債務の辨濟に充てさせることが出來る。春繭資金は夏秋繭にも流用されるから、手形は數回切替へられ、夏秋繭の仕入れも終つた十月以後でなければその資金は完全に回收されないが、年内に回收されるものは三割から四五割までの見當である。

生絲荷爲替立替金

〔定義〕製絲業者の爲めに生絲問屋が其の荷爲替を立替支拂する金を指して謂ふ。

〔解説〕製絲家振出しの荷爲替を問屋が一時立替へて支拂ふ方法は、古く德川時代から行はれてゐた。當時にあつては信州の製絲家が京都へ荷を送り込む場合、其の荷を積込んで京都へ運ぶ馬方、若くは其の親方が一時自ら立替て製絲家に支拂ひ、京都に着いて其の荷の賣れた後、一定の利息と共に馬方が其の支拂を受けた。此の習慣は

明治になつても尙ほ行はれ、横濱の問屋は製絲家の常宿となり、時には送荷運賃の立替をしてゐる裡に、段々と資力も殖えて、遂に生絲の委託販賣をも取扱ふに至つたのであるが、現在に於ても荷爲替立替金は製絲家に對する重要な金融方法で、問屋による手形貸付よりもその金額は遙かに多い。

生絲ビル

〔定義〕 生絲の輸出取引に就て發生する荷爲替手形の俗稱として用ひられてゐる。

生絲輸出資金

〔定義〕 生絲の輸出に就て發生する荷爲替手形の買取資金を生絲輸出資金と云ふ。

〔解說〕 毎年下期になれば、輸出商は生絲輸出に就て銀行に荷爲替を組み、直ちに手形の割引を求めて爲替金を受取る結果、特に横濱所在の銀行は輸出手形買入資金の繁忙を來し、その影響を受けて金融は一般に緊縮狀態となるが、此の間横濱正金銀行に對する日本銀行の外國爲替貸付金が增加し、又コールの吸收も盛んに行はれる。

機關銀行

〔定義〕 同業者の集團的なる金融機關若くは決清機關たる特定の性質を帶びた銀行であつて、銀行に取つても夫が顧客の主要なる部分を占めてゐるものを指して謂ふ。

〔解說〕 この種の機關は中小商工業者と中小銀行との關係に於て見られるのであるが、銀行合同による中小銀行の整理に連れて漸次これ等の機關銀行の跡を斷たんとしてゐる。現在に於ては株式取引所及びその所屬仲買人を集團的顧客とするものが、最も代表的なる機關銀行であるに過ぎない。

起業及び發行業務

(獨) Gründungs und Emission-sgeschäft

〔定義〕 事業會社の爲めに、起業金融を營業として行ふを謂ふ〔「起業金融」「證券の引受」の項を看よ〕。

起業銀行

(獨) Gründungsbank

「工業金融」及び「證券銀行」の項を看よ。

起業金融

(英) Financing
(獨) Finanzierung

〔定義〕 銀行又は特殊の起業家が、株券の引受によつて會社設立に要するその資金を供給することを指して起業金融と謂ふ。

〔解說〕 起業金融はドイツの普通銀行により盛んに行はれてゐるが、しかし會社設立の場合よりも、個人企業を會社企業に改造する場合に多い。從來の取引關係によつて銀行は其の營業狀態、信用程度を熟知してゐるからである。夫にしても預金業務と發行業務とを兼營するのはドイツの銀行の特色であつて、銀行の關係してゐる事業の種類は多いから、一の發行業務の失敗は他の發行業務の利益によつて相殺することが出來るのである。英米の銀行は起業金融には關係すること殆んどなく、特殊の資本家又は個人銀行家によつて行はれてゐる。起業金融は會社の財務活動と密接なる關係があり、獨り會社設立の際のみでなく、會社の增資、合同、整理、救濟等についても、これに必要なる金融的方法を起業金融の一

部と見ることが出來る。最近世界的不況時代に際して工業會社の整理、合同等による產業合理化を助くる爲め、各國に特殊の金融機關が創設さるゝに至つたのは金融上に於ける時代相の一つとして注目を要する。

起業公債

〔定義〕 明治十一年、道路、水道、疏水築港、採鑛等の工事の爲めに起した公債。

〔解說〕 即ち明治十一年五月、起業公債證書條例によつて起債されたる公債であつて、我國に於て廣く國民より募集されることになつた最初の確定公債である。その發行總額は一千二百五十萬圓に上り、利率は六分で、野蒜築港、猪代疏水、士族勸業貸付、東海道中仙道鐵道建設、北海道炭鑛開掘、京都大津間鐵道建設等の資金に振向けた。

基金附生命保險信託

〔定義〕 財源付生命保險信託と同意義に用ひられてゐる語である〔「生命保險信託」の項を看よ〕。

期限後裏書

〔定義〕 支拂拒絕證書の作成後、或は支拂拒絕證書作成期間經過後の裏書を謂ふ。

〔解說〕 一に後裏書とも云ひ、此の種の裏書は通常の裏書としての效力がない。即ち擔保的效力も抗辯切斷の效力もない。ただ指名債權讓渡の效力のみを有する。此の如き效力を有する當然の結果として、通常の裏書と同樣の形式を具備することが要求せられ、且つ又裏書の連續を必要とする。

起債市場

〔定義〕 公社債の發行による資本の需要供給を結合せしむる資本市場 (Capital Market) の一種が即ちこの起債市場である。

〔解說〕 右の定義に株式を除外したのは、株式は利潤證券であり、公社債は利附證券であると云ふ本質的な相違と、今一つは公社債は金融資本を代位し、株式は產業資本を代位すると云ふ區別に依るのであるが、銀行の貸付金と對立する證券業者の起債方法としては兩者を一括して廣義の起債市場を構成する。玆に與へられた定義は起債市場の狹義の解釋である。狹義の起債市場は株式發行市場と對立し、この二つが集まり廣義の起債市場なるものが成立する起債市場に現はれて、證券形態に於ける新資本を需要せんとするものは、國家、地方團體、銀行、會社その他の起債者である。これ等の發行者は直接資本の需給者に公社債資本の需要を求めることもないではないが、原則として其の間に引受業者が存在し、其の起債を可能ならしめる。引受業者となるものは、一部の銀行、信託會社、證券會社、保險會社等であつて、起債者と引受業者との間に起債交渉の行はれるところ、夫れは即ち起債市場である。巨額の證券の引受は數個の引受業者の聯合を以てし、且つ(一)販賣シンヂケートの構成又は、(二)證券業者の下引受によりて、證券引受に依つて生ずる危險の分散若くは其の轉嫁が行はれる。下引受に對して、發行者と引受業者とが直接契約をなす場合を元引受と云ふ。證券の引受には、(一)特定の證券に對して特定の引受團が其の引受を獨占する場合と(二)然らざる場合とがある。今日の起債市場に於ては、地方債、社債を通じ、大體その元引受の下引受機關の分野は明瞭であつて、これまで引受シンヂケートに加入しなかつた者が新規に元引受又は下引受に參加

することは殆んど不可能である。例へば東京市債、大阪市債、興業債券、勧業債券を始め、五大電力會社々債その他一流會社々債にあつては、確定的な引受シンヂケート並に下引受シンヂケートが存在して其の引受を獨占してゐる。斯かる引受の獨占が行はれざる場合には、證券の發行者は入札又は商談の方法によつて、單獨或は一團の引受業者の提出する引受條件の中より、最も有利なるものを選ぶのであるから、屢々激烈なる引受競爭を惹起し、全く市況を無視した引受條件の成立さへ見ることがある。

期限を定めた場合は、此の期限滿了の後は發行者は必要に應じて期限前償還を行ふべき選擇權（Option）を有してゐるから、發行者はたとへ償還期限前と雖も必要と認めたときは任意に償還を行ふことが出來る。

期限前償還

〔定義〕償還期限の到來せざる以前に於てなす繰上償還を特に期限前償還と謂ふ。

〔解說〕公社債の發行要項には其の償還の期限及び方法を明示してゐるから、發行者の都合のみにて繰上償還をなすが如きは公社債所有者の權益を蹂躙するものと謂はなければならぬ。公社債償還の期限の利益は發行者と所有者の双方にあるから、單に發行者の意思のみを以てこれを拋棄することは出來ない。併し當初に於て其の發行要項中に據置期限を定めある時は、其の期限滿了日まで償還期限を實際に繰上げたものと看做され、據置期間の經過と同時に、期限前償還を行ふべき選擇權を發生する。

期日物

〔定義〕據置期間を附したコールのことであつて、一に之を長期コールとも云ふ。

〔解說〕三十日、六十日、九十日と據置いて、前日豫告で決濟することが出來るもので、一般のコールに比して其の期限が長い。最初は爲替銀行の爲替資金として吸收されたが、後には固定不良貸付の埋草に吸收されるやうになり、其の實體はコールと目するを得なかつた。昭和恐慌勃發の導火線が此の長期コールの回收にあつたことは何人も知る所である。この苦い經驗に懲りて爾來、我が國コールの大部分を占めてゐた長期コールは全然影を没し、銀行法も亦この期日物をコールとして認めてゐない。

季節資金

〔定義〕毎年略ぼ一定の時季に規則正しく繰返して、需要される性質の資金を云ふ。

〔解說〕これを分ちて、(一)産業上の季節資金、(二)支拂決濟上の季節資金の二つとする。前者は四季の自然現象の推移が産業（主として農業）に季節的性質を與ふる關係に基いて需要される資金であつて、純然たる産業資金に屬する。例へば、(イ)生絲資金、(ロ)生絲輸出資金、(ハ)棉花資金、(ニ)廻米資金、(ホ)肥料資金、(ヘ)製茶資金、(ト)製粉用小麥買入資金、(チ)清酒資金、(リ)織物資金はその主なるものである。後者は社會的の規定習慣に基くもので、これには、(一)私經濟上の取引習慣に基くものと、(二)財政上の規定によるものとの二つがある。私經濟上の取引習慣に基くものは、(イ)決濟資金、(ロ)配當資金等が擧げられ、財政上の規定によるものは、(イ)納稅資金、(ロ)國庫確定支拂等である。季節資金の需要は一時的であるが、併しその金融市場に及ぼす影響は頗る顯著である。

軌道財團

〔定義〕軌道施設を構成する財産を以て組成された財團を指して軌道財團と云ふ。

〔解說〕明治四十二年四月法律第二八號軌道抵當に關する件によつて創設せられ、軌道株式會社の設備の全部又は一部を以て成る。交通財團の一である。併し鐵道財團を模する所が多い。鐵道は道路に敷設しないが、軌道は道路に敷設する〔「財團金融」の項を看よ〕。

ギニー貨幣

（英）Guinea
（佛）guinée

〔定義〕往時イギリスに行はれた金貨。

〔解說〕一六六三年チャールス二世によつて始めて鑄造された。アフリカ西海岸ギニー産の金を以つて造つたから此の名がある。一八一六年ソヴアレン（Sovereign）を以てイギリス金貨とするまで、約百五十年の間イギリス主要の金貨であつた。此のギニーは今でも二一志に該當するものとして、商習慣上計算單位に使はれることがある。元はアフリカ貿易の爲にこれを使用した。

騎馬手形

（獨）Reitwechsel

〔定義〕ドイツに於ける空手形を謂ひ、我が國の書合手形と略ぼ同じものである。

希望信託

（英）Precatory Trust

〔定義〕イギリスに於ける信託用語であつて、希望的言辭の下に裁判所が信託の設定ありし事を推定した場合の信託を云ふ。

〔解說〕イギリスの信託は親族知人を受託者とし、無償にて恩惠的に發達した制度であるから、信託を設定するには必らずしも命令的に信託なる言葉を使用せず、希望的、依頼的若しくは懇願的の言葉を用ゐたる財産の處分行爲は、裁判所によつて信託の設定ありと推定される場合が少くない。

期末金融

〔定義〕六月末及び十二月末に於ける金融を指して云ふ。季節金融の主なるもの。

〔解說〕六月末は上半期末とも云ひ、五月末の決算諸會社における配當や、七月の盂蘭盆などの影響も手傳つて、十二月末ほどではないが例月末以上に多額の現金通貨が需要される。これが爲めに金融市場に於ける資金の移動は大に繁忙となり、民間貸出の增加と相俟つて日本銀行の兌換發行高も急激に增加する。十二月末は一年中で最も金融の緊縮する時期である。十二月末の金融に就ては尙「年末金融」の項を看よ。

記名株券

〔定義〕記名株式を表彰する爲め、其株主の氏名を記載したる株券を指して謂ふ。

〔解說〕我が國に於ては無記名株券の發行は稀れで、株券ならば殆んど記名株券に限られてゐる。記名株券は證券面に記載されたる者が株主となり、其移轉には名義書換を必要とするも、實際には白紙委任狀を添付して賣買讓渡されてゐる。株式は何時にても無記名株券を記名式にすることが出來る。株主の氏名を記載すべきことは法に直接の明文なきも、株金の拂込ありたる時に限り無記名式株券を發行し得、また何時にても無記名式を記名式となし得ることを考ふれば、記名式を以て株券の原則とする。

記名公債

（英）Registered Bond
（獨）Namenschulden

〔定義〕 債權を表示する事項を國家の備ふる國債簿に登錄すると同時に、債權者の氏名を記入したる公債證券を發行された場合、その公債を名づけて記名公債と云ふ。

〔解說〕 我が國に於ては、國債は無記名證券を發行するを原則とし、記名證券は請求ある場合に限つて之を發行する。尤も、恩賜公債のみは此の原則に反して記名式とし、政府に於て特別の事由ありと認むるときは之を無記名式とすることが出來る。この記名證券は政府の認可を受けずして讓渡又は質入れすることを許さない。他の國債に對して記名證券を發行するのは、債權者から請求があつた場合のみに限る（〔法律第二條第二項〕）。記名國債證券の國債は登錄を伴ふ。故に記名公債は證券公債であると同時にまた登錄公債の性質を備へてゐる。かゝる公債は其の移轉に當つては當然帳簿上の變更を必要とするから、これに妨げられて、流通力弱く頻繁なる取引に適しない嫌ひがある。

記名指圖式小切手

指圖式小切手と意義同じ（〔「指圖式小切手」の項を看よ〕）。

記名式裏書

〔定義〕 手形、その謄本又は補箋に裏書人の署名の外に、被裏書人の氏名又は商號を記載せる裏書のことである。この種の裏書をまた完全裏書或は正式裏書とも云ふ。

〔解說〕 此の場合、裏書の年月日及び裏書人の住所は必らずしも要件でない。併し書いてあれば債還請求の時に效力がある。

記名式小切手

〔定義〕 記名式小切手とは受取人の氏名又は商號を明記した小切手のことである。

〔解說〕 「右金額此小切手引換ニ何某殿へ御支拂可被成候也」又は「右金額此小切手引換ニ名宛人へ御支拂可被成候也」と記載して、別に渡先何某殿としてあるのが記名式小切手である。この種の小切手は指圖人にと云ふ言葉がないけれども、受取人はこれを他人に讓渡することは出來るのである。唯その讓渡するときに裏書をしなければならない。この種小切手を支拂ふ際には必らず受取人の受取の署名をさしてからでないと、支拂銀行は支拂に應じない。我が國に於ける記名式小切手は、單に送金爲替用としてのみ使用されてゐるに過ぎない。

記名式手形

〔定義〕 受取人を記載した手形のこと。

〔解說〕 舊法では三十圓以上の手形につき、無記名式及び選擇記名式手形を認めてゐたが、新手形法は之を改正し、無記名式持參人式及び選擇無記名式（何某殿又は持參人に御支拂相成度候）の爲替手形を無效とした。手形には受取人の記載を要する。

記名社債

〔定義〕 記名社債とは株主の請求により社債權者の氏名を其の券面に記載する外、社債原簿にも登錄した社債を指して謂ふ。

〔解說〕 社債は無記名を以て原則とするが、社債權者の希望により記名式に變へることが出來る。我が商法第二百七條は同法第百五十五條の第一項「株式全額ノ拂込アリタルトキハ株主ハ其株券ヲ無記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得」及び同第二項「株主ハ何時ニテモ其無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得」との規定を社債に準用してゐる。これを賣買讓渡するには登錄名義を書換へ、その氏名を債券に記載しなければ他に對抗が出來ぬ。

記名持參人拂式小切手

〔定義〕 「右金額何某殿又ハ持參人ニ」と云ふ文句又は之と同一に解せらるゝ文字の記載せられたる小切手が即ち是である。

〔解說〕 持參人拂式と同一の效力を有する。當座小切手は概ね全部持參人拂式、送金小切手は記名式又は持參人拂式である。

逆打歩

（獨）Disagio

〔定義〕 或る價値が標準價値より小さい場合、その差額を逆打歩又は割引と謂ふ。

〔解說〕 外國爲替の上では實際成立せる相場が法定平價より安き時これを割引の相場とも云ふ。一國内に於ける貨幣の上では、紙幣が金屬貨幣に對して其の流通價値（Kurswert）の幾分かを失つた時。有價證券に就ては其の價値が額面以下になつた時。

逆爲替

（英）Reverse Remittance

〔定義〕 普通の爲替とは全く反對に、受取人が送金者よりの送金を待たずして、其の送金者たるべき者に宛てゝ爲替手形を振出し、之を銀行に賣渡して其の代り金を受取り、送金者は其の手形の呈示を待つて手形金額を銀行に支拂ふ場合の爲替を謂ふ。

〔解說〕 逆爲替は銀行に他所拂手形の割引を求めることと異る所がない。これを銀行が買入れるには、（一）商人の信用狀態即ち對人信用によつて買入るゝ場合、（二）貨物の信用即ち對物信用によつて買入るゝ場合の二つがある。前者は普通の逆爲替であつて、信用狀により個人手形を振出し、これが買入れには擔保を必要としないから單純手形（Clean Bill）と云はれてゐる。後者は對人信用に重きを置かず、荷爲替手形を振出して其の貨物を擔保とするもので、英米ではこれを擔保附（Documentary）と云ふが、我が國に於ては荷爲替又は荷付爲替と云ふ。此の方法は獨り外國爲替銀行のみでなく、内地の銀行に於ても行はれてゐる。逆爲替は銀行の買爲替に外ならない。

逆爲替信用狀

〔定義〕 逆爲替の取組に用ひらるゝ信用狀、その用途廣く、その便宜も大である。

〔解說〕 この信用狀には、（一）商業クリーン信用狀、及（二）旅行信用狀の二つがある。前者は船積書類の附帶しない爲替手形即ちクリーン・ビルを振出し、これを銀行に買取らしめる事を得せしめる信用狀で、輸出商が商品及び船積書類を發送したる後に、代金受取りのため手形を振出す場合、或は代金、手數料等の取立のために手形を振出す場合に用ひられる。この種類に屬する信用狀の中、普通に行はるゝものは、（イ）GL信用狀、（ロ）A號信用狀、（ハ）D號信用狀、（ニ）AC信用狀。後者は之を發行せる銀行より世界各地に在る支店（或は本店）又は取引先銀行に宛て、該信用狀所持者の振出せる自行宛一覽拂手形をその時の爲替相場を以て買取ることを依頼した書狀で、手形を買取れる銀行はその支拂額を

信用狀裏書の欄に記入するから、信用狀所持人は表面金額の盡くるまで、旅行先に於て隨時必要額を引出すことが出來る。横濱正金銀行のGC信用狀が卽ち是れに當る。

キヤッシュ

（英）Cash
（獨）Kasse, baares Geld
（佛）Caisse

〔定義〕邦語では現金のこと〔「現金」の項を看よ〕。

キヤッシュ・クレディット

（英）Cash Credit
（佛）Blankokredit

〔定義〕我が國の當座貸越に似たスコットランドの銀行に特有の金融方法である。

〔解說〕通例二人の確實な保證人を有する借主に對し、豫め貸付金額の極度を定め、此の程度に達するまでは何時にても借主の欲する金額を貸付けるのである。借主は隨意に其の一部又は全部を返濟して、再び貸付を受けることが出來る。利子は割引步合よりも高いが、現實に引出されたる金額の現實借用期間に對してのみ支拂はれる。スコットランドの銀行はこれに依りて銀行券の流通を增加することが出來た。元來、商業家に對して設けられた便法なるも、屢々農業家にも利用せられ、殊に有爲の才能を有するに拘らず資金に乏しき者をして能く事業を起さしめ、スコットランドの產業發展に貢獻する所が多かつたが、近年はこれを利用する者が寧ろ減少るす傾向にある。

休業銀行

〔定義〕預金の拂戻を停止して、營業すべき時日に於て其の業務をなさゞる銀行。

〔解說〕玆に云ふ所の休業は、銀行法第十八條に規定せる休日に其の業務を休止する場合を指すのではない。銀行法第十九條によれば、銀行が預金の拂戻を停止せんとするには、其の旨を公告し、事由を具して主務大臣に屆出ることになつてゐるが、斯かる場合、銀行は臨時休業を發表する。銀行の預金拂戻の停止が一般預金者並に經濟界に與へる影響は甚大である。監督官廳は休業銀行の資產及び業務の內容を檢査し、或は供託その他の方法により資產の散逸を防ぎ、更らに進んでは整理案を作成せしむる等、其の善後處置に就いて最善の努力をする。けれども短時日の間に其の資產を換貨し、十分に預金拂戻資金を準備し再開店する銀行は少い。大抵は已むを得ず休業を繼續し、預金の拂戻しが不能の爲め、整理案の作成に取り掛ることになるのである。しかし銀行が全く休業した場合は、貸出の回收にも支障を來すから、預金の拂戻を停止するに拘らず、依然としてその店鋪を開いてゐることがある。之を俗に開店休業銀行と云ふ。事實に於ては休業銀行である。

舊神官配當祿公債

〔定義〕明治十一年、舊制度の下に於ける職を離れた舊神官を救濟するために、發行された公債を舊神官配當祿公債と謂ふ。

〔解說〕明治十年三月十三日の布告により、五箇年分の配當額を金祿公債と同一の條件を以て總額三十三萬四千五十圓の本公債が發行され、これを舊神官に交付した。

救恤公債

〔定義〕戰役事變等に際し、引揚其他に

依り損害を被りたるものに對して、救恤金を交付する爲めに發行される公債のこと。

〔解說〕救恤に關する法律の形式は一定して、何れも「特定ノ損害ヲ被リタル者ニ一定金額以內ノ救恤金ヲ交付スル旨」「右救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國庫證券ヲ以テ給付シ其ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得ル旨」並に「救恤ヲ受ケントスル者ハ一定期日迄ニ申請スベキ旨」を規定し、附屬勅令は申請手續を定め、更らに外務次官を委員長とする救恤審查會（又は救恤金查定委員會）をして、その申請を查定せしむること等を規定してゐる。この救恤公債が發行されたのは、日露戰役露國政變及び西比利亞事變、西比利亞引揚尼港事變及びオコーツク事變等の時であつて、歐洲大戰關係の救恤はドイツから得た所の賠償金を資源とし、現金を以て支給したから公債の發行を見るに至らなかつた。

舊年末資金

〔定義〕舊曆の年末に際して、專ら農村に於ける決濟資金及び舊正月の小使錢の爲めに、需要される現金通貨のことである。

〔解說〕我が國の農村にては今尙ほ舊曆（陰曆とも云ふ）を用ひてをり、其の掛買は舊盆と舊曆年末の二回に支拂ひ、又、農家の借金も多く舊曆によつて其の期限を定める習慣がある。之に要する資金は、（一）農產物の賣却、（二）新規借金等であり、郵便貯金、信用組合、貯蓄銀行預金などの引出によつて調達されるが、これに對する準備として地方銀行に資金の需要が起り、東西大銀行の地方送金、日本銀行に於ける一般預金の減少と貸出の增加、兌換券の增發等によつて通貨が膨脹する。實際に需要される現金通貨は新曆年末の三分の一見當であるが、偶ま新曆月末と重複する場合は金融は意外に繁忙を來し、從つてそれ丈多額の現金通貨を要することになるのである。

給付補塡備金

〔定義〕貯蓄銀行がその定期積金に對する利子支拂のために積立てる資金である。

〔解說〕定期積金が滿期となつた時支拂はれる給付契約額と、拂込額との差額、卽ち銀行の負擔に屬すべき損失金の支拂備金である。この差額は普通預金の利息に當る。

舊盆資金

〔定義〕舊盆に際して專ら農村地方に於て需要される所の現金通貨のことである。

〔解說〕陰曆七月十五日が盂蘭盆であり、その前後數日を一般に舊盆と云ひ、掛買や借金の支拂、小使錢等のために一時に現金通貨の需要が喚起される〔「舊年末資金」の項を看よ〕。

恐慌

（英）Crises
（獨）Krisen
（佛）Crises

〔定義〕經濟社會に於て、需要と供給、生產と消費との關係が攪亂され、物價の激變を來し、信用の破壞により非常な混亂に陷つた狀態をクライシス卽ち恐慌と謂ふ。

〔解說〕恐慌が心理的、假裝的又は局部的なる時はこれをパニックと呼び、實質的繼續的、又は一般的なる時はこれをクライシスと云つてゐるが、實際に於て此の兩者を區別する事は困難であり、事實上の用語としても兩者混同されてゐる。古代及び中世に於ける恐慌は、天災、洪水、戰爭、騷

亂等のために起つたが、産業革命を經て近世資本主義に入り、商品生産が支配的となるに及んで、自然及び政治的の外來原因は恐慌の原因たるよりも寧ろこれを勃發せしむる機會を與ふる動機たるに止まり、多くの場合それは生産過剰に其の端を發して屢屢世界經濟的にまで發展することがある。人、動もすれば恐慌を産業部門別となし、農業恐慌、工業恐慌、商業恐慌等に區別するけれども、此の如きは其の恐慌の影響が何れの方面に最も打擊を與へてゐるかと云ふ深度を示した一種の便宜的用語であり、今日の恐慌は如何なる場合に於ても金融恐慌となつて現はれるのを特色としてゐる。銀行を中心とする信用經濟に依つて維持せらるゝ現下にありては、恐慌は貨幣恐慌であり信用恐慌である。恐慌の原因が一般的にして且つ根柢あるものなるに於ては、其の影響も一般的となり、經濟社會は所謂不景氣（Depression）狀態を現出（「金融恐慌」「景氣變動」の項を看よ）し、信用の縮少生産の減退となる。資本主義が最も典型的に、發展したと云はるゝ、イギリスを中心として恐慌の歴史を顧みるに、所謂近世的恐慌の成立は産業革命と同時代であり、爾來約半世紀の間は、略ぼ十年の間隔を置いて規則正しく發生した。恐慌の週期性が認められたのは此の時代である。それ以後は次第に恐慌週期は短縮せられ、殊に近年に於ける世界恐慌の爲めに恐慌週期説は完全に轉覆せしめられた觀がある。即ち一九二九年アメリカを中心に起つた世界恐慌は、一九三一年に至つて少しも緩和せられざるのみか、同年にはオーストリヤ、ドイツを始め、イギリス、日本をも襲ひ、一九三三年には再びアメリカを震駭させた。そして世界恐慌はその勃發以來既に七年餘を經過してゐるが、尙ほ回復の兆候を認めることが出來ず、多くの國國の經濟基礎は動搖し、一部には尙ほ更らに深き底に向ひつゝある國もある。今日に至つては其の期間より見ても、全く他の恐慌と異るものであつて、從來の景氣循環論を以てしては、これを説明するに十分でない。十九世紀以降に於て、歐米諸國に起つた主なる恐慌を擧ぐれば左の如くである。

一八五一年（ドイツ）
　ナポレオン戰後に起つた好況の破綻。
一八二五年（イギリス）
　紙幣の增發、インフレーションの後に起つた金融恐慌。
一八三七年（イギリス及びアメリカ）
　三ケ年に亘る投機の反動として起つた金融恐慌。
一八四七年（イギリス）
　穀物條例の廢止後盛んに行はれた投機の反動として起つた恐慌。
一八五七年（アメリカ）
　クリミヤ戰爭後に起つた恐慌。
一八六六年（アメリカ）
　南北戰爭後に起つた恐慌。
一八八二年（フランス）
　普佛戰後に起つた恐慌。
一八九〇年（イギリス）
　投機の反動として起つた所謂ベアリング恐慌として知らるゝ恐慌。
一八九三年（アメリカ）
　所謂アメリカ恐慌。
一九〇〇年（アメリカ）
　南阿戰爭後に起つた恐慌。
一九〇七年（アメリカ）
　ニューヨークに於けるニッカーボッカー信託會社の破綻によつて起り、世界的に波及した近世の大恐慌。
一九一四年（アメリカ）
　大戰勃發による恐慌。
一九二〇年（アメリカ）
　大戰時好況の破綻による恐慌。
一九二九年（アメリカ）
　ニューヨークの株式暴落によつて起つた恐慌。
一九三一年（オーストリヤ、ドイツ）
　オーストリヤのクレディット・アンシュタルトの破綻に端を發する恐慌。
一九三三年（アメリカ）
　未曾有の大金融恐慌。

轉じてこれを我が國に見んか維新以來發生した恐慌は大體次の如くであつて、明治二十三年の恐慌は我が國資本主義の經驗した最初の近世的恐慌であり、大正九年の恐慌は最大の典型的恐慌であつて、株式暴落を導火として破滅的な一大反動に襲はれ、全國に亙るあらゆる産業を攪亂せるのみならず、更らに世界恐慌の震源地となつた。併し乍ら近年の恐慌は常に金融恐慌として特徴づけられ、信用の破壞を伴ふか、然らざれば信用の破壞によつて擴大されてゐる。

明治一—二年（一八六八—九年）
同　七年（一八七四年）
同　三年（一八九七年）
同　三十三年（一九〇〇—〇一年）
同　四十年（一九〇七年）
大正　三年（一九一四年）
同　九年（一九二〇年）
昭和　二年（一九一七年）

恐慌理論

（英）Theory of Crises
（獨）Krisentheorie
（佛）Theorie des crises

〔定義〕恐慌に關する理論は、最早や恐慌の事實を説明するだけでは足らずとし、恐慌を以て更らに大なる經濟變動の一段階として觀察し、説明せんとするに至り、今や一轉して景氣變動論に轉換しつゝある。

〔解説〕西歐古典經濟學の價格理論は、需要供給關係と自然價格との結合によつて價格の自動的循環的調節作用を認め、其の均衡調和の理論はケネイ（François Quesnay）の經濟表（農産物の各階級に於ける循環を表したもの）にまで上りつめたが、事實としての恐慌が、中世的恐慌から近世的恐慌に轉化しつゝあつた時、恰かもイギリスに於ては正統派經濟學が成立し、多くの學者は頻繁に勃發する恐慌に其の注意を向けて、恐慌理論は始めて能動經濟理論の形を取るに至つた。即ちリカード（D. Ricardo）ミル（J. S. Mill）、マカロック（J. R. McCulloch）、フランスのセイ（J. B. Say）等の一派は、生産物は生産物を以て購買するとの根本原理に立つて一般的恐慌の成立を否定し、たゞ一部商品の過剰に原因する部分的恐慌の成立を認めたが、マルサス（T. R. Malthus）や、フランスのシスモンディ（J. d. Sismondi）等は商品の一般的過剰に原因する一般的恐慌の可能と實在とを認め、この兩説は對立して相爭つた。かくの如くして互に正反對の主張に立つて、論爭をつゞけてゐる間に、事實としての恐慌は純粹の近世的恐慌の色彩を帶び來り、而かも一九二五年の恐慌に引き續いて規則正しく週期的反覆を繰返へしたから、恐慌に關する理論は最早や恐慌の事實を説明するだけでは滿足されず、これを大なる一の經濟變動の段階として觀察するやうにな

り、恐慌論は遂に景氣變動論の形を取るに至つた。併し其の頃の景氣變動論は原因論であつて、恐慌乃至景氣變動の各原因を經濟組織内部の諸事情に求めてゐるものが多く、之に對して經濟組織に外在する事業により凡ての恐慌を說明せんとするものもあつた。ジェボンス (W. S. Jevons) や、ムーア (Henry L. Moory) の如き天體的變動による天候如何に、農業景氣のみならず全經濟變動の原因を求めてゐる。ピグー (A. C. Pigou) は之とは違つて恐慌の原因を人間の心理的變化に求めんとするものである。併し恐慌理論のうち最も多くして最も重要なるものは、經濟組織内の經濟的諸事情の變化を原因とする考へである。その中で、(一)今日與へられた經濟組織内の諸事情の變化が、主として技術の進歩の如き外的關係より來た場合を原因とするシュンペター (Joseph Schumpeter)、フォーゲル (E. H. Vogel) の如きと、(二)經濟組織に於ける諸事情の内的變化にその原因を求めるものとがある。この經濟組織内に於ける諸事情の内的變化に原因を歸せしめる說もまた幾つかに分れる。例へば自由競爭の結果起る過剩生産を擧げるベ、リッヂや (William H. Beveridge) 事業計畫の見込違ひより來る過剩及過少生産の交互的發生を以てするハーディー (Charles O. Hardy)、この交替作用を限界效用說によつて說明せんとするアフタリオン (A. Aftalion)、ブーニアチアン (M. Bouniatian) 等は何れも貨幣拔きの恐慌理論であり、之に對して恐慌を貨幣的現象と見る理論は、イギリス十九世紀前半に起つた地金主義通貨論爭に於けるオヴァストーン (Lord Overston) の信用循環說に端を發し　通貨數量說が市場理論に發展して信用循環の考へを强くする一方、また創造信用に重點を置く資本構成の問題としての景氣理論が出現した。ホートレイ (R. C. Hawtrey)、フィッシャー (J. Fisher)、ケインズ (J. M. Keynes)、ハイエク (Friedrich A. Hayek) 等の景氣理論が卽ち是れに屬する。かくて今日の恐慌理論は、恐慌原因理論から遂に景氣變動理論へ轉換したが、併しこれは實質上原因の變形であり、本質を把握せんとする原因論の困難回避とも見られる。けれども景氣變動の說明の重心は矢張り恐慌にあると云ふことが出來る。

恐慌週期說

〔定義〕 恐慌は經濟自體の性質により回歸して起るとの認識に基き、それが一定の週期を以て勃發するものであるとする說。

〔解說〕 この學說を始めて提唱したのはジョーン・ウェイド (John Wade) で、彼は一八三三年に恐慌は五年乃至十一年の週期を以て回歸すると述べた。然るに十九世紀に於ける恐慌は大體九年を週期として回歸してゐるので、スタンレイ・ジェボンス (Stanley Jevons) が恐慌十年週期說を唱へ出した。これより曩き一八〇一年ウイリアム・ヘルセル卿 (Sir William Herschel) は、太陽の黑點が天候に及ぼす影響によつて穀物の收穫に增減を來し、惹ゐて穀價をも左右するとの說を發表し、又、シュエーブ (Schwabe) は太陽の黑點が週期的に出現することを發見した。この二がジェボンスに大なる刺戟を與へ、恐慌は太陽黑點の變化に基く氣候の變化に原因し、而かもそれは十年を週期として繰返へされると云ふ主張を爲さしむるに至つたのである。併し此の恐慌十年週期說なるものもその太陽黑

點の週期に關する計算が訂正せられ、且つ恐慌の勃發も必ずしも十年を週期としないことが判かつたから、今では完全に覆されて了つたが、アメリカのハーヴァード大學ステットン博士は太陽に黑點の多い年は景氣がよくなると反對の說を發表してゐる。

強制公債

(英) Compulsory Debt
(獨) Zwangsanleihe
(佛) Obligation forcée

〔定義〕 國家が戰爭、其他非常の場合、若くは財政上の便宜の爲めに、人民から强制的に起す公債を指して强制公債と謂ふ。

〔解說〕 强制公債は通常、任意公債を以てしては應募するものがなく、去りとて租稅を徵收することも出來ない場合に於て、これを發行して强制的に應募させ、個人の有する資金を國家に移さんとするものであるから、利子は一般金利より遙かに低率なるか、然らざれば無利子である。この强制公債は、多分に租稅的要素を含むが故に、一に亦租稅公債と稱してゐる。政府が企業を買收するに當つて其の代金として交付する交付公債の如きもまた强制公債に近い。

強制信託

(英) Construction Trust

〔定義〕 法の强制によりて設置せられる信託で、英米に特有なる法定信託制度の最も顯著なる特色とされてゐるものである。

〔解說〕 詐僞、不法行爲、不當利得等により財産が不法不當に取得された場合、法律は正義公正の觀念に基き、當事者の意思に反してまでも關係財産を基礎とし、被害者を受益者とし、不正不當の利得者を受託者となし、强制的に信託關係の存在を法定することによつて、其の被害者を救濟せんとするのが目的である。我が國の信託法では斯くの如き强制信託の制度を認めない。

强制通貨

〔定義〕 國法により强制通用力を賦與せられた貨幣を指して謂ふ。〔「强制通用力」の項を看よ〕。

强制通用力

〔定義〕 法律によつて貨幣に與へられた性質で、個人間の債務の支拂、政府に對する租稅の支拂等に於て、法貨として相手方に受領を强制することの出來る力を云ふ。

〔解說〕 本位貨幣は完全なる强制通用力を有する貨幣である。補助貨幣の有する强制通用力には一定の制限がある。我が國に於ては、銀貨は十圓まで、ニツケル貨は五圓まで、青銅貨は一圓までの支拂の效力を有するものとし、夫れ以上の金額には一度に支拂の法的效力を認めない（〔貨幣法第七條〕）。

協定手數料

〔定義〕 銀行がその營業上顧客より徵收する各種手數料につき、銀行間に於て協定せられたものを指して謂ふ〔「手數料協定」の項を看よ〕。

協定利率

〔定義〕 銀行間に於て一定の規約に基き協定された利率を指して協定利率と謂ふ。

〔解說〕 現在銀行間に於て行はれてゐる協定利率は、(一)預金の協定利率、(二)コールの協定利率、(三) 製絲資金の貸出協定利率等であつて、(一)は各地を通じて一般的に行はれ、(二)及び(三)は東京、大阪その他の大都市に於ける主要銀行の間に行

はれてゐる部分的協定に過ぎない。尙此の外關西地方に於ては一般的な貸出利率の協定も行はれた事があるが、今は撤回されて存在せぬ（〔預金利率協定〕〔コール協定〕〔盟約〕〔貸金貸出利率協定〕等の項を看よ）。

共同貸出

〔定義〕二個以上の銀行が、同一の取引先の爲めに、共同して貸出を爲すを謂ふ。

〔解說〕一銀行が一取引先に對して巨額を貸付をなせば、危險を一事業に集中することゝなり、萬一其の事業が破綻した場合には銀行の受くる損失は少くない。銀行經營の要は危險の分散にある。故に一取引先に對して巨額の貸付の必要あれば、二行以上の銀行が共同してこれに當り、其の危險を分散することが行はれる。此くの如き共同貸付が最も盛んに行はれてゐるのはドイツであつて、銀行集中の一形式として、利益共同團體（Interessengemeinschaft）なる制度が存在し、此の團體によつて同一の取引先に對し共同貸付を行ふのであるが、これは多くの場合密接なる利害關係を有する數個の銀行の永久的聯合を形成する。我が國に於ても、一取引先に對して巨額の貸出をなすは危險を集中することになるから、公社債の取引の外、大會社又は自治體に對する大口貸出を數行共同して行ふやうになつた。それには恒久的のものもあり、一時的のものもある。擔保物件の管理、貸金回收の請求等は、參加銀行中の或るものが幹事銀行として代表的にこれに當つてゐる。

共同受益者

（英）Co-beneficiary

〔定義〕同一の信託によりその利益を享受すべき受益者が二人ある場合に於けるその複數受益者を指して共同受益者と謂ふ。

〔解說〕單獨にて信託財産の全部を受益すべき單獨受益者の場合には共同受益者の問題は起らない。信託利益の一部を受益する場合に於て始めて共同受益者が發生する譯で、これには、（一）元本信託財産に付き受益する元本受益者の競合、（二）信託財産に屬する收益を受益する收益者の共同、（三）元本受益者と收益受益者の集合と云ふ三の場合がある。併し公平に又合理的に共同受益者たる元本受益者並に收益受益者間に信託利益の分配を行ふのは頗る困難なる問題であつて、信託經營の進歩せる英米に於てさへも共同受益者に對する信託利益の分配に就ては、屢々紛爭を惹起してゐる。

共同擔保

（英）Blanket Mortgage

〔定義〕數個の獨立財産をその儘數個の擔保とすること（〔ブランケット・モアゲージ〕の項を看よ）。會員組織取引所の擔保制度も亦共同擔保と謂ふ。

共同貯金

〔定義〕特別郵便貯金の一種であつて、多數人が共同し、其の總代の名義を以て預金する郵便貯金を指して共同貯金と謂ふ。

漁業財團

〔定義〕漁業財團抵當法の定むる所により、漁業設備の全部又は一部を以て創設される財團で法律上は不動産財團に屬する。

〔解說〕漁業とは漁業法による營業の目的を以て水産物の採捕、又は養殖を業とするを謂ひ、漁業權とは免許を受け、公有水面の一定區域に於て、他人を排除して或特定の漁業をなすことが出來る權利であつて

（漁業財團法第四條乃至第六條）、大體漁業財團は此の漁業權又は其の登錄した賃借權を中心とする漁業施設を以てこれを組成する。卽ち同一人に屬する、（一）漁業權又は其の登錄した賃借權、（二）船舶並に屬具及び附屬設備、（三）土地及び工作物、（四）地上權及び土地、若くは水面の使用、又は引水若くは排水に關する權利、（五）漁具、（六）機械器具其の他の附屬物、（七）物の賃借權、（八）工業所有權の全部又は一部によつて財團は組成される（漁業財團抵當法第二條）。これ等の有體又は無體財産は恰かも一個の不動産の如く一括して、抵當權の目的となるものであつて、その性質の許す範圍に於て不動産に關する一般法の適用があり、又工場財團を模し工場抵當法中工場財團に關する規定を準用する。漁業財團抵當は大正十四年法律第九號を以て公布された漁業財團抵當法により認められてゐたもので、漁業金融上相當廣く利用せられたのであるが、時勢の要求に基き、昭和八年四月法律第四十四號による擔保附社債信託法中改正法律によつて、更らに之を社債に附することの出來る物上擔保の一種として認められるに至つたものである。

拒絕證書

（英）Protest
（獨）Wechselprotest
（佛）Protêt

〔定義〕手形上の權利を行使し、保全するに必要なる行爲をなしたること、及び其の行爲の結果を證明する爲め、公の機關が作成する所の公の證書を拒絕證書と謂ふ。

〔解說〕拒絕證書は、手形所持人の請求によりて公證人又は執達吏がこれを作成する。私人では之を作成する事が出來ない。

業務報告書

〔定義〕銀行法第十五條の規定により、銀行の取締役が毎營業年度毎にこれを作成して、主務大臣に提出すべき書面のこと。

〔解說〕主務大臣に提出する本報告書の雛形は銀行法施行細則に定められてゐるが、これは商法の規定により株主總會に提出する各種の決算書類とは必ずしも一致しない。銀行が主務大臣に提出する業務報告書とは、（一）營業報告書、（二）貸借對照表、（三）損益計算書、（四）準備金及び利益の配當に關する書面、（五）支拂準備に關する明細書等の總稱であつて、銀行は毎營業年度經過後一月以内にこれを地方長官を經由して主務大臣に提出することになつてゐる。

ギリシヤの貨幣制度

〔定義〕今日は金爲替本位國であつて、その貨幣單位をドラクマ（Drachma）と云ひ、これが金純分量は〇・一九五瓦である。

〔解說〕一八六八年ギリシヤはラテン貨幣同盟に加盟し、スイス・フランと等價の貨幣單位を選んだ。卽ち本位貨幣ドラクマはスイス・フランと金純分を等くし、ポンドに對する平價は二五・二二一五となつた。ドラクマの稱呼は從來行はれ來つたもので、新舊ドラクマの比率は一〇〇新ドラクマは一一二舊ドラクマと規定された。然るにギリシヤは一九一〇年に於てすでに金爲替本位國となり、一九一四年九月三日には金の輸出を禁止した。一九二六年五月十四日に至りて金爲替の兌換を開始したが、一九二八年五月十二日の法律により希臘通貨は法律上金に安全せられ、同月十四日ギリシヤ銀行の開業により新貨幣制度が實施せ

られた。即ち本位貨幣ドラクマを舊金價値の十五分の一に切下げ、ポンドに對する平價は三七五ドラクマとなつた。この法律によれば、(一)純金千瓦は五一・二一二ドラクマ八七レプタに價値等しく、ドラクマ貨の純金量目は〇・〇一九五二六三四瓦とした。(二)ギリシヤ銀行は一九二八年五月十四日より銀行券を外國爲替に兌換する等。即ちギリシヤ銀行は、金輸出入點の限度内に於て金本位用通貨を賣却又は購買する義務を負ふたが、取引の最低額は一萬ドラクマである。本法施行と同時に外國爲替賣買に關する制限は一切撤廢されたが、金輸出は依然として一般に禁止せられ、ギリシヤ銀行に限り之を行ふことが出來た。然るに一九三二年四月二十七日に至り再び兌換を停止し、同時に爲替管理法が施行された。一九三六年九月二十八日以後は、法定通貨ドラクマをポンドと聯繫せしめるに決す。

ギルバート（ジエームス・ウイリアム）

（英）James William Gilbart

〔人物〕イギリスの金融學者。一七九四年にロンドンに生れ、始めロンドンの一銀行に勤務してゐたが、一八二七年アイルランド國立銀行に移り、更に一八三四年ロンドン・ウエストミンスター銀行が設立せられたので、設立と同時に其の支配人となつた。

〔著書〕彼は銀行家としても有名であるが、また金融學者であつて銀行に關する著者が少くない。「銀行業に關する實務論文」(A Practical on Banking, 1827)「銀行業の歴史と理論」(History and Principles of Banking,1834)「アイルランド銀行業史」(History of Banking in Ireland, 1836)「銀行の要素」(Element of Banking, 1852)「銀行業の論理」(Logic of Banking, 1859) 等あり、イギリスの金融理論及びその實際に就て貢献する所少くない。「銀行業の歴史と理論」は代表的名著で、我が國に於ても多くの人に讀まれてゐる。キングス・カレッジに於けるギルバート講座は彼の遺贈金によつて開設されたものである。このギルバート講座は今なほ續いてゐる。

金委員會

「國際聯盟金委員會」の項を看よ。

金打歩政策

（英）Gold Premium Policy
（獨）Goldprämienpolitik

〔定義〕十九世紀の末葉フランス中央銀行が正貨準備を擁護する目的から、銀行券正貨兌換を請求する者に對しては、兌換手數料をその金額から控除した政策のこと。

〔解説〕當時のフランスは複本位制を採つてゐたが、フランス銀行は金の國外流出の恐れある場合には、銀行券の兌換請求に對して名目的なる本位銀貨を以てこれに應じ、特に金貨兌換の請求ある時は、兌換額に對して千分の二乃至八に當る打歩を兌換手數料として課し、正貨準備の減少を防いだ。この方法は屢々フランスで行はれて相當の效果を收めたものゝ、複本位國に於てこそ出來ることであり、オーストリアに於ては、これを模倣せんことを主張した學者議者が多數あつたが、遂に實行されずに終つた。

金買上政策

〔定義〕一國の政府が計畫的にその國の通貨價値を引下げる目的を以て、政府直接

又は中央銀行その他を通じて、國内及び國外市場より金又は金爲替を買上げる政策。

〔解説〕一九三二年イギリスが金本位を停止してから、爲替低落國の間では舊平價よりも價値を引上げて金買上げが行はれてゐた。例へばイギリス及び日本の如きが夫れである。けれどもこれ等の金買上げは、ポンド爲替の不自然なる騰貴を防ぐとか、單に圓爲替の下落を或る程度まで事後に於て認めるとか云ふ消極的な政策が、一定の計畫なくして偶然に行はれたに過ぎない。然るにアメリカの金買上政策には確乎たる目的意識があり、大規模にこれを行つて通貨オペレーションに一の新例を開らいた。あらゆる方策を以て、物價の積極的な騰貴を計つたインフレーション政策が、其の實效に於て洵に微々たるものであつたのを見てルーズヴェルト大統領は焦慮し、何等かの方法によつてこれが行詰りを打開せんとしたが、この時に當つて採られた政策こそ内外市場に於ける金の買上であつた。アメリカに於ける物價吊上策の一方法としての金買上げ政策は、一九三二年十月二十二日大統領がラヂオにてなしたる演説に其の端を發する。そこで同年十月二十五日、ルーズヴェルト大統領は復興金融會社に對して先づ國内新産金買上並に輸出の權限を賦與すると同時に、また財務長官に對しては右に必要な取締りの權限を賦與したが、これ云ふまでもなく貨幣の減價に由る物價引上げ政策を行はんとするものである。その結果、從來アメリカの金塊相場として財務省より發表せしものを廢し、復興會社の買上値段を時々發表することゝし、第一回の買上公定價格を三十一弗三十六仙と發表してゐたが、これは從來財務省が決定發表してゐた同月二十四日の公定價格二十九弗八十仙から、一擧に一弗五十六仙を引上げたもので、且つ二十五日午前のロンドン金塊換算相場三十一弗九仙に比して、實に二十七仙の上値である。而して復興金融會社が産金を買入るゝ資金は、容易に現金に換へることが出來る復興金融會社發行の九十日拂短期債券を以てこれを調達することゝした。かくして金の買上値段は逐次引上げられたが、併し國内産金のみの買上げでは、弗貨の減價に大して效果がなく、寧ろ利喰的な反動高を見たから　外國に於てもこの政策を行ふの必要を認め、同月二十九日、大統領は財政專門家を非公式に招集して協議の結果、愈よ金買上の範圍を擴大し、外國市場に於ても買上げを行ふことに決した。その買入れ方法としては復興金融會社は、海外各地に存在する聯邦準備加盟銀行の海外支店を通じて行はしむるもので、その買入れ資金は矢張り復興金融會社の發行する證券の交附によつて金融することになつた。一九三三年末までに外國市場に於て買入れた産金の總額は約五千萬弗に上つてゐる。ルル大統領の金買上價格引上げによる弗爲替下落、物價引上效果は豫想の如く現はれなかつた。即ち金價格と一般物價水準は必らずしも照應するものでなく、唯だ金の價格を通ずる一般物價の統制が、徒らに複雜性を帶びて來たことを暴露せるに過ぎない。

金買入法

「日本銀行金買入法」の項を看よ。

金塊市場

「ニューヨーク金塊市場」「パリ金塊市場」「ロンドン金塊市場」「上海金塊市場」「ボン

ペイ金塊市場」の各項を看よ。

銀塊市場

〔定義〕 世界に二大銀塊市場がある。日日銀塊相場が建つ〔「ロンドン銀塊市場」「ニューヨーク銀塊市場」の項を看よ〕

銀塊相場

（英） Rate in Silver Bar

〔定義〕 銀塊としての銀の相場である。

〔解說〕 今日世界銀塊相場の標準となつてゐるのは、ロンドンとニューヨークの銀塊相場である。前者は千分の九二五の純分を有する標準銀一オンスを何ペンスと呼ぶ英貨建相場で、仲買人が各地からの注文を受け、一定の場所に集まり各自の注文を突き合せて公平に相場を建てる。相場には直物（Spot）先物（Forward）の二種がある。ニューヨークの銀塊相場は、千分の九九九九の銀一オンス當り何セントと呼ぶ米貨建で、歐洲大戰前まではロンドンの寫眞相場に過ぎなかつたが、大戰中に其の銀塊市場が著しく發達し、更らに一九三一年の秋イギリスの金本位停止により英貨の動搖が激しかつたので、世界各市場は次第に、金弗建のニューヨーク銀塊相場に依存するに至り、殊に東洋向銀塊はこれまでロンドン經由であつたが、近年は直接アメリカから積出すやうになつた事情も手傳ひ、ニューヨークの銀塊相場は益々其の重要性を加へた。ニューヨークの銀塊相場には十一ケ月までの先物があり、現物相場は公定相場と市場相場とに分かれ、前者は同地仲買人ハンディ・エンド・ハーマン商會（Handy and Harman）がロンドン銀行相場を受電して後、規則として產銀業者から買入れる相場を正午近く發表するもので、實際相場に比して稍や低い。市場相場は市中現物の出來値で、取引のなき時は精錬業者によつて定められた賣値が其儘市場相場となる。ニューヨーク銀塊相場は、銀產國たるアメリカ、メキシコ、カナダ等の各地市場を支配すると共に、また銀消費國たる支那及びインドに直接積出の便あるのみならず、東洋市場に取りてはニューヨーク相場は、ロンドン相場よりも時間的に新らしいから、これを取つて銀塊相場の基礎としてゐる。銀の消費市場たるインドのボンベイ、カルカッタ、支那の上海等にも夫々銀塊相場がある。インド市場に於ては千分の九九八の銀塊百トウを以て相場の單位とし、ルーピーを以て唱へ、上海市場にては中國銀弗一弗乃至百弗に對し金貨國貨何程と建てる。

金塊本位制度

（英） Gold Bullion Standard
（獨） Goldbarrenwährung
（佛） Étalon de matières d'or.

〔定義〕 金貨を市場に流通せしめず、主として金塊を中央銀行に保有し、專ら對外支拂準備に充つる所の制度であつて、我國に於ては金地金本位制度とも謂つてゐる。

〔解說〕 この制度は金貨本位制度と金爲替本位制度の中間に位するもので、通貨と金とを結びつけてはあるが、實際には金貨を使用しないで金塊のまゝ保有し、國內には紙幣並に補助貨幣を無制限法貨として流通せしめ、中央銀行ではたゞ大口の兌換のみに應ずる。イギリスは一八二〇年二月一日より一年三ケ月餘これを採用したが、一九二五年四月二十八日金本位に復歸した際にも亦この金貨本位制度を採用し、銀行券は無制限の法貨であつて、金貨と兌換しない。そしてイングランド銀行の外には自由鑄造を許さず、同行は其の本店に於て、標準金一オンスに付三磅十七志十片二分の一にて、金塊を賣渡す義務を負つたが、一九三一年九月の金本位の停止により此の最後の義務は停止さるゝに至つた。斯く兎も角もイギリスの金本位制度は、一度は金塊本位制度の形を以て再興されたが、かゝる制度はイギリスの外に、一九二七年デンマルクに於て採用され、これと略ぼ類似の制度が同年アルゼンチン及びブラジルに復活された。又、金貨或は金貨の選擇兌換をなすものにフランス（一九二八年）があり、金貨又は金爲替を以てする國にインド（一九二一年）、イタリイ（一九二八年）がある。金貨金塊又は金貨爲替を選擇し得る國は、ドイツ（一九二四年）、フインランド（一九二五年）、ポーランド（一九二七年）、チエッコ・スロヴアキア（一九二九年）、チリー（一九二五年）等であり、ベルギイは金、銀又は金爲替と引替へることを規定（一九二七年）してゐる。これ等は純然たる金塊本位ではないが、しかし乍ら金塊本位制度を加味せるものとして、頗る注目を要する制度である。金塊本位制度は金貨の流通しない金本位制度である。けれども國內通貨が、金と等價關係を維持するには金の兌換及び買入をしなければならぬ。たゞその金兌換には制限がある。金が主として對外的決濟に使はれてゐる以上、或る程度にその金額を制限することが出來る。卽ちこの金塊本位制度では兌換せられる最低限度が定まり、之により兌換の手數を省く仕組みになつてゐる。金塊本位制度、又は金地金本位制度は學者によつて屢々金核本位制度と同意義に解せられてゐるが、兩者は全く別箇の制度とするものもある。金貨の流通せざる金本位制度なることに於ては同一である。併し金核本位制度は貨幣の對外價値を維持せんとするも、本制度の如く對外關係を顧慮せぬ。

金核本位制度

（獨） Goldkernwährung

〔定義〕 金の中央銀行集中を强度に行ひ、國內には紙幣又は銀貨を流通せしめ、たゞ金をその核心とする事に依つて貨幣の對內及び對外價値を維持せんとする制度。

〔解說〕 これは歐洲大戰前ォーストリヤ・ハンガリーの採用した制度である。この場合、中央銀行は一種の不換紙幣を發行し、準備を有してゐても兌換の目的ではなく、爲替相場が變調を呈する時に手形を賣渡し、又は金を輸出し、順調の時には手形を買入れて外貨低落を統制する。形式は爲替本位に似てゐるが、主として爲替手形の賣買によつ金爲替相場を調節するのではなく、手形を金の補助手段とするに過ぎぬ。外國への支拂については、中央銀行は其の銀行券に對し平價を以て金を交付する。外國の債權者に安心を與ふる點では寧ろ金貨本位に近い。又金核本位制度に於て國內流通貨幣が銀貨である場合には、跛行本位制に若干類似する所がある。併し跛行本位制度ではあるが、無制限法貨たる銀貨の流通高に彈力性がなく、其の增減は專ら政府の意圖に懸つてゐるから、金核本位制度では銀貨流通高の增減が金によつて行はれる。金核本位制度は金貨本位制度よりも僅少の金にて足りるが、其の金は中央銀行に專ら集中保有されてゐる爲め、金準備は比較的高率が保たれ、而かも金兌換に關する心配はないし、金貨の鑄造及び流通上に於ける失費の節約も出來るのである。この制度は

樹立が容易であり、且つ極めて經濟的であることを其の一大特色とする。リカードは一八一六年に「經濟的にして且つ確實なる通貨に對する提案」(Proposale for an Economical and Secure Currency) と題する小著に於て、既でにこの制度を提唱してゐる。併し金核本位制度なる名稱を用ひたのはプレンゲ (Johann Plenge) に始まる。

金貨本位制度

(英) Gold Coin Standard
(獨) Goldmünzenwährung
(佛) Étalon de monnaie d'or

〔定義〕 是は固有の金本位制度である。

〔解說〕 この言葉は屢々金本位制度と混用される。最初に採用された金本位制度はこの金貨本位制度であつたし、又それが大戰前に於ける金本位制度の主流をなしたことを思へば、金本位制度なる名稱と同じ意味に解するのも無理はない。現に英語では Gold Standard が兩者を表示するも、特に金貨本位制度なることを表はすには Gold Coin Standard なる語を用ひなければならぬ。ドイツ語ではこれを特に金貨流通本位制度 (Goldümlaufswährung) とも云ふ。蓋し金貨本位制度は金貨の流通する金本位制度なることを意味するからである。金貨本位制度が完全に行はれるためには、(一) 名目價値に相當する素材價値を有する所の金貨を流通せしめ、(二) これを無限法貨となし、(三) その自由鑄造を認め、(四) 紙幣に對しては金貨兌換を必要とするのである。歐洲大戰前に於ては、イギリス、アメリカの兩國を始めドイツ、フランス、スイスの如きに於ては可成り多量に金貨は流通し、オーストリヤ、ハンガリイ、イタリイ、ベルギーにもまた多少の流通を見た。然るに單に制度のみ同じ金貨本位であつて、且つ自由鑄造を許してゐるに拘らず、實際には金貨の流通しない國もある。明治三十年以來の我が國金本位制度はそれであり、スペイン、ポルトガル等も同樣であつた。しかし苟くも金貨本位制度を採用する以上は、金貨を國內に流通せしめるのが本體であつて、その流通の少き國又は全く流通しない國は、未だ完全なる金貨本位國の境に達してゐないと見るべきである。然るに金貨の現實に流通した諸國においても、兌換券の使用が漸次增大すると共に、金貨は中央銀行の準備金として貯藏せられる傾向となり、且つは世界大戰時は主としてアメリカ、フランス二國に金が偏在し、一般には金の不足を感ずること甚しく、遂に金と通貨とを關聯せしむるも、國內に於て金貨を使用する必要なしとの議論が勝を制して、金貨の流通は金本位制度の必要條件としないやうになり、兌換券に對して準備金を設ける主なる目的は、通貨の對外價値を維持するためで、國內の流通はたゞ紙幣のみにて足るとし、遂に金貨の流通せざる金本位制度なるものを生ずるに至つたのである。

金爲替

(英) Gold Exchange

〔定義〕 金本位國間の爲替相場を謂ふ。

〔解說〕 この場合に於ては、兩國貨幣の單位が等價關係に置かれた共通の金を基礎とした金平價が存在し、爲替相場はこの平價を中心として成立する。假令爲替相場がこの金平債の上下に變動することがあつても、それは金輸出入點の狹い範圍に限られてゐるから、普通に甚だしい變化はない。

銀爲替

(英) Silver Exchange

〔定義〕 銀本位國と、金本位國との間に於て行はれる爲替が、卽ち銀爲替である。

〔解說〕 (一) 一定せる平價のないこと、(二) 相場は無限に變動する可能性があること等は銀爲替の特徵である。併し今日の如く主なる國が金本位を離脫し、全く法定平價を失へば、金爲替と銀爲替との相違は著しく減殺され、銀塊相場を標準として假令一時的にもせよ平價を存する點では、銀爲替の方が寧ろ優れてゐる位のものである。夫れにしても金本位國と銀本位國との間では、兩國本位金屬の種類を異にする上に、金銀の比價は夫々固有の原因によつて支配され、そこには一致の關係が存在しないから、金本位國間に於けると同樣に法定平價を定めることが出來ない。從つて兩國間の爲替相場は變動の基本と限界とを缺き、兩國の國際收支關係に從つて無制限に變動するのであるが、例へば金銀の比價が變動する場合には、金貨と銀貨との相等價にも變化を與へ、金貨國と銀貨國との爲替相場も其の割合に應じて變動あるを免れない。そして金貨國と銀貨國との間に於て比價の變動により生ずる爲替相場は、銀貨が騰貴すれば金を以て支拂はるゝ爲替手形は銀貨國に於て下落し、銀を以て支拂はるゝ爲替手形は金貨國に於て騰貴する。併し金貨が騰貴した場合に於ては、これとは全く反對の結果を生じ、爲替相場は逆な變動をする。銀爲替に於ける豫約は金爲替に於ける程圓滑に且つ安定しては行はれない。從つて銀爲替に於ては三ケ月、四ケ月といふ先物を賣買することはあり得ぬ。上海には金業取引所なるものがあつて、銀が高くなると思へば銀を買つて金を賣り、反對に若し銀が安くなると思へば銀を賣つて金を買ふ。前者の場合を「金塊に賣り繋ぐ」と云ひ、後者の場合は「金塊に買ひ繋ぐ」と云はれてゐる。共に先物の豫約であつて、金爲替に於ける相場の豫約と其の原理に於て異る所はない。又、これと同樣の原理からして在支銀行家は爲替の賣買尻を他のドラフトによつてカヴァーせずに、屢々又は銀の賣買によつてカヴァーすることがある。これも銀爲替に於ける特徵の一つである。併しこれ等の賣買の豫約や、直接間接の爲替裁定は自ら爲替の投機を煽るものであつて、爲替の空取引はこれが爲めに益々助長される傾向を生ずる。銀爲替は常に投機を伴ふ。

金爲替本位制度

(英) Gold Exchange Standard
(獨) Golddevisenwährung
(佛) Étalon de la réserve d'or

〔定義〕 一國の國內に流通する通貨を銀貨若くは紙幣とし、これを一定の割合に於て他の金本位國の通貨と間接に結びつけ、準備金をその相手國の中心地と內國とに備へ、政府又は中央銀行が主として爲替手形の賣買により、通貨の對外價値を維持せんとする制度が卽ち金爲替本位制度である。

〔解說〕 この制度は最初、國民經濟の發達未だ金本位制を採用するまでに至らざる國に於て、自國には銀貨を流通せしむるを便とするも、先進金本位國との間に金銀比價の變動より生ずる爲替相場の甚だしき動搖を防ぎ、爲替の方法により金を標準とし、貿易及び資本の移動を容易ならしめんとする一つの制度で、英領インド、フイリッピ

ン、メキシコ其の他多數國がこれを採用した。然るに今や其の事情は一變して世界戰後、支拂の便宜上、金準備を外國に置くものを一般に金爲替本位と稱するに至つた。戰後樹立された金爲替本位制度は、これを分ちて、(一)通貨の準備が全部外國爲替から成る制度、(二)外國爲替を金準備中に加へるけれども、準備の一定割合は常に金そのものを以て保有されなければならぬといふ制度の二つにすることが出來る。前者は外國爲替は金と同一物であるとする規則が最も嚴格に適用された制度であるが、併しこの制度に於ても、一定金本位國に對する一定の外國爲替のみに依つて準備すべきことが定められる場合がある。これは金爲替國が相手の金本位國に全然從屬し、後者の本位政策に束縛されるから、從屬本位制度とも云はれてゐる。インド、フィリッピン諸國の戰前からの制度は其の例であり、大戰後に於いてはダンヒッヒの制度がこれに屬する。又一定の金本位國に對して少しも聯繫してゐない金爲替本位制度がある。オーストリヤの金爲替本位はその例である。大戰後に於ける金爲替本位制度の主流をなすものは、金貨本位制度を加味した制度であつて、これを以て直ちに金爲替本位制度とのみは云ひ得ないが、何れの手段に重きを置くかに依つて自ら其の方向は定まるであらう。若しもこれ等の國に於て、金の集中に努める國があるとせば、その場合には必らず金爲替の賣却に主として訴へるであらうことが、容易に考へられるのである。

緊急貨幣

(英) Emergency Money
(獨) Notgeld
(佛) Métailles de confiance

〔定義〕貨幣の缺乏に際して、一時的の使用のために發行される代用貨幣である。

〔解說〕戰爭、恐慌、幣貨用金屬の價値變動等の爲めに、貨幣の流出、死藏、貨幣需要の激增等が起れば、忽ち流通貨幣は缺乏し、日常の取引決濟に困難を感ずるやうになる。かくの如き場合に、國家、地方公共團體、私人が、ニッケル、銅、鐵、錫、アルミニューム等の低價値の金屬、紙、板紙、時には陶器、皮革等にて代用貨幣を製造し、後日正規貨幣を以て兌換することを約して流通せしめる。緊急貨幣は多く强制通用力を有しないが、實際にはこれを有することもある。イギリスのカレンシー・ノートはその例である。緊急貨幣の形狀は普通の鑄貨並に紙幣と同じであるが、中には特異な形のものもないではない。緊急手形貨幣(Notklippe)と稱するのは菱形をなしてゐる。これ等の緊急貨幣は實價の上から見て補助貨幣に近似するが、軈て普通の貨幣と引換へられることが豫想され、それ故に安心して一般に使用することになるのであるから、流動債務の一種とも見られる。この緊急貨幣は、一七一五年既にスウェーデンに於て緊急ターレル債務として發行され、一七九一—九二年にはフランスに於ても發行されたが、十九世紀に入りては數次の銀價變動に際し、補助銀貨の不足を補ふために歐洲諸國に於て頻りにこれを發行した。歐洲戰爭中及び戰後の通貨膨脹期に於ては殊に盛んに發行され、ドイツの如きはその總數六萬五千種、發行者八千の多きに上り、尙ほ別に一九二三年十月の命令によつて價値安定緊急貨幣(Wertbeständige Notgeld)として發行されたもの約二千種、

その發行者約五百を算した。フランスでは二フラン以下の緊急貨幣が各地の商業會議所から發行され、被占領地帶の地方公共團體も多數の緊急貨幣を發行した。その種類は一九一四年から一九二三年までに一萬種以上に及んでゐる。オーストリア・ハンガリイ、ベルギイ、オランダ、ロシヤ、ポーランド、ポルトガル等の諸國にても、戰時から戰後にかけて多數の緊急貨幣を發行した。これ等の緊急貨幣と異り、强制通用力を有する緊急貨幣として、イギリスに於て政府紙幣たるカレンシー・ノートが發行され、その流通高は最高約三億磅に上つた。我が國に於ては大正六年十月二十九日附の緊急勅令により、政府は補助貨幣に代用する目的を以て臨時に小額紙幣を發行し、十圓を限つて法貨として通用せしめた。大正十年にはその流通高二億圓を超えたが、同年四月一日を以てその發行を打ち切つた。

金銀合成本位制度

(英) Symmetallism
(獨) Symmetallische Währung

〔定義〕通貨は金銀と引換へられるものとするが、併しその際、單獨に金又は銀と引換へられるものではなく、一定の比價を以て同時に金と銀との兩金屬と引換へられることを特徵とするところの制度である。

〔解說〕十九世紀の末、イギリスの金銀委員會(Gold and Silver Commission)の諮問に答へて、マーシャル(A. Marshall)が複本位制に優るものとして提案した制度である。兩本位が往々交替本位となることを避け、金銀を一箇の金屬と見て、兩本位の有する特色たる補整作用を十分に働かしめんとする點に、この制度の重點を置いた。

金銀比價

〔定義〕一定量の金の有する價値に對し銀の價値の占むる割合を金銀比價と云ふ。

〔解說〕金銀の比價は、(一)貨幣としての金銀の比價、(二)商品としての金銀の比價の二種に分かれる。前者は金銀が同時に貨幣として用ひられる場合の比價であつて、法律を以てこの比價を定むるが故にこれを法定比價と稱し、該規定の改正せられざる限りは一定不變なることをその特徵とする。後者は所謂市場比價であつて、金銀の需要供給の關係は常に變動を免れないから、從つてこの比價にもまた絕えず變動がある。故に商品としての金銀の價値は、その需要量と供給量とによつて決定せられるも、一度び金銀が同時に貨幣として用ひられるに至れば、法定せられた貨幣としての價値、卽ち法定比價は一定不變のものとなる。金銀比價の問題は金銀が貨幣、骸格に云へば本位貨幣の素材として使用せられてゐて、而かもその法定比價と市場比價との一致せざる場合に於て惹起される。金銀の市場比價が變動するのは、主としてその需要量若しくは供給量の增減に原因してゐるから、政府によつて需給關係の調節が出來るならば、市場比價を法定比價に一致せしめることは可能であるが、併し、實際にはこれは容易でない。何となれば金山又は銀山の發見は、その供給量の增加となつて兩者の一致を忽ち破るに至るからである。上古に於ては銀は金よりも反つて高價であつて、銀一を以て金四に替へたと云ふ記錄がある。然るにその後銀の產出が漸く增加せる爲め、紀元前九五〇年頃には銀價が低落して、金一對銀一二、三の比率となつた。

世界銀產史上の一大革命とも云ふべきは、コロンブスのアメリカ發見であつて、それ以來銀產額は著しく增加したが、イギリスを除くヨーロッパ諸國が未だ複本位制を維持せる間は、金銀比價はなほ一對一五・六の間にあつた。世界各國が貨幣として銀を放棄するや、銀價は益々暴落を演じ、一八六〇年には一對一五・二九であつた金銀比價が、一八七四年には一六・一六となり、一八七六には一對一七・七五、一八八六年には一對二〇・七八となり、一九〇九年にはその崩落愈よ急にして、實に一對三九・七四と云ふ空前の比價を示すに至つた。元來、金銀は所謂耐久財であつて、普通の商品の如くたゞ一回の使用の爲めにその價値を失ふものでは無いから、その供給は年々の產出額によつて決せられるよりも、寧ろ年々に蓄積されるその所有高によつて決定せられる傾向がある。然るに大戰後には銀價は再び低落を始め、一九三二年の金銀比價は一對七三・二九と未曾有の狀態を示すに至つたが、これ一般物價の低落によつて促された銀貨の廢貨、補助銀貨の量目輕減、過剩銀の處分等に起因するものに外ならない。爲に種々の銀價吊上策が講ぜられた。金銀比價の變更が最も重大なる問題を提供したのは、金銀兩本位制に關聯してゞあつて、銀が本位制度から引退して了へば、最早や貨幣制度自體の問題ではなく、一般商品としての銀價の低落並に銀貨國との貿易關係が主たる金銀比價變動の原因となる。

金券

〔定義〕 金によつて保證せらるゝ流通證券。又金の寄託に對する預り證でもある。

〔解說〕 明治初年、政府の特許を得て爲替會社の發行した紙幣を金券と云つたが、現に滿洲國に於て流通せる朝鮮銀行發行券も金券と呼ばれてゐる。アメリカ合衆國の Gold Certificate に對しても、同じ樣にまた金券或は金證券なる譯語が用ひられる。

銀券

〔定義〕 銀によつて保證せらるゝ流通證券。又銀の寄託に對する預り證でもある。

〔解說〕 明治初年、政府の特許を得て爲替會社が發行した紙幣に銀券があり、又、滿洲國に於て流通する橫濱正金銀行發行の紗票も銀券と云はれてゐる。アメリカ聯邦政府の發行にかゝる Silver Certificate を邦語に譯するならば、矢張り銀券或は銀證券であるが、斯くの如き銀券の使用される國は、アメリカの外に、英領印度、英領ソマリーランド、セイロン、支那、滿洲國、コロンビア、コスタリカ、香港、關東租借地、マカオ、モロッコ、和蘭、パナマ、フイリッピン諸島、ザンジバル等がある。スペイン及びその植民地に於ける銀行券も、金貨を以て兌換されることなく、實際上、スペイン銀行の特權により銀貨にて償還が行はれてゐるから、これもまた銀券の部類に屬するものと云ふことが出來ると思ふ。

銀行

（英）Bank
（獨）Bank
（佛）Banque

〔定義〕 自己の計算に於て一方より信用を受け、これを他方に授ける企業である。

〔解說〕 銀行の業務は極めて多岐に亙り、從つてその種類も各種に分化してゐるから、銀行の定義に關しては學者によりて

著しくその說を異にする。例へば、（一）銀行の受動的業務に重きを置くもの、（二）銀行の能動的業務に重きに置くもの、（三）右兩業務を併せて重きに置くもの等がある。銀行の受動的業務を重視するものは、信用受領者としての銀行の地位を第一義的に見るのであつて、ウォーター・リーフ（W. Leiff）は「銀行は小切手を以て要求次第支拂はるべき預金を公衆より受くる個人若しくは會社である」と云ひ、ソマリー（H. Somary）は「銀行は信用を受取ることを目的とする機關である」と說いてゐるけれども、他から信用を受領するのは決して銀行の只だ一つの目的でなく、所詮銀行の最終目的に對する一手段たるに過ぎないのである。銀行の能動的業務を重視するものは、銀行券若しくは預金通貨の發行によつて、新たに支拂手段が造出され、これを以て信用の供與を行ふとの見解を取り、古くはジョンロー（J. Law）あり、次いでマクラウド（H. P. Macleod）これに繼ぎ、近代に於てはドイツのハーン（A. Hahn）によつて代表せられ、更らに英米學者にしてこの見解に從ふものは漸次多きに至つてゐる。所謂管理通貨論者もまたその根柢に於ては大體これと相通ずる信用及び銀行觀を持つものである。然るに銀行券若しくは預金通貨の發行は、銀行が社會一般より信用を受け、又は信用受領者の爲めにその代りとして債務者の地位に立ち、信用供給者たると同時に銀行自らまた信用受領者となる處の信用取引に外ならない。實際上銀行預金に於ては、派生的預金と相俟つて、第一次的預金が重要なる地位を占め、後者なくして前者のみ成立する場合を考へることは出來ぬ。銀行の受動能動兩業務の一面のみを取り上げて、これを銀行本來の機能なるが如くに解するを不可とし、銀行は信用取引に於ける債權者と債務者兩者の間に介在する機關であるとの說をなすものに、ギルバート（J. W. Gilbart）クニース（K. Knies）、リーサー（J. Riesser）等がある、けれども信用取引に於ける銀行の地位を以て、プリオン（W. Prion）、ライトナー（Leitner）の如く單なる媒介者と看做すのは誤解に導き易い。銀行は自己の危險計算に於て貨幣資本の移轉を行ふことをその主要業務とするものである。故に銀行は自らが受くる個人信用を一旦自己のものとなし、銀行信用としてこれを他に供給する。のみならず銀行の受入るゝ貨幣資本が、必らずしもその授信の限度を決定するものでなく、銀行自身に於ても亦貨幣資本を創造して供給しつゝある。これ等の點より見るならば、銀行の地位を說明するに當つて信用の媒介なる語を用ひることは是非とも避くべきである。この意味に於て、オブスト（Obst）が「銀行の本質的業務は貨幣資本の商業である」と言ひ、リーフマン（R. Liefmann）が「銀行は貨幣資本の蒐集、保全及び用立をその任務とする商業の一部門である」と說いて、一の新解釋を試みたのは、銀行の定義として寧ろ當を得てゐると云ふべきであらう。

銀行實相場

〔定義〕 略して單に實相場とも云ひ、爲替銀行が輸入業者その他に對し、外國爲替の賣却に應ずるところの標準相場である。

銀行カヴァー手形

（英）Cover Dorrifts

「カヴァー」の項を看よ。

銀行學局

〔定義〕 明治七年四月、アレン・シャンド指導の下に紙幣寮銀行課内に設けられ、同九年九月まで續き、その後は銀行課繙譯掛に於て授業を繼承したが、十年一月つひに紙幣寮が廢止せらるゝに及んで、通學生徒に對する授業の事務は一時中止された。

〔解說〕 銀行學局の目的は、學局内規の序文にもあるが如く、國立銀行を隆盛にし、人民をしてこれを信賴せしめんには、官吏及び行員に國立銀行の意義並に業務を知悉せしめざる可らずとするにあり、即ち國立銀行に關する知識の傳習所として起されたものである。課程は豫科半ケ年、本科二ケ年半に分れ、本科には又上下の二等あり、その教ゆるところは、經濟學大意、各國銀行條例、簿記、銀行史、商法學等であつた。設立の初めは官吏十名を選んで講習を受けしめたが、八年よりこれを擴張し、國立銀行その他より廣く自費通學生を募集した。當時紙幣頭は得能良介で、學局内規は彼自ら起草し、又、講習生中には第一國立銀行の佐々木兄弟、田口卯吉等が加つてゐた。

銀行學傳習所

〔定義〕 大藏省紙幣寮の設立した銀行學局の後を享けて、明治十年三月大藏省銀行課がこれを開設し、同十二年六月には大體所期の目的を達して閉鎖されるに至つた。

〔解說〕 課程は簿記の教授を中心とし、學科を三則に分つて各則夫々六ケ月を以て卒業することゝした。生徒は主として自費通學生であつたが、各銀行の請願によりその社員に傳習することをも許し、この外明治十一年以後には府縣銀行掛員の來學するものも少くなかつた。この傳習所の閉鎖後も、尙ほ簿記法の傳習を請ふものが絶えなかつたから、舊傳習所の教官等は該所に於て使用せし諸器具類の下渡を受けて神田區錦町に簿記學傳習所を開き、公務の餘暇に簿記その他の教授を行つた。明治十五年三月、大藏省銀行局に銀行事務講習所が設けらるゝと同時に簿記學傳習所も亦廢止せられた。併し、その間に於て教授した學生の數は殆んど三百餘名の多きに上り、銀行實務の普及と、銀行に關する知識の啓發とに貢獻するところは決して尠少でなかつた。

銀行家産業助成會社

（英） Bankers' Industrial Development Company

〔定義〕 イングランド銀行の主唱の下にイギリス主要産業の根本的改造並に合理化を促進する目的を以て設立せられた機關。

〔解說〕 一九二九年十一月、イングランド銀行はイギリス經濟力回復の一助として、綿糸、造船、製鐵等の諸産業の合理化のため、證券管理トラスト（Securities Management Trust）を設立したが（「證券管理トラスト」の項、「銀行家産業助成會社」の項參照）、中央銀行が種々の企業に直接關係する點について非難を生じ、また銀行家に於ても産業に對し熱心なる援助を惜まないことが判つたから、一九三〇年四月、イングランド銀行總裁の主唱により銀行家産業助成會社が設立せられ、證券管理トラストの有する諸機能の大部分をこれに移した。銀行家産業助成會社の資本金は六百萬ポンドで、イングランド銀行とロンドンの大銀行及び發行業者が之を引受けてゐる。此の會社の株式は、（一）甲種株式、（二）乙種株式の二種に分れ、前者は十五株でその全部

をイングランド銀行が引受け、後者は全部四十五株で、四十五の著名なる大銀行、證券業者及び保險會社が各一株づゝを所有した。而して一株の投票權は乙種一に對し甲種三であつて、このことは同會社の支配權が明らかにイングランド銀行の掌中にあることを意味してゐるのであるが、尙ほイングランド銀行總裁は自ら社長に就任した。此の會社は全然社會的公共機關として存在する非營利的のものである。其の任務とするところは、（一）主要産業の自ら提出せる改造或は合理化計畫の審査、（二）同計畫の實施に必要なる資金調達の斡旋等であつて、ドイツの大銀行が其の主要産業に對してなす所と類似してゐる。即ち工業銀行の制度を有せざるイギリスに於ては、これに代はるべきものとして此の産業助成會社を設立したのであつて、イングランド銀行が從來の傳統を棄てゝ主要産業の合理化を指導するに至つたことは洵に劃期的の現象と云はなければならぬ。けれども會社はたゞ金融業者の間に資金の調達を仲介するに止まり、積極的に合理化を强制したり、又は原則として自ら資金を供給したりするものではない。此の點はイギリスの市中銀行が久しき傳統を守つて、飽くまで預金銀行として終始せんことを念願し、尙ほドイツの如く工業銀行化するを得ざる所以である。

銀行合併

〔定義〕 二ッ以上の銀行（一行が銀行以外の事業を行ふものたる場合もある）が、實質上その資本を合同し、これをたゞ一行となしてその業務を繼續することを云ふ。

〔解說〕 銀行の合併には、（一）法律上の合併によるもの、（二）營業讓渡の方法によるものゝ二種がある。法律上の合併の方法による銀行の合同は、（イ）吸收合併、（ロ）新立合併の二つに分かれ、前者は一の銀行が他の銀行の資産負債を繼承することであり、後者は二個以上の銀行が合併してこれとは別に一の新銀行を設立し、これに各銀行の資産負債を繼承せしめることである。營業讓渡の方法による合併にも、（イ）一つの銀行が解散し、他の銀行は存續してその營業を繼承する存續買收、（ロ）關係銀行の全部が解散すると同時に、別に新銀行を設立してその營業の讓渡を受くる設立買收の二つがある。法律上の銀行合併は、商法の會社合併による銀行の合併であるから、この場合に於ては銀行は一つの株式會社として、その合併に就ては商法の會社合併に關する諸規定に從はなければならぬことは勿論であるが、なほその當事者が銀行なる關係上、各種銀行法令に定むるところの銀行合併に關する規定も亦これに適用される。

（一） **普通銀行** 普通銀行の合併は、（イ）普通銀行間の合併、（ロ）普通銀行と貯蓄銀行との合併、（ハ）普通銀行と他の業務を營む會社との合併の三種に區分される。普通銀行の主體は今日では悉く株式會社であるから、何れも商法上の合併要件を有し、法律上の合併をなすことを得るものゝ如くして、銀行法もまたこれを認めてゐる。たゞ商法上に於ては會社の合併は所定の手續を完了したる時は、直ちにその效力を發生するけれども、普通銀行にあつては主務大臣の許可を得なければその效力を生じない。普通銀行と貯蓄銀行の合併も、その主體は何れも株式會社であるから、法律上の合併をなすことを得るもので、銀行法及び貯蓄銀行法は共にこれを認めてゐる。普通銀行

と貯蓄銀行とが合併して普通銀行を存續又は設立する場合に於ては、その合併は主務大臣の許可を受くるに非ざればその效力を生ぜざるを以て、當事者各銀行は合併して許可の手續を執ることを要する。普通銀行は銀行法所定の業務以外の業務を營むことが出來ないけれども、合併によりて貯蓄銀行より銀行法第一條第一項の業務（普通貯金、振替貯金、定期積金）に屬する契約に基く權利義務を繼承したる時は、その契約を完了するまでその契約に關する業務に限り、これを繼承することを得る旨を認めてゐる。普通銀行と他の業務を營む會社との合併は、その當事者の一方が普通銀行たる關係上、主務大臣の許可を得なければ、合併の效力を發生しないことになつてゐる。

（二）貯蓄銀行　貯蓄銀行の合併も、（イ）貯蓄銀行間の合併、（ロ）貯蓄銀行と普通銀行との合併、（ハ）貯蓄銀行と他の業務を營む會社との合併の三種に區分される。その何れの場合にありても當事者たる貯蓄銀行は、主務大臣の許可を受くる手續をなす事を要する。なほ貯蓄銀行は貯蓄銀行法の定むる業務以外の業務を營むことが出來ないけれども、合併によつて普通銀行より貯蓄銀行として營むことの出來ない業務に屬する契約に基く權利義務を繼承したる時は、その契約の完了する時まで、その契約に屬する業務に限つてこれを繼續しても差支ないと云ふ特例を認めてゐるのである。

（三）特殊銀行　特殊銀行の合併については、各特殊銀行法にこれに關する規定なく、たゞ「日本勸業銀行及ビ農工銀行ノ合併ニ關スル件」（大正一〇年法律第八〇號）なる特別法律が存するのみである。元來、特殊銀行は何れも特別法令により設立せられたるものにして、その本質上夫々獨自の業務を有し、なほ法律上幾多の制限を受けてゐるから、特別銀行の合併と云ふが如きは實際にありえべからざることである。日本勸業銀行及び農工銀行の合併の如きは特別銀行としては、むしろその例外に屬する（「勸農合併」のみを看よ）。法律上の銀行合併は、商法の會社合併の方法によつて行はれるものであるが、その實際に於ては合併契約の締結に際し、當事者銀行間の協定を以てこれに種々なる特約條項が附加される。所謂合併條件なるもの即ち是れである。合併條件は必らずしも一樣でないが、最も普通に行はれてゐる合併條件の例を示せば、（一）存續銀行又は新設銀行の資本金額に關する件、（二）被合併銀行の株主に對する附與株式に關する件、（三）存續銀行又は新設銀行の株式金額に關する件、（四）合併實行の時期に關する件、（五）被合併銀行の重役補償責任に關する件、（六）新設銀行の定款の內容に關する件等である。これ等は基本的の合併條件であつて、如何なる合併に於ても、先づ以上の各項目を決定しなければならぬ。この外の諸條件は附帶的のもので、時と場合に依つて異る。

次に銀行合併の法律上の手續としては、（一）合併決議手續（商法第七七條）、（二）財產目錄及び貸借對照表作成手續（同第七八條第一項）、（三）債權者に對する特別手續（同第七八條ノ二第七九條）、（四）合併許可申請手續（銀行法第一四條等）、（五）合併實行手續（商法第八二條）、（六）合併登記手續（同第八一條）（七）合併實行屆出手續（銀行法施行細則第七條第二號）、等を擧げることが出來る。これ等の手續の中で、商法に規定する所は株式會社としての合併手續であり、銀行法に規定する所は銀行としての特別の合併手續である。營業讓渡による銀行合併も、法律上の合併と類似の效果を

擧ぐることが出來る。併し、この合併は、（イ）普通銀行間、（ロ）貯蓄銀行間に於てのみ行はれる。而して當事者銀行が解散し、新設銀行がその營業を承繼する場合は殆んどなく、多くは存續合併の形式に限られてゐる。俗に買收合併と稱するものが即ち是である。銀行の合併形式としては最も簡單である。營業讓渡にはその營業の一部だけを讓渡する場合もある。

銀行貨幣

（英）Bank Money
（獨）Bankgeld

〔定義〕抽象的な所謂名目貨幣の一種であつて、銀行の帳簿上に存在し、帳簿上の付替によつて移轉の行はれる貨幣である。

〔解說〕貨幣の流通領域の漸く擴大される一方、封建領主の權威の失墜と都市の勃興とは、政治的權力によつてその使用を强制されて來た貶質貨幣の名目價値を失はしめ、一五〇〇年來のヨーロッパでは貨幣は貨幣素材の重量によつてのみ流通するやうになり、こゝに貨幣の賣買狀態を現出せしめた。かくの如き貨幣狀態にあつては、銀行は種々なる貨幣の兩替を行ふことによつて、流通經濟上重要なる働きをなすと同時に、また雜種貨幣に或る單位を與へ、同一銀行に於ける預金の振替によつて、その取引者相互間の貸借關係を決濟せしめることゝした。勘定貨幣とは即ち是れである。）一六〇九年、アムステルダム市に設立せられたアムステルダム銀行は、各種の貨幣又は地金をその地金價格にて預金として受入れ、これを一定の單位を以て預金者の勘定口座に記入し、總ての支拂は帳簿上に於ける預金の振替によらしめた。この預金を銀行貨幣（Bankogeld）と云ふ。同樣の事例は、一六一九年に設立せられたハムブルク銀行に就ても見ることが出來る。こゝにては一定量の銀を「マルク・バンコ」（Mark Banko）と定め、預入する銀は總てこの標準を以て計算して、「マルク・バンコ」若干額の預金とした。從つてこの「マルク・バンコ」も、直接にこれを表現する一定の形式を具備せる鑄造貨幣ではないが、銀行に預金勘定を有する人々の間には、一つの勘定貨幣として自由にその移轉が行はれた。かくして之等の振替銀行は、雜種貨幣に或る單位を與へ、それによつて預金を受入れ、その支拂は帳簿上の振替によつて行はるゝ所謂振替制度（「振替制度」の項を看よ）を盛んならしむる事となり、この制度は大體に於て一八〇〇年代のヨーロッパ經濟社會を支配した。然るに兌換券發行の非彈力性から當然に生じて來た貨幣の銀行狀態への移行も、また一般銀行業務に大なる轉機を與へた。例へば一八四四年のイングランド銀行に對する特許條例は、僅かに一千四百ポンドの保證準備發行を除いてはポンド對ポンドの正貨準備を必要としたことのために、兌換券の發行を極度に拘束してその頃の通貨需要に十分に應ずることを不可能ならしめたから、偶ま發展途上にあつた商業社會は銀行との相互負債によつて銀行貨幣の造出をなすに至つた。即ち銀行は、貸付、割引その他を通じて顧客の預金を造出し、その預金を以てする支拂は小切手の形を取り、それから生じた銀行間の債權、債務の手形の交換を通じて、大體帳簿上の振替によつて清算が行はれるやうになつた（「預金貨幣」の項を看よ）。かくの如き銀行貨幣の流通は、國家貨幣の供給や或は兌換券の發行の非彈力的であれ

ばある程、商業社會はこの方法に俟つところが多い。それは銀行の信用性の勝利を意味すると同時に、また制度的には信用が擁護せられて來たといふことにも原因する。

銀行カルテル

「銀行聯合」の項を看よ。

銀行恐慌

（英）Banking Panic

〔定義〕預金の引出又は兌換請求の如き銀行取付、これに續く銀行の破産等が、大量に發生する銀行信用の攪亂狀態である。

〔解說〕銀行信用の時代には、廣義の信用恐慌は直ちに銀行恐慌に發展する可能性はあるけれども、如何なる種類の恐慌も悉く銀行恐慌となるとは限らぬ。少くともその過去に於て證券投機市場と銀行との關係が密接だつたアメリカでは、投機恐慌に基く銀行恐慌は屢々起つてゐるが、併し多くの場合について云へば、因果的には一般恐慌の一部をなしつゝも、事實上孤立して勃發する信用恐慌は常に必らず銀行恐慌たり得るに過ぎぬ。例へば商工業部面に於ける恐慌に伴つて當然起るべかりし信用恐慌が、コール泳ぎその他の方法により表面を糊塗し、相當の期間これを遷延せしめられるのは、此の場合の信用授與者が銀行なればこそ出來ることである。かくの如くして銀行恐慌が獨立の外觀を以て起る場合には、最も狹い意味での金融恐慌と云ふことが出來る。大正九年の恐慌の總決算とも見るべき昭和二年の銀行恐慌は、現にその直前直後に產業社會の動搖を伴はなかつた。銀行恐慌は、往々にして銀行集中に拍車を加ふる直接原因となり、又、これが爲めに政府の有する銀行監督權が、一層强大となる傾向を伴ふことも看取するに難くない。

銀行業務

（英）Banking
（獨）Bankgeschaft

〔定義〕銀行業務とは、銀行が銀行として、營む貨幣の信用取引を云ふのである。

〔解說〕銀行が營業として行ふ業務は、（一）銀行たるものが本來行ふべき業務、（二）銀行たるものが營むことを最も便利とするが故に通常銀行によつて行はれる業務、而して（三）銀行業に關係のない他の業務の三種に區分することが出來る。（一）は銀行の主要なる業務であつて、更にこれを、（イ）受信業務又は受動的業務、（ロ）授信業務又は能動的業務の二種に大別し、例へば銀行券の發行、預金の受入、債券の發行等は前者の主たるものとし、手形割引及び貸付は後者の主なるものとする。たゞ爲替はこの兩者の性質を兼ねてゐる。（二）は銀行の附隨業務と稱し、その仕事の性質上從たる地位にあるけれども、三大分類の一として相當に大きな領域を持つてゐる。從つて廣い意味では多くの業務を含み、その限度が判明しない。銀行法の規定も、附隨業務に就ては、「保護預リ其ノ他ノ銀行ニ附隨スル業務」（第五條）とあるのみにて、例示主義を採らないが、附隨業務の內容は時代により變化し、銀行によりまた相違するものであるから、殊更ら列擧するのを回避してその場合々々に適應させんとしたのであらう。附隨業務として一般に擧げられるものは、（イ）保證、（ロ）手形引受、（ハ）代金取立、（ニ）債券及び株式の募集、引受、賣買、貸借、（ホ）保護預、（ヘ）地金銀賣買、

（ト）兩替、（チ）代理、（リ）元利金及び配當金の支拂等で、委任された事務も加はり、その中には銀行の性質により他業となるものもあれば、また主要業務となるものもある。（三）は兼營業務であつて、その性質上他業に屬する業務を銀行が兼ね營むのであるが、普通銀行を對象とする銀行法では、他業の兼營としては、擔保附社債信託法により擔保附社債の擔保權の受託業務を認めてゐるだけで、その他を禁じてゐる。併し兼營業務と附隨業務との區別は判然しない。保護預が附隨業務であることは銀行法に明示されてゐるが、その業務を擴大したならば一の專業となり、これを獨立させることが出來る。現にアメリカでは、專門の保護預り會社とも云ふべきものが發達してゐる。その他、證券賣買についても、同じく普通銀行の附隨業務であると解されてゐるが、手廣くこれを行へば他業として十分發達せしめ得るものである。舊銀行條例が認めた兼營業務には、倉庫業、貨物運送業委託販賣業、代辨業、金融仲介業、有價證券賣買業、地所賣買業等であつた。思ふに銀行それ自體の性質が異るに從ひ、その營む主たる業務を異にするのは勿論の事であつて、例へば預金の受入と貸付又は手形割引等を主たる業務とするもの、爲替業務を主とするもの、債券の發行を行ひ長期貸付業務を主とするもの等があり、或はまた有價證券の賣買を主要業務とするものもある。銀行法は普通銀行の業務を規定し、貯蓄銀行法は貯蓄銀行の業務を規定してゐるが、特別銀行については夫々その特別法に於て、各銀行の業務が列擧されてゐる。

銀行局

〔定義〕大藏省の一局で、專ら銀行其の他の金融機關の監督取締に當るのである。

〔解說〕從來の銀行局には、（一）特別銀行課、（二）普通銀行課及び、（三）檢査課があつたが、昭和十一年十月一日に官制を改正して、銀行局では商工組合中央金庫に關する事項を取扱ふことゝなつたので、新たに、（四）庶民金融課を置くに至つた。特別銀行課では、特別銀行、紙幣類似證券、銀行に對する補助金及び補給金等に關する事項を取扱ひ、普通銀行課は、普通銀行、貯蓄銀行、信託會社、有價證券割賦販賣、銀行に關係を有する公益法人等に關する事項を取扱ひ、庶民金融課は、產業組合中央金庫、市街地信用組合、無盡會社、商工組合中央金庫、庶民金融制度調査に關する事項を取扱ひ、檢査課は銀行檢査に關する一切の事務を掌る。大藏省には別に理財局がある。

銀行倶樂部

〔定義〕銀行業者が親睦をはかる機關。

〔解說〕六大都市その他の銀行集會所內にこれを設け、午餐會、講演會等を催す外銀行員のために各種の娛樂設備がある。

銀行クリーン・ビル

「クリーン・ビル」の項を看よ。

銀行券

（英）Bank Note
（獨）Banknote

〔定義〕一定の銀行が持參人の要求あり次第直ちにその表記したる金額の本位貨幣を支拂ふ旨を約束して發行せる證券のこと。

〔解說〕その起源に遡れば、銀行が顧客より預託を受けて保管せる金銀鑄貨に對

し、受領證又は保管證として發行せる預證に始まつたものである。初期の大陸諸銀行の發行せるこれ等の信用證券中にあつて、聖ジョージ銀行の所謂記帳手形（Cartulary Notes）は、今日の銀行券に最もよく似てゐた。それは銀行が最も有利なりと考へた如何なる方法にでも使用された。けれども貨幣の實質的價値に重きを置いた時代には、これを貨幣と見ないのが一般社會の通念であり、持參人式一覽拂の約束手形の一種と解してゐた。然るに預託せる金銀に對して發行された預證は、直接その拂戻要求のために提供せられずして、預金者の間に於てこれを支拂手段として使用するやうになり、自ら貨幣的性質を帶びて來たのである。かくの如く銀行券は、先づ銀行の預金受入れ業務の結果たる金銀貨預り證として發達し、その偶然的なる流通よりして、更らに一歩進んで豫め流通を目的とし、何ら代表的性質を備へずして發行せらるゝ價値の流通媒體となつた。從つて銀行は自行の信用に基きこれを發行して貸與し、借主より利子を徵して多くの利益を得た。單なる金銀貨の預金貸付よりも、銀行券の發行によつて得る利益の方が遙かに大きい。初期の銀行が銀行券の發行をその主要なる正常業務としたのはこれが爲めである。しかし發券銀行は其の發行する銀行券に對して、正貨兌換（Barreinlösung）の義務を負はなければならぬ。勿論、發行された銀行券の一部分は、長く流通市場に殘存して流通し、兌換の爲めに呈示せられることがないから、その部分に對しては正貨準備を要しない。銀行券の重要性に顧みて、國家はその發券銀行に對し適當なる制度を設けてこれを監督する。即ち特定の銀行のみに銀行券の發行權を與へ、一般銀行に對してはこれを禁ずる代りに、發券銀行は上納金又は發行稅を納付する義務を負はされた。今日は世界各國すべて中央銀行に對し兌換銀行券發行の獨占權を與ふるも、往時の銀行の主要正常業務として銀行券發行の行はれた名殘りとして、スコットランド、アイルランド、或はドイツ、イタリー等に商業銀行の紙幣發行の例あり、アメリカの國立銀行の銀行券發行もその一例である。けれども今日のドイツ、イタリー等に於ては、銀行券の發行は唯一の中央銀行に統一せられてゐる。

銀行原價計算

（米）Bank Cost Accounting

〔定義〕銀行取引先の預金勘定個々についてその保有殘高の內容を檢討し、これより生ずる收益高を査定すると同時に、當該勘定に附帶せるあらゆる經費を算出することによつて兩者の差額を求め、その勘定の實價を判斷し、査金の運用をこれに對應せしめ、銀行管理の實を擧ぐる方法である。

〔解說〕銀行がその利潤を維持增大するには、經營內部に存在する無駄を排除し、これによつてその目標とする最大利潤を獲得するより外に方法はない。收益より差引くこと經費が即ち純損益であるとする從來の考へ方は、最早や今日の銀行經營に適せぬ。收益から一定の目標利潤を差引いて經營上要さるべき經費を求め、實際の經費をその範圍內に制限して、査金の原價を引下げると共に、出來るだけ査金量の增加を計ることが要求されてゐる。經費の節減は銀行經營に於ては核心的な重要問題である。そこに銀行原價計算の存在理由がある。この銀行の原價計算が理論的に最も早くから

研究されたのはアメリカに於てであり、實際的に盛んなのも亦たアメリカである。一九〇三年フランク・ミード（Frank Mead）により「個人元帳勘定の損益」（Profit of Individual Ledger Account）なる論文が Bulletin of the American Institute of Bank Clerks に發表されたのに端を發し、これに續いて、エドガー・ウォルタース（Edgar Walters）、トーマス（F. W. Thomas）、パターソン（Stuart H. Patterson）等の論文が發表せられ、その後に於ても幾多有益なる研究の發表があり、漸く原價計算の實用時代に入つた。即ち一九二三年のナッソウ地方銀行家協會（Nassau Country Bankers Association）の不利なる預金勘定調査委員會（Committee on unprofitable Accounts）一九二五—二六年アメリカ銀行家協會設置の預金者勘定分析問題に係る委員會（Committee on Analysis of Accounts）一九二七年ニューヨーク州銀行家協會設置にかゝる銀行原價問題委員會（Committee on Bank Costs）等は多數の銀行及び信託會社により成立せるもので、何れも極めて貴重なる報告を公表し、原價計算制度の發達普及に貢獻する所が少くない。

イギリスに於ては、一般に原價計算制度の實際的機能は認識されず、ドイツには經營計算なるものがあるけれども、所謂原價計算とはその趣を異にしてゐるから、原價計算については、アメリカは獨歩的地位を占め、他の追隨を許さゞる狀にある。アメリカに於ける原價計算が斯る顯著なる發展を見るに至つたのは、（一）經濟合理化の機運と原價會計學の進歩、（二）銀行預金が主として當座預金により構成せらるゝ結果小切手制度の極端なる發達殊にその濫用、（三）銀行原價計算制度設定普及に對する銀行並に信託會社の協同動作等に原因してゐる。當座預金は出入の最も頻繁なる預金であり從つてこれに對しては、多額の準備金を必要とするのみならず、その取扱には非常なる手數と費用とを要するから、殘高僅少にして而かも出入の極めて頻繁なる口座については、銀行はこれが爲めに却つて損失を蒙むる場合が屢々あり得る。斯かる非收益的勘定（Unprofitable Accounts）に對しては、適當なる對策を講ずることが銀行にとりては極めて必要なる處置であり、當座預金を多額に擁するアメリカ諸銀行がこの點に着目し、査金原價を切下げる目的をもつて、預金勘定口座の解剖を行ふに至つたのは寧ろ當然の歸趨と云はなければならぬ。かくて原價計算は、預金者勘定の收益力判定に關する研究に始まり、而かもこの問題を中心として發展し來つた關係で、預金者勘定口座の分析は原價計算の核心的內容をなすに至り、なほ進んでは原價計算を以て預金者口座の分析と同一義に解せらるゝ傾向をさへ生じ、頗る重要性を帶びて來た。

銀行檢査

（英）Bank Examination
（獨）Bankkontrollen

〔定義〕銀行の營業及び財產に缺陷なきや否やを調査し、萬一その缺陷のために、累を預金者に及ぼすが如き危險あれば、未然にこれを防ぐ方法を講ずる處置を謂ふ。

〔解說〕銀行は營利事業であるが、その性質は公益的のものであつて、經營の良否が直ちに一般公衆の利害に關係して來る。これ銀行檢査制度の必要なる所以である。銀行檢査では、（一）外部檢査、（二）內部檢

査の二種に大別することが出來る。外部檢査は亦公的檢査とも云はれ、中央政府、地方自治體、中央銀行或は手形交換所等の如き外部機關の手によつて行はれるもので、國により著しく其の制度を異にしてゐる。我が國に於ける銀行檢査制度は大藏省所管の下にある特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行信託會社、無盡業者、有價證券割賦販賣業者及び大藏、農林兩大臣共同監督下にある市街地信用組合、產業組合中央金庫、信用組合聯合會、產業組合中央會の市街地信用組合關係事業、大藏、商工兩大臣共同監督下の商工組合中央金庫等に及ぶが、特殊銀行（農工銀行を除く）に對しては各別に監理官を置き、特別銀行監理官處務定規（大正十五年大藏大臣）に基き特別の公的檢査が行はれてゐる。農工銀行、貯蓄銀行、信託會社、無盡業者、市街地信用組合等に對しては大藏省は地方廳と共同監督に當り、たゞ普通銀行に對してのみ大藏省が銀行檢査官を設け絶えずこれが檢査を行つてゐるのである。我が國に於ける外部檢査は、これ迄大藏省による檢査が存するのみであつたが、昭和恐慌の後、金融制度調査會の希望及び民間銀行の勸告を容れて、日本銀行がその取引銀行の業務檢査を行ふことになつた。主務官廳の檢査は摘發的であるが、日本銀行の檢査は飽くまで指導的矯正的のものであつて、その取引銀行と豫め締結しある契約に基き一般的には書面檢査を行ふに止め、只特定の銀行に對してのみ實地檢査を行ふ。

アメリカの公的檢査では、(一)聯邦準備銀行に對する檢査、(二)國立銀行に對する檢査、(三)州立銀行及び其他の金融機關に對する檢査の三種に區別される。聯邦準備銀行に對する檢査は、聯邦準備理事局に檢査部を置き、聯邦準備檢査官が少くとも年一回檢査を行ふ外、加盟銀行十六以上の共同申請により特別檢査を行ふことがある。國立銀行に對する檢査は從來は其の監督長官たる通貨監理官（Comptroller of Currency）が大藏長官の承認を得て任命する國立銀行檢査官（National Bank Examiner）によつて行はれてゐたが、聯邦準備法實施の後は、國立銀行は其の加盟銀行として、別に聯邦準備法による檢査をも受けることゝなり、聯邦準備理事局は加盟銀行たる國立銀行に對して、何時なりとも書面を以て檢査を行ふ外、年に少くとも一回の實地檢査を行ひ、また聯邦準備銀行は理事局の承認を得て所轄準備區の國立銀行に對して特別檢査を行ふことが出來る。たゞ準備銀行は、何時にても理事局の要求あり次第、加盟銀行の狀況報告を提出しなければならぬ。加盟銀行たる國立銀行に對して行ふ理事局の檢査と、通貨監理官の行ふ檢査との重複を避けるためには、通貨監理官による檢査は聯邦準備法による檢査と看做すことにし、準備加盟銀行としての檢査は別に行はぬ。州立銀行に對する檢査は、各州の銀行長官（Bank Commissionnaire）が自身、又は自己の補佐官若くは州立銀行檢査官（State Bank Examiner）が少くとも年二回これを行ふことになつてゐるが、聯邦準備制度の施行後は加盟銀行たる州立銀行に對して、別に聯邦準備理事局は書面を以て何時たりとも檢査を行ふ外、年に少くとも一回の實地檢査を行ひ、準備銀行もまた理事局の承認を得て、その所轄準備區に於ける加盟銀行たる州立銀行に對して特別檢査を行ふ權能を有することになつた。多くの州に於ては、州銀行長官の檢査權限は啻に州立銀行

のみならず、その他の金融機關に迄及んでゐるのである。アメリカに於ては此くの如く、聯邦政府、州政府、聯邦準備理事局及び聯邦準備銀行等が檢査を行ふ以外に、手形交換所内に銀行檢査部を設置し、檢査員をして組合銀行を檢査せしめ、不堅實なる銀行に對しては警告を發し、未然に危險を防ぐ制度を採つてゐる。これに似てゐるのはカナダの制度で、同國にては久しく銀行に對して公的檢査が行はれず、カナダ銀行組合（Canadian Banker's Association）が組合銀行の檢査監督權を有する。ドイツに於ては、從來、特殊の目的を有する公營銀行に對しては、夫々監督規定が制定せられてゐたが、一般銀行については何等の監督規定がなく、銀行の經營は全く政府の統制外にあつた。然るに一九三一年の金融恐慌に遭遇して大小の銀行が遺憾なく弱點を曝露した爲め、同年九月廿一日緊急命令によつて始めて銀行監督局（Kuratorium）及び銀行監理官（Reichs-Bank Kommissar）の二機關を設置し、銀行監理官には銀行の指導監督に關する廣大なる權限を與へた。一九三四年十二月五日新銀行法の制定さるゝや、その適用範圍を一般銀行は勿論貯蓄銀行、抵當銀行、信用組合、振替機關等にまで及ぼし、監督機關も信用制度監督局及び信用制度監理執行官となり、監理執行官は職務執行上適當なる檢査機關を使用し得る外、ライヒスバンク理事會の推薦により同行職員を使用することも出來るし、また有らゆる官廳に對し援助の要請も出來る。檢査に要した費用は悉く被檢査金融機關の負擔となつてゐる。內部檢査は一に私的檢査とも云はれてゐるが、外部の强制によらず銀行が自發的にこれを行ひ、以て事務の整理、不正行爲の防止、經營の堅實化、惹ひては信用の向上を計らんとするものである。これは(一)監査役の檢査、(二)株主の檢査、(三)自衛檢査の三種に分けることが出來る。監査役は會社の業務の執行を監査する會社常設機關であるが（商法第一八一條）、我が銀行法は商法の規定の外に、每營業年度二回監査書なるものを作成し、これを銀行に備へ置かしむる義務を命じてゐる（銀行法第一二條）。また株主は（イ）個人としては書類閲覽權の行使（商法第一九〇條、第一九一條、第一一條）、（ロ）株主總會による檢査役の選任（同第一六〇條ノ二）、（ハ）小數株主權（同第一六〇條）、等により銀行の內的檢査を行ふことが出來る。併し、今日の銀行は公共的機關たる自己の職責を自覺し、その基礎を確立し健全なる發達を遂げしめんとする主旨に基き、行內に檢査機關を特設して、何れも自衛檢査を行つてゐる。再檢係、照査係、或は常任精算員等その名稱は區々であり、またその執行範圍の如きも廣狹があつて、必らずしも一定したものとは云へないのである。

銀行券集中發行制度

（獨）Zentralisiertes Notenbank-system

〔定義〕銀行券の發行權を統一して、これを一大中央銀行に集中する制度である。

〔解說〕古くは發券銀行は分立し、多數の銀行により銀行券は發行されてゐたが、十九世紀以降ヨーロッパ諸國に於ては銀行券の發行を一大中央銀行に集中する制度を採るに至つた。アメリカの發券制度は尙ほ分散主義の域を脫しないが、併し制度全體の動向は集中主義を目指してゐる。我が國に於ては、日本銀行の外に、朝鮮銀行、臺

灣銀行が夫々銀行券を發行し、一見して分散制度の要素を含むものゝ如くであるが、日本銀行券の外は內地に流通しない。貨幣として流通せしめるには、銀行券の種類はその統制上からも雜多ならざるを可とし、發券銀行が單一なれば、社會の需要に應じて其の流通額の伸縮を可能ならしめ、銀行の信用と割引政策とを以て、よく金融市場を統制することが出來る〔「單一發券銀行」の項を看よ〕。

銀行券發行準備制度

〔定義〕 國法により銀行券の發行に嚴重なる制限を設け、その發行高に制限を加ふると共に、亦兌換の確實を維持する制度。

〔解說〕 銀行券發行準備の方法としては、(一)證券準備、(二)實物資產準備、(三)正貨準備等がある。證券準備とは、各種の證券例へば國債、商業手形等を保證として銀行券を發行する制度であり、實物資產準備とは銀行の財產と一般信用とに基いて銀行券を發行する制度であつて、共に兌換不確實の缺點があるのみならず、金本位制度の下に於ける發行準備として不適當であるから、各國何れも正貨準備を採用してゐる〔「正貨準備制度」の項を看よ〕。正貨準備は銀行券の彈力性を維持し、且つ兌換の確實を期することが出來る點で、最も優れた準備方法である。併し正貨を發行準備に充つるとしても、これを準備に取り入れる程度に至りては國によつて必らずしも同一でない。正貨準備として認めらるゝものは正貨の外に金銀地金があり、金本位國に於ても銀を以て正貨準備の一部とすることを認めてゐるが、イングランド銀行及び日本銀行の正貨は事實上金貨及金地金のみである。然るに近時は金拂の外國手形を正準準備とする國が著しく增加した。今日の正貨準備は國內兌換の爲めではなく、專ら國際決濟の目的を有するものであるから、十分にその目的に添ふことが出來れば、正貨準備の一部は外國手形であつても差支へなからう。假りに一步を讓り正貨準備が國內兌換の目的を有するとしても、發行高の全部に對して正貨準備を以てする必要はなく、その一部は商業手形、國債その他の確實なる證券を以て發行準備に充つれば足りる。これを保證準備と云ふ。故に今日の發行準備は、その內容より見て、(一)正貨準備、(二)保證準備の二種にこれを大別することが出來る。今、發券準備制度の主要なるものを擧ぐれば、(一)最高額制限法、(二)全額準備法、(三)最小準備法、(四)自由準備法、(五)一部準備法、(六)屈伸制限法、(七)比例準備法等であつて、我が國では屈伸制限法を採用してゐるが、戰後益々多くの國に於て採用せられ、比較的無難の制度と見られてゐるのは比例準備法である〔「各項目に就てそ」の解說を看よ〕。

銀行券發行稅

〔定義〕 銀行券發行稅とは、銀行券の發行權を有する所謂發券銀行に對し、その銀行券發行に關して賦課される租稅である。

〔解說〕 銀行券の發行は國家の與へた特權である。銀行はこの特權の行使によつて特別の利益を收めることが出來る。正貨準備による發行は利益の源泉にならないが、保證準備發行及び限外發行から利鞘を生ずる。かゝる特殊利益に對する課稅が卽ち從來の所謂發行稅なるものであつた。我が國に於ては明治二十一年日本銀行の保證準備發行限度を七千萬圓と定め、制限外發行を認めてこれに年五分を下らない發行稅を課

することゝした。續いて同三十一年保證發行限度を一億二千萬圓に擴張された時、この特權に對する課稅として、日本銀行の納付金に關する法律案が提出せられたけれども、帝國議會はこれに反對した爲め、結局、一億二千圓を限度とする保證發行に對しては、每一ケ月の平均發行高に對し千分の十二半、卽ち年一分二厘五毛の發行稅を納付することに決した。これが明治三十二年三月公布の「日本銀行納稅ニ關スル法律」である。限外發行の場合に於ける發行稅の規定には變りがなかつた。然るに昭和七年七月に至り、發券制度の改正せらるゝや、保證發行に對する發行稅は廢止せられ、新に納付金制度を採用することゝなり、限外發行稅のみは殘して、兌換銀行券條例を改正し、その稅率を三分以上と改めた。發券銀行としての特權行使による特殊利益に對しては、納付金によりその利益の一部を政府に上納せしめ、銀行券の過剩發行を抑制する手段として賦課せらるゝに過ぎぬ。發行稅賦課の目的が變つて來た。我が國の銀行券發行稅としては、日本銀行の限外發行稅の外に、朝鮮銀行法第二十二條、臺灣銀行法第九條にまた夫々發行稅の規定がある。銀行券に對する發行稅について、飽くまで通貨の濫發を抑制する趣旨に基き、制限外發行につき嚴格なる規定を設けてゐるのはドイツ、アメリカなどの諸國である。

銀行券分散發行制度

(獨) Dezentralisiertes Notenbankwesen

〔定義〕 一定の規定に從つて設立せられたる多數の銀行に對し、銀行券の發行を許可する制度を銀行券分散發行制度と謂ふ。

〔解說〕 嘗ては多數の國に於て此の制度を採つたが、今日最も典型的に分散制度を維持してゐるのはアメリカである。分散制度は政府との關係を薄くし、政治的壓迫より脫せしめ、且つ地方の需要に適合する等の長所を有し、アメリカに於て尙ほ分散制度を捨てないのも、その主要の原因は玆にあるものゝやうである。併し、分散制度に據る結果は、基礎の鞏固ならざる銀行も、往々にして確實なる銀行と相並んで銀行券を發行し、一朝急變の生じた場合、貨幣及び信用の需要增大すれば、基礎薄弱なる多數の銀行はその要求に應ずることが出來ない爲め、却つて金融機構を閉塞するに至る惧れがある。これ恐慌の惨害がアメリカに於て特に甚だしかつた所以である。アメリカは一九〇七年に起つた恐慌に刺戟せられ遂に今日の聯邦準備制度を確立するに至つたが、純然たる集中發行制度を採用するが如きは、その國情が到底これを許さない。

銀行合同

(英) Bank Amalgamation

〔定義〕 合併又は買收の方法により、銀行の有する資本及び經營規模を擴大し、その堅實性を增進せしむる現象の事である。

〔解說〕 現行の合同は、(一)業態不良にて營業の繼續困難なるもの、又は不良業態を曝露して既に破綻したもの等を救濟し整理する爲に行はれ、(二)營業狀態は不良と云ふのではないが、更らに其の資力をより强化し、堅實性をより增大せしめるが爲めにも、合同は屢々行はれる。不良若しくは弱小銀行の整理は、確かに合同の主要なる目的の一つであつて、嘗て多數の弱小銀行が存在し、これが爲めに頻繁に金融恐慌を

起した我が國では資本金に制限を加へて弱小銀行の絶滅を期すると共に、政府當局は銀行合同の奬勵に努めた。然るに又、一般に事業の經營組織が大規模となり、資金の需要が巨額となれば、銀行も亦これに應じてその規模を大にする必要が起つて來るから、大銀行は進んで小銀行を併合又は買收するが、時としては大銀行同志でも合併が行はれる。一九一七年以降、イギリスに於て行はれた銀行合同はその例である。合併と買收とは合同の二つの形式である。資力に餘り懸隔なき二個以上の銀行が合體する場合はこれを合併と云ひ、資力の大なる銀行がその小なる銀行を吸收するは買收又は併合と呼ばれてゐる。而して前者の合併には、(一)銀行は總て消滅し、新なる一銀行を成立せしむる場合もあれば、(二)舊銀行の一を存續せしめて、他の銀行はこれに買收せられる場合もある。又、後者の買收には三の形式があつて、(一)大銀行が小銀行の資本全部を取得して、小銀行は全く其の存在を失ひ、大銀行の支店となつてしまふ場合、(二)小銀行が資本の全部を大銀行に買收せらるゝも、表面上はなほ獨立の存在を維持して、從來の營業をそのまゝ繼續する場合、(三)營業權の全部又は一部のみを讓渡するにとゞまる場合即ちこれである。

銀行合併法

〔定義〕 銀行業の發達を圖る爲め、明治二十九年四月發布して大に合併を奬勵したが、明治三十二年一月遂に廢止せられた。

〔解說〕 日清戰爭後各種の事業急激に勃興せしに際し、私立銀行も俄かにその數を增加し、二十八年には一千餘行に達したが、中には資本金過少、基礎薄弱なるものが少くなかつた。政府はこれを監督するため、その財產目錄、貸借對照表等を公告せる新聞紙を大藏省に提出せしめたが、效果なかりしため、本法を制定して銀行合併を奬勵することになつた。合併の方法としては、一會社の資產及び負債の全部を以て他の會社に合併すること、二個以上の會社合併して更に一の會社を設立することの二を認めた。然るに明治三十二年新商法が發布せられ、會社の合併に關する一般規定をもこれに設けたから、最早や本法の必要なしとして、これと同時に遂に廢止せられた。

銀行小切手

〔定義〕 銀行に宛てゝ振出された小切手のことであつて、小切手の大多數はこれに屬してゐる。一に赤當座小切手とも謂ふ。

銀行國有論

(英) Nationalization of Bank
(獨) Verstaatlichung der Bankon

〔定義〕 銀行の特殊性に立脚して主張される國有論は古くから行はれ、また、社會主義的立場から主張される國有論もある。

〔解說〕 銀行國有論は資本主義經濟組織の成立以前にまで遡ることが出來る。即ち國家財政運用の便宜を目的として主張された銀行國有論は他の一切の國有論に先驅する。この對象は主として中央銀行に限られてゐる。フランスのジオン・ロウ(John Law)の Banque Royale、ナポレオン一世(Napoleon 1)の Banque de France の如き共に然りである。これに續いて銀行の發券業務に注目し、發券は統制上獨占的集中を必要とし、私企業にはその權力も利益も過大であるから、發券銀行は國有とすべしとの說がある。古くはリカルド(D. Ricardo)がこの說を唱へたが、今日と雖も、斯かる銀行國有論は重きをなし、各國は發券の獨占集中を行ひ、發券銀行は國有に準ずる制度とし、スウェーデン、ロシアの如きは、早くより中央銀行の國有を斷行した。デンマルクでも一九三六年その中央銀行を國營に移した。尙ほ特殊の金融機關に就ても、國家の保護監督を必要とする點から、これを非營利的公營事業とすべしと主張せられてゐる。こゝでは主として貯蓄銀行、庶民銀行が議論の焦點であるが、例へばドイツの州立貯蓄銀行、フランス、及びイギリス北部の市營銀行、フランス、イタリー等の公營庶民銀行はその適例であり、近時、アメリカ、カナダ等の諸國に設立された國營農業金融機關も、この理論に基くものである。社會主義的の立場から主張せらるゝ銀行國有論は、經濟組織改革の一手段として銀行國有の必要を說く點が他の國有論と異り、イギリス獨立勞働黨の綱領の一に採用せられてから漸く世間の注目を惹くに至つた。即ち同黨の主張する所によれば、今社會主義的經濟政策の實現を計るには、先づ金融の統制を行はなければならぬとし、この理由から最初に銀行國有を行ひ、然る後これを他の主要產業に及ぼさんとするのである。この提案は、同黨の長老シドニー・ウェッブ(S. Webb)、フィリップ・スノーデン(Philip Snowden)、ウイリアム・グレーアム(W. Graham)等の多年力說せる諸種の銀行公營案、或は國有案を練磨して到達せられたるものに外ならないのである。

銀行債券

〔定義〕 特殊銀行に於て發行する債券。

〔解說〕 日本興業銀行、日本勸業銀行、府縣農工銀行等の如き長期の授信業務を行ふ銀行は、その資金を短期債務の性質を有する預金にのみ仰ぐことは出來ないから、勢ひ債券の發行によつて必要の資金を調達しなければならない。例へば勸業債券、興業債券、農工債券、北海道拓殖債券、朝鮮殖產債券等は何れもこの種の債券に屬する。

銀行資金

〔定義〕 銀行がその能動業務を行ふ爲に必要とする資金を指して銀行資金と謂ふ。

〔解說〕 銀行資金を大別して、(一)自己資本、(二)外來資本との二種とする。自己資本とは、株式組織の銀行に就ていへば、その株主に歸屬する資本であつて、(イ)拂込資本金、(ロ)諸積立金、(ハ)後期繰越金等はこれである。外來資本とは、銀行がその株主以外から借入れる資金にして、(イ)銀行券、(ロ)債券、(ハ)預金、(ニ)諸借入金等の形式に於て、銀行が負ふ債務はこれに屬する。自己資本は銀行の存續する限り、原則として拂戻の要求を受くることのないものであり、これに反して外來資本には要求拂又は契約せられたる通知期間乃至拂戻期間があるから、その運用上に著しき拘束を受けなければならぬ性質の資金である。銀行資金の構成から見て、此くの如き兩者の區別は極めて重要なる意義がある。即ち自己資本の一部は營業設備たる土地、建物、什器などに充當し、大部分を運用資本として預金に合流せしめ、これを一聯の銀行資本として、貸出、有價證券、現金に配分するが、貸出にあつてはその期間の長短を資金の性質に相應せしむるため、普通銀行の長期貸出の如きは出來得べくんば自己

資本の範圍内に止め、外來資本を之に運用することは避くるを可とする。等しく銀行資金ではあるが、その構成上の區別から見れば、之が運用についての考慮に少なからざる差異を生ずるは當然のことであらう。

銀行自己宛小切手

〔定義〕 銀行が自己に宛て、一定の金額を名指人又は持參人に支拂ふべきことを委託した小切手を銀行自己宛小切手と謂ふ。

〔解說〕 多くの場合預金手形を發行する代りにこれを用ふるのは專ら印紙稅の關係からであるが、現金の支拂による危險を防ぐためにも發行されるし、また、保證小切手の代用としても振出されることがある。

銀行支拂準備金

「支拂準備」の項を看よ。

銀行資本金

(英) Bank Capital
(獨) Bankkapital
(佛) Capital de banque

〔定義〕 銀行が經營を開始するに必要なる基本的資金であつて、その一部分は先づ營業に缺く可からざる土地、建物、什器その他の設備に投下せられ、他の部分は外來資本と合して運用利殖せられると同時にまた外來資本に對する保證手段ともなる。

〔解說〕 銀行資本金の最低限度を法定する國は、日本、カナダ、アメリカ等である。我が國にては、舊銀行條例には資本額を制限する規定を設けなかつたが、明治三十四年大藏省は銀行の新規免許を與ふる場合に於ける資本額につき內規を設け、資本金五十萬圓未滿のものには免許を與へぬことゝし、明治四十四年よりは右內規に定むる資本額は、人口十萬以上の都市に就ては百萬圓以上とせられ、更らに大正七年よりは同じく人口十萬以上の都市につき二百萬圓以上に增大せられた。昭和二年の新銀行法に於ては、明文を以て銀行業は資本金百萬圓以上の株式會社に非ざればこれを營むことを得ず、但し勅令を以て指定する地域に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百萬圓を下ることを得ずと定められ(銀行法第三條)、資本金を二百萬圓以上としなければならぬ地域は、昭和二年十一月勅令第三二七號を以て之に東京及び大阪が指定された。カナダに於ては、銀行の資本金は五十萬弗以上たるを要し、アメリカに於ては國立銀行條例に、人口三千人以上の都市は二萬五千弗以上、六千人以下の都市は五萬弗以上、五萬人以上の都市は十萬弗以上、五萬人以上の都市は二十萬弗以上たるを要すとせられ、更らに一九三三年の銀行法によれば人口六千人以下は總て五萬弗を以て最低限度と改正され、その最低限度を引上げた。ドイツ、アメリカ等に於ては銀行資本金は全額拂込を以て原則とし、日本、イギリス等に於ては亙額の未拂込を殘すを通則としてゐる。アメリカの國立銀行は、開業前に公稱資本金の少くとも半額の拂込をするを要し、他の半分は開業認可を受けた時から五ケ月に亘り月割にて拂込むことになつてゐるから少くとも設立五ケ月後に於ては總て全額拂込濟となり、全く未拂込資本金を殘さないのであるが、その代り國立銀行の株主は株式金額と同額までを更らに追加拂込む義務を負ふてゐる。之を株主の二重責任 (double liability) と云ふ。但し一九三三年の銀行法は、同法制定以後に於て發行せらるゝ株式に對しては、國立銀行の株主に二重責任の規定を適用しないことにしたから、株主の責任はそれだけ輕減された。イギリス株式銀行の資本金は、複雜なる構成を有するもので、これは、(一)認定資本 Authorized capital (二)公稱資本 Subscribed capital の二より成り、後者は更らに(イ)拂込資本 Paid capital (ロ)未拂込資本 Uncalled capital (ハ)保管資本 Reserve liability の三に區別される。認定資本は定款に於て、株主の同意を要することなくして增資をなし得べき最高限度を定めた金額であり、公稱資本は實際に募集せられる株式金額である。この中すでに拂込まれた部分が拂込資本であつて、未拂込資本とは未拂込金額の中、何時にても任意に拂込を徵することの出來る部分を云ひ、また保管資本とは銀行が破綻した際でなければ、徵收することの出來ない部分を云ふのである。

銀行事務講習所

〔定義〕 明治十五年三月、銀行學傳習所と同一の目的を以て大藏省銀行局に設けられ、十九年三月これを文部省に移管した。

〔解說〕 四百名の生徒を募集し、四十九名の卒業生を出して、官界、實業界にこれを送つた。文部省に移管後は從前の學科は東京商業學校(今日の東京商科大學)銀行科に於て引續き教授せられ、二十二年同校附屬の主計學校設置の時にまで及んだ。文部省に移管されし際は、實業家が從前の學科を引續き教授せられんことを希望して、數千圓を寄贈したと云ひ傳へられてゐる。

銀行集會所

〔定義〕 一定地域內にある銀行が相集まり、營業上の事務の研究及び打合せをなし、互に親睦を計り、又、對外的に團結する目的で設置されたところの機關である。

〔解說〕 東京に於ては、明治十年七月二日撰善會なるものが起り、明治十三年撰善會を解散して、同年九月一日東京銀行集會所を設立し、明治二十年十二月同盟銀行中の有志によつて、銀行集會所內に手形交換所が設置され、同二十九年三月には同盟銀行中有志の發起にて東京興信所を創立した。東京手形交換所が銀行集會所から分離したのは同三十三年八月である。同四十三年十二月東京銀行集會所は社團法人の認可を得て今日に及んでゐる。大阪に於ては、明治十二年八月銀行倶樂部を設け、十四年五月これを大阪同盟銀行集會所と改稱し、三十年十月一旦解散したが、以後財團法人大阪銀行集會所となつた。これより曩大阪同盟銀行集會所內に大阪交換所が設けられたが、同交換所は明治二十九年三月大阪手形交換所として分離獨立した。名古屋銀行集會所は明治十年創立の協和會にその端を發し、三十一年財團法人名古屋銀行集會所と改稱せられたものであり、神戸銀行集會所は明治十九年創立の兵庫懇談會を二十九年に改稱せられ、橫濱銀行集會所は二十七年に、京都銀行集會所は三十一年に創立せられたものである。この外中國、四國、奧羽、北海、九州、富山等の銀行同盟會が明治十年乃至三十年の間に設立せられ、六大都市の銀行集會所と同樣の事業を始めた。

銀行集中

〔定義〕 銀行の業務及び資金、又は銀行の勢力が少數の大銀行若くは銀行の團體に集中する現象を銀行集中と謂ふのである。

〔解說〕ドイツの經濟學者たるリーサー(J. Riesser)は、銀行の集中を、(一)直接集中、(二)間接集中の二とし、直接集中としては(イ)增資、(ロ)合同、(ハ)聯合等を擧げ、間接集中としては、(イ)支店、(ロ)預金所、(ハ)代理店の設立を數へてゐる。この說は主としてドイツの事實を基礎としたものであるから、他の國には正確に適合しない點があるけれども、これらの現象の中にてその何れかは他の國にも見ることが出來る。十九世紀の末以來ドイツ、フランス等の銀行界に於ては增資の傾向が特に顯著であつたが、イギリスでは銀行合同の極めて旺んであつたにも拘らず、大戰前迄は資本金の積極的增加は、前記二國に比すれば割合に少かつた。けれども大戰後は一般に事業界に於ける大經營の急速なる發展の爲めに、イギリスの銀行もその影響を受けて增資の傾向が著しくなつた。我が國の銀行界でも最近增資が頻りに行はれた結果、その資本金は大戰前に比して增大した。次に增資の傾向は、銀行の合同によりても一層促進せられたが、近年中小の銀行は大銀行に併合せられ、又は大銀行同志の合併が各國に於て盛んに行はれてゐるため、銀行數の減少すると共に、銀行業は少數の大銀行によりて統一せられるやうな狀態となつた。例へばイギリスの五大銀行、ドイツの四大銀行、フランスの三大預金銀行はその主なるものである。我が國にても昭和二年の金融恐慌以來、中小銀行の整理合併によりて集中傾向は著しくなり、同じく六大銀行(第一、三井、三菱、安田、住友、三和)の出現を見るに至つた。なほ、銀行集中の特殊なる形態としては、銀行聯合、親子銀行、アメリカの連鎖銀行(Chain Banking)並に團結銀行(Group Banking)等がある。銀行が勢力の擴張を計るために、支店を設置することは、これまた各國に於て著しく現はれてゐる事實であつて、一時は支店銀行を許さなかつたアメリカにても支店設置は次第に自由となり、支店を持つ銀行の數その支店の數は共に年々增加しつゝある。併し現今世界に於て支店數の最も多く、所謂支店網の完成してゐるのはイギリスであつて、五大銀行は何れも千以上の支店を有し、中には二千を超へてゐるものもある。我が國にても支店、出張所は、銀行合同の進展に伴れて增加したが、地方特殊の經濟事情を無視し、地方產業のために寧ろ不利な形勢を招來したから、近年は支店、出張所の設立に關する取締を嚴重にし、當業者も寧ろこれを整理する方針に傾いてゐる。

銀行主義

(英) Banking Principle

〔定義〕銀行券の發行を如何に統制するかの實際政策を中心として、展開された論爭に於ける一方の主張で、銀行券を發行するのは發券銀行であるが、これを流通させるのは經濟社會であるとの理由に基き、發券銀行は單に經濟社會の需要に應じて全然受動的に銀行券の增減をなし得るにとゞまり、單獨の意思に從つて積極的にその增減を行ひ得ないものであることを强調する。

〔解說〕銀行主義は通貨主義に對立せる學說で、トーマス・トゥク(T. Tooke)ジョン・フアラートン(J. Fullarton)等が之を唱へ、銀行券發行額を制限する規定に反對して、銀行券の兌換が停止されざる限り、市場の需要を超ゆる過剩發行はなく、現實に發行された量はその量の如何に拘らず危

險を伴はざるものであるとし、割引利率が如何に低くとも市場が資金を欲せざるときは銀行は、貨幣の流通量を增加すべき何等の能力をも有しないと論じた。フランスの新舊發券制度、アメリカ聯邦準備制度、その他ヨーロッパ大戰後に於いて改正されたドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリー等の諸國の新制度は何れも大體に於いて銀行主義を指導原則としてゐるのである。また、その貨幣學說に及ぼした影響についていへば、ベンディクセン(F. Bendixen)に於ける典型的貨幣なる思想の母體は明らかにこゝに認められる。典型的貨幣とは、流通市場に於て商品と共に現はれ、商品と共に去るところの貨幣である。その代表的なものとして考へられるのは手形割引による銀行券の造出である。これを以て貨幣の側より財貨の價格に影響を及ぼすことなき貨幣であるとする見解は、銀行の受動性を强調し、物價騰貴の責任を否定した銀行主義理論の中に、まさに包括さるべきところのものである〔「ベンディクセン」項を看よ〕。また、トゥクの思想の流れを汲むものに中立貨幣の理論があることも見逃がせない〔「中立貨幣」の項を看よ〕。

銀行條例

〔定義〕わが國に於て、普通銀行に對する取締法規の成文となれる最初のものであつて、これによつて銀行の意義は始めて明確に法律的に規定せられ、且つ銀行は政府當局の嚴密な監督を受けることゝなつた。

〔解說〕明治二十三年三月商法が發布され、これを機會として同年八月この銀行條例の制定を見るに至つた。(一)第一條は公に開きたる店舖に於て、營業として證券の割引を爲し、又は爲替業務を爲し、又は諸預り及び貸付を爲すものは名稱の如何に拘らず銀行と認むることゝして銀行の意義を明らかにし、第二條は銀行の設立には大藏大臣の認可を要することを規定し、(二)第三條乃至第五條には每期營業報告を大藏大臣へ提出すること、及び財產目錄、貸借對照表を公開すること、個人一會社への貸付に制限を附すること等銀行の業務に關する諸規定を揭げ、(三)第六條乃至第八條には營業期日、時間等を規定し、また(四)第十條に於ては違反に對する處罰を規定した。その後、條例は六回の改正を經たが、銀行の經濟社會に於ける機能の重要性は銀行の取締を更らに嚴重にし、銀行條例に根本的改正を加ふる必要を痛感せしむるに至つたから、大正十五年九月銀行制度調查會が設置せられ、その決議に基いてつひに現行銀行法の制定を見ることになつたのである。

銀行積立金

(英) Reserve Funds
(米) Surplus
(獨) Reservefonds
(佛) Fonds de réserve

〔定義〕銀行の基礎を鞏固にする目的を以て、その利益の全部を株主に配當せず、その一部を積立てたものを謂ふのである。

〔解說〕銀行はその業務の性質から見て、特に信用を重視しなければならぬ關係上、積立金の必要は他の一般企業に比して一層大であると云はねばならぬ。我が國商法の規定によれば、株式會社はその資本の四分の一に達するまでは、利益配當を行ふ每に準備金としてその利益の二十分の一以上を積立つることを命じてゐるが(商法第九四條)、銀行法は商法の一般規定に特例を設け、銀

行に對しては資本の總額に達するまでは利益配當毎に準備金としてその利益の十分の一以上を積立つることを要求してゐる。かくの如く銀行が法律の定むる處により、積立つることを要するものを法定準備金、又は法定積立金と云ふのであるが、之は銀行として積立つべき最低限であつて、銀行はこの外更らに多額の所謂任意準備金、又は任意積立金と稱するものを保有してゐる。積立金は毎期の營業利益金中より漸次積立つるものであるが、銀行の設立と同時に積立金を生ずることがある。例へば株式發行の際プレミアムを生じたるときは、そのプレミアムを積立金として積立つるが如き場合が卽ちそれである。我が商法もこれを法定積立金に組入るべきことを規定してゐる。アメリカに於ては、國立銀行は法律により積立金が資本金の二〇%に達するまでは配當することを禁ぜられてゐる爲め、銀行設立の際その株式を一二〇%の相場にて市場に發行し、之に依つて銀行が得たプレミアムを積立金として積立てるのである。銀行積立金は必らずしも、或る特定の財産の形に於て保有せらるゝを要しない。これは拂込資本金と同樣に毫も取付を受くる危險のない資金であるから、外來資金よりは比較的長期の投資に運用することが出來るが、銀行の債權者に對する保證手段たる性質に鑑み、最も確實な投資口を求めなければならぬ。我が日本銀行の定款に、法定積立金の運用を金銀貨、地金銀及び公債證書の買入れに限定してゐるのは、中央銀行として洵に當然の措置であるが、普通銀行も假令定款に規定せぬまでも、精神に於てはこれと異るところがない。イギリスの銀行中には、その營業方針として積立金を公債等の確實なる證券に投資するものが多い。積立金の目的は、法定積立金にありては損失の塡補を目的とし、任意積立金にありては損失の塡補の外に、配當率の平均、建物什器等の銷却、回收不能又は疑問の貸金の銷却、その他樣々の用途に備へられるものであるが、實際には銀行がすでに發表した積立金を切崩すやうなことは殆んど稀れであつて、健全なる銀行は出來得る限りこれが維持增加に努めてゐるのである。以上述べたところは貸借對照表に發表せられる積立金に就てであるが、この外に銀行は資產の或る科目を過少に評價し、或は負債の或る科目を過大に評價して秘密資產を保有することがある。此くの如き財產は、何時にても必要に應じて活用することの出來る餘力を意味するものであるから、これを秘密積立金（Undisclosed or hidden reserves）と云ふ。イギリスの大銀行が、巨額の秘密積立金を保有することは著名なる事實で、それは積立金の中にて最大なものである。

銀行手形

（英）Bank Bill
（獨）Bank Wechsel
（佛）Acceptation de banque

〔定義〕 銀行が振出、又は引受、裏書をなす所の手形が、卽ち銀行手形である。

〔解說〕 通常、個人手形に對する語として用ひられる。銀行が支拂責任者となる手形であるから、その信用は最も厚い。外國の取引銀行、又は自行支店宛に振出される爲替手形を特に銀行宛手形と呼んでゐる。

銀行統制

〔定義〕 公共的機關としての銀行の機能に着目し、社會一般の利益を目標として國

家が統一的方針に基いて行ふ統制のこと。

〔解說〕 金融機關、殊に銀行に對する統制は、先づそれが他人の金を預託さるゝ受託機關にして、その失敗又は不正の及ぼす影響頗る大なる點から發生したと見るべく、初期の銀行に對する政府の干涉は先づ此處に集中された。併し銀行の受入れた預金に對する受取證が、一覽拂の約束手形の形式をとりて兌換銀行券として流通性を帶び、更らに進んでは通貨性を有するに到つて、一國通貨の發行者としての立場に於て干涉と保護を受くることになつた。然るに發券事務が中央銀行へ集中せらるゝに及んで、一般銀行への干涉は稍や薄らいだが、その信用機關として產業界指導、援助の力大なることが認められ、更らにこの方面より國家の干涉統制が行はれ出した。歐洲大戰後は、世界經濟に起れる經濟帝國主義の勃興に促されて、國民經濟の全般に對して中心意思體としての、强力なる國家の干涉が加へられることになり、銀行及び金融の統制も益々强化する傾向にある。（一）支拂準備率の法定、（二）配當の制限、（三）銀行最高人事に對する干涉、（四）銀行檢查勵行等はその主なるものである。現在、銀行統制の最も進んでゐる國はドイツである。ドイツでは强度の銀行監督制度が樹立され、銀行統制の意思をもつて監督を遂行する。

銀行と同視せらるゝ人又は施設

〔定義〕 小切手法に於て特に銀行としての取扱ひを受けてゐるものゝことである。

〔解說〕 小切手法第三條及び第八條では、小切手の支拂人を銀行たるべきものに限定し、又、第三十八條の線引小切手に關する取引は銀行若くは其取引先とのみ爲し得る旨を規定してゐるが、こゝに銀行といふのは必らずしも銀行法の適用を受ける銀行その他特別法による特殊銀行のみを指すのではなく、小切手法第五十九條に「本法ニ於テ銀行ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同視セラルル人又ハ施設ヲ含ム」と規定してをり、この所謂銀行と同視せらるゝ人又は施設とは信用組合、信用組合聯合會及び產業組合中央金庫を指すのであつて（昭和八年勅令第三二九號）、また商工組合中央金庫もその取扱を受けることになつてゐる（昭和一一年勅令第四二四號）。

銀行の銀行

（英）Bank of Bankers

〔定義〕 中央銀行と他の商業銀行との取引關係から見て、中央銀行を指して云ふ。

〔解說〕 商業銀行は、その手形交換殘高決濟資金として、或は預金準備として、中央銀行に預金をなし、又は資金缺乏の際には中央銀行から所要資金の供給を受けなければならぬ立場にある。この關係から見れば、中央銀行は商業銀行の總元締である。

銀行の兼業

〔定義〕 銀行本來の業務ではなくて、他業に屬するものを銀行が兼ね營むを云ふ。

〔解說〕 我が國の銀行法では、銀行の本業及び附隨業務以外の業務は原則として、これを營むことが出來ないのであるが、擔保附社債信託業務のみに限つて兼業を許してゐる（銀行法第十條）。銀行が擔保附社債信託業を兼營するには、主務大臣の認可を受くることを要し、認可手續は申請書に、定款株主總會の決議錄謄本及び最近の貸借對照表を添附して、大藏大臣に提出しなければな

らぬ（機関附社債信託法施行細則二條）。然るに舊銀行條例に於ては、主務大臣の認可を受くれば各種の兼營業務を營むことが出來た。兼營業務の認可を得てゐたものとしては、倉庫業、貨物運送業、委託販賣業、代辨業、金融仲介業、有價證券賣買業、地所賣買業等の如きものであつたが、昭和元年末に兼營認可を得てゐた銀行は二十七行を算したに止まり、夫等の銀行は概ね地方の小銀行に限られた。

銀行の附隨業務

〔定義〕 銀行本來の業務の外に、銀行がこれを行へば便宜なるが故に銀行によつて特に行はれてゐる所の從たる業務を云ふ。

〔解說〕 銀行の附隨業務は、その本業たる銀行業務を營むに必要、又は有用なる從たる業務と解することも出來る。即ち銀行業と關係のある業務たることを要し、且つ從たるものでなければならぬ。銀行法第五條によれば、附隨業務の一つとして保護預りを例示するに止まり、信託業法又は貯蓄銀行法のやうに列擧してゐないが、これは普通銀行本來の性質に鑑み、經濟界の進展に順應して伸縮性を保持せんがためであるから、附隨業務の種類については、その時時の各業務について之を認定する外ない。而して今日普通銀行の附隨業務として認められてゐるものは、(一)保護預り、(二)保管金、(三)代金取立、(四)有價證券の賣買引受及び貸付、(五)債務の保證、(六)兩替及び地金銀の賣買、(七)金錢出納及び公社債發行事務の取扱、(八)代理業務等であつて、定款に記載なきも尙ほこれを爲しる。

銀行引受手形

（英） Bank Acceptance

〔定義〕 銀行が自己に對して振出さしめ、これが支拂の引受をなすことによつて、振出人たる顧客が容易に割引くことの出來る便宜を與へらるゝところの手形である。

〔解說〕 銀行によつて引受けられ、銀行引受手形となる手形の性質については、別に限定されてはゐないが、銀行は引受依頼書が手形の滿期日までに支拂を爲さゞる場合の危險を負擔するから、その引受は通常商業信用手形又は融通手形等に對して行はれること少く、その大部分は外國貿易より生ずる荷爲替手形である。貿易手形の引受は信用狀發行の形式を踏むものが多い。輸入の場合について云へば、(イ)輸入者は自國の爲替銀行に對して、その銀行宛に手形を振出し得べき信用狀の發行を請ひ、これを外國の輸出者に送る。(ロ)輸出者は右信用狀にもとづき輸出地に於て荷爲替を取組み、銀行から其の割引を受けて商品の代金を回收する。(ハ)手形を割引いた銀行は、船荷證券、保險證書等を添えて此の手形を輸入地の取引先銀行に送り、信用狀發行銀行に手形を呈示して引受を受け、これを市場に賣却せしめて、爾きに手形割引に要した資金を回收する。(ニ)手形は銀行引受手形として市場で轉々する (ホ)手形の支拂日に至り、その最後の所持人が引受銀行にその支拂を請求するや、是より先き信用狀發行依頼者は輸入せる商品を賣却し、その代金を以て手形金額を拂込むから、銀行は直ちに支拂の需めに應ずることが出來る。銀行は支拂の引受をなすも、手形の滿期日までには引受を依頼せる金額より手形代金の拂込を受けるから、銀行としては自行の資金を使用することなくして支拂を了することが出來る。これ手形の引受は信用の貸與

であつて貨幣の貸與ではないと云はれる所以である。一般的ならざる商工業者の信用は、手形の引受によつて一般に廣く知られたる大銀行の信用によつて代置せられ、銀行はこの間に立ち一定の引受手數料を收得する。尤も、引受依頼人が、手形の滿期日に至るも尙ほ手形金額を銀行に拂込まざる時は、銀行は自行資金を以て所持人に對し手形支拂人たる責を果さなければならぬ。手形引受の業務が最も早く發達せし國はイギリスであつて、その初めは二流以下の輸入業者が一流の同業者に請ひ、自己に代つて貿易手形の引受人たらしめたことに端を發し、この引受業務の有利確實なることが判明するに及び、資產信用の大なる商人の間よりこれを專門として營むものを生ずるに至つた。手形引受會社 (Accepting Houses) 又は商人銀行家 (Marchant Bankers) と稱する金融市場の一階級は即ちこれに屬してゐる。近來は必要に迫まられて、大株式銀行もまた進んで引受業務に進出した。イギリスに於ては、貿易手形のみでなく國內に於ける資金調達の爲めに、銀行が取引先の發行する手形を引受けることがある。

アメリカでは、一九一三年の聯邦準備條例以前は、國立銀行の手形引受を許さなかつたが、同條例は加盟銀行が手形引受をなすことの出來る旨を明文を以て規定し、而かも引受をなし得る手形の種類並に限度を次第に擴張し、大にその發達の促進に寄與してゐる。加盟銀行は一覽後六ケ月以內に滿期となるべき自行宛內國又は外國爲替手形にして貨物輸出入に起因し、又は貨物の國內取引より生じ、引受の當時これを代表する積荷證券を添附するもの、又は引受の當時倉庫證券その他によつて擔保せられたものゝ引受をなすことが出來ることになつた。即ちアメリカに於ける銀行引受手形の種類は以上の三種であるが、その主たるものは外國貿易より生じた外國爲替手形である。我が國にては從來銀行引受手形は殆んど存しなかつたが、大戰時特に南洋貿易に關し、その曙光を見出したけれども具體化せずたゞ大正八年日本銀行のスタムプ附手形の發生を見るに至つた。併し乍らスタムプ附手形も間もなく經濟界不況に災されて消失し、現に我が國にては銀行引受手形なるものは殆んど之を見ることが出來ない。

銀行法

〔定義〕 民法又は商法の如く單なる私法としての實體法でなく、業務の取締監督に關する特別法であつて、株式會社たる普通銀行については本法が商法の規定に優先して適用され、本法に規定なき場合に於てのみ商法が適用されるに過ぎないのである。

〔解說〕 我が國は明治五年十一月アメリカの銀行制度に倣つて國立銀行條例を制定したが、明治二十三年四月商法の發布を機緣として、同年八月二十三日銀行條例が制定された。その後大正十五年九月政府の任命による金融制度調査會により、普通銀行制度改善案に基く新銀行法案が第五十二議會に提出され、昭和二年三月三十日法律第二十一號として公布された。同年十一月十六日同法施行に關する各種の勅令が公布され、翌十七日大藏省令を以て施行細則も公布され、昭和三年一月一日より愈よ實施されることになつた。銀行法は四十七條より成り、その中第三十八條以下は附則で、施行細則は三十七條から成つてゐる。以下その規定の主要なる點について說明しやう。

（一）銀行の意義　銀行法第一條では、（イ）預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せなすこと、（ロ）爲替取引をなすことを業務として營むものを銀行とし、又、營業として預金の受入のみをなすものも、預金者保護の見地から之を銀行と看做す。

（二）銀行の設立　銀行は株式會社に限られ、その資本金は百萬圓以上たることを要し、特に勅令を以て指定する區域（東京及び大阪）に、本店又は支店を有する銀行は二百萬圓を下ることを得ない（三條二項）。銀行はすべて銀行なる文字を用ひなければならない（四條一項）。從つて銀行にあらざるものは、これと區別する爲めに、その商號の中に銀行たることを示すべき文字の使用を禁止した（四條二項、三六條）。銀行業を營むには主務大臣たる大藏大臣の免許を受くる事を要する（二條）。

（三）銀行の業務　銀行の業務は、第一條に掲ぐるものをその本業とし、この外、擔保附社債信託法に依り、擔保附社債に關する信託業を兼營し得べく、また保護預りその他銀行業に附隨する業務をも營む（五條）。

（四）銀行の營業　商號、資本金、支店その他の營業所、又は代理店の設置、本店その他の營業所の位置の變更、支店以外の營業所を支店に變更せんとするとき等はすべて主務大臣の認可を受けなければならぬ（六條）。銀行は資本の總額に達する迄は、利益を配當する毎に準備金としてその利益の十分の一以上を積立つべく（八條）、營業年度毎に業務報告書を作成して主務大臣に提出し（一〇條）、主務大臣の定むる樣式に依り、貸借對照表を作成してこれを公告し（一一條）、銀行の監査役は、銀行の業務及び財産の狀況に關する調査の結果を記載したる監査書を毎營業年度二回作成し之を本店に備へ置く事を要する（一二條）。銀行の常務に從事する取締役又は支配人が、他の會社の常務に從事せんとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ事になつてゐる（一三條）。

（五）銀行の合併　銀行の合併は、主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じない（一四條）。その他一五條乃至一七條。

（六）銀行の休業及び拂戻停止　銀行の休日は、祭日、祝日、日曜日、その他銀行の營業所々在地に行はれる一般の休日に限る。銀行が天災その他避くべからざる事變に因り臨時に休業するときは直ちにその旨を公告し、地方長官に屆出でなければならぬ（一八條）。之が銀行法上の臨時休業である。而して銀行が、預金の拂戻を停止するときは、直ちに其の旨を公告し、事由を具して主務大臣に屆出でなければならぬ（一九條）。

（七）　銀行の廢業、解散、清算、破産、和議などに關しては二五條乃至三一條。

（八）銀行の監督及び制裁　主務大臣は何時にても銀行をして其の業務に關する報告をなさしめ、又は監査書その他の書類帳簿を提出せしめ（二〇）、又部下に命じて銀行の業務及び財産の狀況を檢査せしめ（二一條）、銀行の業務又は財産の狀況に依り必要と認むるときは、業務の停止又は財産の供託を命じ、その他必要なる命令を爲すことが出來る（二二）。更らに銀行が法令、定款若くは主務大臣の命令に違反し、又は公益を害すべき行爲を爲したるときは主務大臣は業務の停止、若くは取締役、監査役の改任を命じ、又は營業の免許を取消すことがある（二三條、二四條）。違反に對する制裁に關しては三三條乃至三六條にその規定がある。

（九）外國銀行及び準外國銀行　本法施行地以外に本店を有する銀行が、本邦施行

地内に支店出張所又は代理店を設けて銀行業を營まんとするときは、各營業所毎にその代表者を定め、第二條の規定に依る免許を受くる手續をしなければならぬ（二條）。

銀行利率

（英）Bank Rate
（獨）Bankdiskont
（佛）Taux de Banque

〔定義〕中央銀行割引歩合の事である。

〔解說〕豫め世人に公示するから、一にこれを公定利率とも呼んでゐる。普通、銀行利率として中央銀行の公表するものは最低の割引歩合であり、國によりては數種の利率を公示するが、かゝる場合には最低率が銀行利率と見られる。日本銀行に於て公示されるのは、（一）商業手形の割引歩合、（二）國債擔保の貸出利率、（三）國債以外の擔保の貸出利率、（四）當座貸越及び爲替尻利率の四種であつて、その中の商業手形割引歩合を一般に銀行利率と呼んでゐる。

銀行聯合

〔定義〕二個以上の銀行が提携して共同貸出をなし、又は大銀行が他行の株式の一部を取得して其の經營に參加するを云ふ。

〔解說〕共同貸出をなす場合は、その聯合形態を利益共同團（Interessengemeinschaft）と云ひ、株式取得の場合に於ける聯合を持分聯合（Beteiligungsgemeinschaft, affiliation）と云ふ。實際には持分聯合であつて、而かも利益共同團をつくることがあるから、判然たる區別は出來ない。

銀行渡小切手

〔定義〕線引を附したる小切手のことである。線引小切手と同意義（「線引小切手」の項を看よ）。

金紙爲替

〔定義〕廣義に於ては金本位國と紙幣國との爲替現象を云ひ、狹義に於ては金本位國と紙幣國の間に於ける爲替相場を云ふ。

〔解說〕紙幣國はいふ迄もなく金屬貨幣が本位でないから、金本位國に對しては法定平價はない。强いていへば紙幣國に於ける金地金の相場から割出した相場を法定平價と看做すことが出來ないことはないが、紙幣國に於ける地金相場は多くの場合それ自身が爲替相場によつて變動するため、これは法定平價の基準とならない。けれども標準がなければ困まる。そこでグスターフ・カッセルの購買力平價說（Purchasing power parity）が現はれた。けれども金と絶緣された爲替は、一體何の點で安定するかを具體的に決定することが出來ない。

金資金特別會計

〔定義〕昭和十二年八月金準備評價替に伴ふて設置せられた特別會計勘定である。

〔解說〕昭和十二年八月十日法律第六一號を以て公布。（一）金準備評價法第二條の規定に依り日本銀行、朝鮮銀行及び臺灣銀行が政府に納付すべき金額、（二）日本銀行金買入法第五條第二項及び第六條の規定に依り日本銀行が政府に納付すべき金額を受入れて爲替調節の手段たる金を保有する。

金準備評價替

〔定義〕貨幣單位の金量を其の儘とし、中央銀行の有する金準備についてのみ評價替を行ふ臨機の手段であつて、昭和十二年八月廿五日我が國に於て之を行ふ（「運營」參照）。

金地金本位制度

「金塊本位制度」の項を看よ。

金錢債權信託

〔定義〕 金錢債權の元本利息の取立、擔保權の保存、實行その他金錢債權たる財產の保管運用を行はしむる信託の事である。

〔解說〕 廣く債權といはずに、その目的たり得るものを金錢債權と限定したのは、營業信託の經營を確實ならしめ、且つ國家の信託業に對する監督を的確に行はんが爲めである。信託會社に信託移轉されたる金錢債權は、信託會社をしてこれが處分に當らしむることあるも、多くはその保全、取立を目的とし、その金錢債權が擔保附のものたる場合には、主たる金錢債權の信託移轉に伴ふて、從たる權利としての擔保權もまた受託者に移轉し、その保全と實行とはこれまた當該金錢信託の內容をなすに止まり、獨立して不動產抵當權又は有價證券の質權を基礎とする信託の成立とはならぬ。從來債權取立の爲に荷はれた代理又は信託讓渡を活用したのが金錢債權信託である。

この信託の應用として最も妙味があり、現在アメリカに於て最も盛んに行はれ、我が國に於ても漸次發達の傾向を示しつゝあるのは生命保險信託である〔「生命保險信託」の項を看よ〕。

金錢債務臨時調停法

〔定義〕 小額の金錢債務者を保護し、救濟せんが爲めに制定せられた法律である。

〔解說〕 本法は昭和七年九月法律第二八號を以て、同年十月一日より施行せられ、最初その施行期間を三年とし、且つ昭和七年七月三十一日以前に發生したる金錢債務に限つたのであるが、昭和九年法律第四一號を以てこの制限を廢した。本法により調停法の申立をなすことが出來るものは、私法上の金錢債務であつて、しかも金額千圓以下のものに限る。但し小作料、地代、家賃等については此の限りでない。假令、千圓以下の金額のものにても、裁判所が調停をなすを相當と認め、且つ當事者に異議なければ調停することが出來る(二條)。調停の管轄は區裁判所に屬し(三條)、裁判所が調停の申立を受理したるときは調停委員會を開いて、これが調停に關する事務を決議するのであるが(五條)、本法による調停は裁判上の和解と同一の效力を有する(四條)。萬一、調停委員會において調停成らざる場合に、裁判所相當と認むるときはその職權を以て調査委員の意見を聽き、當事者双方の利益を考慮し、一切の事情を斟酌した上で、調停に代へ利息期限その他債務關係の變更を命ずる裁判を爲すことが出來る(七條)。

金錢證券

（獨） Geldpapier

〔定義〕 一定の金錢の給付を請求し得る權利を化體したる有價證券を指して謂ふ。

〔解說〕 貨物引換證、倉庫證券、船荷證券等の如く物品を代表するものでなく、たゞ金錢債權を代表するに過ぎない。手形は金錢證券として最もよきその適例である。

金錢信託

（英） Money in Trust

〔定義〕 金錢を信託會社に信託し、一定の目的に從つてその運用なさしめ、委託者はその元本を受益することが出來るのであつて、俗にこれを信託預金と呼んでゐる。

〔解說〕 信託會社が信託引受をなした際には金錢を受入れるが、この信託財產たる金錢は運用の爲めに貸付けられ預入れられ、公社債に投資せられ、不動產買入れに使用せられる等種々の財產に變形する。併し、金錢信託に於てはこれ等の變形した財產の元本を受益者に交付する場合に、必らずこれを金錢に換價して交付せられねばならない。この金錢信託は、運用方法の定め方を標準として、(一)特定金錢信託、(二)無指定金錢信託、(三)指定金錢信託の三種に分つ。特定金錢信託とは、委託者がその運用方法を具體的に特定するものをいひ、無指定金錢信託とは委託者がその運用方法に關し何等指定せざるものをいひ、指定金錢信託とは委託者がその運用方法を抽象的に指定するものをいふ。何某に貸付よとか甲號五分利公債を買入れよとか指定するのは特定金錢信託であり、單に貸付に運用せよとか、預金にせよとか債券を買入れよとか指定するのは指定金錢信託である。運用方法を指定しないのは無指定金錢信託である。無指定金錢信託は殆んど行はれない。指定金錢信託は通常定期預金と實質的に異る處がないが、併し金錢信託は財產の運用方法としては定期預金より一歩進んだものである。即ちこれに依つて受益者本位の運用が行はれ、而かも信託會社は資本金の十分の一以上の金額に相當する國債を供託して、受益者に對する義務違反によつて生ずる損害の擔保に充てなければならない(信託業法第七條)。信託受益託者は特に保護されてゐる。

金錢信託以外の金錢信託

〔定義〕 信託財產として金錢を受入れた信託にして、受託者に元本たる信託財產を受益せしむる場合には、必らずしも金錢を以て給付することを定めざるものを云ふ。

〔解說〕 金錢信託を除いた外の金錢の信託であつて謂はゞ金錢信託中の雜の部である。名稱が長きに失するので、投資信託、投資金錢信託、特殊信託金等の名稱を使用するものもあるが、固より俗稱たるに止まる。本信託は、(一)株式を買入れんとする者がその選擇を信託會社に依賴して金錢を信託する場合、(二)適當な土地資產を買入れんとする者が、希望條件を示してその購入方を信託會社に依賴して金錢を信託する場合等に於て契約されるのを普通とする。

金屬貨幣

（英） Metallic Money

（獨） Metallgeld

（佛） Espèces sonnantes

〔定義〕 貨幣たるに適する諸種の金屬を以て素材とした貨幣であつて、之を鑄造貨幣と云ひ、亦紙幣に對して硬貨とも云ふ。

〔解說〕 諸種の金屬が貨幣となつた初には、貨幣たる職能を盡すと共に、尙ほ從來の用途にも使はれて、物品貨幣たるの域を脫しなかつたから、その形狀、重量、品質は一定してゐなかつたから、授受の際一々その品質を檢し、重量を計る必要があつて、流通上不便なること夥しい。物品貨幣としての金屬貨幣の斯る不便を救ふために現はれたのが卽ちこの鑄造貨幣である。この鑄造貨幣は初から、貨幣として製造發行された金屬の小片で、同種に屬するものは互に代替し得るがために、品質、重量及び形狀を同じくし、その授受に際してたゞ個數を計算するのである。從つて鑄造貨幣

は貨幣以外の用途には供せられず、專ら貨幣として授受され、他の財貨に對して特殊の地位を占むるに至り、貨幣の觀念はこゝに始めて完成の域に達したのである。併しながら乍ら鑄造貨幣も、その出現の當初においては、造幣技術が幼稚であつた許りでなく、發行者たる君主、諸侯等が自己の利益のために品質の劣惡な貨幣を造り、又はその重量を減じた場合が多く、貨幣價値は絶えず變動するを免れなかつた。第十九世紀の七十年代以後は、所謂本位貨幣としては銀貨を用ひること漸く少く、金貨がその主たるものであつたが、最近に於ては金貨も次第に減少し、金は地金の形態で貨幣の用途に供せられるやうになつた。勿論、この地金は民間に於て授與せられるものでなく、主として中央銀行の保有するところに係り、金地金と金貨とを併せてこれを貨幣用金（Monetary Gold）と稱してゐる。鑄造貨幣には、貴金屬より成るものと、卑金屬より成るものと二種がある。前者は金を主として大額の貨幣に用ひ、後者には銅、白銅等が用ひられ　小額貨幣の材料となる。云ふまでもなく、安價なる卑金屬は小額の貨幣に適し、高價なる貴金屬は大額の貨幣に適するからである。同時にこの區別は、また本位貨幣と補助貨幣との區別にもなる。

金屬主義

（英）Metallism
（獨）Metallismus

「貨幣學說」の項を看よ。

禁轉裏書

「裏書禁止裏書」に同じ。その項を看よ。

禁轉小切手

「指圖禁止小切手」の項を看よ。

金排除政策

（英）Gold Exclusion Policy

〔定義〕歐洲大戰中、スエーデン、ノールウエー、デンマーク等のスカンディナヴィア諸國に於て、金の國内への不自然なる流入を防止する目的を以て行はれた政策。

〔解說〕當時中立國に於ては、輸出貿易の急激なる發展その他の原因によつて、國内商品の減少と、巨額の流入が起り、その結果通貨の過度の膨脹を促し、惹いて物價の異常な騰貴を免れない形勢であつたから、これ等の弊害を防ぐために、一九一六年二月にはスエーデンの中央銀行が金買上を停止し、更らに同年四月には、スカンディナヴィア貨幣同盟を結んでゐたノールウエー、デンマークの兩國と協定して更に自由鑄造をも停止し、かくして金の流入することあるも、これを通貨に變換することを防いで、通貨の膨脹を抑止したものである。然るに大戰の末年に至り、財政の膨脹、財界の發展等により、或る程度の通貨膨脹、物價の騰貴は免れなかつたが、それにしても前記三國の物價の騰貴が他國に比して幾分緩和されたのは、この政策が或る程度までその效を奏したものと謂はねばならぬ。

金票

〔定義〕滿洲國に於て流通する朝鮮銀行券を云ふ。蓋し金圓を基礎とするに依る。

〔解說〕これを金券と云つても同じことである。大正二年横濱正金銀行は、日本人の便宜の爲めに關東州に於て、從來の鈔票の外に金票を發行したが、同六年朝鮮銀行

が法貨たる金票發行の特權を得て（大正六年十一月二十八日勅令第二一七號）、正金銀行の金票を漸次回收した。滿洲建國後に於ても、關東州、滿鐵沿線、哈爾賓、間島地方に於て朝鮮銀行金票は盛んに行はれ、十一月から翌年四、五月の間は毎年その需要が特に多い。併し昭和十年九月、我が國政府は滿洲國政府より同國幣制の統一につき、その諒解と支援を求められ、我が國政府の決定した根本方針に基き、十一月六日、朝鮮銀行及び滿洲國中央銀行の間に協定が成立した。同協定によれば、（一）朝鮮銀行は滿洲國爲替管理法施行に伴ひ、國策に順應してこれが圓滿なる遂行に協力する。（二）朝鮮銀行は今後滿洲國内の貸付に就ては、原則として滿洲國幣を使用することゝし、滿鐵附屬地に於ても同樣に特産物の貸出に付國幣を使用する。（三）滿洲國中央銀行は朝鮮銀行の要求に對し、鮮銀券と引換へに等價を以て國幣を交付する。而して中央銀行は鮮銀より受取りたる銀行券を以て鮮銀に金圓を預金する。（四）日滿兩國間の送金業務については鮮銀を通じて行ふ。なほこの原則協定により兩當事者間において事務上の細目を定めた。

これに先立つて滿鐵側では、同年十月三十日から國幣對金圓をパーで受入れ、貨客運賃にも專ら國幣を使用させることにした。

銀票

〔定義〕横濱正金銀行發行の銀行券の事で、鈔票又は銀券とも云ふ。〔「鈔票」の項を看よ。〕

金緣證券

（英）Gilt-Edged Security

〔定義〕イギリスに於ける第一流證券。

〔解說〕金緣證券と云ふのは、市場に於て使用する俗語で、英帝國の國債を始め、インド、南阿、カナダ、濠洲等屬領諸政府のロンドン市場で發行する公債がこの種類に屬する。金緣證券と云つても、證券の緣に金箔が塗つてある譯ではない。イギリスの政府證券は日本と違つて記名式のものが多く、所謂登錄公債であるから、金箔を緣に塗らうにも塗る證券がないのである。この金緣證券は投資をなす場合には絶對に安全なりと考へられ、特にその利子支拂に於て確實なりとせられる。イギリスに於て、受託者が受託金を投資し得る唯一の對象。

金平價

（英）Gold Par, Gold Parity
（獨）Goldparität
（佛）Parité d'or

〔定義〕金本位國に於て定められたる爲替の法定平價のことである〔「法定平價」の項を看よ〕。

金本位制度

（英）Gold Standard
（獨）Goldwährung
（佛）Étalon-or, Étalon-d'or

〔定義〕貴金屬の一種たる財貨としての金に價値標準を求めたる貨幣制度である。

〔解說〕こゝで揭げた定義は、廣義にいふ金本位を意味し、その採用する貨幣價値の單位が金の價値と等價關係を維持するやう組織されたもので、或る本位制度の價値單位即ち計算單位が金一定量の價値と等價を保持し得さへすれば、これを以て金本位制度とするものであつて、金を素材とする鑄貨即ち金貨の存在如何は、こゝでは問題にしない。然るに金本位制度を狹義に解釋すれば、金本位制度とは、一國内に於て無

制限法貨としての資格を有し、且つ自由鑄造及び自由處分の許される所謂本位制度が金から作られる貨幣制度である。世界大戰前の本位問題は、かくの如き狹義な解釋に從はなければならぬほど單純であつたが、大戰後の事態は全然一變し、今日の金本位問題は、これを狹義に解釋しては理解することが出來ない。卽ちこれを制度上より見る時は、價値單位が金一定量の價値と等價を維持する仕組の上に種々の條件が課せられ、(一)金貨本位、(二)金塊本位、(三)金爲替本位、(四)跛行本位の四制度に分たれてゐる。そして一般に金塊本位及び金爲替本位は、金核本位又は金貨の流通なき金本位として金貨本位に對立せしめられる。

銀本位制度

(英) Silver Standard
(獨) Silberwährung
(佛) Étalon d'argent

〔定義〕 貨幣の一單位と、銀の一定量とが、常に等價關係を維持することが出來るやうに組織された貨幣制度のことである。

〔解說〕 金本位制度の確立以前に於ては廣く採用せられた貨幣制度であつて、十九世紀に於ても尙ほ金本位制度、金銀複本位制度と競爭的立場にあつた。例へばフランスは一七九〇年より一八〇三年金銀複本位制を採用するに至るまで銀單本位制を實施してゐた。イギリスも一七七四年迄銀貨が無制限の法貨であつて、事實上は銀本位制度であつたが、其他のヨーロッパ諸國も金銀貨が混在流通したとはいへ、事實上は銀本位制度であつた。然るに一八一六年イギリスの金本位制度が確立し、一八七三年ドイツがまた金本位制度を採用するや、各國相次で金本位制度に移り、銀貨は遂に本位貨幣たるの地位を失つた。我が國に於ても明治二年十一月に一旦銀本位制度が採用せられたに拘らず、四年五月の新貨條例によつて金本制度に移り、十一年には名義上金銀複本位制を採用したが、事實上は全く銀本位となり、明治三十年の金本位制度實施に至るまで續いた。最近、銀價低落の對策として、本位貨幣としての銀貨の復活乃至擴張が論じられてゐるけれども、國際本位制度としての銀本位制度は最早や問題とするに足りない。支那も一九三五年十一月三日に至り遂に銀本位を離脫してしまつた。

金本位ブロック

(英) Gold Bloc

〔定義〕 單に貨幣本位制度が同一であると云ふ事實に基いて、ヨーロッパ金本位諸國の間に結成された貨幣ブロックである。

〔解說〕 一九三三年六月、ロンドンに開かれた國際經濟會議の中心的議題の一つは爲替協定にあつた。然るにアメリカとヨーロッパ金本位諸國との意見が對立し、七月三日には、フランス、イタリー、ベルギー、スイス、ポーランド、オランダの共通の利害關係を有する六ケ國代表が、次の如き金本位防衛に關する共同宣言を發表した。本共同宣言書に署名せる各國政府は、彼等の通貨維持が世界の經濟的並に財政的復興、信用活動の回復及び彼等の成就せる社會的進步の安全保障として必須なることを確信し、現在の金平價に基き、各この貨幣法規の機構內に於て、夫々の金本位制の自由なる機能を維持する强固なる決意あることを確認する。而して署名國政府は各々その國の中央銀行に對し、本宣言に最大限度の有

效性を與ふるやう密接なる協力をなす事を要求する、と。この六ケ國共同宣言に對しては、超えて七月七日ダンチッヒ自由市もまた署名國に參加した。そこで翌八日には、關係各國中央銀行の總裁がパリに會合し、中央銀行相互の協調を決議し、一九三四年九月ヂュネーヴに於てポーランドを除く六ケ國が會合し、先づ金本位國間の經濟提携を密接にすることを決議し、玆に所謂金本位ブロックを形成するに至つた。併し乍ら此の協定の內容は何等實行上の具體的條項を有するものでもなく、また金本位維持に關し、何等かの機構を設置せんとするものでもない。單に貨幣的共通性卽ち貨幣本位制度が同一であるといふ事實に基くに止まり、その結成力は比較的ルーズであつた。一九三四年二月に、アメリカが新金準備法を制定して以後、フランス、イタリー、ベルギー、オランダよりの金流出は夥しく、金ブロックに就て絕えず危險が傳へられたが、ベルギーは遂にその現狀を維持することが出來ずして、一九三五年三月三十一日に二八%の平價切下を發表した。金ブロックの崩壞も最早や時の問題である。フランスも、オランダも、屢々危機に直面しつゝ辛うじてその金本位を死守して來たが、大勢を如何ともする能はず、一九三六年九月、フランスの平價切下を切つ掛けとして、オランダ、スイス等もまたこれに倣らひ、愈よ金本位ブロックもこゝに果敢なくその最後の日を迎へたることになつたのである。

金本位停止又は離脫

(英) Suspension or Lapse of Gold Standard

〔定義〕 金貨國が流通市場から金貨を引揚げて兌換券のみにすることも、純粹の金貨國から離れた譯であるが、之は金本位の停止とは見ないで、通貨としての紙幣が全く金を離れた場合を金本位の停止とする。

〔解說〕 世界大戰後相踵いで金本位を停止した諸國の中、主なる國々は漸次金本位に復歸したが、我が國の如きは最も遲れた。然るに一九二五年カナダが再禁止（幾何もなく解禁した）を行ひ、同年十二月濠洲とアルゼンチンが再禁止國となり、更に一九三一年九月二十一日イギリスの停止以後は、その屬領地その他の諸國もこれに倣らひ、一年半の後流石にアメリカすら遂に金本位を停止することになつた。尤もこれ等諸國の中には正式に兌換停止をせず、金の輸出禁止により事實上金本位を停止した國もある。例へばカナダ、インド、トルコ、ルーマニア等がその部類に屬する。ドイツ、オーストリア、ハンガリーも高度の爲替管理を行ひ、事實上金本位を停止したと云はれ、その爲替相場も下つて來た。一九三三年一月五日アメカ商務省の發表する處によれば、世界各國中公式に金本位を停止した國が三十四ケ國で、事實上の停止國が十一ケ國あり、合計四十五ケ國となつた。然るに一九三三年四月十九日にアメリカが停止し、エストニアもまた之に倣らひ、アメリカは一九三四年一月末、四〇・八四%を切下げ、幾何もなくチエッコ・スロヴアキアが六分の一切下げ、一九三五年三月十十八日にはベルギーもまた爲替管理法を實施して事實上金本位を離脫し、四月二日から二八%を切下げた。五月二日にはダンチッヒ自由市も四二・三七%切下げ、六月十一日には金輸出統制と爲替管理とを實行した。カナダも六月十七日切下げ、アメリカ

と同様一オンスに付三十五弗と評價した。イタリーは從來名目上の金本位國であつたが、エチオピヤとの開戰後、七月二十一日に金準備條項を廢棄し、事實上金本位を停止し、十一月十九日金國有を斷行し、二十七日一グラムの買上値段を一二・六三グラムから一五・五〇リラに引上げた。即ち事實上一八・五%の切下げと同樣である。平價切下を行つた國が必ずしも金本位停止國であるとは云へないが、最近切下げた國は多くさうである。例へばカナダ、ダンチッヒなどは何れもその部類に屬するものであり、アメリカ、チエッコスロヴァキア、カナダ等はいづれも準金貨國となつてゐる。一九三五九月には、金ブロックの盟主たるフランスが遂に金本位を離脱するに至り、其の他の金本位諸國もまたこれに倣つた。現在の世界に於て、主要なる金本位離脱國を擧ぐれば次の如くである。ヨーロッパに於ける金本位離脱國としては、イギリス、スエーデン、デンマルク、ポルトガル、スペイン、フィンランド、ルーマニア、ユーゴー・スロヴィア、アルバニア、エストニア、ベルギー、ダンチッヒ、イタリー、フランス、スイス、等々の諸國であり、この外、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、チエッコ・スロヴィキア、ブルガリア、ラトヴィア、オランダなどの諸國尙ほ金本位を維持するも實は名目金貨國であつて、事實上離脱國と見てよい。アメリカに於ては、北米合衆國、カナダ、キューバ等は金貨國に近く、純粹の金本位離脱國とは云へない。またラテン・アメリカに於ては、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ペルー、チリー、ボリヴィア、パラグアイ、ウルグアイ、イクアドル、コロンビア、コスタリカ等は何れも金本位離脱國である。その他に於ては日本、英領インド、濠洲、シャム、海峽植民地、フィリッピン、ニュージーランド、南北ローデシア、エヂプト、ペルシャ、南阿聯邦、パレスタイン、蘭領東阿弗利加等を擧げることが出來る。之に依れば今日世界に完全なる金貨國、即ち金貨の流通してゐる國と云ふものは一つもない。金本位制はあつてもそれは全く別の形のものである。

金約款

（英）Gold Clause

〔定義〕金貨のみがその價値不變であると云ふ思想に基き、特定の品位及び量目を有する金貨、又はそれに等しきものを以て、債務の支拂を爲すべき旨を明記した約款。

〔解說〕金貨約款又は銀貨約款等の硬貨約款は、歐米諸國に於ては中世以來金錢債權契約書中に屢々挿入されたもので、例へばフランスのアッシニャ紙幣時代及び普佛戰爭後、アメリカのグリーンバック紙幣時代及び一八九〇年の銀市場混亂の際等の如きは、この硬貨約款が盛んに使用された。けれども十九世紀の後半以來は銀貨の低落により、銀貨約款は殆んどその跡を斷ち、金貨約款のみが廣く行はれるやうになつた。然るに金貨約款の外に金價値約款なるものがある。これは金貨の代りに、金の價値を基礎として計算せる紙幣（その他の通貨）を以て、債務の支拂を爲すべき旨を約定したるものゝことで、歐洲大戰後始めて唱へ出された。理論上はこれを金貨約款と區別して考ふるを妥當とするが、併し事實問題としては金價値約款は當然金貨約款の中に包含されてゐる。アメリカの金約款付公債の最初とも云はるべき一八六五年十一月發行の公債には、「現在（發行當時）標準

の純分及び量目を有するアメリカ金貨若くはこれと同等のものを以て元利を支拂ふ」旨が明記されてゐる。然るに金約款については、屢々法律上の紛爭を惹起し、フランスにては金約款を以て銀行兌換券に通貨價値を與へたる公序良俗に抵觸するものとして無效としたが、これは專ら國內的關係の場合に限り、國際的關係の場合に於てのみその效力を認めた。ドイツに於ても金約款を無效とする判決がある。けれどもこれを有效とした判決も、各國にその例が少くない。殊にアメリカは、一九三三年の恐慌までは原則として金貨約款を有效と認めてゐた。ところが恐慌後に於てもこれを容認するは財界の復興を妨げ、公益政策に背馳するとの見解からして、一九三三年三月金本位を停止するや、金約款廢止法案が議會に提出され、五月二十九日下院に於ては二八三對五七の多數を以てこれを可決し、更らに六月三日上院に於ても四八對二〇の多數を以てこれ亦可決せられ、同月五日ルーズヴェルト大統領の親署を得て公布の運びとなつた。その結果、現存の金貨約款を廢止し、斯る約款ある場合と雖も法律上金貨と同一の强制通用力を有する法貨を以て債務支拂をなすことを許し、從つて將來かゝる約款を附することを不可能ならしめた。この決定に對しては各方面より是非の論議が喧しかつたと同時に、數多くの金約款廢棄無效の訴訟が提起され、概ね政府の決定有效の判決を見たのであるが、遂に大審院にまで問題は持ち越され、愼重審議の結果、（一）私的債務については金約款の廢棄を認め（二）政府の發行に係るフェデラル・ボンド並に自由公債については金約款を廢棄するの權限なく、（三）金證券については金約款の廢棄を有效とする旨の判決があつた。

金融

（英）Finance
（獨）Finanz
（佛）Finance

〔定義〕社會經濟的の見地から定義を下せば信用を對象とする貨幣の流通をいひ、また個々の經濟主體の立場からすれば、資金の調達、或はその運用をいふのである。

〔解說〕元來、この金融なる語は、契約又は裁判上確定せられたる、支拂を意味するラテン語 Finis, Finire より出でたと云はれてゐるが、貨幣經濟の發達と共に、貨幣による支拂、徵稅若くは利殖など一般に貨幣に關することを表はすに用ひられた。現在にてもこの語は、これに Public, Government 或は National などの冠詞を附し、又は複數形となして財政の意味に用ひられ、また、貨幣、信用、銀行に關する制度若くは行爲の意味にも用ひられる。貨幣經濟時代に於ける貨幣の流通は、（一）貨幣が商品に對して流通する過程、（二）貨幣が信用に對して流通する過程の二つに分けることが出來る。ケインズは前者を產業流通（Industrial circulation）といひ、後者を金融流通（Financial circulation）と呼んだ。產業流通は企業から家計へ、家計から企業への流通であるが、金融流通は金融機關を中心とし、金融機關、企業、家計各々の間に於ける流通過程から成る。而して產業流通を簡單に賣買と稱し得るならば、金融流通はこれを單的に金融と呼ぶことが出來る。この意味に於て賣買と金融とは、貨幣經濟の機能たる全流通過程の二つの部分を形成するものである。（一）金融は信用の與

へられる方面によつて區別すれば生産金融と消費金融となり、生産金融は更らに業態に從つて商業金融、工業金融、農業金融に再分せられ、又、その信用が企業資本の如何なる構成部分を目標として與へらるゝかによつて、生産金融は設備金融と經營金融とに分けることが出來る。消費金融は今日の實際から見れば、庶民金融なる語を以つて云ひ表はされる場合が多い。次に(二)信用の與へられる期間の長いか短いかによつて、これを短期金融と長期金融とに區別する。商業金融若しくは經營金融は短期金融であり、工業金融、農業金融若しくは設備金融は長期金融である。而して(三)信用法律的形態からすれば、金融は利貸金融と持分金融とに區分される。前者は企業の支拂能力の程度に應じて與へられるもので、これに對しては確定利子を支拂ひ、後者はその利益を目標として行はれるもので、これに對しては不確定なる配當金その他が支拂はれる。利貸金融は信用の與へられる基礎を標準として更らに無擔保金融と擔保付金融とに分かれ、擔保付金融は擔保とせられる物件によりて動産金融と不動産金融となり、動産金融には商品金融と有價證券金融とがある。又、(四)信用を與へらるゝ地域に從つて、金融は國内金融と國際金融とに區分され、國内金融に於てはその中心市場を離れて行はれるものに、地方金融、農村金融、漁村金融、植民地金融などがある。

金融會社

(英) Financial Company
(獨) Finanzierungsgesellschaft
(佛) Compagnie financière

〔定義〕 事業會社の設立、又は擴張に際し、その株式又は社債を一手に引受け、これとは別に自己の株式、社債を發行し、これに依つて得たる資金を融通して、證券代位制による企業金融を目的とせる所の金融機關を指して金融會社といふ。

〔解說〕 この金融會社はフランスに於て早く發達し、一七一六年ジョン・ロー(J. Law)によつてパリに設立されたバンク・ジェネラール(Bunque générale)はこれが先驅をなしてゐる。一八五二年パリに起つた動産銀行(Société générale de crédit mobilier)は、純然たる金融會社であつて、所有證券の過大になるのを防止せんが爲めに諸國に子會社を設立した。一八六三年にロンドンに設立せられた國際金融會社(International Financo Society)も亦その一つである。同行は金融會社としてヨーロッパ大陸にその範を垂れ、ドイツに於ても相次いで金融會社が起つた。イギリスの金融會社は多少これと趣を異にし、各般の業務を經營する銀行又は信用機關であつて、證券擔保貸付を主要なる業務とし、證券代位制によるものはたゞその業務の一部分に過ぎない。從つて金融會社といふよりも寧ろ證券銀行と稱すべきものであるが、イギリスの習慣として純粋の預金銀行でなければ銀行と呼ばないから、證券銀行を特に金融會社と稱するに至つたのである。アメリカの金融會社は、近來新らしい形態の金融機關として次第に勢力を得て來たが、これ等の中には、投資信託(Investment trust)持株會社(Holding companies)などがある。併し投資信託は企業金融を目的とせず、たゞ投資そのものを目的としたものであり、また持株會社は證券を保有し、その經營に關與することを目的としてゐるから、少くとも理論上では、これ等を純然たる金融會社と同じに見ることは出來ない。しかし實際上の問題として、果して如何なる程度までこれを明確に判別し得るかは疑問である。

金融緩漫

(英) Easo of Money
(獨) Geldflüssigkeit
(佛) Liquidité monétaire

〔定義〕 資金の供給に比して需要が少く又は、資金の需要が增加せずして供給のみ增加し、資金潤澤にして運用の途なく、金利は低下を續くる狀態を金融緩漫といふ。

〔解說〕 資金の供給に變化なく、その需要の減少する狀態は、財界が不況をつゞけてゐる場合に起る現象であり、又、資金の需要に變化なきも、資金供給が增加する狀態は、低金利政策により計畫的に通貨を膨脹し、金融の梗塞を解き、産業活動を促進せんとする場合に見られ、又、不換紙幣時代に於ては政府の財政的理由による通貨膨脹が起り、一時的ではあるが資金過剩を來すことがある。信用の膨脹は多く通貨膨脹に追從して起るも、時には財界の好況期に銀行が過度樂觀をなすことよりも起り得る。又、死藏資金の還元、公債の償還による政府の吸收せる資金の解放、政府事業の遂行による資金の民間撒布等も金融緩漫の原因である。金融緩漫の期間には長短がある。

金融機關

(英) Financial institution
(獨) Geldinstitut
(佛) Institution de crédit

〔定義〕 金融機關とは、貨幣の金融流通に關與し、專らこれが擔當者たることを以て本來の職分とする經濟上の機關である。

〔解說〕 近代の貨幣經濟の下に於ては、殆んど總べての經濟主體が何等かの意味に於て金融流通に關係を持つてゐる。例へば過剩の資金を有する個人が、その資金を他人に融通し、商工業者が自己の信用によつて資金の融通を受ける等は、何れも金融流通の一面を擔當するものといふことが出來る。併し、かくの如きは決してこれを擔當することを以て固有の職分とするのではなく、只自ら固有なる他の經營活動を行ふ過程に於て、或は必然に或は偶然に金融流通に關與するのみである。これに反して銀行の如きは金融流通に關與し、これが擔當者たることを以て本來の職分とする。この種の經營を名づけて金融機關と云ふ。(一)金融機關はその主體が公共團體たると私人たるとにより、公營、私營及び混營の各金融機關に區分する。我が大藏省預金部の如きは公營金融機關の例であり、各國の中央銀行の多くは混營金融機關の例である。私營金融機關は、結社的、相互的及び個人的の三金融機關となる。結社的金融機關は近時株式會社の發達により、株式會社組織のものが多く、我が國に於ては普通銀行、貯蓄銀行及び信託會社につき株式會社組織によるべきことを規定してゐる。相互的金融機關としては、我が國に於ける信用組合、無盡、頼母子講はこれに屬し、外國には貯蓄銀行に相互組織のものが多い。個人的金融機關は歐米の個人銀行がこれに當る。(二)その營業の分野からすれば、商業金融機關、工業金融機關、農業金融機關、庶民金融機關となり、又(三)金融機關は自ら貨幣を創造して金融供給を行ふ金融機關(例へば中央銀行、預金銀行)、資金を他より受入れ

て金融供給をなす仲介的金融機關例へば信託會社、貯蓄銀行、信用組合、自ら保有する資金のみを供給する金融機關（例へば質屋、個人銀行等）の三種に區分せられる。

金融季節

（英）Monetary Season

〔定義〕金融市場には、季節的の原因によつて毎年ほゞ規則的に繰返へす資金の需要があるから、他に突發的事情のない限り金融の繁閑期は年々一定してゐる。かくの如き金融の季節的變動を金融季節と謂ふ。

〔解說〕金融の季節的變動の原因には、(イ)一年の自然現象の推移に基くものと、(ロ)社會的の規定又は習慣に基くものとあり、自然の推移に原因する季節金融は、主として農業經營の季節的性質が、これに直接間接關係ある產業資金の需要を季節的ならしむることから來てゐる。次に社會的の規定習慣に基く季節金融は、概ね定期的支拂決濟によつて起る現象であつて、これに要する資金の需要期が一定してゐるから、この資金を特に定期資金といふ。而して社會的の規定習慣に基く定期資金の季節的な需要には、(イ)私經濟上の取引習慣によるものと、(ロ)國家財政上の規定に基くものとあり、前者は取引上の決濟期に現はれ、後者は租稅納期に見られる。併し、これ等の季節金融は一時的の現象であつて、概ね流通的乃至商業的性質を帶びてゐるので、多くの場合資金の移動は極めて迅速に行はれ、その時期を經過すれば直ちに舊に復するのを常とする。今試みに我が國に於ける金融季節を簡單に示せば、一月より四月までは金融市場は大體に於て閑散であるが、四月は稅金の國庫移納の爲めに幾分市場は壓迫される。五月から六月にかけては六月末の決濟期を控へてその資金の需要多く、且つ生絲資金の需要もあり、金融市場は頗る繁忙を呈する。七月より十月までは大體閑散に過ぎ、たゞ八月中旬乃至下旬頃地方に舊盆季節資金の需要が起り、市場は多少その影響を受ける。十一、十二月の兩月は歲末大決濟期を控へて金融は徐々に引締り、歲末に至りその絕頂に上る。一ケ月内の變動は、下旬に資金の需要多く、晦日前に最も緊縮して越月し、回收の進むに連れて閑散となり、中旬に入れば頗る緩漫である。

金融恐慌

（英）Money Crises
（獨）Geldkrisis

〔定義〕金融恐慌とは、銀行の支拂停止に基く信用の破壞によりて、物質的又は心理的に起る經濟社會の急激なる攪亂狀態。

〔解說〕一般商業恐慌と金融恐慌とはその本質を異にするけれども、今日の銀行は信用の供給者として多くの場合、商業取引に介在する結果、商業恐慌は金融恐慌を伴ひ易く、金融恐慌はまた商業恐慌を惹起し易い。信用經濟組織に於ける恐慌は一般金融恐慌化する必然性を多分に持つてゐる。

金融組合

〔定義〕朝鮮に於ける中小階級の經濟を助成し、その向上を圖る目的の下に、内地の產業組合及び契（日本の無盡又は頼母子講に類似せる相互的金融機關）を參考として創設された朝鮮の庶民金融機關である。

〔解說〕韓國時代には、素朴な協同組合ともいふべき「契」就中「殖利契」及び公金を融通せる「外割」制度並に不完全なる

約束手形の機能を持つ〔於音〕が存在し、辛ふじて中小階級の金融的需要に應じてゐたが、光武八年（明治三十七年）八月日韓協約締結の後、財政顧問として赴任せる目賀田種太郎氏は小農自體のために特殊の金融機關の必要を痛感し、光武十年（明治三十九年）伊藤統監に對してその具體案を開陳するところがあつた。かくて光武十一年（明治四十年）五月、勅令第三十三號を以て地方金融組合規則が發布され、更にこれに大改革を加へて大正三年に地方金融組合令の發布となり、その後、大正七年十月の改正により地方金融組合の名稱は金融組合と改まり、且つ從來の村落組合の外に都市組合の設立を認め、同時に金融組合聯合會をも設くることにした。また昭和四年五月には金融組合令の全般的改正が行はれ、つゞいて昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮金融組合聯合會令の公布を見るに至つた。金融組合の主たる業務は、即ち貸付金と預り金との二つであつて、貸付は組合員に對してのみ行はれ、その貸付限度は無擔保貸付にありては村落組合は二百圓、都市組合は一千圓を限とし、擔保貸付にありては村落組合は金千圓、都市組合は三千圓の範圍で、不動產、動產、有價證券等を擔保とする。この外大藏省の低利資金による肥料その他の產業に對する特別貸付あり、都市組合では手形割引や當座貸越をも行つてゐる。預り金は定期預金、據置貯金、貯蓄預金、定期積金、及び當座預金等であるが、貯蓄預金に限つて組合員外からの預入を受けることが出來る。なほ金融組合はこれ等の事業の外、出版、教育、所要品の共同購入、火災共濟の諸事業にも從事する。各道の組合は合して、道別に一つづゝの聯合會を作つてゐる。聯合會の事業は、(一)所屬組合に必要な資金の貸付、(二)所屬組合よりの預り金、(三)所屬組合の業務指導、(四)所屬組合相互の聯絡及び業務指導、(五)所屬組合の業務及び財產に關する實況調査などをその主なるものとする。

金融市場

（英）Money Market
（獨）Geldmarkt
（佛）Marché monétaire

〔定義〕金融市場とは、一定の經濟範圍内に於て、多數の金融取引が集まり、資金に對する需給の競合する結合關係を謂ふ。

〔解說〕一般に市場には廣狹二種の意義があり、廣義にこれを解すれば、特定の目的物の需給競合なる抽象的經濟關係であるが、狹義にこれを解すれば取引の集中する具體的場所を意味してゐる。金融に關しては例外なきにあらざるも、狹義の具體的市場は存在しないのを常とするから、當然金融資金の需給競合の關係を金融市場と見做すことが出來る。金融市場はその見方の異るにより種々に區別される。(一)まづ取引期間の長短を標準とすれば長期金融市場と短期金融市場に分れ、前者は企業に對する設備資金の需給關係であるから、これを資本市場ともいひ、更らに細別すれば株式市場、公社債市場となる。後者に預金市場、コール市場、割引市場、爲替市場があり、コール市場は短資市場とも呼ばれ、また爲替市場は内國爲替市場と外國爲替市場とに分れる。また(二)地域的には中央市場と地方市場との別がある。我が國の金融市場の中心は勿論東京であるが、實際には東京を中心とする關東金融市場と、大阪を中心とする關西金融市場とに二分される。また、

金融取引が一國内に限られる場合はこれを内國金融市場といひ、又その取引が國際間に亙る場合はこれを國際金融市場といふ。

金融資本

（獨）Finanzkapital

〔定義〕産業資本に轉化（癒着）されて、獨占的なる産業支配を成就した銀行資本。

〔解說〕資本主義による自由競爭は産業資本の集中集積を促すが、この傾向は更らに銀行資本に於ける集中集積となり、銀行資本の集中集積過程は反作用的に産業資本を獨占階段にまで發展させる。そしてこれ等の過程に於て、銀行資本と産業資本とは密接に結合され、巨大銀行はその資本の大なる部分を産業的企業に固定せしめ、自ら大産業資本家となり、その産業獨占は一層尖鋭化する。かくして小數の巨大銀行は、一國の資本全體に對する支配權をその掌中に把握することが出來る。これを金融寡頭支配と謂ふ。銀行資本と産業資本との癒着したるものを金融資本と名づけるのは、ヒルファーディング（Hilferding）以來の傳統である。金融資本は獨占資本を意味する。

金融制度調査會

〔定義〕我が國の金融制度に根本的の改善を加へ、以て將來の經濟發展に適應する新制度を樹立し、且つその管理運用に關しても十分なる改善を加へんとする目的の下に、その具體的方策を調査講究せしむべく、大正十五年九月二十八日を以て大藏省内に設置せられ、現行銀行法の基礎案を作つた機關が、即ちこの金融制度調査會である。

〔解說〕この調査會を設くる前提として、大正十五年四月十五日まづ金融制度調査會準備會が設けられ、會長以下委員、幹事共に大藏省高等官を以てこれに充て、金融制度調査會に於て調査講究すべき範圍、程度、順序等を豫じめ調査決定するを以て使命としたが、七月には更らに民間委員をも加へ、九月八日に至りて愈よその具體案を得た。これ即ち「我國普通銀行制度の改善に關する具體的方策」なるものである。そこで九月二十八日、金融制度調査會規則の發表と同時に調査會委員を任命及び囑託されたが、大藏大臣はその會長となり、委員は大藏政務次官以下朝野の學者經驗家を網羅し、その數五十名に上つた。かくて十月十二日第一回總會を開き、政府より提出せる十二項の調査事項を全部取上げることに決した。即ち（一）日本銀行の中央銀行としての機能を完全に發揮せしむる方策如何、（二）普通銀行制度改善の方策如何、（三）手形割引市場及び證券市場整備改善の方策如何、（四）工業金融整備改善の方策如何、（五）農業金融整備改善の方策如何、（六）不動産金融整備改善の方策如何、（七）貿易金融整備改善の方策如何、（八）拓殖金融整備改善の方策如何、（九）特殊産業に對する金融を圓滑ならしむる方策如何、（一〇）貯蓄銀行並に信託會社改善の方策如何、（一一）庶民金融機關充實の方策如何、（一二）金融制度の改善による金利低下の方策如何即ちこれである。普通銀行制度に關する調査については特に特別委員會を設けて準備委員會の原案を審議し、これに修正を加へたものを十一月十八日本會議に於て確認し、大藏大臣に報告された。昭和二年三月に制定された銀行法は、實にこの調査會の決定を基礎として起草したものである。なほこの調査會に於ては大正十年十一月十

九日金融機關の檢査充實に關する件の報告書を大藏大臣に提出し、各銀行その他の金融機關につき少くとも二年に一回檢査を行ひ、又日本銀行をして取引銀行の調査をなさしむることを勸告した。不動産金融の整備改善に關する件については、昭和三年十二月二十三日の本會議に於て可決したその改善案と抵當證券法要綱を提出し、續いて昭和五年十二月二十三日には貯蓄銀行制度の改善に關する改革案及び無盡業法改正案が可決せられた。この外には昭和二年二月一日可決された公益質屋制度要綱があり、同日本會議に附議せられた兌換銀行券整理に關する準備委員會案などがある。この調査會は昭和七年五月を以て廢止し、これに代つて特別金融制度調査會が設置された。

金融手形

（英）Financial Bill

（獨）Finanzwechsel

（佛）Billet de financier

〔定義〕所謂融通手形に等しいが、外國爲替の上に於ては、銀行が一時の金融の爲めに振出す長期のクリーン・ビルをいふ。

〔解說〕內地取引に於て普通に謂ふ融通手形は、滿期日に至り不渡りの結果に終るもの多く、銀行はこれに對して十分警戒を加へてゐるが、國際間に於てはこれと全く同一性質を有する手形を利用して、金利の低き國より金利の高き國へ、又は金融緩漫なる國より需要多き國へと移動し、爲替相場の變動を避くる方策が講ぜられるが、この場合には手形支拂人は銀行であるから不渡りの懸念はない。換言すれば輸出商の關係より偏在せる資金を調整し、或は銀行が活動資金を得る方便として、海外コルレス宛に無擔保手形を振出すことがある。アメリカは上季に於て外國特にイギリスより物資を多量に仕入れるから入超となり、下季に於てはアメリカよりの對英農産物輸出のために輸出が增加する。從つて上季に米貨ドルは下落し英貨ポンドは上騰すべく、下季にはアメリカに於ては輸出手形增加して米貨は上騰し英貨は下落する。かくの如き資金の偏在を調整するため、この金融手形が頻りに利用されてゐる。ロンドンの割引市場では、金融手形の發行多くして、市場にて消化し切れないと思へば金融手形の割引歩合を引上げ、又は之を拒絕することがある。金融手形は利鞘を稼ぐ武器である。

金融統計

（英）Financial Statistics

（獨）Finanzstatistik

（佛）Statistiqu financière

〔定義〕金融市場の狀態を數字的に示した統計又は統計材料であつて、これによればその情勢の推移を一目瞭然たらしめることが出來、或る種の統計の如きは財界のバロメーターとして頗る重要視されてゐる。

〔解說〕金融統計の多くは所謂業務統計であつて、苟くも金融業務に關する數字で業務に從事しつゝ自然に生まれるものならば、それは悉く金融統計材料たり得る。その中、金融事業の機能に關するものは金融業務統計といひ、金融事業の實體に關するものは金融企業統計といふことが出來る。（一）金融業務統計としては、（イ）紙幣統計（ロ）資金統計、（ハ）金利統計、（ニ）手形交換統計、（ホ）證券統計がある。紙幣統計は日銀帳尻、日銀週報、日銀兌換券月表に數字が現はれ、鮮銀及び臺銀の銀行券につい

てもその數字は發表される。資金統計は各銀行の營業報告、大藏省銀行局「半期報」及び「年報」、全國銀行預金及び貸出月表、同理財局の「金融事項參考書」、「東京銀行通信錄」「大阪銀行通信錄」日銀帳尻、同週報、手形交換所社員（組合）銀行週報、同月末收納高、全國貯蓄銀行主要勘定（貯蓄銀行協會）、全國信託會社信託財産調（信託協會）、貯金局の郵便貯金狀況等に統計資料を得ることが出來るが、この種の統計には預金統計、貸出統計、所有々價證券統計、手許在高統計、銀行收納統計等がある。手形交換統計も廣い意味の資金統計であつて、手形交換高、交換手形種別、不渡手形等の數字は容易に得られる。金利統計では、日本銀行の公定日歩に關する統計がまづこの種統計の中樞をなすもので、これに連れて普通銀行の割引、貸付日歩、預金利子、扨てはコール日歩などに關する統計が出來てゐる。大藏省銀行局の「金利景況」東京手形交換所の「金利週報」がある。特殊銀行の方面では勸業銀行の株式利廻調、各種債券利廻調、不動産抵當金利調などがあり、爲替銀行には爲替相場に關する統計がある。證券統計としては、日銀の銀行會社資本調、同計畫資本調、同公債株式調があり、また三井銀行の公債社債明細表、興業銀行の公債社債發行高月表、勸業銀行の證券拂込金月表なども常に新聞雜誌に發表される。海外の金融統計で注意を拂はれてゐるのは、各國中央銀行週報、アメリカではニューヨーク聯邦準備銀行、主要都市の組合銀行週報、手形交換高、金利等に關する統計材料である。內外の金融統計又は統計材料の主なるものは新聞雜誌に揭載され、經濟雜誌ならば大抵の統計を纒めたものが出てゐる。特殊の刊行物としては日銀の「金融」、東京手形交換所の「參考資料報告」、三菱經濟研究所の「研究彙報」、國際聯盟の「統計月報」(Monthly Bulletin of Statistics) アメリカ聯邦準備制度理事局の「聯邦準備月報」(Federal Reserve Bulletin) などがある。以上は主として金融業務統計について述べたのであるが、(二)金融企業統計では、銀行數、支店數、資本金、配當合同等に關する諸統計が存在し、銀行局の「銀行局年報」理財局の「金融事項參考書」銀行局の銀行合同調（毎月）等にその數字を求める事が出來る。尙東京市監査局統計課から「東京市銀行統計要覽」が出てゐる。

金融逼迫

（英）Monetary Stringency
（獨）Anspannung des Geldmarktes
（佛）Tension monétaire

〔定義〕資金の供給に變化なく、需要のみ增加する狀態、又は資金の供給が增加しても、需要が更らに增加した狀態を謂ふ。

〔解說〕資金の供給に比して需要の多き狀態は、金融繁忙或は金融引締等とも稱する。資金が增加しても需要が一層增加して金融が逼迫を告げるのは、好景氣時代に屢屢見るところであつて、必らずこれに金利の上騰を伴つてゐる。供給に變りなくして需要のみ增加するは、決算期、仕入期、租稅の國庫移納期、輸入決濟等に常に見るところの現象である。この種の逼迫は流通的乃至商業的のものであつて、一定の時期を經過したならばその狀態は直ちに舊に復する。突飛的な金融逼迫は、戰爭開始による軍費の調達、信用恐慌等に原因してゐる。

金融補助機關

（英）Subsidiary Financial Institutions

〔定義〕金融補助機關とは、金融取引を行ふ事を必らずしもその本務としないが、營業の必然的過程として各種金融流通の擔當に參加する立場にある所の經營をいふ。

〔解說〕例へば保險會社は保險業を本業としてゐるが、保險料の蒐集によつて常に多少の遊資を擁するから、この遊資を以て或は有價證券を引受け、或はこれを他人に貸付ける。倉庫會社は保管貨物を擔保として前貸をなし、不動產會社（土地會社、建物會社）は土地、建物を抵當として貸付をする。かくの如く別に本業を有し、副業又は補助業務として金融業務を營んでゐる機關を金融補助機關と稱し、これを固有の金融機關と區別する。これ等の金融補助機關のうちで、最も重要なる地位を占めてゐるのは、云ふまでもなく生命保險會社である。

金輸出解禁

〔定義〕金輸出禁止を解除することによつて、幣制上、外國爲替上、その不自然なる變態的狀態を脫して、金本位制の正常的狀態に復歸せしむることを謂ふのである。

〔解說〕戰後の幣制整理に關聯して金本位制に對し根本的疑惑を抱くものがあり、或はこれを廢止して他の制度を以て代らしめんとし、或はこれに改善を加へんとするなどの改革論も出たが、結局落ちつくところは、金輸出解禁による金本位の復歸であつた。卽ちこれによつて從來禁止されてゐた金貨、金塊等の輸出入、鑄潰しは自由となり、中央銀行をして要求に應じて紙幣を金に、金を紙幣に引換へさせ、かくしてその國の通貨を再び金に結び付けて、その貨幣法の定むる純金量の代表物とし、以てその國の外國爲替相場を正貨現送點の範圍に自働的に安定せしめたのである。然るに金輸出解禁を行ふに當つて問題となるのは、その平價を如何にすべきかの點であつて、完全なる戰前の舊平價に復せしむべきか、或は貨幣單位の價値を切下げて新平價を採用すべきかによつて、舊平價解禁論と新平價解禁論とに分たれる。その方法が國情の異るに從つて同じからざるは當然であり、戰後の幣制整理期に於て舊平價解禁を行つた國は、僅に日本、アメリカ、スウェーデン、イギリス、オランダ、デンマーク、ノールウェー、スイスの數國に止まり、その他の多くの國は平價切下げによつて新平價を採用したのである。かくして各國は兎も角金本位制に復歸することが出來たが、併し世界經濟の機構は大戰を通じて一變して了つたことや、各國が夫々獨自の立場から貨幣の平價を定めたことなどのために、舊平價解禁國ではその物價低落のために直ちに不況に陷ち込み、新平價解禁國は貨幣價値の安定に伴ふ暫時の安定恐慌を經過したる後は、景氣を當分持續することが出來たが、遲かれ早かれ不況の浸潤激化を免れ得なかつた。そして世界經濟一般に於ける不況の進展は、自衞上各國をして金輸出の再禁止をなすの已むなきに至らしめたのである。

金輸出禁止

〔定義〕本來は、法令を以て金貨及び金塊の輸出を禁止し、金の國外流出を防止せんとする應急手段に過ぎないが、今日の金輸出禁止は、金本位制度に關聯しての金輸

出禁止であつて、金本位制度を前提とする。

〔解說〕 金輸出禁止の事例は、既にナポレオン戰爭の當時イギリスに於てこれを見ることが出來るが、その大規模に行はれ世人の注目を惹いたのは、一九一四年の世界大戰爭の結果、世界各國をして金輸出禁止の已むなきに至らしめたときである。そしてその禁止は大抵大戰開始直後に行はれ、軍事上、政治上並に經濟上の原因による正貨の流出を防止せんとする目的に出でたのである。從つて戰後の幣制整理期に於ては主なる國々は漸次金輸出を解禁して、金本位制に復歸したが、一九二九年六月にカナダが再禁止を行ひ、同年十二月濠洲とアルゼンチンが再禁止國となり、更らに一九三一年九月廿一日イギリスの金停止以後は、その屬領その他の諸國が續々これに倣ひ、一年半の後流石のアメリカすら遂に金本位制を停止することゝなつた。この金輸出再禁止の原因に就いては、世界貨幣金のアメリカ、フランスへの偏在が擧げられてゐるが、遡つてかゝる偏在を來した原因を探らなければ、再禁止の行はれた根本原因は判らない。その諸原因を簡單に示せば、(一)各國に於ける生產費の隔絕が、一旦安定せしめられた爲替相場を通じて國際的に甚だしく割高の國を生じたこと、(二)マーケット・オペレーションその他强力なる通貨統制が行はれ、殊に金の流入する國が、決してそれに準じて通貨を膨脹せしめないやうに、云ひ換へれば金流出の原因を作らないやうに努力したこと、(三)巨大且つ不自然な債權債務が國際間に存在したこと、(四)資本國に於ける對外貸付の回收難が正貨を失はしめたこと等が擧げられる。併し、金輸出禁止は必らずしも兌換の停止を伴ふものでないし、また金本位制度が停止されながらもなほ金輸出の許されてゐる場合がある。前者は金爲替本位を採用する場合で、假りに現實には金の輸出そのものは禁止されてゐても、金に代はるべき他の金本位國の通貨若くは外國爲替を準備とし、これを必要に應じて國際貸借の決濟に充てるとせば、その效果において金の輸出を行つてゐるのと少しも變りはない。從つてこの場合は假令金輸出が禁止されてゐても、事實においては、金本位が停止されたも同然である。また我が國に於ては、大正六年から昭和五年一月に至る金輸出禁止の期間に、銀行券の兌換は何等法令によつて停止されはしなかつた。けれどもこれでは密輸出その他で貨幣金を失ふ恐れがあるから、昭和六年の金輸出再禁止と同時に、大藏省令を以て金貨鑄潰しを處罰する規定を設くると共に、日本銀行をしてその兌換に際して用途その他詳細に質問を行はせ、事實上兌換の停止に近い效果を收めやうとした。後者はイギリス、アメリカ等の場合であつて、兌換して得た金の輸出は、これ等の銀行券の兌換が停止されてゐるから不可能なことであるが、商品として新規に生產された金ならば輸出は自由に出來る。して見ると金爲替本位を採用する場合を除き、金の輸出を禁止することは少くとも對外的には金本位制度の停止を意味する。かくして金の輸出を禁止すれば、一國の對外支拂は最早や金を以てすることが出來ないから、商品の輸出代金その他海外からの受取分を以てその支拂を行はなければならぬ。從つて外國爲替に對する需要は供給を超過し、爲替相場は暴落する。そして輸入は減退するが、輸出は增加し、輸入品及び輸出品の國內價格

の騰貴に促されて國內に於ける、一般物價も漸騰傾向を辿らざるを得ないのである。

金輸送點

(英) Gold Points, Specie Points, Bullion Points

〔定義〕 金本位制の行はれてゐる場合、爲替相場はこの範圍に於て上下し、それ以上に上りもしなければ、それ以下に下りもしないのである。これを現送點とも謂ふ。

〔解說〕 金輸送點はこれを分つて金輸出點 (Gold export point) と金輸入點 (Gold import point) との二種とする。卽ち支拂勘定の建方にあつては、輸出點は法定平價に金輸送の諸費用を加へたものであり、輸入點は法定平價から諸費用を差引いたものである。また受取勘定の建方では、輸出點は法定平價より金輸送費を差引いたものであり、輸入點は法定平價にその費用を加へたものである。我が國は普通受取勘定の建方を用ひてゐるから、後者の場合を意味するが、爲替相場の理論としては前者の場合の方が判かりよい。金の輸送費は、(イ)荷造費、(ロ)運賃、(ハ)保險料、(ニ)輸送中の利子、(ホ)手數料等であるが、これ等は常に變動するから輸送點は一定しない。輸送點は大體の標準であつて、輸送者(銀行)はこの範圍內では輸出入を行はぬ。支拂勘定では輸出點より幾分か相場が高くなると金を輸送し、又輸入點から幾分か相場が安くなれば金を輸入する。そして金の現送を行へば爲替の需要又は供給は減ずるから、輸出點以上の相場は再び輸出點以下に下り輸入點以下の相場は再び輸入點以上に騰貴し、この二點の間に落付く。故に法定平價に金輸送費率を加減した上下輸送點以外に爲替相場は脫却せぬ。併し最近の如く各國が金本位から離脫した場合には、最早やその間の爲替相場に法定平價は存在しないから、爲替相場は金輸送點の範圍を超えて常に變動し、金本位離脫國にては暴落する。

利

(英) Interest
(獨) Zins
(佛) Intérêt

〔定義〕 一定期間に於ける一定額の資金の利用に對する使用料又は貸貸料である。

〔解說〕 金利を組成する要素は、(一)資金の使用料そのものたる純利子、(二)貸出に於ける元金及び利息の損失に對する保險料、(三)貸出に要する手數及び煩累に對する手數料の三種であつて、無擔保貸付の如き貸倒れの危險多く、且つ調査に手數を要する場合に、利子の高きは全く保險料及び手數料の部分が多いためである。次に金利の種類を資金融通の形式より分つならば、(一)預金利子、(二)貸出利子に分たれ、預金利子は、(イ)當座預金、(ロ)特別當座預金、(ハ)通知預金、(ニ)定期預金の類で、銀行は比較的自由に運用出來る點から、金利も右の順で安くなる。貸出利子には中央銀行の貸出利子と市中銀行の貸出利子とがあり、前者は特に公定步合又は銀行金利とも謂ふ。市中銀行の貸出金利は、(イ)證書貸付、(ロ)手形貸付、(ハ)當座貸越、(ニ)コールローン、(ホ)手形割引によつて夫々異るが、普通市中金利と稱せらるゝものはコール步合及び手形割引步合である。普通銀行の商業金融に對する金利の外、不動產抵當貸付に對して特に不動產貸付金利があり、公社債の利廻りもまた一種の金利と看

做されるが、これ等は實際に於て長期金利に屬するものである。併し乍ら金利は金融の繁閑によつて常に變動するを免れない。

金割引銀行

（獨）Die Deutsche Golddiskontbank

〔定義〕最初は銀行券の發行を主要業務として設立された銀行であるが、その後屢々同行の任務は變更せられ、現在は貿易金融の中央機關として存在し、ライヒスバンクに對してはその娘銀行たる關係にある。

〔解說〕この機關はライヒスバンク再建に先立つて一九二四年三月十九日、ドイツに外國短期信用を供給するを目的として設立され、これに銀行券の發行を許した。つまりレンテンバンクの機能を補ひ、對外取引の中央機關たるべく企圖せられたものである。然るに磅を以て表示する銀行券の發行權は、實際にこれを行使したことなく、一九二四年銀行法の第二條によつて遂にその特權を失つた。ライヒスバンクの再組織及びマルクの法律的安定の直後、ライヒスバンクは金割引銀行に於ける他銀行の權利を獲得したので、爾來金割引銀行はライヒスバンクの娘銀行となり、法律を以て禁止されてゐる機能、殊に短期資金を資本市場へ導入するが如き機能をライヒスバンクに代つて行ひつゝある。金割引銀行の活動範圍は、一九三〇年十二月一日の法律によつて相當擴大されたが、そのうち重要なのは同行がその資本金及び積立金の五倍まで、債券を發行することを認められたことである。長期信用を必要とする對露、對トルコ、その他の外國貿易金融、外國貿易援助の爲めに使用される封鎖マルクの管理等は現に金割引銀行の主要職能となつてゐる。又ライヒスバンクは直接銀行株を所有することが出來ないから、金割引銀行がライヒスバンクの銀行株保有に對する持株會社として立働き、巨額の大銀行株を買入れて、ベルリン大銀行の整理をよく敢行したのみならず、地方銀行の援助並に新設銀行への參加等あらゆる方面に活動することになつた。

く

釘付政策

（英）Pegging Policy

〔定義〕金本位停止國がその對外信用を維持するため、自國の資金が流出せんとする國に於て資金を借入れ、或は國内に存する債權國の證券を買入れてこれを擔保に供し、又は賣却して得たる資金を以て債權國に於ける自國振出手形を一定の相場にて買取り、爲替相場を一定限度内に安定せしめんとする政策が卽ち此の釘付政策である。

〔解說〕歐洲大戰中、列國の試みた爲替政策で最も效果を奏したのはイギリス政府の用ひたペッキング政策であらう。併しこの政策を行ふには外國市場に於て爲替手形を高價に買取る必要があるから、それだけ巨額の資金を要する。之をロンドン——ニューヨーク市場に就て例示せば、大戰中の大部分を通じて對米相場は、イギリス政府の代理人たりしゼー・ビー・モルガン商會の手を經て、よく四弗七十七仙に維持された。これは同商會がイギリス政府との協定に基き、ニューヨーク市場に現はれたイギリス振出手形を悉くこの相場にて買取ることになつてゐたからである。そして手形の買入資金は、イギリスの所有するアメリカ證券を政府が强制的に買占めてこれを擔保に供し、又は賣却して調達された。なほこの資金の一部は、アメリカが宣戰を布告して以降、直接アメリカ政府からの借款によつてこれを得た。然るに手形を自然の相場より高く買入れるといふことは、アメリカよりイギリスへの輸出業者に取つては非常なる利益になり、從つてアメリカよりの對英輸出は益々增加する傾向を生じ、これが爲めニューヨークに於ける手形買取に要する資金は增加する一方であつた。なほイタリーでは一九一七年にリラの釘付を行ひ、フランスは一九二六年から一九二八年までの間、フランの事實上の安定を維持した。

屈伸制限法

（英）Elastic Limit Method

〔定義〕銀行券發行制度の一つである。また伸縮制限法とも謂ふ（「伸縮制限法」の項を看よ）。

クナップ（ゲオルグ・フリードリッヒ）

（英）Georg Friedrich Knap

〔人物〕一八四二年七月三日ギーゼールに生まる。父は工藝學に關する有名なる著述家。ミュンヘン、ベルリン、ゲッティンゲンに於て經濟學及び統計學を學び、先づ統計家として社會に出た。そして一八六九年にはライプチッヒ大學の員外教授となり、更らに一八七四年にはシュトラスブルク大學の經濟學正教授に招聘せられた。一九二六年二月二十日八十四歳にて歿した。

〔著書〕初期の著者は統計學に關するものが多かつたが、一九〇五年に「貨幣國定學說」（Staatliche Theorie des Geldes 1905）が出版され、その前後から貨幣理論家としての活躍が始まつたのである。クナップの國定學說は名目主義の一學說であつて、斯界に異常なるセンセーションを惹き起した。

クーポン

（英）Coupon

〔定義〕公社債券等の利札（「利札」の項を看よ）。

クーポン・ボンド
（英）Coupon Bond

〔定義〕社債本券と一身同體の如く觀られる利札を添付した社債のことで、利札社債又は利札付社債などとも云はれてゐる。

〔解說〕我が國の社債は、その無擔保たると擔保付たるとを問はず殆んど利札社債である。たゞ日本勤業銀行の勤業債券の中には、一切利札を添付せず、利息を元金に加算して券面金額とし、元利を纏めて支拂はれるものがある。これは利札社債ではない。けれども元來、社債の利札は當該社債權とは全く獨立した利息債權の化體したもので、これを一種の無記名債券といふことが出來るのであるから、クーポン・ボンドはたゞ便宜上本券に添付せるものに過ぎぬ。

組合銀行

〔定義〕一定區域内に存在する諸銀行が或る目的のために組合を結成した場合、そのメンバーを組合銀行と稱するのである。

〔解說〕手形交換所組合銀行、預金協定組合銀行、コール利率協定組合銀行等がある。東京手形交換所及び東京銀行集會所は共に財團法人であるからそのメンバーを特に社員銀行と謂ふ。

組合金融

〔定義〕相互扶助の理想に基き、一定の規約を設けて組合員の間に行はれる金融。若くは其の組合を取引の對象とする金融。

〔解說〕組合金融には法律による組合金融と、法律によらざる組合金融とがある。(一)法律による組合金融は、(イ)信用組合、(ロ)工業組合、(ハ)輸出組合、(ニ)漁業組合、(ホ)産業組合中央金庫、(ヘ)商工組合中央金庫、(ト)農村負債整理組合等に於て行はれるが、多くは別に組合として主たる事業があり、これを圓滑に遂行し、若くは組合員の經濟の發達を圖るに必要なる資金の貸付又は組合員の貯金の受入れを併せ行ふことを認むるに過ぎない。主として組合金融を行ふために設けられたものは、信用組合、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫等である。(二)法律によらざる組合金融は、(イ)會社、工場に於ける共濟組合、(ロ)頼母子講及び無盡講、(ハ)滿洲輸入組合等がある。組合金融は庶民金融に屬するから、その特徴は比較的短き期限を以て小額の資金を融通する點である〔「小額金融」の項を看よ〕。

組手形
（英）Set Bill

〔定義〕外國爲替手形は内國のそれと異り、遠隔の地に送附するものであるから、その紛失又は遲着の場合に備へるために、同文且つ同日附の手形を同時に二通若くは三通發行し、これを發送するには他の便船によるか、或は又一方は陸路を取る。かくの如き副本を有する手形を組手形といふ。

〔解說〕この組手形は輸出商の振出す荷爲替手形に多く、我が國の銀行手形は大抵一通の單一手形である。これ等の組手形を發行せらるゝ場合には First, Second, Third 或は Original, Duplicate と書かれ、最初に發送せらるゝものは常に第一號なるが故に實際上、支拂はるゝものも第一號、即ち Original であるのを普通とする。組手形はその悉くの手形を支拂ふのでなく、そのうちの一通を支拂へば、これに依つて他は皆無效となる。國内手形に組手形はない。

組船荷證券

〔定義〕傭船者又は運送人の請求によりて、數通を發行される船荷證券を謂ふ。

〔解說〕船荷證券は貨物代表證券であるから、一口の運送貨物に對してはその一通を發行すれば足り、これを數通發行するのは特別の場合だけに限られることである。組證券にはその員數の記載を必要とする。

グラス・スティーゴール法
（米）Glass-Steagall Act

〔定義〕これは二つのアメリカの法律で、一は一九三二年銀行法、他は一九三三年銀行法であるが、何れも上院議員カーター・グラス及び下院議員ヘンリー・スティーゴールによつて、議會に提出された法案に基いて制定されたものを謂ふのである。

〔解說〕この二つの法律は、聯邦準備法乃至國立銀行法に重要なる修正を加へたものであるが、その性質に於ては著しく相違し、前者は緊急事態に處する對策たる聯邦準備法の一時的修正に止まり、後者はアメリカ銀行制度の根本的改革を目的とする聯邦準備法、並に國立銀行法の改正である。

(一)一九三二年銀行法は、一九三二年二月二十七日大統領の裁可を經て公布されたもので、(イ)聯邦準備銀行の加盟銀行に對する見返擔保の擴張、(ロ)資本金五百萬ドル以内の加盟銀行に對し、その振出した約束手形を引當にする貸出、(ハ)聯邦準備銀行の國債を以てする保險準備等が規定されたが、これ等の諸規定は云はゞインフレーション的修正である。(二)一九三三年銀行法は一九三三年六月十六日大統領の裁可を得て制定せられ、(イ)聯邦預金保險會社の設立、(ロ)銀行と證券會社及び銀行相互間並に持株會社との分離、(ハ)銀行資金の投機市場への流入防止、(ニ)聯邦準備局の準備銀行に對する監督權の强化、(ホ)國立及び州立銀行最低資本金の引下げ、(ヘ)州法に別段の定ある場合を除くの外要求拂預金に對する利息の禁止等の規定を設けた。これ等の新規定はデフレーション的改正と稱せられる。この一九三三年銀行法が、アメリカに於ける銀行制度の缺陷を改めた點は少くない。聯邦準備銀行と外國銀行との取引その他の關係に就ても注意を拂ひ、之は聯邦準備局の特別監督の下に置く事にした。

倉荷證券
（英）Warehouse Warrant
（獨）Lagerscheln

〔定義〕寄託物の所有權を表示し、その賣買又は質入の用に供する爲めに發行せられる倉庫證券であつて、倉庫業者は寄託者より請求あるときは、預證券及び質入證券に代へて、特にこれを交付するのである。

〔解說〕我が國商法は倉庫證券に就て所謂複券主義を採用し、預證券及び質入證券の二枚發行制度、並に倉荷證券なる一枚にて預證券及び質入證券を兼ぬる單券主義をも併用する。併し實際には、保管貨物は常に賣買又は擔保に差入れられ、金融の手段となるを以て、殆んど倉荷證券の發行がその大部分を占めてゐる。一券制度は二券制度に比して實際的にも法律的にも、極めて簡單に賣買、並に質權設定による融通を受くることが出來て、何等不便を感じない。故に現在にては何れも二券主義を採り、二券制度を踏襲する倉庫業者は殆んどない。

繰上償還

〔定義〕 公社債の償還期限を特別に繰上げて行ふ期限前の償還を繰上償還と謂ふ。

〔解說〕 最初から据置期間を定めず、又は隨時償還の定めなきものに就ては、この繰上償還を行ふことが出來ないのである。

クリアリング・ハウス

(英) Clearing House

〔定義〕 手形交換所のこと〔「手形交換所」の項を看よ〕。

クーリス

(佛) Coulisse; Marché en banque

〔定義〕 パリ株式取引所の自由市場（場外市場）で、ニューヨーク株式市場に於けるカーブマーケットに類するものである。

〔解說〕 クーリスは官立市場たるバルケに對し私營市場である。バルケの補助的役割を果すもので、バルケに於て取引せられない證券が賣買される。バルケの正規仲買人に相當する場外仲買人（Coulissier）は約百五十名を算するが、彼等は仲買人たると同時に自己計算の賣買をも行ふことが出來る。併しこれは法律の認むる正規の仲買人ではない。彼等の多くは銀行家で、市場取引の外銀行業を營み、證券の發行に關係するから、この市場は一に銀行市場（Marché en banquier）と呼ばれてゐる。一八九八年に二つの場外仲買人組合が組織されたが、後に一個の組合となつた。其の上場證券は組合がこれを決定するが、外國證券は大藏大臣の認可を得たものゝみが上場される。

クリーン信用狀

(英) Clean Letter of Credit, Clean Credit

〔定義〕 荷物を擔保としないクリーン・ビルを振出すことの出來る信用狀である。

〔解說〕 外國爲替に於て逆爲替、即ち銀行がクリーン・ビルを買取る場合は比較的少い。若しこれを行へば振出人が非常に信用が厚いとか、有力な海外銀行が輸入商の爲にクリーン信用狀を發行し、これによつて輸出商が振出した手形を買取るとかの場合に限られてゐる。商人がクリーン・ビルを振出すのは商品の船荷證券を直接輸入品に送り、別に手形を輸出する場合である。

グリーンバック

(米) Greenback

〔定義〕 南北戰爭時代に合衆國政府より發行された紙幣であつて、その裏面が綠色になつてゐるからこの名稱を生じたが、不換紙幣の代表的なものとして有名である。

〔解說〕 グリーンバックは、フランスのアッシニアと並んで、惡るい意味の不換紙幣の代表物となつてゐる。一八六一年南北戰爭勃發するや、政府は公債の募集、政府手形の發行、銀行からの借入金等によつて辛ふじて戰費を賄つてゐたが、同年十二月に金融恐慌が起り、諸銀行は正貨支拂を停止し、また公債の募集も成績擧らず、殘された唯一の戰費調達の方法として、諸銀行の正貨支拂が停止された當日、法貨たる性質を具備する不換紙幣發行の法案が議會に提出され、有力な反對論を押へて遂に議會を通過し、一八六二年二月二十五日大統領リンカーンの裁可を得た。かくて同年四月からグリーンバク紙幣が發行されることゝなり、一八六三年にかけ三回に亙つて四億五千萬ドルを發行したが、その爲め價値下

落し、一八六五年一月には半分以下に崩落した。現在は完全なる兌換紙幣として流通してゐる。所謂合衆國紙幣即ち是である。

クリーン・ビル

(英) Clean Bill

〔定義〕 何等の關係書類も添附されてない、從つて手形面に擔保も條件も明記されてない所の單純なる爲替手形であつて、邦語にて裸手形といふのも此の手形である。

〔解說〕 この種手形の流通は一に振出人、引受人又は支拂人、裏書人等の信用に依存する。クリーン手形に、(一)商業クリーン手形、(二)銀行クリーン手形、(三)信用狀によるクリーン手形と大體三種ある。この中で銀行クリーン手形が最も多く、商業クリーン手形は極めて稀である。商業クリーン手形についていへば、荷物を送つて別に手形だけを振出すのであるから、振宛人即ち支拂人の信用が確實であるか、自分の支店であるやうな場合、若くは小債權取立のためとかいふ場合でなければ振出さぬし、銀行でも危險であるからよく信用を考慮し、場合によつては送狀を差出させ、又は之を取立に廻はし、先方で支拂つたならば振出人に支拂ふといふやうな條件付で取組む。併し日本の商人が海洲から羊毛を輸出する時は、現物を直接日本へ送つて、手形だけを豫ねての打合せにより、ロンドンの支店か銀行かへ宛てゝ振出すことがある。銀行クリーン手形は、多く爲替銀行が海外の支店又はコルレス先宛に振出すもので、その用途は一時的送金や爲替取組上のカヴァーやその他一時的支拂に宛てるものは銀行一覽拂手形で振出すし、若し長期の貸付又は金融のために振出すものならば銀行長期手形、又は金融手形の方法によるのである。信用狀によるクリーン手形の多くは、銀行信用狀の下に旅客がその旅行先に於て振出す手形であつて、これをクリーン信用狀手形とも呼んでゐる〔「クリーン信用狀」の項を看よ〕。

グルデン貨幣

(和蘭) Gulden

〔定義〕 現在オランダに於て用ひられてゐる貨幣であつて、金銀の二種から成る。

〔解說〕 (一)、グルデン金貨は、歐洲諸國に於ける金貨の需要に應ずるため、一二五二年にフローレンスに於て始めて鑄造された。グルデン金貨を一にフロリン（Florenos）と稱するのは鑄造地フローレンスの地名から來てゐる。ヴェニスで鑄造されたものはデュカット（Ducat）といふ。かくてこのグルデン金貨は歐洲各地に於て鑄造せられ、十四、五世紀に於ては國際市場に用ひらるゝ主要の貨幣となつた。ドイツ及びオーストリヤでは、一八五七年にグルデン金貨を發行したが、オランダでは今尙ほ行はれてゐる。(二)グルデン銀貨は十七世紀以來ドイツ、オーストリア、オランダに流通し、大型のものは特にグルデン・グロッセン（Gulden Grosschen）又はターレル（Thaler）と呼ぶ。併しドイツでは一八七三年金本位制を採つて貨幣單位をマルクと改むるに及んで、グルデン銀貨は遂に廢せられ、オーストリヤでも一八九二年にこれを廢した。オランダは現在にても貨幣單位をグルデンとし、これを補助貨幣に用ひてゐる。

グループ・バンキング

(米) Group Banking

〔定義〕 長く銀行の支店設置を許さなか

つたアメリカで生まれた多數銀行の資本家的支配組織をグループ・バンキングと謂ふ。

〔解說〕 グループ・バンキングとは卽ち集團銀行であつて、(一)親銀行ともいふべき有力な銀行が直接又は間接に多數銀行を支配するもの、(二)一つの特殊會社を機關とし、これを通じて多數の銀行を支配するもの、及び(三)單なる個人又は個人の團體により成る團體に屬するもの等があり、(一)(三)は特にこれをチェーン・バンキング(Chain banking)と稱して、(二)と區別されたが、實際的に見て兩者の區別は明瞭でなく、その中間的の組織もあり、過去の調査報告にもチェーン・グループ銀行なる總括的の名稱を用ひてゐる。併し初期の支配形態は多くの場合個人又は個人の團體によつて行はれ、チェーン組織とコレスポンデント組織をその骨子としたが、前世紀末ニュージャーシー州に於て持株會社の設立が認められてからは、その他の州に於ても州法が持株會社を認め、チェーン銀行組織の之に改造されるものが續出した。又、銀行の集團的な支配を目的とする組織を新に作る場合、多くグループ組織によることが一般的になつて來た。一九〇九年ワシントン州に出現したユニオン・セキュリティス・カムパニー、一九〇八年フロリダ州に起つたアトランテイック・トラスト・カムパニイ・オブ・ジャクソンビル、ニューヨーク市のナショナル・シテイ・カムパニイ(ナショナル・シテイ・バンクの子會社)等によつて形成されたグループ組織はその最も代表的なものとすることが出來る。モーリス・プラン銀行もグループ組織の一つである。

クルセュ・セヌイユ

(佛) Courcelle-Seneuil

〔人物〕 一八一八年フランス國ドルドーニュ州セヌイユに生まる。パリに於て法律學を學び、故鄕にて製鐵業を營んだが、その後南米チリーに移住し、サンチアゴにて經濟學を講義し、第三共和國の時フランスに歸つて官職についた。一八九二年歿す。

〔著書〕 彼は經濟學者として銀行論の方面に名聲がある。Traité théorique et pratique des operation de banque, 1852 はその代表作である。彼は理論と實踐とを峻別し、富よりも人間を中心として考へた。

クレジット・アンシュタルト事件

(墺) Credit-Anstalt

〔定義〕 一九三一年の春に預金を取付られ、その破綻はつひに中歐全體の財界混亂を惹起する原因となり、やがてその恐慌はフーヴァー・モラトリアムに迄發展した。

〔解說〕 この銀行はオーストリア最大の銀行であつてイングランド銀行を直接の持主とし、アメリカの大銀行たるガランティー・トラストや、フランスの金融資本シュナイダー・クロイツァー財閥並にベルギー、オランダの資本とも結付き、ウィーン銀行界の大立物ロスチャイルドを取締役會長としてゐたから、その信用は無限絶大とばかり信ぜられてゐたのが、偶ま取付られたのであるから、各方面にその騷きが飛火したのは怪しむに足らない。併しこの銀行の破綻は、戰後全くその活動力を失つた同國產業の情態から見れば、豫め約束された運命といふことが出來る。一九三〇年のバランス・シートを作製するに當り、オーストリア國立銀行及び政府に援助を求めんとした

が、これが爲めに却つてその內情を暴露し、つひに銀行の取付を惹起する事となつた。

クレジ・フオンシェー

(佛) Credit foncier

〔定義〕 十九世紀の初期、フランスに始めて出現した株式組織の不動產抵當銀行。

〔解說〕 一八五二年に制定された不動產信用社團(Sociétés de Crédit Foncier)に關する法律に基き、パリ、マルセイユ、ヌヴェールに不動產銀行が設立されたが、恐慌時に於ける小銀行分立の弊を恐れ、一八五二年十二月の命令を以てパリ不動產銀行は、その名稱をフランス不動產銀行會社(Société de Crédit Foncier de France)と改められ、その營業區域を不動產銀行未設の凡ての地域にまで及ぼし、資本金の二十倍を限度とする債券の發行を許された。かくて一八七六年には農業動產銀行 Crédit Agricole)を、更らに一八八二年にはフランス抵當銀行會社を夫々合併し、之に依つて益々その大を加へ、今や名實共にフランス不動產信用の中央銀行たるを失はない。不動產擔保貸付が其の主要なる業務である。

クレジ・モビリエー

(佛) Credit mobilier

〔定義〕 今では更生して單なる商業銀行となつてゐるが、フランスに於ける株式會社組織の動產銀行としてはその最も初期のもので、且つ最も有名なるものであつた。

〔解說〕 この銀行がパリに設立されたのは一八五二年で、ナポレオン三世がロスチャイルドの金融的勢力を押へんとする意圖によつて促進された。主たる業務は大企業に對して貸付をなすにあつたが、一八五五年に第一回の債券を發行してそれが失敗に終り、一八七六年遂に破產するに至つた。

グレシャムの法則

(英) Gresham's Law

〔定義〕 惡貨と良貨と併び行はれ、同一價値で流通する場合、惡貨のみが貨幣としてその名目價値で流通し、良貨はその素材價値により寧ろ財として用ひられ流通市場から驅逐され、若くは自ら勇退するに至る現象を說明して「惡貨は良貨を驅逐す」といふ。之が卽ちグレシャムの法則である。

〔解說〕 この法則は英人トーマス・グレシャム(Sir Thomas Gresham)が第十六世紀において初めて發見したといふので、マクロードがこの人の名を取つてかく命名した。併しこの法則は必らずしもグレシャムによつて初めて發見されたものではない。ギリシアの古代に於てアリストファーネス(Aristophanes)はこれをその詩に謠ひ、降つて第十四世紀にフランスのニコール・オレム(Nicole Oresme)第十六世紀の初にはコパーニクス(Nicolaus Copernicus)が明らかにこれを唱へてをり、また我が國に於ては「惡幣盛んに世に行はるれば精金皆隱る」と夙に道破した三浦梅園がある。

クレデイット設定

〔定義〕 外國で借金の出來る約束をし、萬一の際に約束の範圍內にてその國から借金をして決濟資金を調達する方法である。

〔解說〕 金解禁を行つた爲め、輸入が俄かに激增し、その國の正貨の巨額に輸出される恐れある場合などに行はる。イギリスは一九二四年四月金解禁に際して、ニューヨークにクレデイットを設定した。信用狀

の發行を銀行に依頼し、又は、爲替銀行が一定金額を限度として借入契約をすること等も矢張り一種のクレジット設定である。

クローズド・モアゲージ

（米）Closed Mortgage

〔定義〕發行された總額を最高限度としてその擔保力を閉鎖する社債の擔保制度。

〔解說〕社債の擔保としてオープン・モアゲージに對立し、我が國に於て昭和八年三月、擔保付社債信託法が改正されるまでは、これが唯一無二の社債の擔保制度であつた。このクローズド・モアゲージは（一）該擔保權が信託證書に記入した指定財産のみに限られるエクスクルーシヴ・クローズド・モアゲージ（Exclusive closed mortgage）と、（二）該擔保權が信託證書に記入した指定財産のみではなく、その後に獲得した財産全部に及ぶインクルーシヴ・クローズド・モアゲージ（Inclusive closed mortgage）との二種に分れるクローズド・モアゲージは、これに依つて發行せられる社債總額が限定せられ、同一財産の上に更らに同順位の抵當權を設定して社債を追加發行することを排他的に禁止するものであつて、若しも將來同一擔保に對して社債を發行すればその抵當權は第二順位となる〔「インクルーシヴ・クローズド・モアゲージ」及び「エクスクルーシヴ・クローズド・モアゲージ」等の項を看よ〕。

クロス・レート

（英）Cross Rate

〔定義〕第二國の通貨の名稱にて示した第一國と第二國との間に於ける爲替相場。

〔解說〕クロス・レートなる語は、古くから東洋方面に於て使用されてゐたが、歐洲方面に於ても使用されるやうになつたのは大戰後である。第一國と第二國の爲替決定に用ひられる第二國、第三國間の爲替相場を何故クロス・レートといふかに就ては所說區々であつて一定しない。今日クロス・レートといへば直ちに米英間の爲替を指す場合が多いが、これはロンドン及びニューヨークは國際金融の二大中心地であつて、世界のあらゆる爲替は米英何れかに結付けられてその影響を受けてをり、爲替決定上この米英爲替が他の如何なる爲替よりも遙かに多く利用されるからである。要するに之は裁定する爲替相場のことである。

軍事公債

（英）National Debts for Military Affairs

（獨）Anleihe für Heer und Flotte

〔定義〕軍備擴張に基く公債、戰費調達の爲に起されたる公債の外、戰爭又は準戰爭の爲に損害を蒙むりたる者の救恤の爲に發行したる公債、戰爭に關し一時賜金交付の爲に發行したる公債等を之に包括する。

〔解說〕我が國の國債が激增した原因としては巨額の軍事公債の發行を先づ第一に擧げなければならない。軍事公債の發行は緊急の際に行はれるから、起債法規としては財政上の緊急處分に依るものが多いのは著しきその特徵である。（一）日淸戰爭、朝鮮事件費に關する財政上必要處分の件（明二七勅三一四）。軍事費支出支辨の公債募集に關する件（明二七ト法二五）（明二八ハ法八）等で起債限度は二億圓。（二）日露戰爭、緊急處分（勅三六二九一）として、（イ）借入金、特別會計資金の繰替使用、國庫債券の發行、（ロ）京釜鐵道會社の社債（一千萬圓限度）の元利拂の保證、百七十五

萬圓以内の補助、愈よ開戰となるや明治三十七年法律第一號二億八千萬圓、同勅令第二百二十八號一億二千萬圓、明治三十八年法律第七十二號四億五千五百萬圓、同勅令第百九十四號三億圓、明治三十九年法律第一號四億三千百萬圓合計十五億八千八百萬圓、（三）日獨戰爭及び西比利亞事變、大正三年臨時事件の經費支辨に關する件（大五法四）により發行限度六億五千萬圓、（四）滿洲事件、昭和七年勅令第六號二千九十一萬圓、同勅令第十四號三千四百萬圓、同勅令第十八號一千九百萬圓、同法律第一號八億二千六十萬圓。これが今日までに發行せられた軍事公債の內容である。そして實際のその發行額を擧ぐれば卽ち左表の通りである。

	公債	借入金	計	他に一時賜金公債
日清戰爭	一一四、九九六、五〇〇圓	四〇、七六〇、〇〇〇圓	一五五、七五六、五〇〇圓	九、九二四、二五〇圓
日露戰爭	一、四七三、二九九、二七五	一	一、四七三、二九九、二七五	一一〇、七三五、四〇〇
日獨戰爭及西比利亞事變	四六三、四六一、四〇二	一一四、五〇〇、〇〇〇	五七七、九六一、四〇二	一〇一、〇六六、八二五
滿洲事件（九年度迄）	七二二、七三五、六〇〇	二二、五四二、四六七	七四五、二七八、〇六七	豫定額　五〇、〇〇〇、〇〇〇
計	二、七七四、四九二、七七七	一七七、八〇二、四六七	二、九五二、二四四	

たゞ公債のみが增加し、その利拂、償還は少くとも將來に於けるインフレの原因となる。又、公債增發が中央銀行の背負込みとなる限り、それだけ政府預金は增加し、これが引出さるゝに連れて民間の銀行預金又は銀行券の增加となり、それだけインフレとなる。たゞこの場合に中央銀行の公開市場操作によつて、中央銀行背負込みの公債が民間へ賣却され、賣却公債が民間遊資と肩替りされるならば、公債インフレを或る程度までは阻止することが出來る。要するに軍需インフレーションの特徵は、その實體が公債インフレーションなる點にある。

軍需インフレーション

〔定義〕軍備の充實、擴張の爲に軍備費が膨脹すれば、當然歲入は不足を告げ、赤字財政補塡の爲に公債を發行し、これによつて獲得されたる資金が民間に撒布され、遂には軍需インフレーションを惹起する。

〔解說〕この場合に於ける公債の應募が民間の遊資でなされる限り、一時的には通貨は收縮するが、公債による政府の手取金が軍需關係方面に支出されるならば、再び民間の銀行預金若くは銀行券は增大する。けれども前後を通じては通貨に增減なく、

軍票

〔定義〕日淸及び日露戰爭に日本政府の用ひた軍用手票を略して謂ふ〔「軍用手票」の項を看よ〕。

軍用貨幣

〔定義〕出征軍が戰地に於て作戰行動及び占領地行政の經費支拂のため使ふ貨幣。

〔解說〕軍用貨幣はその時に於ける諸國の情況に應じ、適當なものが選擇される譯で、因より一定の規律はない。特別に新しい貨幣を流通せしめることなく、戰地在來の通貨を使用すれば住民に喜ばれ、從つて

その流通も圓滑であるが、併しこれを多額に獲得するは容易でなく、且つ本國貨幣の價格及び占領地行政の權威に對する不利な影響から見て、戰地在來の通貨をそのまゝ使用することが出來ない。そこで多くの場合、戰地在來の通貨と同一名稱のもので、少くとも名目上同一の單位の貨幣を別に新らしく發行する場合が多い。世界大戰の時は、英、米軍がフランスに於て自國通貨を用ひたのが、勿論これはフランス政府の承認を得た上で、これを用ひたのであつた。

軍用手票

〔定義〕日清、日露の兩戰役に際し、日本政府がその占領地に於て發行した紙幣。

〔解說〕軍用手票は略して軍票といひ、また軍用切符とも稱した。日清戰役の際は、一兩、五兩、十兩、伍錢、貳錢、伍分の六種の軍用切符を發行する準備があつたが、遂に使用の運びに至らなかつた。日露戰役の際は、日清戰役の經驗に鑑み最初よりつとめて軍用手票及び圓銀を使用することゝし、滿洲に於ては、軍票の流通は比較的圓滑に行はれた。軍票には十兩、五兩、一兩、五角（五十錢）、二角、一角の種類があり、圓銀を以てその兌換に應じた。戰爭末期には出征軍人の給與に對しても、適當なる換算率を以て軍票を使用したが、戰爭終了の後、橫濱正金銀行が軍票の回收に當り、一覽拂手形を以てこれと交換回收したのが、滿洲に於て流通せる正金銀行券（鈔票）の濫觴である。なほ大正七八年の西比利亞事變に於ても邦貨、朝鮮銀行券、留貨幣と合せて軍票を用ひた。昭和六年の滿洲事變に於て用ひたのは主として朝鮮銀行券である。鮮銀券の滿洲流通はこゝに始まる。

クーン・ローブ商會

（米）Kuhn-Loeb and Co.

〔定義〕ニューヨークに於ける最大の個人金融業者（Private bankers）たるゼイ・ピー・モルガン商會（J. P. Morgan and Co.）に次ぐ個人金融業者として著聞し、國際金融に於てもアメリカを代表する一方の雄たるを失はないが、外國の公社債を引受ける度胸と俠氣をその傳統的生命としてゐる。

〔解說〕クーン・ローブ商會（ドイツ名であるためドイツ語流に發音してクーン・ロエブと訛つて呼ぶものもある）が起つたのは一八六七年で、その設立者はソロモン・ローブとアブラハム・クーンといふシンシンナチの二小商人であつたが、ヤコブ・エチ・シッフが一八七五年その組合員に加つてからは、鐵道王ハリマンと組んで鐵道經營に乘出し、同商會の地位を大に高めた。かつて日露戰爭の時、日本などを顧みる者もなかつたアメリカに於て、先づ五千萬圓の外債を受引け、續いて二億圓の資金を調達して昊れたのは實にヤコブ・シッフである。アメリカ市場に於ても、これが多額な外國投資の嚆矢となり、更らにオーストリア、スウェーデン、オランダ等の公社債をも卒先してニューヨーク市場に紹介した。大戰までの勢力は寧ろモルガン商會を凌いでゐたが、モルガン商會のアングロ・サクソン系なるに對し、これはユダヤ系ドイツ人であるため、大戰中はアメリカ國内にあつて手も足も出ず、環境に羈されて雌伏してゐる間に、モルガンやロックフェラーに追ひ越されて了つた。現今ワールブルグ兄弟を中心に數名のパートナーを有して各種の銀行業務に關係するが、常にロックフェラー、チェイス、プレアなどのインタレストと相結んで參加するものゝ如く、獨力を以て完全に支配するものはない。アメリカ・インターナショナル會社はクーン・ローブの對外投資機關であり、また、ドイツのハンブルグに本據を置くワールブルグ商會との直接なる關係は、對獨投資におけるクーン・ローブの特殊の地位を確保せしめた。一時は證券業の外に銀行業をも兼ねてゐたが、一九三三年銀行法がこの兩業務の併營を禁止してからは證券業を專營する。

け

契

〔定義〕朝鮮固有の協同組合で、一時は地方自治制度の骨子とまでなり、その或るものは地方金融のために極めて重要なる役割を勤めたが、今日行はれてゐる金融組合は契を參考として創案されたものである。

〔解說〕契が最も盛んに行はれたのは李朝中期で、公共事業、扶助その他各般の社會的施設に利用されたが、直接金融を目的とするものには、(イ)貯蓄を主目的とする貯蓄契の如きもの、(ロ)貸付を主目的とする月敢契の如きもの等があり、その外の契に於ても契員出資の金穀を基本財產として役員により利殖が講ぜられ、その方法は概ね貸付によつた。その貸付はこれを契員に限るものが多く、大抵信用貸が行はれ、二三人の保證人を立てる。利息は月五分乃至二、三割の見當を普通とする。利殖の爲にする契の利益金は、或は定期に契員に分配し、或はこれを基金に繰入れて運用する。

經營金融

(獨) Betriebsfinanz

〔定義〕事業の經營に要する流動的な運轉資金の融通であつて、概ね商業金融に於ける短期金融の形式を以て行はれてゐる。

〔解說〕如何なる事業にも、その經營のために多少の流動資金を要するから、この意味に於て經營金融は常に設備金融と相俟つて企業金融上の問題となる。併しその金融方法は殆んど劃一的なもので、事業の種類によつて特色を有することなく、多くの場合普通の手形割引、擔保貸付又は當座貸越等が行はれ、全體として見れば短期金融の系統に屬するものと云ふことが出來る。

經營信用

(英) Working Credit
(獨) Betriebskredit.

〔定義〕企業の經營に要する運轉資金を調達する爲に授受される信用の事である。

〔解說〕經營信用は工業及び農業の方面に於ても利用されるが、最も多くこれを用ひるのは商業方面である。この種の信用は生產物又は商品の賣上後には直ちに回收されるから、原則として短期信用に屬する。

景氣觀測

(英) Business Measurements

〔定義〕景氣變動の推移を統計的な手續によつて把握する方法を景氣觀測と謂ふ。

〔解說〕景氣觀測の對象は、統計觀察の可能性と、その觀察者の目的、觀察の時、場所等によつて區々であるが、最も普通な觀察對象を擧ぐれば、(一)生產關係に於ては、(イ)生產統計、(ロ)勞働統計、(二)流通關係に於ては、(イ)取引所統計、(ロ)商業統計、(ハ)物價統計、(三)資金關係に於ては(イ)銀行統計、(ロ)金利統計、(ハ)資本統計等が用ひられる。これ等の統計に種々の加工を施して得たる經濟數列が景氣觀測の素材となり、その數字の場所的又は時間的變化の中から景氣變動の要素が抽出される。その變動形態には、(一)連續的發展傾向を有する趨勢變動、突發的變化としての不規則的變動等の一回的變化、(二)一定の週期を有する季節變動、一定の周期を有

せざる繰返し運動等があり、これ等の景氣變動要素を求めるには、他の變動要素の大さを原數列から取りのぞいて、循環變動の要素のみを殘す方法が廣く行はれてゐる。

景氣指標

(英) Business-Barometer
(獨) Konjunkturbarometer
(佛) Baromètre économique

〔定義〕 單純に經濟變動の推移を反映する若干の統計數列より合成せられた綜合指數を意味することがあり、或はまた斯くの如き數列より進んで景氣變動要素のみを抽出した結果についてのみいふ場合もある。

〔解說〕 單純に經濟變動の推移を示すものは、たゞ過去の記錄を止むるに過ぎず、何等將來の變化を示すものでないが、今日の景氣觀測に利用せらるゝのは多くこの種の指標である。將來の景氣變動をも示したものは卽ち文字通りのバロメーターであるが、かくの如き指標の完成は今日のところ不可能である。景氣變動を指示するバロメーターは、經濟界に於ける統計的數量を材料として、これに種々の加工を施して作成する。そして單一の材料から得るものを單一指標といひ、多種類の材料から作るものを合成指標といふ。ハーバート標準バロメーターは、(一)投機、(二)商況、(三)金融の三から構成され、ベルリン景氣研究所のバロメーター組織は、(一)生產、(二)生產財及び消費財工業の就業指數、(三)在庫品移動、(四)外國貿易、(五)事業狀態、(六)信用、(七)證券相場、物價及び金利の比較、(八)物價の各バロメーターをその內容とする。何れの指標にも夫々その特徵がある。

景氣政策

(英) Policy for Industrial Fluctuations
(獨) Konjunkturpolitik

〔定義〕 これを廣義に解する時は、私經濟の經營的立場から講ぜられる景氣變動の對策をも包含するが、狹義には國家が景氣變動時に於て、恐慌の襲來を豫防若くは緩和し、又は景氣の上昇を圖らんとして講ぜらるゝところの經濟政策を指すのである。

〔解說〕 國家の景氣政策に於ては、景氣變動の原因を經濟組織又は制度の部分的缺陷に求め、これを改善することによつて景氣變動を緩和し、若くは除去せんとするのであつて、その方策としては、(一)貨幣政策、(二)物價政策、(三)金利政策又は割引政策、(四)信用政策などが行はれ、最近に於ては平價切下げが多くの場合、この景氣政策に結びついて行はれる傾向が著しい。

景氣豫測

(英) Business-Forcasting
(獨) Konjunkturprognose
(佛) Prévision économique

〔定義〕 景氣の過去及び現在の推移の觀測に基いて、その將來に於ける推移如何を豫測することを景氣豫測といふのである。

〔解說〕 景氣豫測の客觀的資料となるものは景氣指標であるが、景氣指標そのものは單なる記錄に過ぎないから、この指標を根據として種々の判斷を加へなければならぬ。(一)機械的方法、景氣變動を以て一つの動及び反動の機械的運動と看做し、一本の線を以て景氣指標とし、その線の動きを見て、將來の動きを察知せんとするもので、バブソン (R. W. Babson) の方法はこれに屬する。けれども景氣變動はかゝる機械的運動ではなく、可なり自由な反復運動であるから、この方法による豫測は必らずしも正確とは云へぬ。(二)時順法、統計材料の中景氣變動を示すものゝ外に、これに先立つて變動する取引所統計と、これに遲れて變動する金融統計との三類に分ち、三つの指標として株式線、事業線、金融線を作り、この三線の時間的間隔を置いて變動する關係に基いて將來の景氣を豫測せんとするものである。これを複線法とも云ふ。ハーヴァード大學の方法が卽ちこれである。(三)有機的生物學的方法、これは最後に發達した方法で、ベルリン景氣研究所に於て行はれてゐる。この方法も右の三市場の變動を重要視するが、その他の多くの指標を綜合して判斷せんとするものである。我が國に於ける景氣豫測は未だ科學的な獨立した研究がなく、たゞ歐米の模倣が若干行はれてゐるに過ぎぬ。併し歐米の景氣豫測は統計法の機械的使用に禍され、且つその强力な背景であつた循環的景氣觀の失脚によつて、世界大戰以來完全に失敗した。そこで景氣豫測には、正しき景氣理論の指導を必要とすると說かれるやうになつた。

景氣論

(英) Theory of Bussinos Cycles
(獨) Konjunkturtheorie

〔定義〕 景氣論と云ふのは、景氣の變動、又は循環を說明する諸理論のことである。

〔解說〕 景氣の變動を說明する景氣理論よりも、恐慌を說明する恐慌論の方が早く生まれた。古き恐慌論は景氣變動の一段階として恐慌を說明したのではなくて、偶然的に成立するものと考へられた所の恐慌を說明した。併し恐慌が常に變動し循環するところの景氣の一段階であることが、明らかにされてからは、恐慌だけを取扱ふ恐慌論の代りに、景氣の全階段を取扱ふところの景氣變動の理論が生まれて來た。たゞ景氣變動の全階段の中で、恐慌が特に目立つたから、恐慌發生の原因若くは景氣下降の原因を說明することに重點が置かれた。けれども下降の理論だけでは景氣理論のすべてとあると云へない。これは景氣理論のその一半に過ぎぬ。何故に上昇が生ずるかを說明する上昇の理論が更らに他の一半を構成する。景氣變動の理論は種々の見地から區分される。形式的には、(一)靜的理論と(二)動的理論とに分かれる。前者は景氣變動の一定段階たる沈滯期の中に靜態的な委を認め、之に或る種の原因が働いて循環的の運動をなさしめるものと見る。例へばシュムペエタア (Joseph Schumpeter) ディイチェル (Heinrich Dietzel) シュパン (Othmar Spann) などの景氣理論はこれに屬する。後者は經濟を不斷に上昇下降する波動の運命にあるものと見てゐる。併し二十世紀に入つてから、殊に歐洲大戰以後の景氣變動は、最早や從來の景氣理論では說明がつかなくなつた。戰前の景氣理論は經濟學一般の方法たる因果關係鮮明の立前よりの景氣變動原因論に終始したが、戰後のそれは景氣變動影響論なる形をとつた。カッセル (G. Cassel) の景氣理論はその代表的なものである。然るにこれ等兩者に對して經濟的事象の相關的推移によつて景氣現象を說明せんとする景氣變動相關論があり、統計的工作によつて量的分析が行はれ、景氣豫測法として取扱はれてゐる。ハーバート大學の景氣理論及びその創始者たるパーソ

ンス (Warren M. Persons) は卽ちそれに屬する。ところで景氣變動影響論は形こそ結果論であつて、原因論ではないが、その實質は影響乃至結果から景氣そのものを把握せんとするのであり、そして實際には景氣變動論の多くが原因論として取扱はれてゐる。これ等の景氣理論は、經濟組織内の經濟的因子の變化が、(イ)外部的原因によるとするものと、(ロ)内部的變化に原因を歸せしめるものとに區分する。前者は外國に於ける市場の開拓及び物價の變動などの外、一國民經濟の内部にあつても經濟的事由によらざるもの卽ち經濟外的なるものにその原因を求める。天體的變動による天候如何にその原因を求めるジェボンス (W. S. Jevons) ムーア (Henry L. Moore) もこれに屬する。またピグー (A. C. Pigou) はこれを人間の心理的變化に依らしめてゐる卽ち樂觀悲觀の人氣の變動を認め、これに景氣變動の決定的原因を求めんとするのである。後者は經濟組織内に於ける諸因子の内在的變化に原因を歸せしめるもので、これにも色々の型がある。併し乍ら此の種の理論は、元來英佛經濟學に現はれた經濟社會の釣合といふ考へから發展したものであり、少くとも市場均衡の問題を前提とし、或は豫想してゐる。限界效用學說に於ても市場そのものを經濟學體系の内に再生せしめて景氣理論を取扱ふ。從つてこれに屬する景氣理論を分類するに當つては、三つの市場關係、卽ち財貨間の關係、財貨と通貨との關係及び財貨と所得或は消費との關係として分類することが出來る。けれども貨幣と財貨とが對立する貨幣經濟の機構からすれば、この内在的變化に原因を歸せしめる景氣理論の内容的區別は、(イ)貨幣又は信用の側の事情に由來するとなす說と、(ロ)財の側に於ける事情に由來するとなす說とに分かれる。前者は貨幣說又は信用說又は金融說と云はれるもので、ハンセン (Alvin Hanson) ホートレー (R. G. Hawtrey) フィッシャー (J. Fisher) ケインズ (J. M. Keynes) ハイエク (Friedrich A. Hayek) 等は何れも貨幣側原因論を說く。後者は主眼點を消費財に置くか、又は生産財に置くかによりて消費過少說と生産過剩說とに分かれる。消費過少說は財貨と所得乃至消費の關係より見たる市場均衡を含めたもので、ツガン・バラノフスキー (Michael Tugan Baranowski) シュピートホフ (Arthur Spiethoff) レーデラー (Emil Lederer) ハル (George H. Hull) 等はこの流れを汲む。生産過剩說は、自由競爭の結果起る過剩生産をあげるべ、リッヂ (William H. Beveridge) あり、事業計畫の見込違ひから來る過剩及び過少生産の交互的發生を以てするハーディー (Charles O. Hardy) がある。又生産設備の擴張 — 消費財生産增加 — 消費財に對する限界需要價格の減少及びこれと反對な動きの交替によつて說明せんとする者にアフタリオン (A. Aftalion) ブーニチアン (M. Bounitian) 等々があり、何れも限界效用說の流れを汲む景氣學者である。

計算貨幣

(英) Money of Account
(獨) Berechnungsminze

〔定義〕 價値の客觀的表示及び比較計算の用に供せらるゝ貨幣であつて、貨幣數量の單位たる圓、磅、弗等を現實に授受される一定型の鑄造貨幣と對立せしめられる。

〔解說〕 この貨幣は固有の實在的交換貨

幣ではないから鑄貨の形態をとつて存在することを要しない。理想貨幣とも、觀念的交換手段とも呼ばれてゐる。かくの如き計算貨幣の思想は、名目論の中では最も發達遲く、その理論的形態を具へたのは、漸くジェームス・スチュアート (J. Stuart) に始まる。彼は貨幣は元來全く觀念的存在に過ぎずとして、これを計算貨幣と命名する。そしてたゞ實用上の不便を除かんが爲めに、鑄貨が流通用具として用ひられるに過ぎないとした。この種の意見は多くないがキャナン (E. Cannan) は物價に對する場合、貨幣は計算單位に外ならずと考へてゐる。近代に於ける計算貨幣論の主張者はリーフマン (R. Liefmann) を最とせられる。彼は近代の貨幣とは實は計算單位に過ぎずして小切手、手形その他はこれを代表し、一般に呼ぶ所の貨幣もこれと同樣の意味に於て計算貨幣の代表に外ならないとした。

計算器

(英) Adding Machine

〔定義〕 執務時間と經費を節約し、執務能率を向上せしめるために使用する機械。

〔解說〕 計算器を最も多く使用して、その事務の合理化を圖つてゐるのは銀行である。銀行事務にも適するバロース計算器には十數種ある。その主なるものを擧ぐれば、(一)表見計算器 (Visibll adding machine) は加算用で小型の持運びに便利なるもの、價格も低廉であるが、たゞ單なる計算の用具に止まる。(二)表見明細記帳器 (Visiblo statement machine) も大體同一で商人向のもの。(三)複式計算器 (Duplex adding machine) は貸借同時に計算が出來、且つ日附、小切手番號金額もこれによつて記載される。(四)商業簿記計算器 (Commercial bookkeeping machine) は銀行向ではないが、構造は同一で、たゞ商業用語を打つ鍵が附加されてある、(五)預金係用計算器 (Bank posting machine) はドイツ式の當座取引に必要なもので、當座預金取引の元帳の寫しをそのまゝ取引先に送附するためにこれを使用する。我が國では元帳の寫しをその儘取引先に送附する銀行が少いから、この機械はまだ普及せぬが、銀行には便利なものである。(六)爲替係用計算器 (Bank transit machine) は銀行が他行との取引のために、特別の工夫を施したもの。(七)表見乘法器 (Visible multiplying machine) は乘法の外各種の計算が出來る。(八)計算盤 (Calculator) これと前項の計算器は單に計算するのみのもの。(九)手形記載計算器 (Billing machine) はバロース計算器の中では最も精巧な機械で、手形類の記載事項をタイプし乍ら計算することが出來る。尤も、この文字は英文であるから我が國に於ては利用の餘地が少ない。

計算小切手

〔定義〕 現金で支拂をせず、振替及び手形交換によりて支拂をなす小切手のこと。

〔解說〕 統一小切手法に於ては、その第三九條に計算小切手に關する規定を設けてゐるが、併し留保權限に基いて、我が國の小切手法に於てはこの規定を採用しない。

計算單位

(英) Unit of Account
(獨) Rechrungseinheit

〔定義〕 觀念貨幣論者は、貨幣は計算單位であつて、財貨の價値測定の爲めに考へ

られた尺度であるから、全く抽象的な長さとしての單位又は重量としての單位に等しいとする。故にこれを計算貨幣とも謂ふ。

〔解說〕 リーフマンをして云はしむれば、貨幣を以て計算することが廣く行はるるに從つて、各人がその所得の基礎として尊重し、又各種の取引を媒介する所の全然抽象的なる計算單位に對し、國家の造れる有形的な今日の所謂支拂用具は益々その重要の程度を減ずる。卽ち貨幣は只所得表示にのみ用ひらるゝ計算單位であると見る。

系統銀行

〔定義〕 資本關係、又は重役參與によつて直接間接に結びつけられた銀行卽ち子銀行をその親銀行に對して系統銀行と云ふ。

〔解說〕 公表差支なしと信ぜられてゐるわが國系統銀行の一例を左に示して置く。

三和銀行系――加州、華浦
住友銀行系――佐賀百六、豐前、三州平和
第一銀行系――五十六、六十九、遠州、三十五
三菱銀行系――八十二、百十一日佛安田銀行系――十七、四國、日本畫夜、肥後、大垣共立、第九十八、第三十六、富山、栃木農商、第三、北海道、長岡
第百銀行系――千葉合同、常陽、鎌倉、博多、足利、野田商誘

計表本位說

(英) Tabular or Multiple Standard

〔定義〕 貨幣の價値を長期に亙り維持するために貨幣の本位をしてその國に於ける物價指數によらしめんとする學說であつてこれを一にまた物價指數本位說ともいふ。

〔解說〕 エリザベス朝第十八年の劍牛兩大學地代の穀物本位契約、或はスコットランドのフェア・プライス制度の如きは、この思想の先驅をなすものであり、アダム・スミス及びその承繼者も同一の理由によつて、長期間の價値の變動は寧ろ穀物に基いて測定すべしとなした。我が國に於ける米穀も同樣の地位にあつた。然るに金を本位とするに至つてからは穀物本位は排せられ、社會に重要なる商品の合成的平均卽ち物價指數を標準に求むるやうになり、單に理論のみでなく、一七四〇年代及び一七七〇年代の二度にわたり、米國マサチュセッツ州に於て主要商品の數種の物價に基きて合成平均が求められ、これを本位として實行した。更らに後年ゼヴォンス、ウォーカー等もこれに注目し、歐洲大戰による各國貨幣價値の變動に對しては、計表に基くフイッシャーのドル貨安定策が高唱された。

契約信託

〔定義〕 委託者と受託者との信託契約によつて、兩者の間に設定せられたる信託をいふ。生前信託と稱するも同じ事である。

〔解說〕 信託はその設定行爲の形式によつて、これを (イ)契約信託、(ロ)遺言信託の二つに分けることが出來る。契約信託を成立せしめる契約を信託契約といひ、本來これは諾成契約であるから、その契約を締結するにつき何等の方式を要しないのであるが、我國の信託業法施行細則第六條には「信託契約ヲ爲スニハ書面ヲ用フヘシ」と規定し、第七條にその記載事項を列擧した。この書面を信託契約書又は信託證書と

稱してゐる。一種の證據書類に過ぎない。

計理士

「會計士」の項を看よ。

ケインズ(ジョン・メイナード)

〔英〕 John Maynard Keynes

〔人物〕 一八八三年六月五日ケンブリッジに生る。父はジョン・ネヴィル・ケインズといふ經濟學者。一九〇五年ケンブリッジのキングス・カレッジを優等の成績で卒業し、印度省、大藏省等に勤め、一九一二年以來エコノミック・ジャーナルの記者となり、一九一三年から翌一四年に亘りては印度金融通貨調査會の委員に任命せられた。一九一九年にはパリ平和會議に大藏省首席代表、最高經濟會議に於ける大藏大臣代理として出席したが、意見合はずして退職。學者としての彼は新ケンブリッジ學派の巨頭であつて、金本位制に代はるべき管理通貨を主張し、其學說は廣く喧傳されてゐる。

〔著書〕 「印度の通貨と財政」(Indian Currency and finance, 1913)「平和の經濟的歸結」(The economic consequence of the peace, 1919)「貨幣論」(A treatise on money, 1921)「通貨改革案」(A tract on monetary reform, 1923)「條約の改訂」(A revis of the treaty, 1922)「チャーチル氏の經濟的歸結」(The economic consequence of Mr. Churchill, 1925)「自由主義の終焉」(The end of laissez-faire, 1926)「貨幣論第二卷」(Theorise on Money, 1930) 等々。なほ、彼の父ジョン・ネヴィール・ケインズには「經濟學の範圍と方法」(The scope and method of political economy, 1890) なる名著がある。相當有名な學者である。

決濟資金

〔定義〕 年末、半季末、舊盆、舊正月等に於て決濟の爲め需要される資金である。

〔解說〕 決濟期を前に控へた金融市場は、決濟資金の需要のため引締るが、これ等の資金は一時的放出であつて、再び短期間內に還流する。半期末及び年末には普通の商業決濟資金の外に、官公吏、會社員、勞働者等に對する賞與金の支拂あり、農村に於ては借金の辨濟も半期毎に行はれる。

ケメラー(エドウィン・ウォルター)

(米) Edwin Walter Kemmerer

〔人物〕 アメリカの經濟學者。一八七五年六月二十九日ペンシルヴァニアのスクラントンに生る。一九〇三年コネクティカットのエスリアン大學に於てドクター・オブ・フィロソフィー、同二六年ドクター・オブ・ロウスの學位を受く。一九〇一年より三年までパーデュウ大學の經濟學教授を勤め、三年にはフィリッピンに於ける金本位制樹立に關する特別委員會の財政顧問に任命され、六年コーネル大學の經濟學助教授に就任し、一二年轉じてプリンストン大學の經濟學及び財政學教授に任命され、爾來その職にある。一九一七年メキシコ政府、一九一九年グァテマラ政府の財政顧問に任ぜられ、二四及び二五年には南アフリカ聯邦の金本位制度調査委員會の一員となり、二八年には支那政府の財政顧問として南京に滯在。金を基礎とする爲替安定、國際的金本位制を主張し、人爲的の統制を排拒する。

〔著書〕 彼はフィリッピリン、南米諸國

中華民國等の財政整理又は幣制改革に關する經驗と資料を以て、貨幣に關する多くの實證的研究を發表した。その著書の主なるものを擧ぐれば、「フィリッピン公營農業銀行の設立に關する報告書」(Report of the advisability of establishing a Government Agricultural Bank in the Philippines 1906)「エジプト農業銀行に關する報告」(Report on the Agricultural Bank of Egypt, 1906)「貨幣と信用證券の一般物價に關する關係」(Money and credit instrument in their relation to general prices, 1907)「合衆國に於ける貨幣及び資本の需要の變化」(Several variations in the relative demand for money and capital in the United States, 1910)「現代の通貨改革」(Modern currency reforms, 1916)「合衆國郵便貯金制度論」(The United States postal savings system, 1917)「メキシコの貨幣制度論」(Monetary system of Mexico, 1917)「聯邦準備制度のABC」(The ABC of the Federal Reserve system, 1918)「物價騰貴とデフレーション」(High prices and deflation, 1920)等が出版されてゐる。

兼營銀行

(英) Mixed Bank
(獨) Gemischtebank

〔定義〕 預金銀行と動産銀行とを兼ねた工業金融機關のことであつて、この制度は夙にドイツに於て發達を遂げたから、これを一にドイツ式銀行制度とも呼んでゐる。

〔解說〕 イギリスでは分業銀行制度をとり商業銀行が銀行の代名詞の如くになつてゐるが、アメリカの制度も母國たるイギリスと同じく分業銀行制度であり、我が國もイギリスに倣つてゐる。然るにドイツの銀行制度は兼營銀行をその特色とし、銀行と工業との關係は非常に密接である。(一)銀行は事業會社に投資し、直接株主となつて事業の參與權を得てゐる。(二)銀行が聯合して株式社債の發行業務に從事する。(三)銀行がその關係會社に監査役を派遣する等は兼營銀行に見るところで、ドイツの事業發展は、銀行制度が兼營銀行であることに負ふところが少くない。ディスコントゲゼルシャフトと合併する前のドイッチェバンクは百三十三會社に關係を有し、その監査役會には百五十九の議席を占めてゐた。

券貨

〔定義〕 硬貨に對して、紙幣、銀行券等紙片を以て作られたる貨幣を券貨といふ。

限外發行

「制限外發行」の項を看よ。

限外發行稅

「銀行券發行稅」の項を看よ。

限額小切手

〔定義〕 振出人の小切手に記載し得る最高金額を限定し、過振を防止するためにその金額を小切手面に透字式とした小切手。

〔解說〕 この樣式の小切手は、最初イギリスに於て工夫されたもので、安全であるから、當座預金の引出に使用されてゐる。

現金

(英) Cash
(獨) Kasse
(佛) Caisse

〔定義〕 現實に貨幣的機能を營む具象的

實在として、通貨、紙幣、銀行券、銀行當座預金所持人拂の小切手その他一切の所謂信用支拂手段等がこれに包括されてゐる。

〔解說〕 銀行の取扱に於ける現金には、所謂現金の外に銀行業者間の他店券なるものが包括されてゐる。他店券とは銀行が取引先から受入れた各種の證券であつて、即時現金に引換へられるべきものであるが、多くは交換經由によつて取立てられるから、その取立決濟せらるゝまでは手許にある。則ち他店支拂若くは他店を支拂場所とした手形、當座小切手、送金小切手、預金手形、自己宛小切手の類、郵便爲替券、郵便貯金拂出通知票、同拂込通知票、同局待拂通知票、官公署の支拂命令書、公社債の利札、配當金受取證等は、銀行に於て現金として取扱はれるその主なるものである。

現金準備

「支拂準備」と同じ(「支拂準備」の項を看よ)。

現金預金

〔定義〕 現實に現金を以て受入れた預金の事であつて、之を第一次預金とも謂ふ。

〔解說〕 貸付、割引の手取金をその依頼者の預金勘定に振替へることによつて、發生する所謂振替預金に對する概念である。

減債基金

(英) Sinking Fund
(獨) Tilgungsfonds
(佛) Caisse d'amortissement

〔定義〕 年々一般會計又は特別會計より一定額を繰入れ、之を以て强制的に公債を償還せんとする特別なる基金の事である。

〔解說〕 我が國に於ては明治十一年度に一種の減債基金を設けたが一兩年を出でずして廢止され、明治三十九年三月再びこれを設けて內國債整理基金と稱し、毎年度少くとも一億一千萬圓を支出した。その後大正四年に至りこの規定を改め、國債利子の外に元金償還に充つるために、前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六以上にして三千萬圓を下らざる金額を毎年度一般會計より繰入れることになつた。大正九年に至り同十二年度まで軍備擴張の必要より元金償還資金の繰入を爲さゞることゝし、事實上減債基金制度を停止したが、大正十二年度に再び償還資金の繰入れを復活して今日に及んでゐる。右の外に、昭和二年度から國債元金の償還に充つるため、毎年度その前々年度に於て一般會計の歲計上新に生じたる剩餘金の四分の一を下らざる金額をも減債基金に繰入るゝことゝなり、又昭和五年度よりドイツ賠償金約六百萬圓をも減債基金に繰入れることゝなつたけれども、整六年度再び賠償金の繰入れを中止し、次で昭和七年度からは前々年度剩餘金繰入れを全部停止し、更らに特別會計にも負擔せしめたその國債萬分の百十六の繰入も三分の一に減少された。國費膨脹の影響である。

減債基金社債

(英) Sinking Fund Bond

〔定義〕 減債基金を附してその償還を容易且つ確實ならしむる手段を講じた社債。

〔解說〕 社債の減債基金たるべき資金を積立つる方法に三つある。(一)利益の有無に拘らず、一定の額又は一定率の額を積立てるもの、(二)利益の有無に拘らず毎年隨意の額を積立つるもの、これは更らに(イ)豫め定められたる最高額と最低額との範圍

内にて隨意の額を積立つるもの、(ロ)全然無條件にて隨意の額を積立つるものゝ二つに分れ、(III)利益があれば一定年の額を積立つるもの、更らにこれは、(イ)利益の比率に比して積立つるもの、(ロ)生産高と利益の比率によつて積立つるもの、(ハ)利益配當額の比率に應じて積立つるものとなる。又、積立つる方法について云へば、(一)減債基金として差引いた資金は社債發行會社自ら別途にこれを處理するもの、(二)これを一定の受託者に交付し彼をしてこれが處理に當らしむるものゝ二つの方法があるが、普通行はれてゐるのは後者である。なほ減債基金の一種にシーリアル・プランによるシーリアル・ボンズがある。これは或る豫定發行額の限度を定めて一組とし、その一組を數個に分割して發行せる社債をいふのである。これによれば逐次發行される社債の收入金を逐次基金に繰入れることになるから、舊社債の償還金に充てるため新社債が發行されなければならない。

現　送

〔定義〕内地又は外國へ現金輸送のこと。

〔解說〕外國に對する支拂資金として正貨を海外に送り出す場合は、正貨輸送、又は金輸送といふが、正貨現送又は單に現送ともいふ。歐洲各國間では飛行機輸送を行ひ、これによつて時間と利子が節約されてゐる。南阿のケープタウンからエジプトのカイロへの定期航空路は專ら金輸送のために開かれた。試みにロンドンからの輸送費を擧ぐれば一ポンドに付次のやうである。

	空輸	汽船、汽車
アムステルダム	八片	一〇片
パリ	六片	一志六片
ベルリン	一志九片	二志一片

國内に於ては現金過多の支店から他の支店へ、又は爲替尻決濟等のために現送が行はれるが、決濟方法の發達に伴ひ、かゝる現送は次第にその跡を絶たんとしてゐる。

健全通貨政策

(英) Sound Money Policy

〔定義〕人に依つてその意義は區々であり、健全通貨を以て安定貨幣の意味に解するものもあるが、嚴密には貨幣價値を減少せしめない所の通貨政策を指すのである。

〔解說〕この政策は貨幣減價、物價引上を目指すインフレーション政策又はリフレーション政策と對立する。現在の安定貨幣論者は、貨幣價値を恒久的に安定せしめる以前に、世界恐慌によつて惹起された物價下落を少くとも恐慌前にまで引上回復せしめることを主張し、その意味に於て當分の間リフレーショニストであるが、健全通貨論者は物價の引上げをなさず、下落したままで安定せしめんことを主張するデフレーショニストである。だから彼等は人爲的統制的なる不換紙幣本位制に反對し、濫りに人爲的な減價を許さない機械的金本位制を主張する。純粹の金本位論者たるケメラー(Edwin W. Kemmerer)は健全通貨論の代表者と云ふことが出來る。嘗てルーズヴェルト大統領の財務長官たりしスプレーグ教授は、インフレ政策に反對して辭職した。

建築貸付組合

(米) Building and Loan Association

〔定義〕アメリカに於て行はれる建築金融を目的とした相互的な金融機關である。

〔解說〕本組合の組織は我が國の講に類し組合員は毎月一定額の醵出をなし、組合は貯蓄の手段を供すると共に、組合員に對しその持分證券の預託又は不動産を抵當として家屋建築の爲め低利資金の貸付を行ふのであるが、この外低利の小額貸付をも行つてゐる。今やアメリカ全土到るところに普及し、特にペシンルヴァニア州は最も盛んであつて全米にて約八千の多きに上る。

建築金融

(英) Building Finance

〔定義〕建築を目的とする資金の融通の意味であるが、現今主として行はれてゐるものは、特に住宅建築資金の融通である。

〔解說〕(一)**日本**　僅かに興業銀行、勤業銀行、農工銀行等が土地及び建物擔保の金融を行つてゐる外、住宅組合を組織して官廳より低利資金の融通を受くる方法がある。(二)**英國**　個人住宅の建築金融としては、一八七四年及び一八九四年の建築組合條例に準據して建築組合(Building Society)が起り、都市の無産階級のために相互組織貯蓄銀行たると共に共濟組合の一種として發達した。(三)**獨逸**　家屋建築に對する貸付は一般に建築資金貸付(Baugeldarlehen)と稱せられ、不動産銀行の業務の一つとしてこれを認めたが、この種の貸付は餘り振はない。從つて近年は普通の信用銀行によつて相當盛んに行はれ、また地方には俗に建築銀行(Baubank)と稱せらるるものが、この方面に力を注いでゐるが、これ等は小規模な地方銀行である。(四)**佛國**　フランス不動産銀行(Le Crédit Foncier de France)の姉妹會社たる建築金融會社(Sous Comptoir des Entrepreneurs de Bâtiment)が、建築中の建物、又は材料引當に手形を振出さしめてこれを割引する。(五)**米國**　イギリスから輸入した建築組合が建築貸付組合〔その項お看よ〕として發達した外に、なほ一九三二年の住宅銀行貸付法(Home Loan Bank Act)及び三三年の住宅所有者貸付法(Home Owner's Loan Act)によつて、政府が建築金融の爲めに進んで資金的援助を行つてゐる〔「住宅金融機關」の項を看よ〕。

現物團

〔定義〕取引員その他の證券業者が一團となり、新規募集の公社債、株式を大量に引受又は賣出をなす事を目的とする機關。

〔解說〕起債市場放出資金はコール、割引資金と異り比較的長期の性質を帶びてゐるから、銀行にはその出動に或る種の制限がある。そこでその引受機關としての所謂現物團なるものを生じた。かゝる現物團の歴史は明治四十三年に初まつてゐる。その後歐洲大戰後の好況時に際會し、この引受團は實に目覺しき活動をつゞけて今日に至つた。現物團の組織は共同責任の下に引受を爲すものであり、對會社又は元引受との契約は凡て連帶を以て行はれる。東京現物團は最近その組織を株式會社に改め、その名稱を共同證券會社と稱してゐる。これ等の引受は所謂下引受であり、共同證券會社は他の證券會社と共に、下引受業者者として有力であるが、現物團と稱せらるゝものは其の資力も薄弱であつて、組合又は組合類似の團體を組織して下引受をなすを通例とし、其の中知られてゐるのは東京、大阪に於ける現物團であつて、其の他はたゞ地方的に活動してゐるに止まり、引受機關としてゞはなくて單に其の賣買機關である。

現物取引

〔定義〕受渡の履行を目的とし、銘柄、見本又は現物によりて約定する相對取引。

〔解說〕轉賣買戻に依る差金決濟を許さず、一定期間内に於て必らず其の受渡をしなければならぬ。株式取引所に於ける現物取引は之を實物取引といひ、相手の少い株の賣買には都合の好い事もあるが、現物の賣買は市場内よりは、株式店の店頭、並に各地株式店の間に於ける電話取引に多い。

現物問屋

〔定義〕公債、株式其の他金古銀、小判等の現物を賣買するものであつて、これは原則として所謂先物の賣買を取扱はない。

〔解說〕取引員に於けるが如き資格要件はない。單獨なる一の商人であつて、自ら顧客に對し賣買當事者の一方たることあり、又現物を取扱ふ問屋營業たる事もある。

權利質

（英）Pledg of Right
（獨）Rechtspfandrecht

〔定義〕權利を目的とする質權を謂ふ。

〔解說〕權利を目的とする質權制度は一般取引が漸く發達し、債權、株式其の他の權利も有體物と等しく財貨と認めらるゝに及んで、これ等の權利も亦債權擔保の用に供する實際上の必要が生じた。我國に於ても株式其の他の有價證券が擔保の物體として重要なる地位を占めてゐる。權利を債權擔保の用に供し得ることは法律上（民法第三六二條以下）疑ひなき所であるが、其の法律上の性質に關しては議論が多い。けれども權利質は權利の上に存する質權とし、從つて質入は自己の從來有せし權利を移轉するのでなくして、其の權利の上に新なる權利を設定するものと解するのが最も正當である。今日の銀行取引に於ては權利質を設定する場合が決して少くない。即ち記名式の社債、株式又は手形等を擔保とする場合等是である。

權利株

（英）Promorter's Shares

〔定義〕會社設立登記前に於ける株式。

〔解說〕株券は設立登記後に非ざれば發行する事は出來ないが、併し設立登記前とは雖も株式は既に存在する。株式は本店の所在地に於て設立の登記を濟すまでは之を讓渡し、又は讓渡の豫約を爲すことを得ない。增資の場合も同樣である。これを權利株の讓渡禁止と謂ふ。思ふに之れ投機の濫用を防止し、會社の基礎を鞏固にする爲めに外ならない。從つて權利株の賣買は正規の取引所にては行はれないが、現物商又は仲買店を中心とする所謂場外市場においては、第一回拂込證に白紙委任狀を添付して盛んに此の權利株の賣買が行はれてゐる。

權利相場

〔定義〕權利株の相場を謂ふのである。

權利付

〔定義〕增資新株を割當てた舊株のこと。

こ

行員退職給與基金

〔定義〕銀行の行員及び傭員の停年に達して退職し、又は辭職したものに支給すべき恩給金、一時給與金等の基金として、每期の利益金の一部を積立てたものである。

〔解說〕今日は六十歳乃至五十五歳程度を以て停年と定め、如何なる銀行と雖も殆んど全部が恩給與金の内規を持つてゐるが、その支給程度は各銀行により計算方法を異し、これを嚴秘にされてゐるので、外部からは知る由もない。一般的にこれを見れば、(一)退職當時の給料額を基準とし、その一ヶ月分に或る數を乘ずるが、(二)乘數は勤續年限の增加するに從つて、勤續年數より多い度合が益々增加する。恩給及び退職給與金は、必らずこれを支給した當該期の經費を以て支出しなければならぬ。從つてこれが經理上の取扱方は、一應は經費として損失勘定を以て支出したる上、同額の金を右基金から戻入れることになるが、併し基金としてその儘にして置き、恩給或は退職給與金はその期に於ける單純なる損失として經費を以て支出するも差支ない。

公營金融機關

〔定義〕國家又は地方自治體の如き公共團體の經營する金融機關を指すのである。

〔解說〕我が國に於ては、公營金融機關としては、預金部の如き特殊の金融機關を擧げることが出來るが、大體からいへば金融機關の殆んど總ては純然たる私營か半私營である。質屋には公營がある〔「公益質屋」の項を參照〕各國は預金者保護の目的から、貯蓄銀行及び郵便貯金については大體公營を原則とする。小規模の不動產銀行即ち農業銀行の公營はドイツの自治體に於いてその實例が多い。併し近來の如く統制的意義が恐慌の進行に伴つて、各產業部門に發展してゐる時代には銀行もまた必然に統制的意思を有する傾向にある。ソヴェート・ロシアの金融機關は、その立前として當然公營であるが、ドイツ、イタリー及びアメリカ等の諸國に於て、最近著しく公營又は半公營の金融機關の增加して來た事は大に注目を要する。

公益質屋

（獨）Öffentliche Leihhaus
（佛）Monts-piété
（伊）Monti di pietà

〔定義〕公共團體、又は社會事業團體が、公益を其目的として經營する質屋である。

〔解說〕救濟の意味に於ける公益質屋の精神は、これを古く舊約聖書の出埃及記に見出すことが出來るが、併し眞の意味の公益主義に基く社會的施設としての質屋はイタリーにその端を發し、一四六二年、フランシスカン派の一僧侶が、法皇の認可を得てベルギアに始めてモンティ・ピエタ（Monti di pietà）を開設した。然るにイタリーの公益質屋は、一五三四年ベルギーに傳はり、また一五七七年フランスもこれに倣つたが、更らに一五九一年にはドイツに最初の公益質屋が起つた。現今、イタリー、フランスの質屋制度は公益主義を原則とし、ドイツ、オーストリアは公益主義と營利主義とを併用してゐる。我國の公益質屋は、大正元年十月宮崎縣南那珂郡細田村に設置の細田村營質庫に始まり、爾來、市町村及

び公益法人等に於て公益を目的とし質屋を經營するもの漸次多きを加へ、大正十五年十二月には市營の質庫二十二、町營七、村營十、公益團體の經營するもの十七、合計五十六ヶ所の公營質屋を見るに至つた。そこで昭和二年八月十日新たに公益質屋法が制定せられ、貸出利率その他を制限して質屋の利用者を保護し、一方設備費を補助し、低利資金を融通して公益質屋の設置を奬勵することになつたので、その數は年々急激に增加した。これ等の公益質屋は市町村又は公益法人の醵出した資金を運用し若し不足ある場合には大藏省預金部又は簡易保險積立金等から低利資金の融通を受けることが出來る。一般の質屋と同樣に各種の動產を質としてこの資金を貸出すが、公益質屋の貸付金額は一口に付十圓、一世帶に付五十圓以內とし、貸付利率は金額の多少に拘らず一ヶ月一・二五%以內である。これ等の利子の計算は、一月に滿ざる日數が十六日未滿なる時は半月とし、十六日以上の時は一月として計算する。更らに入質物に對する貸出額は時價の十分の七まで貸出し、期限が來て入質物が賣却され、その賣却代金が貸金の元利並に一定の手數料を超過する場合には、その超過額は質置主に交付される。營業質屋に比して寬大である。

公益信託

（英）Charitable Trust, Public Trust

〔定義〕その受益者を特定せざる信託の方法により、一定の財產を以て社會公衆に信託の利益を享受せしむる所の信託のこと。

〔解說〕信託はその目的とせるところの利益の如何を標準として、これを、（一）公益信託、（二）私營信託の二つに分けることが出來る。公益信託は、（イ）これによつて利益を享受するものが社會一般であつて不特定なること、（ロ）永代信託であること、（ハ）信託の目的を實行することが不適當或は不可能となつた場合には、類似の原則（Cypross doctrine）により出來るだけその目的に近い方法に於てこれを利用し、信託は決して終了しないこと等が私益信託と異る。此の如き公益信託の制度はイギリス法系の特色とするところであつて、ドイツ法系の特色とされてゐる公益法人の制度と對立する。公益法人、（卽ち財團法人）は自ら人格を具へ、財產權の主體となつて、權利を有し義務を負ふが、公益信託にあつては寄與せられた財產は信託財產として受託者の財產となり、受託者はその財產を以て信託の目的に從ひ、社會公共の利益を圖る事業の經營に當る。兩者は夫々特長を有し、その併存することは何等差支ない。英米信託法上に於ては、公益信託は、（一）救貧を目的とする公益信託（Relief of poverty）（二）教育の普及を目的とする公益信託（Advancement of education）（三）宗教の宣布を目的とする公益信託（Advancement of religion）（四）その他の公益を目的とする公益信託の四つに分けてゐるが、我が信託法では公益信託は、（イ）祭祀、（ロ）宗教、（ハ）慈善、（ニ）學術、（ホ）技術、（ヘ）其他の公益を目的とするものたる事を要する（信託法六六條）。公益信託にあつては、その受益者が特定されないから、主務官廳は信託管理人を選任し、當該管理人は自己の名を以て、信託に關する裁判上又は裁判外の行爲をなす權限が與へられる（信託法第七二條、第八條）。公益信託の引受については、信託の目的事項を管轄する主務官廳の許可を受くることを要し、主務

官廳の許可によつて、信託は始めてその效力を生ずる（同法第六七條）。公益信託は主務官廳の監督に屬する（同法第六七條）。從つて其の管轄も宗教、學術振興の爲めにする信託は文部省の監督となり、又、貧民救濟の爲めにする信託は內務省の監督を受けなければならぬ。

硬貨

（英）Hard Money
（獨）Hartgeld

〔定義〕紙幣を軟貨といふに對して金屬貨幣を硬貨といふ。鑄貨と同意義である。

〔解說〕その素材の性質により貨幣を區別する場合に用ふる語であつて、金屬ならば本位貨たると補助貨たるとを問はない。

公開市場政策

（英）Open-market Operation
（獨）Offene-Marrkt-Operationen
（佛）Opérations Sur marché public

〔定義〕「オープン・マーケット・オペレーション」の譯語である。又公開市場操作といふ譯語もある（「オープン・マーケット・オペレーション」の項を看よ）。

交換の媒介

（英）Measure of Exchange
（獨）Tauschvermittelung
（佛）Intermédiaire de l'échange

〔定義〕各種財貨の流通を便ならしむる貨幣に缺くことの出來ない重要職能の一。

〔解說〕貨幣の職能として此の作用の重要性を特に力說した代表的の學者はヘルフエリッヒ（K. Helfferich）である。卽ち交換の仲介具たることは唯一根幹的の最も重要なる職能であつて、その他の職能は寧ろ派生的附隨的のものに過ぎないと述べてゐる。この職能が果して唯一の根幹的のものであるかについては異說があり、ラフリン（Laughlin）の如きは價値の測定たる作用が先行せる且つ重要なる職能であることを主張してゐるが、何れにしても交換の媒介といふ作用が貨幣に缺くことの出來ない職能であることは大多數の意見の一致するところである。歐洲大戰中及び大戰後の貨幣現象は種々なる大變化を示したに拘らず、貨幣の重要職能たる交換の媒介作用に對して疑ひを抱かしむべき事實は一つも發見されなかつた。クナップ（Georg Fredrich Knapp）の稱する一般的な支拂手段（Allgemeines Zahlungsmittel）なる職能も、この媒介手段のうちに含まるべきものであり、普通に貨幣職能の一つに數へらるゝところの價値の標準（Measure of value）も、亦同樣に交換媒介手段たることから派生する。

工業銀行

（英）Industrial Bank
（獨）Industriebank
（佛）Banque industrielle

〔定義〕工業金融に關與して、これに必要なる資金の金融的流通を擔當する機關。

〔解說〕大工業に對する金融機關としては、（一）證券銀行、（二）不動產銀行、（三）商業銀行、（四）信託會社、（五）保險會社、（六）個人銀行等を擧げることが出來る。中小工業に對する金融機關には、（一）信用組合、（二）庶民銀行、（三）貯蓄銀行、（四）貸金業者の外に、英米の建築組合、我が國の無盡などがある。ドイツに於ては、工業銀行と商業銀行とは兼營である。これ等金融機關についての詳細はその各項目に讓る。

工業金融

（英）Industrial Finance
（獨）Industriefinanz
（佛）Financement industriel

〔定義〕工業に必要なる資金の調達及び融通を擔當するところの金融の事である。

〔解說〕工業に要する資金は、(一)設備資金、(二)經營資金の二つに分かれ、前者は工業の創設、擴張並に改良に要する資金であり、後者は日常の經營に要する資金である。兩者の割合は其の種類及び規模の大小によりて同じでないが、概していへば工業は商業に比して割合に多く設備資金を要する。而して設備資金は大體に於て固定資金であるから、相當長期に亘つて固定するが、經營資金は流動資金であるから、その使用期間が短い。これ等の資金を調達する方法に三つある。(一)株式による拂込、(二)社債の發行、(三)借入金等は卽ち是れである。その中にて、株式の拂込は資本の供給者たる株主の存在を前提とするのであつて、將來に於てその資金の返還を求むることなく、單にその企業の收益を受くることを目的とし、かゝる收益を表示する證券は所謂株券として自由に取引市場を轉轉流通する。社債の發行は集團的定型的に應募者により資金供給の行はるゝ方法であつて、この場合には將來一定の時期に於て資金の返還を求め、その期間中は利子の分配を受けることが出來る。これは資金の調達を適確迅速ならしむるために、近代資本主義の生み出した金融技術の一形態であり、これに利用される信用を特に工業信用といふ。借入金は自己資本の取得不可能なるか、又は困難なる場合に行ふ他人資本による補充であつて、大工業ならば確實なる擔保物件を有し、且つ財團金融の如き特殊の方法を利用することも出來る。等しく工業金融ではあるが、中小工業はその信用程度が低いから、大工業と同一の方法によつて金融を受ける便宜がなく、是に對しては別箇の多少救濟的意味を加味したところの金融方法が行はれる。之を特に中小工業金融と謂ふ。

工業金融組合

（獨）Industriegenossenschaft

〔定義〕中小工業の長期不動產金融のために設けられたドイツの相互的金融機關。

〔解說〕これはドイツ特有の地主金融組合、市街地金融組合に倣つて作られたもので、受信者の有限的連帶責任により長期不動產金融を自治的に行はんとする機關である。最初の工業金融組合としては、一九二五年七月二十日にザクセン法律によつて設立されたザクセン州立抵當券發行機關（Die Sächsische Landesprfandbriefanstalt）を擧げることが出來る。一九二八年には工業金融組合の一大中央機關が設立された。Die Zentralbank Deutsche Industrie A. G. と謂はれてゐるのは卽ちこれである。

工業組合金融

〔定義〕組合員相互間に於て行ふ金融。

〔解說〕昭和六年從來の重要輸出品工業組合法を改めて工業組合法とし、同時にその第三條第二項に「組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得」といふ條文を加へた。工業組合金融の中央機關としては商工組合中央金庫がある。各地の工業組合及び工業組合聯合會は悉くこれに出資してゐる（「商工組合中央金庫」の項を看よ）。

興業債券

〔定義〕日本興業銀行が日本興業銀行法により發行する社債であつて、所謂銀行債券の一種に屬し、これを特殊債券といふ。

〔解說〕日本興業銀行は、日本勸業銀行及び農工銀行等と同樣に、主として債券の發行によりてその資金を調達する。債券の發行必ずしもは株主總會の決議による事なく、たゞ大藏大臣の認可を得れば足る（日本興業銀行法第一條ノ二第一項）。發行限度は、拂込資本金の倍額までであるが、その貸付金現在高及びその所有に係る國債證券、地方債券、社債券株券、地金銀現在高の合計額を超ゆることは出來ない（同法第一二條）。併し右の制限額は、外國に於ける公益事業に對する資金の需要に應ずる場合、主務大臣の認可を受けたときはこれを超過することが出來る（同第一二ノ二）。こゝに外國に於ける公益事業といふのは、(イ)帝國政府、外國政府又は居留民團の施設する事業、(ロ)交通事業、(ハ)大藏大臣の認めた公益に關する拓殖事業に限定される（明治四十二年四月勅令第一一三號）。興業債券はこれを(イ)普通興業債券、(ロ)賣出興業債券、(ハ)割引興業債券、(ニ)政府保證興業債券に分けることが出來る。普通興業債券は勸業債券大券に該當するもので、その券面金額は一百圓五百圓一千圓五千圓及び一萬圓を普通とし、たゞ大藏省預金部等の引受けの場合には五萬圓、十萬圓又はそれ以上なることがある（同法第一三條）。賣出興業債券は賣出方法によりて發行するもので（同法第一三條ノ二第一三條ノ三）、その券面金額は二十圓以上五十圓以下なることを要し（同法第一三條第一項）、一に小額興業債券ともいふ。勸業債券小券に該當する。割引興業債券は割引の方法により發行されるもので（同法第一三條ノ四）、その期限は定款の規定によれば一ケ年以內に限られ、券面金額は一千圓、五千圓、一萬圓及び五萬圓である。此興業債券には割增金といふ制度はない。

鑛業財團

〔定義〕明治三十六年三月制定の鑛業抵當法によつて創設される財團の事である。

〔解說〕鑛業財團は本來鑛業權を中心とする鑛山施設を以て組織される。これを具體的に示せば、(一)鑛業權、(二)土地及び工作物、(三)地上權及び土地の使用權、(四)物の貸借權、(五)機械器具、車輛、船舶、牛馬、その他の附屬物の全部又は一部を以てこれを組成することが出來る（鑛業抵當法第二條）。鑛業財團は此の鑛業權を中心とする。

工業信用

〔定義〕工業企業家に與ふる信用のこと。

〔解說〕此の種の信用は、(一)企業の設立又は經營の爲に必要なる資本を調達する場合の信用と、(二)營業上の取引關係に依つて生ずる信用の二種に分れる。例へば設備信用、起業信用及び經營信用等は前者に屬する信用であり、また所謂支拂信用は後者に屬する信用である（「設備信用」「支拂信用」の項を看よ）。

鑛業抵當法

〔定義〕鑛業に關する財團抵當法のこと。

〔解說〕明治三十八年三月、擔保附社債法と同時に制定され、同年七月一日から實施。この法律で鑛業と稱するは、鑛物（鑛業法第二條にその種類を列擧する）この試掘、採掘及びこれに附隨する事業であつて（同法第一條）、出願により或る一定の區域を限つ

て一定の鑛物を土地から分離し、これを取得すること即ち試掘、採掘することを許された權利を鑛業權といひ（同法第四條）、本法によつて創設せられる鑛業財團の中心をなすものである。鑛業抵當につき特別の規定あるものゝ外工場抵當法の規定が準用される。

公金預金

（英）Public Deposit
（獨）Staatsdepot
（佛）Dépôt public

〔定義〕政府其他公共團體よりの預金。

〔解說〕公金預金は概ね大口預金で、且つこれを受入れるときは銀行の信用を增すことになるが、時にはこれに對して擔保を必要とする。日本銀行では政府の預金を政府預金と呼んで民間預金と區別してゐる。

公差

（英）Remedy, Allowance, Tolerance
（獨）Remedium
（佛）Tolérance

〔定義〕一國の鑄造貨幣が、その鑄造に際して、その法定の純分並に量目につき公認されたる造幣技術上の誤差の事である。

〔解說〕法律は貨幣の純分及び量目を規定すること頗る嚴であるが、絕對に其各片に相等しき純分及び量目を保持せしめることは不可能であるから、各國共に一定の輕少の限度內に於てその誤差を許してゐる。此公差に、（一）純分公差、（二）量目公差の二つの區別がある。前者は品位の誤差であり、後者は量目の誤差である（「純分公差」「量目公差」の項を看よ）。公差は造幣技術の進歩に鑑み、其の已むを得ざる最小限度に於て規定される。

公債

（英）Public Debt
（獨）Öffentliche Schuld
（佛）Dett publique

〔定義〕公共團體が經費支辨の手段とする金錢上の負債である。國家の負債を國債といひ、地方團體の負債を地方債といふ。

〔解說〕公債なる語は種々の義に用ひられ、或は國債と同一義にこれを使用する場合も少くない。例へば明治六年三月二十五日太政官布告第一一五號による新舊公債證書發行條例、明治六年三月三十日太政官布告第一二二號による金札引換公債證書條例、明治七年三月二十八日太政官布告第三九號による家祿引換公債證書發行條例、明治九年八月太政官布告第一〇八號による金祿公債證書發行條例を始めとし、更らに明治十九年十月六日勅令第六六號による整理公債條例、大正六年七月二十一日法律第一一號による電話事業公債法、大正九年八月五日法律第四一號による電話事業公債法、大正九年八月十一日法律第五九號による道路公債法に於ても公債なる語を狹義に使用し、これを國債と同一義となしてゐる。併し普通に公債といへばこれを廣義に解し、國家その他の公共團體の金錢債務を指すものであつて、國債（明治三十九年四月十一日法律第三四號國債に關する件）、市債、町債及び村債（市町村制）、等を包含する。公債が私人の私債と異る點は、（イ）私人の場合のやうにその支拂の强制が出來ないこと、（ロ）屢々その破棄や切下の行はれること、（ハ）公共團體の存在は永遠なりと信ぜらるゝことによりて、往々永遠公債の發行されること等である。然らば公債は如何なる場合に發行さ

れるかといふに、（イ）一會計年度の收支が適合するに拘らず、季節的又は臨時的に收入の不足を生ずる場合、（ロ）豫算の編成に際して收入が支出に及ばざる場合、（ハ）戰爭震災等の突發によりて臨時的に巨額の財政需要の生ずる場合等である。公共團體がその財政的需要を充足する方法としては、（イ）租稅の新設、增徵、（ロ）非常準備金の利用、（ハ）公有財產又は事業の拂下、（ニ）紙幣の發行、（ホ）公債の發行等があるけれども、今日臨時非常の需要に充つる爲に、所謂非常準備金を巨額に死藏するが如きことは不可能であり、公有財產や事業の拂下げにも自ら限度があつて、際限なくこれによつて收入の調達は出來ないし、又紙幣の發行は最も容易な方法であるけれども、一定の限度を超えたならば一國の經濟界に恐るべき弊害を與へる。從つて比較的に弊少くして巨額の收入を擧げ得る方法としては公債と租稅があるだけで、臨時に巨額の財政需要を生ずる場合に、公共團體にとりては公債を選ぶべきか、租稅を選ぶべきかで問題となるのである。公債は種々の標準に從つてこれを分類することが出來る。（一）行政法よりの分類、財務行政即ち收入均衡の目的のために起さるゝものを財政公債といひ、一般行政上の事情によりて公共團體が負ふ債務を行政公債といふ。例へば恩給扶助料、補助金、交付金、奬勵金等の名義によりて國家が特定の人又は團體に對して負ふ債務、裁判上の保證金、郵便貯金、出納官吏の保證金等は何れも行政公債である。（二）募集地による分類、內國に於て募集せられたものは內債、外國に於て募集せられたものは外債である。（三）應募者の意思狀態による分類、應募者が政府の自由契約によりて應募する任意公債があり、政府が强制的に人民に對してその財產又は所得に應じて應募せしむる强制公債がある。後者は多分に租稅的要素を含むが故に租稅的公債ともいふ。（四）償還期の長短による分類、政府の償還義務が長期に保證されたものは確定公債であつて、これは、（A）償還公債、（B）利息公債又は永遠公債に分れ、又、（A）普通償還公債、（B）年金ともなるが、普通償還公債は更らに（1）有期一時拂公債、（2）有期定額拂公債、（3）有期隨時拂公債に細分され、年金にも、（1）定期年金、（2）終身年金、（3）トンチン式年金等がある。次に流動公債をみるに、（A）行政上の流動公債、（B）財政上の流動公債の二種がある。（1）大藏省證券、（2）國庫債券（3）一時借入金、米穀證券、（5）政府紙幣等は後者に屬し、1 郵便貯金、（2）保證金、（3）恩給、（4）扶助料等は前者の例である。（五）目的による分類、生產的目的の爲に發行されるものを生產公債といひ、然らざるものを不生產的公債といふ。今日の所謂赤字公債は即ち不生產的公債である。

公債及社債償還損益

〔定義〕公社債の償還を受けたる場合に、帳簿價格と額面金額との開きがその償還益となり、又償還損ともなるのである。

甲種銀行

〔定義〕預金利子協定に於て、その甲種協定利率を撰擇する銀行をいふのである。

甲種指定金錢信託

〔定義〕信託財產より生ずる純收益を信託期間中計算期毎に元本に繰入れ、複利と

同樣の取扱を爲し、信託期間滿了に際し之を受益者に交付する指定金錢信託の一種。

〔解說〕信託財産より生じたる總收益から、信託報酬及び所得稅、資本利子稅を差引いたものが純收益となる。この收益を計算する所謂收益計算期には二種ある。即ち(イ)信託會社の決算期たる五月末及び十一月末に信託收益を計算する方法、(ロ)指定金錢信託各箇につき信託引受の時から六ケ月目毎に計算する方法である。內地信託會社はその何れかによつてゐるが、その數からいへば前者が多い。後者は面倒である。

甲種登錄公債

〔定義〕日本銀行に佛付けてある甲種國債登錄簿に公債の名稱、記號、番號、金額及び債權者の住所氏名等を登錄した公債。

〔解說〕この種の公債にあつては公債證券はその債權者に交付されない。併し實際には公債證券を所持してゐるのと同樣で保管の手數を省き、且つ盜難紛失等を防ぐ利益がある。その移轉には登錄の變更を要する(「登錄公債」の項を看よ)。登錄の請求は國債規則に定むる事項を記載し、記名捺印した書面を取扱店に提出する。移轉の場合は登錄變更の事由を證する書類を添付せねばならぬ。

甲種普通金錢信託

〔定義〕朝鮮に於て行はれてゐる金錢信託の一種で、信託財産より生ずる收益を信託期間中計算期毎に計算して元本に組入れ、複利と同樣の取扱をなし、信託期間滿了の際之を受益者に交付するものをいふ。

〔解說〕朝鮮の信託會社は、內地の指定金錢信託に倣つて普通金錢信託を甲種と乙種との二種に分けてゐるが、併しこの名稱は俗稱であつて、法令上の用語ではない。

甲種補償

〔定義〕商工大臣の指定地域に宛て輸出した商品の荷爲替手形若くは約束手形が不渡となつた場合、政府はその手形を買取つて補償契約銀行に對し、これに因る實際損失額の七割を限度として補償する事を約し之に對して銀行は一定の補償料を支拂ふ。

〔解說〕輸出補償法に規定する單純な金融的便宜の附與を目的とした補償契約である。その損失が發生して補償を受けたときは、その手形の振出人又は裏書人等に對し、手形額面の償還請求權並にその他の手形上の權利を行使し、その權利の行使によつて得た金額から、滿期日以後の利息と、この權利行使の爲めに支出した費用とを差引いた七割を政府に納付しなければならぬ。從つて手形の支拂人である海外の輸入者がその支拂を拒絕するか、又は支拂不能となつたときは、銀行は手形の振出人たる輸出業者に對して手形金額の償還請求權を行使することゝなるので、この補償は銀行の被るべき損失に對する補償だけに止まり、輸出業者に對しては何等損失補償の效果はないのであるが、貿易金融に關與する銀行の信用不安を國家が保護することにより、銀行をして安心して貿易金融の任に當らせ、以て從來最も輸出業者を惱まして來た輸出金融上の諸條件を緩和輕減させることゝなる。從つてこの制度の下に於ては、輸出業者は容易に且つ確實に自己振出の輸出手形を資金化することが出來る。補償契約銀行が支拂ふ補償料は、結局その取引者たる輸出業者に轉嫁されるから實際の負擔者は銀行ではない(輸出補償法第一條、同施行令第一條及び第二條、同第二章第五條)。

工場財團

〔定義〕明治三十八年三月制定の工場抵當法により工場を構成する財産を一體として擔保に供す可く創設される財團のこと。

〔解說〕工場とは營業の爲め物品の製造、若くは加工又は印刷、或は撮影の目的に使用する場所及び營業の爲め電氣又は瓦斯の供給の目的に使用する場所をいひ(工業抵當法第一條)、(一)工場に屬する土地及び工作物、(二)機械、器具、電柱、配置諸管、軌條其他の附屬物、(三)地上權、(四)物の貸借權及び、(五)工業所有權の全部、又は一部を以てこれを組成することが出來る(同法第一一條)。

工場抵當法

〔定義〕工場抵當に關する特別法のこと。

〔解說〕工場又は鐵道の如き施設を擔保の目的とする場合には、これを構成する財産が如何に多數にても、これを一體として擔保に供し、特殊の價値を漏脫せぬやうにしなければならない。然るに民法商法等の規定だけではかくの如き施設を一體として擔保に供することは不可能又は困難であるから、何か適當の特別法を制定して、民法及び商法の足らざる所を補ひ、特殊の金融制度を設くる必要がある。工場抵當法に於て定むる工場擔保金融の方法に、(一)比較的簡易に工場に屬する土地に付て抵當權を設定する方法、(二)工場財團を組織し之に對して抵當權を設定する方法の二がある。

興信所

(英) Mercantile Agency
(獨) Auskunftsbureau
(佛) Bureau de Renseignements Commerciaux

〔定義〕信用に關し調査報道する機關。

〔解說〕これは營利的興信所と非營利的興信所とに分れ、前者の場合には經營主體が個人又は會社であり、後者の場合は組合である。營利的興信所は十八世紀の末葉イギリスに起り、現今歐米に於て最も盛んであるが、アメリカのブラッドストリート(Bradstreet Co.)アール・ダン(R. Dun & Co.)ドイツのシンメルフェング(Schimmelpheng)は世界の三大興信所といはれたが、ブラッドストリートとダンとは合同して一會社となつた。非營利的興信所たる興信組合は、アメリカに於ては一八四〇年代ドイツ及びイギリスに於ては一八六〇年代に前後して起つたが、これには同業者間に組織せられるものと、業種に關せず廣く各種の商工業者間に組織せらるゝものとがある。我が國に於て最も有力なるものは、明治二十五年の創立に係る大阪の商業興信所及び明治二十九年創立の東京興信所であつて、何れも興信組合に屬し、多數の商工業者をその會員としてゐる。興信報道の方法は、照會依頼に對して應答をなすのであるが、その外に信用に關する諸種の報告書を發行するものがある。前者をドイツ式といひ、後者をアメリカ式といふ。我が國の前記二興信所はアメリカ式を採用してゐる。

交替本位制度

(英) Alternative Standard
(獨) Alternativwährung
(伊) Étalon alternatif

〔定義〕複本位に於て、法定比價に比して低き價値を有する一方のみが、時々の比價關係に從つて交替的に本位貨となつて流

通する場合。これを交替本位制度と呼ぶ。

交通事業財團

〔定義〕我が國の法律によつて認められてゐる七種の財團の中、鐵道財團、運河財團、自轉車事業財團、軌道財團の四種は、何れも交通事業の施設を以て組成される財團で、交通事業財團又は物の財團といふ。

公定利率

（英）Bank Rate
（獨）Bankzatz
（佛）Taux officiel d'escompte

〔定義〕銀行利率に同じ〔「銀行利率」の項をみよ〕。

合同發行

〔定義〕二つ又は二つ以上の會社が、合同して社債を發行する方法のことである。

〔解說〕擔保附社債法がこれを認めてゐる。この方法は二つ以上の會社が社債務を連帶して負ふことになるから、單一會社の社債に比して幾分かその安全確實性に於て優るところがある。併し社債務を連帶して負ふについては、商法第二〇條との關係上不便が多く、從つて未だその實例を見ぬ。

行内交換

（英）Internal Clearing

〔定義〕手形交換を通さずに、一銀行内の帳簿上に於て付替決濟する方法をいふ。

〔解說〕一銀行の擁する預金者數の大なるほど、又は同一所在地に存在する銀行數の少きほど行内交換の範圍は大となり、現代の如く大銀行業の發達著しく、銀行數が急速に減少しつゝある時代には、この行内交換の全小切手振出額に對する比率は頗る大であり、ケインズの推定によれば、イングランド並にウェールスの銀行に於ては、交換所の存在せざるところに於ける銀行間の地方的交換を含めて約三五%を占めてゐる。更らに彼はローレンスの推算を引用して、アメリカに於ては振出された小切手のたゞ三分の二が手形交換所を通過するに過ぎぬと云つてゐる。我國にても全國交換所組合及び代理交換銀行が收納する手形、小切手の約三〇%は自行宛である。行内交換は原則として振出人、又は支拂人と受取人とが同一銀行の取引先たることを要する。

購買力平價說

（英）Purchasing Power Parity Theory
（獨）Kaufkraftparitätstheorie

〔定義〕互に獨立した紙幣を有する二國間の爲替相場は、兩國貨幣の對内的購買力の比、即ち物價の比を標準として定まるものとなす學說であつて、不換紙幣國の爲替相場變動の原因を說明するために、カッセル教授によつて唱導せられた學說である。

〔解說〕爲替相場は法定平價を中心とし、その變動は正貨輸出入點内に限定されるとの說は、永く爲替相場の決定理論として重きをなしてゐた。併しこれは金の輸出が自由なる時代に通用する學說であつて、金本位が停止され、事實上不換紙幣國となつた場合には、最早や以上の理論を以てその爲替相場を律することは出來ない。そこで新たに購買力平價說なるものが起つて來た。併しこれを學說史的沿革の上から見るならば、ヘンリー・ソーントン（Henry Thornton）ジョン・ホイートリー（John Whoitley）デヴィッド・リカード（D. Ricardo）等の言說の中にも發見されるが、近時この說が殊に世の注目を惹くに至つたのはスウェーデンの經濟學者グスターフ・カッセル（Gustav Cassel）の主張に基くものである。カッセルに從へば、吾人が外國の貨幣に對して或る價格を支拂ふ所以は、畢竟其の貨幣が其の國に於て商品又は勞務に對する購買力を有してゐるからである。從つて一定の自國貨幣を外國、又は外國人に提供するときは、自國の商品又は勞務に對する購買力を外國又は外國人に與へることとなる。故に外國貨幣に對する吾人の評價は主として兩國間に於ける貨幣の有する購買力の比に基くのである。今、甲國に於て貨幣の膨脹を來し、その購買力が減少したとすれば、乙國に於ける甲國貨幣の價値は同一の比例で減少する。若し又乙國にも通貨膨脹が起つて、その購買力が減少するときは、その結果として甲國貨幣の乙國に於ける價値は、同一の比例で騰貴するであらう。假りに甲國の貨幣が一〇〇に對する三二〇の比例を以て膨脹し、乙國に於て二四〇の比例を以て膨脹するとせば、乙國に於ける甲國の貨幣の價値即ち新らしき爲替相場の四分の三となる。從つて次の如き法則を立てることが出來る。即ち二國の通貨が膨脹すれば、新らしき爲替相場は舊相場に兩國の通貨膨脹率の商を乘じたものに等しい。この新らしい爲替相場にも常に動搖を生じ、その過渡期に於てはこれ等の動搖は多少廣き範圍に亙るものであるが、上述の方法により計算された相場は兩國間の通貨間に於ける新平價と見ることが出來る。一時的の變動はあるにしても、爲替相場が常に歸着せんとする均衡點と見なければならぬ。この平價を購買力平價といふ。然るにかくの如き購買力平價說については、物價の比較によりて知り得たる兩國貨幣價値の比が兩國爲替相場の基準であるといふ點に多くの疑問がある。即ち貨幣の購買力の比が爲替相場を決するのか、爲替相場が物價を決するのか、即ち物價と爲替相場との因果關係がその根本思想上の批判の中心をなしてゐる。現にアンダーソンは爲替相場が物價を支配するとなし、カッセルの物價の變動を其原因とする所說に反對した。又、カッセルは一般物價指數を用ひてゐるが、今日の一般物價指數は頗る不完全で、二國間の物價平準を適切に得るに容易でない。

後發的不完全手形

〔定義〕振出當初は要件を具備したが、抹消によりて必要的記載事項を缺く手形。

交付公債

〔定義〕資金の受入を伴はず、現金の支出に代へて公債證券を發行交付する公債。

〔解說〕國家が指定の人の功勞に酬ゆる場合、或は救恤、救濟を行ふ場合、或は軌道、鐵道や土地を國家が買收してその代償を與ふる場合、或は行政整理に伴ふ退職賜金を支給する場合等にこれを發行交付する。明治初年の秩祿公債、金祿公債、明治四十三年朝鮮合併の際の恩賜公債、大正十二年の行政整理軍備制限による退職賜金公債、關東震災の復興事業に伴ふ土地買收補償の復興交付公債等は何れも之に屬する。

交付金

〔定義〕市町村が法律、勅令に依り國家其の他公共團體の租稅、負擔金等を徵收する手數に對して交付せらるゝものである。

合法貨幣

（英）Lawful Money

〔定義〕アメリカに於て聯邦準備銀行の支拂準備に充てられてゐる金貨、金券、銀弗、合衆國紙幣及び銀券等を指して云ふ。

〔解說〕聯邦準備法によれば、聯邦準備券は、同行に於て金その他の合法貨幣に兌換され、又、聯邦準備銀行に預託された加盟銀行預金に對して、金又は合法貨幣を以て準備される。之は法貨（Legal tender）と別個の觀念で强制通用力には關係がない。

公募公債

（英）Public Subscription
（獨）Öffentliche Subskriptionsanleihen

〔定義〕一般金融市場で公募する公債。

〔解說〕公募とは一定の條件を示し、廣く公衆の間に債權者となるべき人を募集し資金を拂込ましめて、國債證券を交付することである。我が國の公募は、直接政府が公衆を相手に呼びかけるのではなくて、日本銀行を中心とし、主要銀行を以て組織するシンジケートを用ひ、又拂込金の受入、國債證券の交付登錄等の事務はすべて日本銀行をしてこれに當らしめてゐる。公募は借替發行の場合にも行はれる。この場合には現金應募の外、償還せらるべき證券を以て拂込むことをも認め、これを乘換といふ。この乘換は政府の手數を省き、償還のための資金を必要としないから、常にこれを優遇し、發行價格の如きも現金應募よりも五十錢方低位に置き、且つ優先募入するのである。公債を發行するに際し、公募に付すべきや否やを決定するのは大藏大臣の權限に屬し、公募と決まれば大藏大臣は日本銀行と協議して發行條件を決定し、シンジケート銀行代表者を日本銀行本店に集めて發行條件を内示し、その承諾を求むると同時に各行の應募豫約を協議する。こゝに豫約とは一定金額の應募を保證することで、若し應募者なき場合には銀行自ら應募を約するのである。公募に特有なる發行條件としては、（イ）申込證據金の額、（ロ）申込期間、（ハ）募入決定の方法、（ニ）應募拂込金拂込の方法等を擧げることが出來る。最近に於ける新規發行の例によれば、大正三、四、五年度は全く公募を行はれず、大正六年度から十三年度迄と昭和二、三年度に公募し、昭和四年度以降全く公募を行つてゐない。借替發行の公募も昭和七年七月を最後として、その後は全く跡を斷つた。

高利禁止法

（英）Usury Law
（獨）Wuchergesetz

〔定義〕窮民を保護せんが爲めに、高利貸を防壓する目的の下に制定された法律。

〔解說〕十八世紀に入り自由主義の勃興するや、歐洲諸國に於ては漸次利息禁止を撤廢し、利息契約についてもまた契約の自由を認むることゝなつたが、その結果、窮民の爲めに高利貸を防壓する必要が起つて來た。ドイツにては、他人の窮迫、短慮、淺薄又は無經驗に乘じ、貸付金又は延拂に對し不當の利息を支拂ふ契約をなさしめたるものに刑罪を加ふる事とし（ドイツ民法第一三八條）、その他、オーストリア、フランス、イギリス等に於ても夫々高利を禁止する法律を設けた。我が國には利息制限法がある。夫によれば元金百圓未滿の場合は一割五分以下、百圓以上千圓未滿の場合は一割二分以下、千圓以上の場合は一割以下と制限され、その率以上に高利を貪つてはならないのである。

小切手

（英）Cheque
（米）Check
（獨）Scheck
（佛）Chéque

〔定義〕當座預金者が銀行に對し、呈示次第一定の金額を自己又はその指圖人或は持參人に支拂ふことを委託せる證券のこと。

〔解說〕小切手の經濟的性質は全く兌換券同樣の一種の通貨である。由來小切手はその沿革に徵するも、金錢出納の技術的制度の發達したものであるから、支拂證券たることを本色としてゐる。從つて（イ）小切手の法律的性質の一つは金錢證券たることである。形式上よりするも、また實質上よりするも、必らずこれに金錢を記載しなければならぬ。小切手の目的は金錢にあつて、商品若くは有價證券を目的とする小切手なるものはない。併し（ロ）要式證券なることも又小切手の法律的性質としては重要なるものである。小切手には法律に規定せらるゝ法定條件を必らず記載しなければならぬ。即ち（1）證券の文言中にその證券の作成に使用する語を以て記載する小切手なることを示す文字、（2）一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる委託、（3）支拂をなすべき者（支拂人）の名稱、（4）支拂をなすべき地の表示、（5）小切手を振出す者（振出人）の署名を必要とする（八）これ等の記載なされた文言によつてのみ小切手關係の内容が定まるから、小切手はまた文言證券であり、同時に、（ニ）その支拂の請求に證券の呈示を必要とする點からいへば、小切手は呈示證券でもある。かくして小切手は貨幣の代表物として支拂の用具たる職能を果すから、小切手法は特に次の如き規定を設けてゐる。（イ）小切手は必らず一覽拂たること及び振出の日附として記載せられた日より前に支拂の爲め呈示したる小切手たりと雖も、呈示の日に於てこれを支拂ふべきこと（小切手第二八條）、（ロ）小切手の流通期間は振出日より十日以内なること（同第九條）。（ハ）振出人は小切手の呈示期間中は支拂の委託を取消し得ざること（同第三條）、（ニ）振出人の處分し得る資金ある銀行に宛てゝ振出すこと（同第三條）、（ホ）振出人と銀行との間には資金關係に付明示又は默示契約に從ひて振出されること、（ヘ）右（ニ）（ホ）の規定に違反したる場合の制裁（同第七條）、（ト）消滅時效は六ヶ月たること（同第五條）、（チ）支拂を保證すること（同第十條）、等の事實規定を設く。小切手の名宛人即ち支拂人は銀行である。

小切手契約

（英）Cheque Agreement

〔定義〕振出人と支拂人との間に小切手の支拂に關して締結されたる契約をいふ。

〔解說〕小切手法第三條に規定せる「振出人ヲシテ資金ヲ小切手ニ依リ處分スルコトヲ得セシムル明示又ハ默示ノ契約」といつてゐるのは、即ちこの契約である。小切手契約はその契約によつて銀行が取引先振出の小切手を支拂はなければならない義務を負擔するところの契約であるが、併し實際上は明らかに小切手契約と稱するが如き獨立の契約は存在しない。それはたゞ當座取引又は爲替取引の不可分の要素として、暗默のうちに諒解されてゐるに過ぎない。

小切手の償還

〔定義〕 小切手の所持人が適法の呈示をなしたるに支拂人が支拂を拒絶したる時は所持人は裏書人及び支拂人に對して小切手金の償還を請求し得べく、償還請求を受けて償還した裏書人は更らにその前の裏書人及び振出人に償還を請求し得る權利がある。これを遡求權又は償還請求權といふ。

〔解說〕 遡求權を行使する爲めには、適法の時期に呈示して支拂が拒絶され、且つその事實が法定の證據によつて立證されなければならない。かくの如き支拂拒絶の立證方法としては、(一)拒絶證書、(二)小切手に呈示の日を表示して、且つ日附を附したる支拂人の宣言、(三)適法の時期に小切手を呈示したるも、その支拂なかりし旨を證明し、且つ日附を附したる手形交換所の宣言の三つである。銀行は呈示された小切手の支拂を拒絶するときは殆んど例外なしにこの拒絶の宣言をする。支拂人の宣言は小切手自體にしなければならぬ。補箋では不可ないが小切手自體ならば表面でも裏書でも差支ない。拒絶證書、又はこれに代はるべき宣言は呈示期間經過後に作成する。所持人はかくして拒絶證書の作成された日に次ぐ四取引日内に、自己の前に裏書をした人及び振出人に支拂拒絶のあつたことを通知する　各裏書人はその通知を受けた日に次ぐ二取引日内にその前の裏書人に通知して順次に遡る。遡求權者が請求し得る金額は、(イ)支拂のなかつた小切手金額、(ロ)呈示の日以後の利息（年六分の割）、(ハ)拒絶證書又はこれに代はるべき宣言作成費用である。償還請求を受けて償還し、その小切手を受戻した者は、(一)支拂ふた總金額、(二)該金額に對する支拂の日以後の利息（年六分の割）、(三)その支出した費用を前者に對して請求することが出來る。

小切手の支拂

〔定義〕 支拂呈示により債務の支拂ふべき自體を確認して後生ずる法律行爲であつて、小切手關係一切は之が爲に消滅する。

〔解說〕 小切手を支拂ふべき時期は小切手の呈示ありたる時である。即時に支拂はなければ支拂の拒絕となる。支拂は金錢を以てしなければならない。但し所持人と支拂人の合意により金錢に代へて自己宛小切手を交付する時は其の支拂は有效である。

小切手の支拂停止

〔定義〕 小切手の振出人は、正當の理由があれば何時にても既に交付した小切手の支拂停止方を銀行に請求する事が出來る。

〔解說〕 正當の理由とは、詐欺、盜難、紛失等の場合である。銀行は此通知を得れば支拂を停止する。誤つて支拂をした時は銀行自身が其の責を負はなければならぬ。

小切手の支拂保證

〔定義〕 小切手支拂人たる銀行が、自己の責任を以て其の支拂を確保するを云ふ。

〔解說〕 小切手に支拂保證が出來るものは支拂人のみである。併し、支拂人が支拂保證をなすも、これによつて振出人その他の小切手上の債務者がその責任を免るゝことはない。支拂保證の方式は、小切手の表面に「支拂保證」その他支拂をなす旨の文字を表示し、日附を附して支拂人がこれに署名する。斯かる支拂保證によつて支拂人は、その小切手を呈示期間の經過前に呈示されたときに於てのみ支拂の責任を負ふ。

小切手の讓渡

〔定義〕 小切手は特に讓渡禁止、又は指圖禁止の旨を附記しあるものゝ外は、すべてこれを第三者に讓渡することが出來る。

〔解說〕 小切手の讓渡は、小切手自體の讓渡と同時に、その小切手に化體された小切手金受取權能の讓渡である。而かもこの讓渡は、讓渡人が善意無過失なる限り、前者の權利に附隨してゐた抗辯は讓渡によつて切斷され、讓受人には單に小切手面に表示されたまゝの權利が移轉するのである。また讓渡の際に、讓渡人が裏書をなせば、その裏書人はその小切手の支拂について、擔保責任を負擔する。小切手讓渡の方法は記名式、指圖式小切手の場合は裏書を爲し、これを讓受人に交付する。無記名式、持參人拂式、記名持參人拂式の場合は、單に小切手を讓渡人に交付すれば、これによりて讓渡は成立し、指圖禁止小切手は指名債權讓渡に關する方法、即ち讓渡人がこれを債務者たる支拂人に通知し、又は債權者がこれを承諾した場合に讓渡することが出來るのみで、裏書だけでは讓渡の效力がない。

小切手の呈示

〔定義〕 小切手債務の履行を促す法律行爲であつて、之に依り始めて支拂はれる。

〔解說〕 この呈示なくして事實上支拂を受くることはあり得ない。小切手にありては支拂證券たる本領よりして、支拂を求むる爲めの呈示と、小切手の支拂とは不可分であるが、支拂は支拂呈示の法律行爲によりて、債務の支拂ふべき自體を確認してから始めて生ずる別個の法律行爲である。小切手は凡て一覽拂であるから、小切手の振出ありたる後は、何時にてもこれを呈示して支拂を請求することが出來る。小切手の呈示期間は甚だ短い。日本内地に於て振出し、内地に於て支拂はるべき小切手の呈示期間は十日である。呈示期間の起算日は振出の日附として小切手に記載された日であつて、眞實の振出日には關係がない。又、期間の初日は算入しないから結局内地間の小切手の呈示期間は振出日と共に十一日間である。期日の末日が法定の休日に當る場合は、それに次ぐ第一の休業日まで期間は延長される。小切手の呈示をなすものは、小切手の所持人、取立の委任を受けたる者及び質權者でなければならない。被呈示者は支拂人であり、呈示場所は支拂人の營業所である。支拂人の加入してゐる手形交換所に持出した時は呈示として有效である。その交換所は司法大臣指定のものに限る。小切手の呈示は支拂請求の要件なると同時に、前者に對しても償還を請求し得べき條件となるから、それが懈怠する場合には、その前者に對し全然小切手上の權利を失ふことになる。

小切手の複本

〔定義〕 内容同一の數通を一組として發行された小切手であつて、法律的にはたゞこれを一枚だけの小切手と看做してゐる。

〔解說〕 この數通の小切手は各個に正副の關係を持つものではない。複本各個に獨立した小切手原本であるが、各小切手は獨立した別個の權利義務の關係を持たない。これに番號をつけなければ各通獨立の小切手となる。何れかの一通が支拂はれた時は他は無效である。複本を發行することが出來るのは、外國渡の小切手、振出國とその

海外領土との間の小切手、一國の同一海外領土にて振出し支拂ふもの、及び一國の別の海外領土にて支拂はれる小切手に限られる。遠隔地間では小切手が延着紛失等の危險があるからである。數通を異る船便にて別々に郵送したなら、若し一通が故障にて遲着するも、他のものによつて支拂を受けることが出來る。持參人拂小切手は複本を發行出來ない。此くの如き小切手の複本は往々にして別々に讓渡される危險多く、又誰から分れたか判らなくなるからである。

小切手の振出

（英）The Drawing of a Cheque

〔定義〕小切手の法律關係を開始する手續で、これを基本的小切手行爲と稱する。

〔解說〕小切手の振出は、(一)小切手を作成する行爲、(二)作成された小切手を讓渡する行爲の二つに分れる。小切手の作成とは、振出人が小切手に法定の事項を記載し、且つこれに署名することである。これ等の事項を稱して振出の要件といふ。小切手に記載すべき必須要件たる事項は、小切手法第一條及び第二條に規定してあるが、その外に任意の記載事項として、(イ)指圖禁止、(ロ)線引、(ハ)支拂の態樣、(ニ)支拂拒絕、(ホ)證書不要、(ヘ)支拂場所、(ト)支拂擔當者等の如きである。これ等は小切手法に定められた事項である。小切手法に規定なき事項には、(1)記載して何等效力を生ぜざるものと、(2)その記載が反つて小切手の效力を害するものとがある。即ち前者は引受利息の約定原因文句、通知文句、賚金文句、呈示文句等であり、後者は所持人に反對給付を命じ、又は支拂に條件を附す等、小切手の本質に反し、或はその要件を破壞するが如き事項の記載である。次に記載事項から見た小切手の種類を擧ぐれば、(1)記名式又は指圖式、(2)記名式にして指圖禁止の文字又は之と同一意義を有する文言を記載するもの、(3)持參人拂式、(4)振出人の自已指圖、(5)振出人の自已宛等。持參人拂式は即ち無記名小切手であつて普通に行はるゝ小切手にはこの無記名式のものが大部分を占めてゐる。

小切手の保證

〔定義〕小切手に於て他人の小切手債務の全部又は一部の支拂を擔保する目的を以て爲した從たる小切手行爲であつて、之により直接に小切手上の權利義務を生ずる。

〔解說〕保證は小切手上の債務者の爲に小切手所持人に對してなす行爲であり、支拂人を除く外の者ならば何人にてもこの保證が出來る。小切手に署名してゐる振出人や、裏書人でも差支ない。保證の方式は小切手又は補箋に「保證」その他これに同一の意義を有する文字を表示し、保證人がこれに署名することになつてゐる。かくして小切手に保證をなした者は、保證せられた者と同一の責任を負はなければならない。

子銀行

（英）Subsidiary Bank, Affiliated Bank

（獨）Tochterbank

〔定義〕他の銀行から資本的支配、または營業上の援助を受くる銀行を言ふのであつて、親子關係に因んでこの語が生れた。

國庫金取扱

〔定義〕國庫金取扱の制度は國によりて

多少その趣を異にしてゐるが、大多數の國の採用してゐる所の制度は保管制度か、然らざれば預金制度か、その何れかである。

〔解說〕保管制度とは銀行をして普通の預金以外に特に國庫金を保管せしむることであつて、預金と保管金との混同はこれを許さないことを原則とする。然るに金融制度の最も進歩せる國に於ては預金制度を採用し、國庫金を普通の預金と同樣中央銀行に預託して當座勘定を開き、小切手を以て引出し、以て日々の決濟をなすのである。從つてこの制度を採用する國に於ては國庫と金融市場とは密接なる聯絡があり、國庫の出納が直ちに金融市場の繁閑を齎すといふ弊を避けることが出來る。現今預金制度の完備せる國はイギリスである。その他の文明諸國は兩制度の併立又は折衷の如き制度を採用してゐる。我が國に於ても久しく保管制度を採つてゐたが、大正十五年四月改正會計法の實施に伴ひ預金制度となり、國庫金は日本銀行又はその代理店に對する預金として取扱はれ、その引出についても小切手を使用することゝなつた。そして日本銀行の政府預金の受拂事務としては、單に當座、別口及び指定預金に區別整理するを以て足るが、國庫金出納の事務としては尙ほこれを歲入金、歲出金、預託金、預金部預金其他、國庫金に分類し、歲入金、歲出金に就ては年度會計款項の整理をなすことを要する。これ等の事務は頗る複雜多岐であつて、その範圍は日本全國に及び、從つてこれが取扱の爲めには到底同行の支店のみを以て足れりとせず、日本銀行は全國各主要の地に五十有餘の代理店を設置し、これをしてその事務の取扱をなさしめ、なほ郵便局の助力をも受けてゐる。代理店の受入れた國庫金は、その取扱上の手續として一應代理店への日本銀行預け金となる。

國債

（英）Public Debt

（獨）Öffentliche Schuld

〔定義〕國家の有する債務の事である。

〔解說〕國債は通常公債なる語を以て呼ばれてゐる。併しこれを嚴格にいへば、公債とは國債の外地方債をも含んだ總稱であるから、地方債と區別する爲には國債といふべきである。たゞ我が國立法行政の實際に於ては、公債金といひ、五分利公債と稱じ、公債なる言葉を國債の意味に使つてゐるから、實際の慣行としては公債とは國債の意味であると解することも出來る。租稅法規などに公債社債といつてゐる場合は、社債に對するものであつて明らかに地方債を含んでゐる。國債發行の目的は臨時費の支辨であるが、見方によつては歲入缺陷の補塡のためともいひ得る。併し實際の發行に當つては一般的歲入缺陷補塡のためと標榜することは稀れで、多くは軍備とか鐵道とか事業とか特殊の目的がある。國債の發行償還取扱手續その他各般の事項に關しては極めて多くの法令が制定され、その形式は法律、緊急勅令、帝國憲法第七〇條による緊急處分、勅令、大藏省告示等極めて多岐に分れてゐる。國債そのものに就ていへば、起債は廣い意味の豫算外國庫の負擔となるべき契約として帝國議會の協贊を得ることを要する。國債の發行を實行する權限は大藏大臣に屬し、大藏大臣は發行計畫の樹立、發行額、發行條件の決定等一切の事項を管掌するが、その發行事務に當るものは理財局であり、同局の國債課がこれを取

扱ふ。併し發行計畫は直接豫算に關係があるから主計局が重要なる役割を演ずること勿論である。海外に於ける國債事務處理の爲めには海外駐在財務官があり、英佛米諸國に駐在する。現金の收納、保管、證券の作成、交付等の事務は總て日本銀行で取扱ふ。國債事務の取扱手續は大藏大臣がこれを定むることは、國債に關する法律（明治三十九年法律第三四號）の定むる所であるが、この委任に基き大藏省令として國債規則（大正十一年大藏省令第三一號）が制定せられてをり、日本銀行の取扱手續については日本銀行國債事務取扱規程（大正十一年大藏省令第三二號）が制定されてゐる。なほ例外を規定した大藏省令が多い。公債を發行するには特定の經費に充てることを目的とし、この經費の種類を冠して公債の名稱としてゐる。即ち、（イ）事業公債、（ロ）軍事公債（ハ）震災善後公債、（ニ）歳入補塡公債、（ホ）秩祿公債、（ヘ）救恤公債、（ト）製鹽地整理公債、（チ）禁獵公債、（リ）賜金公債、（ヌ）補給及び補償公債、（ル）借替公債等の如きである。これ等は發行目的による國債の區分である。國債を國内において發行する方法は、（イ）公募、（ロ）引受、（ハ）賣出（ニ）交付の四種に分けることが出來るが、最近に於ては專ら引受及び交付の二方法によつて發行してゐる。公募は金融市場を壓迫する虞があるからである。引受とは政府の他の會計（預金部、教育改善、及び農村振興基金、簡易生命保險等）、日本銀行その他の金融機關に於て全額を引受け、一般公衆から募集せぬものをいふ。交付による發行は又代償發行ともいはれ、政府が現金を支拂ふ義務ある場合に現金の支拂に代へて國債を發行して交付する方法である。國債の發行條件は、昔の起債立法にありては細い條件まで法律の中に規定したが、最近の立法に於てはかゝる細目は起債法律に規定することなく、國債規則以下の大藏省令にこれを讓り、利率、償還期限、發行價格等も全く個々の發行の際に出す發行規程（大藏省令）又は大藏省告示を以て規定する。利息の割合は原則として年何分何厘として表はすが、短期の國債にありては日步を以て表はすことがある。額面金額そのまゝの金額を受入れて發行することを平價發行といふが、多くは額面以下の金額で發行するから、この價格を發行價格と稱する。國債は何時償還すべきかを定むる期限は償還期限であるが、これを定むるには、（イ）一定の日時に償還するものと、（ロ）一定の日時までに毎年分割償還するものとがある。又一定の日時までは償還しないと定めることが多く、これを据置期限といふ。なほ償還の方法は、一定の期限に至つて償還するのが期限償還（滿期償還）であり、期限前に償還するのが期限前償還である。市場に流通する國債證券の買入によつて償還の目的を達する場合にはこれを買入償還といひ、抽籤の方法によつて償還する場合にはこれを抽籤償還といふ。又、償還に際し償還資源がある時はその資源を以て償還を行ひ得るが、資金がない場合には同時に新なる債務を起して償還資金を獲得するので、これを借替と稱する。この場合新なる發行に應募するため、償還を受くべき舊證券を以て代用拂込をなすことを乘換と稱する。次に國債の種類であるが、（一）償還期限が相當長いのは、確定公債、一時的の收支の不均衡を調節するため發行されるのは流動公債であつて、（イ）大藏省證券、（ロ）借入金、（ハ）米穀證券等は後者に屬する。（二）內國

に於て發行されるものは內債又は內國債と云ひ、外國に於て發行されるものは外債又は外國債と云ひ、外貨國債とも云はれる。

國際貨幣

〔定義〕 國際間に共通する貨幣、世界貨幣といふも意味は同じである〔「世界貨幣」の項を看よ〕。

國際貨幣會議

（英）International Monetary Conference

〔定義〕 貨幣制度に關する國際的協調を目的として開催せられる國際會議である。

〔解說〕 大戰前に於ては一八五三年ウィーン貨幣會議、一八五七年獨墺貨幣同盟、一八六五年ラテン貨幣同盟、一八七五年スカンヂナビヤ貨幣同盟結成の爲の會議其他があるが、最も著名なるものは一八六七年一八七八年、一八八一年、一八九二年金銀兩本位論爭當時に於ける四次の國際會議である。（一）一八六五年フランはラテン貨幣同盟を結成し、同盟國間に共通の貨幣を有するに成功したが、次で更らに世界共通の國際貨幣を得て、以て國際貿易の不便と困難とを克復せんとし、一八六七年パリーに國際貨幣會議が開催された。參加國は歐洲主要國十八ケ國及び北米合衆國。會議は將來の協約の基礎たる結論を得ることを目的とし、討議の結果金貨を以て理想的の國際貨幣と決定したが、これが採用方法についてフランス側の提案が容れられなかつた爲めに、會議は延期されたまゝ再會されなかつた。（二）一八七八年パリーに更らに開催された國際會議は、國際兩本位制の採用につき、アメリカ政府から要請したものであるが、當時は相次いで金本位が採用される狀勢にあつたので、會議は銀貨鑄造の必要なることを認めたに止まり、金本位制、銀本位制、兩本位制の如何なる制度をとるも各國の國情によつて自由に決定すべく、金銀比價の國際協定の如きは實行不可能であるとて、アメリカの提案は全く葬られて了つた。參加國二十ケ國、大國中ドイツは加もなかつた。（三）一八八一年アメリカはフランスを說き共同提議にてパリーに第二次國際會議を開いた。參加國十九ケ國で國際兩本位制が提案され、イギリス、ドイツの反對のためにまた失敗に終つた。（四）引續く銀價の下落に苦んだアメリカは、その會議によつて、一八九二年ブラッセルに於て國際會議を開いた。參加國二十ケ國。重ねて國際兩本位採用を提案したが、諸國は金本位制固持の決意を一層明らかにしたに過ぎない。大戰後の國際會議にして貨幣に關する議題を有したものは、一九二〇年ブラッセル國際財政會議、一九二二年ゼノア國際會議、一九三三年世界經濟會議があり、特殊なものに國際貨幣會議には一九二九年貨幣僞造防止國際會議がある〔その各項を看よ〕。

國際爲替

〔定義〕 外國爲替を屢々國際爲替といふが、その意味に變りはない〔「外國爲替」の項を看よ〕。

國際爲替管理會議

〔定義〕 國際決濟銀行の招集により、一九三一年十一月プラーグに於て、開催された外國爲替管理に關する國際會議である。

〔解說〕 この會議は極めて非公式のものであつたが、國際聯盟金購買力委員たるチェッコ・スロヴァキア國立銀行總裁ホスピルス議長の下に會議は開かれ、相集まるもの

には濠洲、ブルガリヤ、チェッコ・スロヴアキア、ドイツ、ギリシヤ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア等の中央銀行代表者並に國際經濟銀行の代表者であつた。本會議の目的は、各國の現行爲替管理が如何なる方法、並に程度に於いて調節緩和せらるべきかを研究するにあつたが、その結果としては、極端なる爲替管理は輸出入の平靜を害し、國際貿易關係に反つて惡影響あるものと結論された。これが緩和方法としては國際的協調を必要とし、從つて各國中央銀行の協力を要求するもので、かくして二國間又は多數國間に、一定の貨幣割當、又は商品の割當に基礎を置く一種の清算制度の設置によつて何らかの緩和は結果し得るであらうとの意見が表示された。その後歐洲各國間に爲替清算制度の實施を見るに至つたのは本會議の及ぼした影響である。

國際銀協定

（英）Silver International Agreement

〔定義〕一九三三年七月ロンドンに開催された國際經濟會議に於て採擇された銀に關する決議案に基き、銀に最も密接なる利害關係を有する八ヶ國の間に、締結せられたる銀の國際的統制に關する協定をいふ。

〔解說〕ロンドン經濟會議に於ては、他の問題は悉く流產したが、銀問題だけが成功したのである。參加國六十五ヶ國が滿場一致で採擇した決議案の重要點は、(一)銀產國と最大銀保有國乃至最大消費國との間に、銀價の變動を緩和すべき協定を締結し、右協定外の諸國は銀價に影響を及ぼすが如き處置を避けること、(二)各國政府では銀貨の純分を千分の八百以下に引下ぐるが如き新法制を採用しないこと、(三)各國政府は豫算並に國內事情の許す限り、小額紙幣に代るに銀貨幣を以てすること等である。第一項の銀協定は、一九三三年七月二十二日、同會議の外に、濠洲、加奈陀、支那、印度、メキシコ、ペルー、スペイン、アメリカの八ヶ國の代表者の間に、附屬協定として締結された。(一)印度政府は一九三四年一月一日より四ヶ年間、一億四千萬オンス以上の銀を賣却してはならぬ。(二)濠洲、加奈陀、アメリカ、メキシコ、ペルー政府は、本協定の存續中銀貨の賣却を一切行はず、且つ一九三四年以降四ヶ年間に各國產出銀三千五百萬オンスを買上げ、又はその他の方法により市場から引揚ぐること、該五ヶ國政府は右の三千五百萬オンスの銀につき各自の分擔額を協定する。(三)如上買上又は引揚げた銀は、貨幣上の目的に使用すべく、然らざれば四ヶ年間賣却をしない。(四)支那政府は一九三四年一月一日より四ヶ年間廢貨より生じた銀を賣却しない。(五)スペイン政府は一九三四年一月一日より四ヶ年間二千萬オンス以上の銀を賣却しない。第二項の五ヶ國政府の買上分擔額は、アメリカ二四、四二一、四一〇オンス（約七〇%）、メキシコ七、一五九、一〇八オンス（約二〇%）、カナダ一、六七一、八〇二オンス（約四・八%）、ペルー一、〇九五、三二五オンス（約三・二%）、濠洲六五二、三五五オンス（約二%）である。最初本邦政府も又三七六、四八六オンスの銀買入割當額を豫定せられてゐたが、本邦は極めて小額の產銀國に過ぎないから、これに參加せずとも協定の成立には何等影響なかるべしとの理由で、特にアメリカ代表部の諒解を得て此の銀協定には參加しなかつた。

國際銀行

（英）International Bank
（獨）Weltbank
（佛）Banque Internationale

〔定義〕世界大戰後、歐洲諸國幣制の調整手段として計畫されたものゝ一である。

〔解說〕ベルギーのデラクロア（Delacroix）アメリカのヒッチコック（Hitchcock）、ヴァンダーリップ（Vanderlip）、イギリスのギブソン（Gibson）等の諸案が、卽ち是である。之等諸種の國際銀行案の內容は同一ではないが、併し各國が共同して一大國際銀行を設立し、その發行せる國際的通貨を以て貿易の決濟に充てると共に、國內に於ては右の通貨を準備として不換紙幣を整理せんとしたものである。けれどもこれ等の計畫は一つとして實現しなかつた。たゞヤング案に基くドイツ賠償金問題の解決案に於て計畫された國際決濟銀行（The Bank of International Settlements）なる一種の國際銀行が、ドイツ賠償金の處理、及び國際金融關係の助長機關は國際金融の清算所として一九三〇年二月スイスに設立された。

國際金融

（英）International Finance
（獨）Internationale Finanz
（佛）Finance Internationale

〔定義〕國際間に於ける資金需給のこと。

〔解說〕國際間に於ける資本の移動を起す原因には、(一)金融取引、(二)金融取引以外の取引の二つがあり、金融取引自體から起る資金の移動は、例へば對外投資に對する元本利子及び配當の授受、有價證券の賣買、爲替資金の操縱等の如き取引に基くものであつて、これを資本の國際的移動といふ。資本の國際的移動は國際金融の中心現象である。金融取引以外の取引はその種類が多岐に亘り、例へば、(イ)商品の輸出入もあれば、(ロ)鐵道船舶による貨客の輸送、保險業務もあり、(ハ)移民の送金、海外旅行者の消費、在外公私事務所の經費、在外派遣軍の經費等の如き人間の移動によるものや、(ホ)戰爭の賠償金、贈與金などの類もある。そして金融取引自體から起る資金の國際的移動は、(イ)短期資金の移動と、(ロ)長期資本の移動とに分れ、前者には現實に資金の移動が行はれるのであつて、例へば(1)國內貨幣の輸送、(2)世界的貨幣たる金の現送、(3)外國爲替等の方法によつて、資金を外國へ移すことになるが、後者に於ては借入れは資金をそのまゝ債權國に存置し、商品購買代金とか、債務支拂とかに充てられることがあるから、その總てが必らずしも現實の資金移動を伴はない。外國にクレヂットを設置する場合は尙ほ更らである。次に金融以外の取引に際しては、資金の移動は現實的に移動の方法によるのを普通とし、たゞ特別の場合に於てのみ商品輸出の代金を自國へ取り寄せず、これを相手國に預金その他の形式を以て存置することがある。此の如き場合は、所謂商品の無爲替輸出乃至資本逃避の一形式であつて、恰も資本輸出が商品の形態を以て行はれると同じやうに、これまた資本移動に包括せらるべきものである。

國際金融市場

（英）International Money Market
（獨）International Geldmarket

〔定義〕狹義の國際金融市場とは、世界

を無臺として金融取引を行ふ主要國際金融中心地のことであり、廣義の國際金融市場とは世界に於ける各個の金融中心市場の相關々係とその活動の全體を指すのである。

〔解說〕國際金融中心地としては、ロンドン、ニューヨーク、アムステルダム、パリ、上海等を擧げることが出來るが、この金融中心地には多くの金融市場が存在し、市場と市場との間には間斷なく資金の移動が行はれてゐる。故に國際金融市場といふ時には個々別々の市場を指すのではなく、國際金融中心地に存在する總ての市場を包含したものと解すべきである。かく國際金融市場は金融機關の雜多な市場より成り、その機能も多樣であるが、最も重要なる機能は、一方に國際間の短期資金を蒐集すると共に、他方これを多量に要求する地方、或は金利の高い地方に放資することである。廣義に國際金融市場を解する場合、世界各國がこれに結びついて、世界的な一大市場がそこに展開される　而してその何れの場合に於ても、國際金融市場の主なる職能は國際間に間斷なく資金の移動を行ふことである。なほ國際金融中心地についていへば、(一)自由爲替市場、(二)健全なる銀行組織、(三)割引市場の三條件を必要とし、これ等の條件が完全に具備することによつて、世界的の金融取引が出來るのである。

國際決濟銀行

(英) Bank for International Settlement

〔定義〕ドイツの、賠償支拂に關する改訂案たるヤング委員會の報告書に基き、賠償金の受拂を委任することをその直接目的として、創設された國際金融機關である。

〔解說〕一九二九年十月から十一月に亘つてパーデンでヤング案に基き同行の創立委員會が開かれ、更に一八三〇年一月再びヘーグで右委員會を催し、設立條例、定款並に賠償に關する信託契約案を議了した。その創立者は、日本、イギリス、フランス、ベルギー、イタリー、ドイツの中央銀行及びアメリカ銀行團であつて、一九三〇年二月ローマで創立者會議を催し、同年五月十七日愈々その業務を開始する事となつた。ヘーグ條約によれば、スイスは法律の效力を有する設立條例を同行に許與し、且つヘーグ條約締盟國及びスイスは同行に對する公課免除の外、同行の預金又は他の資金につき、徵收、徵發、差押、沒收金、若くは通貨の輸出入禁止若くは制限等の目的たるを得ずとの特權を與へてゐる。同行の業務は賠償金の受拂及び信託契約による事務を始め、又中央銀行に對する割引貸付、各中央銀行に對する預金受入、手形及び短期證券に對する資金運用、國際取引の決濟、資金の國際移動、國際經濟に關する調査、經濟政策の立案、國際會議に關する事務等である。世界恐慌の勃發以來は窮迫國に對する救濟資金の融通、經濟に關する諸國際會議の招集、國際經濟に關する意見の發表、中央銀行間の協調聯絡その他その活動に見るべきものがある。本店はスイスのバーゼルに設けられ、資本金五億スイス・フランこれを二十萬株に分ち、二十六ケ國に於て引受けたが、創立者たる七ケ國金融機關は大株主である。重役會は日本、イギリス、アメリカ、ベルギー、イタリーより各二名フランス、ドイツより各三名、スイス、オランダより各一名を以て組織されてゐる。日本は、一萬九千七百七十株を引受けた。

國債市場

〔定義〕東京、大阪株式取引所内にある國際取引市場のことで、大正九年十月に債券相場を公平ならしむる目的から設置されたが、國債以外に地方債、社債も取扱ふ。

國債事務

〔定義〕政府は官民の便宜を圖り、且つその取扱に要する各種の費用を省く爲め、日本銀行をしてこれを取扱はしめてゐる。

〔解說〕明治十七年より日本銀行は各種國債の事務を取扱ふことになつたが、明治三十九年四月制定に係る國債に關する法律は「國債ノ起債、元金ノ償還、利子仕拂、證券及ヒ登錄ニ關スル取扱手續ハ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」(同法第一條)と規定し、これが原則を確立して、爾來すべての國債は皆日本銀行をして取扱はしむるに至つた。日本銀行の本支店及び代理店は、國債事務取扱店として、國債應募の受理、元利金の支拂、登錄請求の受理、證券の交付等を取扱つてゐる。昭和十年八月日本銀行の國債局が獨立した。

國際收支差額說

〔定義〕國際貸借說を國際收支差額說ともいふが、其意味は變らぬ〔「國際貸借說」の項を看よ〕。

國債整理基金

〔定義〕明治卅九年法律第六號國債整理基金特別會計法による特別會計資金のこと。

〔解說〕この特別會計は公債特別會計と共に國債管理機關を形成し、國債整理のための償還基金(所謂減債基金)を管理する外、元利金支拂、借替による募集の管理並に運用利殖、起債費の負擔等を其任務とする。

國際貸借說

(英) Theory of Balance International Indebtedness

〔定義〕爲替相場の變動は爲替市場に於ける需要供給の變化に依存し、爲替の需給は國際貸借の狀態に依存するといふ學說。

〔解說〕これは爲替相場決定理論或は變動理論として、古典學派の論旨の中に認められ、世界大戰までは通說の如く考へられて來たところの說である。而してこれに明確なる委を與へ、一理論としてこれを大成せしめたものはゴッシェン(Visoount Goschen)である。ゴッシェンのいふ國際貸借の内容は決して獨り商品の輸出入にのみ基いて發生するものではない。彼は貿易以外の國際貸借をも重要視した。かくの如くこの外國爲替理論は著しき程度に於て綜合的ではあるが、併し夫は戰後の爲替情勢を說明する上に決して十分なるものではあり得ない。アフタリオンは「量的にして且つ偏狹なる爲替理論である」と云つてゐる。

國際短期資金

〔定義〕短期投資や投機の目的を以て、國際間に移動する一國の剩餘資金をいふ。

〔解說〕世界大戰前に於ては、各國の過剩資金を移動するには主として長期の爲替手形を用ひ、爲替相場——就中ヨーロッパ各國間の相場——はこの種の手形に對する投資的目的の需要如何に左右されることが多かつた。然るに最近に於ける爲替相場變動の有力なる原因は、短期流動資金の投資又は投機や、資本の逃避である。その額は急速に增大し、極めて流動性に富んだ奔放

な活動のために、爲替相場の變動を防ぐことが出來ない。國際短期資金の此くの如き活動は、(一)國際間の電話や電信により爲替取引を行ふため、巨額の資金も迅速に移動されること、(二)銀行はその資金を有利且つ流動的に保有する必要上、各地の金利の差を利用しやうとして焦慮すること、(三)剩餘資金を有利に使用し得るのみならず、その移動に便宜を持つ銀行に集中すること、(四)世界の中央銀行は皆て爲替や通貨の安定のために、金を移動して均衡を圖つたのであるが、近頃はこの種の資金の移動によつてこれを達しやうとすること、(五)外國爲替取引の激增に伴ひ、各國共に多額の外貨流動資金を要するに至つたこと、(六)爲替相場の變動の激しいこと等に原因する。併し一方に於ては、流動資金の集中と移動とが激しく、或る國の通貨に聊かの不安が起つても、忽ち他國へ逃避して爲替を暴落させ、逃避先の爲替を暴騰させるやうな弊害がある。今、國際短期資金を貸手借手の双方から見れば、貸手にあつてはその對外短期資産勘定として、(イ)對外的の當座勘定及び一時拂預金、(ロ)對外的の通知預金及び定期預金、(ハ)外國政府大藏證券を含む一般有價證券の所有、(ニ)海外債務者に與へた短期信用、(ホ)商業取引に基く帳簿上の貸勘定等が擧げられるし、又借手の側にあつては對外的短期債務として、(イ)當座繰越、(ロ)外國よりの當座勘定及び一覽拂預金、(ハ)外國よりの通知預金及び定期預金、(ニ)外國所有に係る有價證券、(ホ)外國の債權者によりて與へられた短期信用、(ヘ)商業取引に基く帳簿上の借勘定等の形式を以て行はれるのである。

國際手形

(英) International Bill of Exchange
(獨) Internationaler Wechsel
(佛) Lettre de change internationale.

〔定義〕 國内爲替手形に對する語、外國爲替手形と同意義である〔「外國爲替手形」の項を看よ〕。

國際的金本位制

(英) International Gold Standard

〔定義〕 各國が一樣に金本位制を採れば、金は一般的な對外支拂手段即ち國際的貨幣として通用するから、此くの如き機能を强調してこれを國際的金本位制と呼ぶ。

〔說解〕 元來、金本位制を以て爲替の安定を計るためには、各國が同じやうに金を基礎としてゐるといふことを前提とする。この意味に於て金本位制を採用する國々は、自働的に一つの國際組織の組合員となるのである。即ちかくして信認を維持し、金本位の一般的運用を圓滑ならしむる合理的經濟及び金融政策を行ふ責任を負はされる(國際聯盟金委員會第二回中間報告)。ロンドン國際經濟會議に於て、金本位が再びその主要議題として檢討されたのも、專門家準備委員會として發表された會議々題書の中に、各國政府が考慮しなければならない主要問題の一つとして、「通貨及び信用政策の分野に於ては金本位を廢棄した諸國が進んで加はり得る有效なる國際金本位制の復活がその對象とならなければならぬ」としたからである。けれども實際の推移はこれと逆行し、斯かる理想は現實から益々遠去かりつゝある。

國債取引

〔定義〕 既發國債の賣買取引であつて、

便宜上、國債取引と稱するものゝ、國債の外に地方債、社債の取引も行はれてゐる。

〔解說〕 これに市場取引と場外取引とがある。前者は東京大阪株式取引所に於て行はれ、長期清算取引(大正十四年より開始)と實物取引とより成る。長期清算取引の期限は二ケ月とし、當中先の三限に分れ、一限二十四日間となつてゐる。各限の受渡期日が奇數月は十五日一回、偶數月は五日、二十五日の二回である外は、株式の長期取引と變らぬ。實物取引の受渡は十五日以内で賣方は其の期間内なら隨時に提供が出來る。場外市場は證券業者と投資家、證券業者同志の直接取引である。國債取引は凡て裸相場と言ひ、その相場には利子の計算は全然含まないことになつてゐるのである。

國債の起債

(英) Emission
(獨) Aufnahme der Schulden

〔定義〕 國家による債務の設定を謂ふ。

〔解說〕 これを發行又は募集と謂ふこともある。公債務の設定には常に必らずしも證券を發行すると限らない。例へば登錄公債の如きものがある。又、必らずしも一般から資金を募集すると限らぬ。例へば交付公債、一時借入金、行政公債等の如きが即ちそれである。起債の方法は、一般の人及び一般の地域から起すか、或は特定の人若くは地域から起すかによつて、(イ)一般起債法、(ロ)特別起債法とに分れる。前者は公募又は賣出であり、後者は政府の他の會計、特殊金融機關による引受である。次に政府が直接的に起債の責任を負ふか、間接的に負ふかによつて、(イ)直接起債法、(ロ)間接發行法の二つとなり、前者は更らに(1)政府が直接に起債に關する一切の事務に與るもの、(2)銀行又は銀行團に政府の定めた發行條件で、募集事務を委任するものゝ二つに分かれ、後者は引受發行又は請負發行と稱せられるものであつて、一銀行又は銀行團が政府から公債を引受け、再びこれを彼等の手によりて一般に轉賣するものである。我國の公募は政府直接に行はずシンディケート銀行に依つて行はれる。

國債の起債條件

〔定義〕 國債の起債なる債權契約の内容を成すものであつて、その主要なる條件は利率、發行價格及び償還の期限等である。

〔解說〕 國債の起債については、先づ起債の條件を決定しなければならぬ。(一)主要條件の中最も重要なるは利率である。利率は即ち利息の割合で、原則として年何分何厘として表はすが、短期の國債にありては日步を以て表はすことがある。(二)國債の發行價格は利子との關係によつて定まるもので、その國債の利率が起債當時の一般金利と一致すれば額面價格に近づかんとする。かゝる場合にはそれを平價發行法といふ。然るに國債の利率が一般金利と異る場合には發行價格と額面價格とは一致しない。かゝる場合これを呼價發行法といふ。そしてこれにも發行價格が額面價格より大なる場合と小なる場合とがある。前者は利率が一般金利よりも高い場合であり、後者は低い場合である。併し普通に呼價發行法といへば後者の場合のみであつて、前者の例は殆んどない。(三)償還期限は永遠公債にはなく、短期公債にのみ見るところの條件で、償還期限が短かければ呼價發行の場合の如きは、發行價格と額面價格の差即ち

償還差益も短期間にこれを得られるから、その償還利廻は大であり、償還限期が長期なれば償還利廻は小さい代りに、長期に亙つて確定利子を受くるの利がある。併し償還は、一定の日時まではこれを行はないと定めることが多く、かくの如き償還の自由を拘束する期限を据置期限と呼んでゐる。

國債の償還

（英）Redemption
（獨）Tilgung
（佛）L'amortissement

〔定義〕國家がその公債務を辨濟して、國債證券、借入金證書等を引上ぐること。

〔解說〕國債償還の範圍及び方法は起債の際の法令或は契約によりて定まる。國債を償還する場合、契約面又は證券面に示された期限に償還するものを滿期償還といひ、その期限以前に償還するものを期限前償還といふ。期限償還には全部償還と一部償還とあるが、全部償還は全額を償還するもので、償還額の少い場合、又は金融情勢に應じ全額を低利に借換えんとする場合に行ひ、一部償還は歳計の餘裕を利用して少しにても償還し、滿期に至り全額償還をなすの苦痛を免れんとするに出づるものである。何れにしても据置期間中は全部の期限前償還をなすことは出來ない。たゞ買上償還の方法によつてその一部を償還し得るに過ぎぬ。期限前の一部償還には買上償還と抽籤償還とがある。買上償還は國債を買入れこれを銷却し、以て償還の目的を達せんが爲めに行はれるもので、通常額面以下で買入れることが出來るから國庫の負擔を輕くするのみならず、適度にこれを行へば價格維持に效果がある。抽籤償還は抽籤により額面價格を以て償還する方法である。額面で償還を受ける點は、買上償還に比して債權者には利益であるが、併し償還を欲せざる者に償還をなす結果となる事がある。

國債の登錄

〔定義〕債權者の請求により、その所有國債を國債登錄簿に登載することを云ふ。

〔解說〕國債に對しては原則として無記名國債證券を發行するけれども、債權者の請求ある時は國債の登錄を行ふ。登錄には（イ）甲種登錄、（ロ）乙種登錄の二種があり、前者は證券を發行せずして登錄のみ行ひ、後者は記名證券を發行するのである。

國債の破棄

〔定義〕國債に關する義務不履行のこと。

〔解說〕元金の破棄、償還期限の延期、不換紙幣又は品質下等の貨幣を以てする支拂、强制的低利借替等は卽ちこれに屬する。

國債の利札

〔定義〕國債證券に附屬し、利子支拂期毎に一枚宛切り取つて利子の支拂を受く。

〔解說〕利札には、（一）附屬利札、（二）添付利札の二つがある。附屬利札とは國債證券と一體をなし、同一紙面に印刷されてあるもので、普通に利札と稱するときはこれを意味し、又國債證券といへば當然附屬利札を包含する。添付利札とは、別の紙面に印刷されて添付されたものである。附屬利札の枚數は二十枚のもの、四十八枚のもの、六十枚のものに分れ、稍長期のものは利札が不足するから、盡了した場合は次期以降の利札を附して新規に證券を交付するか、或は次期以降の利札を繼足交付する。

國債の利廻

〔定義〕國債の發行價格、若くは實買價格に對する利率が卽ち國債の利廻である。

〔解說〕國債の利率に、（イ）形式上の利率、（ロ）實質上の利率の二つがある。前者は公債の發行價格に對する利率であるが、後者は發行價格若くは實買價格に對する利率卽ちこゝに云ふところの利廻である。假りに額面價格百圓で、その利率年四分とすれば、その利子は四圓であるが、若しその發行價格を八十圓とすれば、その實質上の利率は $\frac{4圓}{80圓}=0.05$ 卽ち年五分に當る。かくの如き利廻は、（イ）收益利廻と、（ロ）償還利廻との二つに分れる。前者は單に一期間の利子額と發行價格又は實買價格の比率をみるものであり、後者は利子額の外に償還差益を併せて一定の投資額から生ずる收益の割合を計算するものである。こゝに償還差益といふのは、額面價格と發行價格若くは實買價格との差額である。從つて單なる利廻のみを計算するのと、償還差益をも利廻計算に入れるものとでは、その結果に大なる相違を生ずる。例へば前の例に於て一期間の利子額のみについて計算する時は、收益利廻は年五分となるが、これに償還差益を加へるとする。額面價格百圓、發行價格八十圓、二十年後に償還されるとせば、償還差益は二十圓であるから、これを二十年間に均分した一圓がその差益となる。これを利子四圓に合算すれば五圓となり、その利廻は $\frac{5圓}{80圓}=0.625$ 卽ち年六分二厘五毛に當り、收益利廻と償還利廻の差は 0.0625 $-0.08=0.0125$ である。この利廻率の計算方法には（イ）單利計算と（ロ）複利計算とがあり、我が國にては主として單利計算が行はれて、歐米にては複利計算が行はれてゐる。前揭の計算は卽ち單利計算であつて計算方法としては簡單であるが、これには誤謬を含んでゐるのみならず、外貨との比較に於て不便であるから、大藏省では計算方法の改善を唱へ、計算に必要なる債券現價表を自ら編纂し、昭和三年四月以降複利計算を採用することになつたが、尙ほ當分は單利計算をも併用する。なほ普通にいふ利廻は收益率を示すもので、應募者から見た應募者利廻であるが、國債の價格から手數料、租稅その他の費用を差引き、純手取額を基準とした發行者側の負擔率を計算した利廻がある。これを發行者利廻といふ。

國際複本位制

（英）International Bimetalism
（獨）Internationaldoppelwährung
（佛）Bimétalisme international

〔定義〕世界各國が相協議して、複本位制を國際的制度となし、これが持つ所の補整作用を十分に發揮せしめんとする提案。

〔解說〕複本位制は今日實際上用ひられてゐないが、金銀兩者が交互に作用し合ふ補整作用は、複本位にあらざればこれを望むことの出來ないものであるとの見解に基き、金銀兩者を貨幣となして貨幣の供給を多からしめ、貨幣價値及び物價を安定せしむべしと說くものがある。然るにフランス、或はアメリカの如き此の本位制度を久しく實施した國の經驗によれば、銀にして暴落するも補整作用は行はれず、終に已むなく銀貨の自由鑄造を停止し、複本位制より跛行本位制へと必然的轉化を餘儀なくせしめられた。この事實は畢竟或る一國乃至少數

の國々のみが此の本位制を採用し、他の多數國は金本位制となり、多量の銀を世界市場に賣放ち、銀價の下落を甚だしからしめた爲めである。單に少數の國が複本位を採用するのでは、他國からの影響によつて此くの如くその目的を達することが出來ない。そこで世界の大多數の國が複本位を採用し、國の內外を通じて補整作用の行はるゝことが希望され、こゝに國際的複本位制の主張を生ずるに至つた。この主張は十九世紀の中葉に於て銀を多量に產し、且つその値下りにて困難を感じたアメリカに起り、これが爲めに數度國際會議が開催され、世界の有名なる貨幣學者を始め、政治家、實際家の間にも多くの贊成者があつたけれども、終にその成功を見るに至らなかつた。(一)國際間の偏在、(二)法定比價の協定難、(三)貨幣改革に伴ふ財界混亂の懸念、(四)自國幣制による利便、(五)條約滿期の際に於ける財界の動搖懸念等は此計畫を不成功に終らしめた主なる理由である。然るに最近に至つて再び國際複本位制論が唱へられて來た。これは戰債問題と關聯して論ぜられ、一九三三年四月五日に開かれたアメリカに於ける世界經濟會議の豫備會商に於てもこれは問題となつたが、結局龍頭蛇尾に終つた。

國際聯盟金委員會

（英）League of Nations The Gold Delegation of The Financial Committee

〔定義〕國際聯盟理事會の決議に基き、金の購買力の變動の原因並にその變動が各國民の經濟生活に及ぼす影響を研究調査する爲め設けられた委員會が卽ち是である。

〔解說〕一九二二年のゼノア國際經濟會議は金本位制度を確立することの必要を勸告したが、同時に又若し金本位制度の再建した曉には、金の購買力の不當なる動搖を防止する樣に努めることの重要なる旨を附言した。然るにその後金本位の再建は着々として實現せられ、これと前後して世界的物價低落の傾向は顯著となつたから、ゼノア會議の勸告に附言せられてゐた金購買力の變動に關する問題が漸く人の注意を惹き、一九二九年六月の國際聯盟理事會の決議に基き財政委員會は特別の委員會を設け、これに「金の購買力變動の原因並にその變動の諸國民の經濟生活に及ぼす影響を調査報告す」べきことを委囑した。この委員會が卽ち國際聯盟金委員會なるものである。アルベール・ヤンセン（Albert Janssen）を委員長とし、財政委員會の委員並に國際的權威者の中から委員を任命した。調査附託事項を約言すれば、(一)金の分配に關する問題、(二)金の購買力乃至物價の變動が一般繁榮に及ぼす影響の問題、(三)かくの如き變動を測定する方法、(四)金購買力の長期並に周期的變動の問題等である。委員會は一九二九年八月まづ第一回會議を開き、引續き一九三〇年六月及び十一月、一九三一年一月及び八月、一九三二年四月及び五月の前後七回の會議を經て三ケ年の間に三部の報告書と四部の參考文獻を提出した。第一回中間報告は專ら金の需要と供給を中心として、その購買力の長期的變動の問題を取扱ひ、第二回中間報告は金の分配に關する問題を取扱つた。そして最終報告に於ては第一、第二兩中間報告に於て取扱つた問題を順序立てゝ取纏めると共に、附託事項中の殘りの問題

を審議した。(一)第一回中間報告に於て述べられてゐるのは有名なる金委員會の金供給不足說であつて、これが匡救策として、(イ)金貨の使用を廢止して、金を中央銀行の準備に集中し、且つこれを國際取引の決濟手段にのみ充當すること、(ロ)國際的協力により金準備率を低減すること、(八)小切手、郵便貯金振替制度及び手形交換制度の發達改善を圖り金の使用を節約すること、(ニ)補助貨幣の使用を擴大し、小額紙幣を廢止すること等を提案した。(二)第二回中間報告では、現在の金の分配を決定するものゝ原因を二つ述べてゐる。第一は經濟上の相對的發達程度であり、第二は貨幣制度の實際の狀態と貨幣政策によるものである。現在世界に於ける金が、アメリカ、フランスに集中されてゐるのは、十五ケ年間に於ける戰爭による諸經濟關係、例へば貿易關係、原料及び製品の相對的價格に起れる大變化等がその原因であつて、金本位自體の膨脹からではない。故に政策としては(イ)中央銀行の協力、(ロ)公開市場取引の發達、これによつて中央銀行の仕事を容易にする、(八)中央銀行の信用の强化、これによる流動資金の集中化である。次に(三)その最終報告では金本位制を全面的に是認し、「世界經濟發達の現段階に於ては、金本位制は尙有效なる貨幣機構たるの確信を有する」ものであると述べてゐる。

小口金融

〔定義〕小額金融と同じ〔「小口金融」の項を看よ〕。

小口當座預金

〔定義〕特別當座預金の別稱である。

國法銀行

（米）National Bank

〔定義〕アメリカの國法銀行法（National Bank Act）に基いて設立された銀行で、一に之を國立銀行とも云ふ〔「アメリカ國立銀行」の項を看よ〕。

國立銀行（日本）

〔定義〕アメリカの國法銀行制度に倣ひ、國立銀行條例によりて設立せられた銀行であつて、紙幣發行の特權を有してゐた。

〔解說〕明治三年十月伊藤博文等は兌換券準備の對策を研究するため渡米し、アメリカの銀行制度、公債制度及び貨幣制度を調査して、國立銀行設立の建議案を時の政府に提出した。この建議案については政府部內に於て種々の議論を生じたが、遂に國立銀行を設立することに決し、明治五年十一月十五日太政官布告第三四九號を以て國立銀行條例が制定され、また各縣の施行細則を規定せる成規も同時に公布された。同條例によれば國立銀行の資本金は設立地及び人口の多寡により制限があるが、少くとも五萬圓以上の資本金を有する事を必要とした。銀行は資本金の十分の六に相當する政府紙幣を大藏省に上納して同額の公債證書を受取り、更らに該公債證書を抵當として大藏省より同額の銀行券を受取り、これを發行流通せしむることゝし、又資本金の殘部卽ち十分の四は本位貨幣を以て銀行に積立てゝこれを發行紙幣の交換準備に充て、而かもその準備は發行高の三分の二を下ることを得ず、又聊かも紙幣の金貨交換を拒み或は怠る可からずとした。國立銀行條例が發布せらるゝや、これに從つて設立せられたのは東京第一國立銀行を以て嚆矢とする。次に橫濱爲替會社がその組織を變

更して横濱第二國立銀行となり、更らに大阪の第三國立銀行の許可があつたが、同行は株主總會に於て紛議を釀し、遂に開業に到らずして解散した。つゞいて新潟第四國立銀行、大阪第五國立銀行が設立され、前後十ケ月間に四箇の國立銀行の開業を見た。明治九年八月改正國立銀行條例が公布され、通貨を以て銀行券の準備に充てしめ、準備の割合をも改正したので大に有利となり、又政府もその設立を勸誘し、殊に金祿公債を所持せる士族にこれを奬勵する所があつたから、各地に國立銀行設立の機運が大に助長された。その行數は、明治十年には百五十三行に達し、政府の内定した國立銀行資本金總額四千萬圓を超過したゝめ、爾後その設立は許されなかつた。これ等の國立銀行の多くは、金融の開通のために設立されたものであるが、中にはその特典に與らんことを目的として設立されたものがあり、その結果として銀行券の價値を低落せしめ、同時に公債の價格を下落せしめたので、この弊害を矯正せんとし、明治十五年に日本銀行を創立し、次で同十七年に兌換銀行條例を發布し、以て銀行券の統一を圖ることゝなり、明治二十九年營業滿期國立銀行處分法及び國立銀行營業滿期前特別處分法の公布あるや、普通銀行に營業を繼續するもの實に百二十二行の多きに上り、三十二年二月彦根第百三十三國立銀行の滿期繼續を最後として、以後國立銀行は我國金融界に全く其の跡を斷つに至つた。

個人銀行

（英）Private Bank
（獨）Privat Bank
（佛）Banque privée

〔定義〕一個人若くは極く少數の限られた者が出資者としてこれを組織し、經營擔當者は常にその出資者の中に求められる。

〔解說〕イギリスにては銀行業を營む會社としての登錄を必要とせざるものを指し、これには一個人を以て組織するものと十人以下の組合員を以て組織するものとがある。後者は我國の合名會社合資會社に該當する。アメリカに於ては社團（Corporation）として特許を得ざるもの即ち個人組織及び組合（Partnership）組織の銀行を云つてゐる。株式組織の銀行たる國法銀行及び州法銀行に對するものである。ドイツでも株式銀行（Aktienbank）株式合資會社（Aktienkommanditbank）に對して、その他の組織による銀行を指して個人銀行と云つてゐる。個人銀行はその特徴として經營の中心人物の人格が全事業に發揮され、人と人との信頼關係たる信用の機關としては理想的のものであるが、同時に規模、資本の大なることを得ず、資本主義經濟の下に於ては大なる活動を期し難い。從つて株式組織の大銀行が漸次發達するに至り、自らその組織を變更し、又はこれに合併せられ、何國に於ても今日は極めてその少數を存するに過ぎない。殊に我國に於ては現行銀行法が銀行はすべて株式會社たるべきものとし、個人銀行の存在を許さゞるに至つた。

個人信託

（英）Individual Trust

〔定義〕委任者が個人なる場合の信託。

〔解說〕個人信託は會社信託又は法人信託に對するものであつて、アメリカの信託會社には個人信託部を設けて、受託者としての固有の事務の外に、（イ）指定遺言執行

者、（ロ）選定遺言執行者、（ハ）後見人、（ニ）補佐人、（ホ）清算人の事務を取扱ふ。

個人手形

（英）Private Bill
（獨）Privatwechsel

〔定義〕銀行手形に對するもので、手形當事者たる振出人、支拂人、引受人共に何れも個人であつて銀行の介入せざる手形。

〔解說〕こゝで個人といふ意味は、單に一私人のみでなく、銀行以外の會社組合等をも含む。商取引の結果生ずる所謂取引手形たる約束手形、爲替手形は個人手形の代表的のものである。之を外國爲替に就て云へば輸出手形の信用狀付のものは大部分銀行手形、然らざるものは個人手形である。

個人十日拂買

（英）Privat to Days

〔定義〕銀行の買取る商人振出しの手形で、ボンベイ及び支那各地宛に用ひらる。

個數貨幣

〔定義〕一定の個片に製造された鑄貨。

五錢以上預り金

〔定義〕我が國貯蓄預金の嚆矢である。

〔解說〕明治十年三月、山梨興産社が山梨第十國立銀行となるや、官許を得て貯蓄預金を創始し、之を五錢以上預り金と呼んだが、同年五月に東京第三十三國立銀行もまた之に倣ひ、爾後各地の國立銀行にして貯蓄預金を取扱ふもの續出するに至つた。

國庫證券

〔定義〕國庫債券と同樣なる短期公債。

〔解說〕歐洲大戰の當時、輸出爲替資金の疏通を圖り、聯合國に對する輸出軍需品の代金決濟を便にし、その他聯合國の財政を援助する爲め、臨時國庫證券特別會計法により五ケ年以内の期限を以て、總額五億三千三百餘萬圓の臨時國庫證券が發行せられ、その後屢々借換へられたが、昭和四年悉く五分利國庫證券及び五分利公債に借換へ、臨時國庫證券特別會計は廢止された。

ゴッシェン（ジョージ・ヨアヒム）

（英）Georg Jouchim Goschen

〔人物〕父方の血統から云へばドイツ系であるが、彼自身はロンドンに生まれてオックスフォードに學び、後ち銀行業に從事し、イングランド銀行理事となり、國會議員、官吏等の經路を經て、大藏大臣、海軍大臣等に歷任し、之等の功によつて子爵を授けられた。一八九〇年には王室經濟學會（Royal Economic Society）會長となり、歿する迄經濟學の一般的研究發達に盡した。

〔著書〕一八六三年公にした「外國爲替論」（The Theory of Foreign Exchanges）は彼の代表作であつて、古典派の國際價値論金流出入說、紙幣價値論等を外國爲替論の下によく集大成し、歐洲大戰前までは殆んど唯一の外國爲替理論の指針とせられた。

五分利國庫債券

〔定義〕我國に於ける確定公債中殆んど其一半を占むる比較的短期の公債である。

〔解說〕この名稱を以て發行された公債は、日露戰役の戰費支辨のために發行された五分利乃至六分利のものがあり、その發行は五回に亘つたが、償還期間は何れも數年の短期であつた。この公債はすでに償還

濟となつてゐる。現存の國庫債券は、大正五年に四分利付英貨公債の一部の借換を目的として發行した五分利國庫債券に始まり「い」「ろ」「は」の順に發行せられ、大正十一年以後は「第一回」「第二回」なる記號を有する。その償還期限は「い」號は十五年であつたが、その後五年以下の短期公債の發行が多く、現在までの發行回數に於て最も多數を占めてゐる。六年以上十年のもの及び十五年以下のものこれに次ぎ、十六年以上のものは數回に止まる。大正十四年以後は十年以上のものが多く、昭和三年度の發行にかゝる第四十八回及び昭和四年度の第四十九回は何れも借換であつたが、その一は二十五年、他は二十四年の償還期限を有する。國庫債券には据置期限がない。最近は交付公債の形式を以て發行されることもあるが、長期公債に於ける五分利公債と同樣雜多なる目的に對して起債されてゐる。

五分利公債

〔定義〕 五分利國庫債券に次ぎ極めて重要性を有する長期確定公債の形式である。

〔解說〕 五分利附公債には、(一)五分利公債、(二)甲號五分利公債、(三)特別五分利公債等があるが、甲號五分利は「甲い號」及び「甲ろ號」の記號を有し、共に鐵道國有に際して鐵道買收代金交付のために發行された公債であり、特別五分利は明治三十九年に戰費並に軍事賜金支辨のために發行された公債で、「を號」及び「わ號」の二種がある。然るに五分利は明治三十九年以來現在に至るまで數十回に亙つて、諸種の目的のために起債せられたから、これを雜五分利公債とも云ふほどで、各「いろは」順の記號を以て發行され、別に「恩賜」の記號を有する。最近は記號盡き第何回として發行されるやうになつた。「ゑ號」以下「祝號」迄及び「恩賜」を第一五分利、「ゑ號」以下「め號」迄を第二五分利「め號」以下「す」號及び「第一回」以下を第三五分利と呼ぶ。

コラテアラル・セキュリティー

(英) Collateral Securities

〔定義〕 社債の一種コラテアラル・ツラスト・ボンドのことをば、一にまたコラテアラル・セキュリティーとも呼んでゐる。

コラテアラル・ツラスト・ボンド

(英) Collateral Trust Bond

〔定義〕 發行會社所有の各種有價證券を受託會社に預託し、これを擔保として發行する社債。其譯語は有價證券社債である。

〔解說〕 この種の擔保は第二義的の間接擔保に過ぎないから、第一順位附社債に比すればその擔保力は劣るが、所有々價證券を資金化するに最も便利である。この社債の短期のものを Collateral Notes と謂ふ。

コーラブル・ボンド

(英) Collable Fond

〔定義〕 隨意に何時にても、期限前の償還をなし得る特約を定めたる社債である。

〔解說〕 アメリカに於ける擔保附社債の多くは、三十年乃至五十年の償還期を有するが、殆んど例外なしに隨時期限前償還をなし得る規定を設けてゐる。これには一定の据置期限なるものがあり、その後に於て一定の割合で少しづゝ順次に低下する割增金を附けて其の元金を償還するのである。

コール

(英) Call Loan, Call Money
(獨) Tägliche Fälliges Geld
(佛) Déléit à vue

〔定義〕 コール・ローン、又はコール・マネーの異稱であつて、「呼べば戻る」所の貸金即ち要求次第返濟さるべき貸付をいふ。

〔解說〕 (一)**ロンドン** 市中銀行が第二線の支拂準備として主にビル・ブローカーに放出し、ビル・ブローカーは之を手形割引資金に充てゝゐる。コールの種類は、日貸 (day to-day loan) 一夜越 (overnight money, or night money) 及び一週間もの (weekly loan, weekly money, money at seven days' notice) の三種であつて、その中日貸は最も普通に行はるゝもので、嚴格にコールと云はゞこれを指す。即ち日貸は午前中に回收の通知を受ければ、その日の午後には返濟しなければならぬ。これは銀行遊資の捌口であり、遊資は市場に放出されなければ無利子でイングランド銀行に殘して置くことになるから、その利率は一般に低い。一夜越は翌朝期限のもので、これはコールとしては寧ろ例外的のものである。一週間物は我國の普通ものによく似てゐるが、大體七日期限のもので、七日目七日目に回收の有無を決める〔「一週間拂」の項を看よ〕。

(二)**ニューヨーク** 主に株主資金として市中銀行より仲買人に貸出さるゝものでも株式擔保を原則とする。株式取引所のコール・ローンはブローカーズ・ローンとか、ストリート・ローンとか云はれ、株式仲買人に融通せられる資金の大部分を占むるものであり、コール・ローンの出手としてはニューヨークの銀行及び信託會社が重なるもので、幾分かは個人銀行やブローカー又は外國銀行代理店などもある。コールは僅かに一種であつてコール・ローン又はデマンド・ローン (Demand loan) と云はれ、單に一日の据置期間を有するに過ぎず、勿論次々と制限なく延長はするが、これに適用される利率を繼續利率といふ。そして何時でも回收の通知を受けたら、その日に返濟しなければならぬ。長期物にタイム・ローン (time loan) といふのがある。これは貸出期限が三十日乃至九十日で、その率は貸出の時協定されたものが全期間に適用されて變更がない。通常、この期限付コールはコールと云はずに區別されてゐるが、ブローカーズ・ローンには要求拂及び期限付の兩コールを包含する。(三)**本邦** コール用途の主なるものは手形交換尻の決濟にある。コール輸入以來ビル・ブローカーに於て任意に貸手の側からはコール・マネーと呼んでゐたが、大正五年銀行條例の改正實施に際し、コール・ローン、コール・マネーを獨立した營業科目と指定し、新銀行法もこれを受け繼いだ。コールの種類は、(イ)翌日物、(ロ)無條件物、(ハ)普通物、(ニ)月越物に分れる。翌日物とは貸出の翌日決濟せらるゝもので、主として交換尻の決濟に用ひられる。若し翌日が休日である時は、翌々日の交換時間までに決濟されなければならない。今日ではコールの典型的のものになつてゐる。無條件とは一日据置き以後は何時にても一日の豫告期間を以て回收し得るコールである。コールの意味を本質的に解すればこれが最も典型的なものと云はねばならぬ。普通物は取組の日より一週間据置き、その後貸手又は借手の前日の豫告により決濟せら

るゝもので、無條件と餘り變らない。若し据置期間經過後何れよりも豫告なければ、それ以後は全く無條件と同一の形式になる。これが多く行はれるのは月末か月初で、月初めは一般に金融緩漫であるから遊資多く、貸手側の希望に出で、月末は金融繁忙を告げ、手許逼迫するを以て借手の需要によつて成立する。大阪にては普通物と無條件物との區別を認めず、東京のみに行はれてゐる。月越物は月を越すことを條件とするもので、月末から翌月に跨る所の取引であるから、その月内は返還の請求又は申出をすることが出來ない。月を越せば翌月の第一日目から無條件物の性質を有し、一日前の豫告にて決濟をすることが出來る。これは月末金繰りの必要に充つるのが通常であるが、爲替資金として爲替銀行の吸收するものもある。以上に掲げたものゝ外、三十日物、六十日物の如き長期物は變態的のもので、その本來の性質からコールと呼ぶことは出來ない。故に銀行法施行細則に於ては、銀行がコールとして營業報告に掲げるものは、翌日物、無條件物及び据置期間七日以内のものに限るとしてゐる。

コール協定

〔定義〕コール利率の際限なく低下するを防止する爲めに出來た所謂紳士協定ともいふべき有志銀行間に於ける申合である。

〔解說〕東京にコール日歩一錢三厘の紳士協定が成立したのは大正八年で、三井、三菱、第一、十五の四行がこれに加はつたが、昭和二年四月十五の休業によつて三行となり、安田はその協定外にあつて協定率に準じてコールを出してゐた。昭和二年八月、前記三行の外、正金、安田、住友を加へコールの新協定が成立した。大阪にても東京同樣早く銀行十行でコールの協定を行つてゐたが、昭和二年十月東京に準じて三十四、山口、住友、鴻池、加島、第一、三菱、三井、正金、安田の諸銀行の間にコール協定が出來た。その後、東京のコール協定には、川崎、第百、三十四、山口、鴻池の四行が漸次これに加はり、昭和五年十一月にはこれ等十行が水曜會なるものを組織して、コールその他の利率を協議することゝなつた。その頃大阪側にてもまた二水會なるものを組織し、而かも兩者が十分よく協調を保つやうになり、昭和六年十二月以後東西のコールに利率の不同は止んだ。コール利率の改正は東西が必らず協議して同時に實行する申合せが出來てゐる。これ等のコール協定とは別箇に東西の預金協定組合銀行は、組合銀行外よりコールを借入れる場合は、預金吸收とその性質を同じふするものとなり、爭奪の弊を生ずるを恐れて、一般の預金協定の中にコール利率をも加へた。

コール市場

（英）Call Market

〔定義〕短期資金市場であつて、銀行の支拂準備金の一部、又は一時的遊金の運用法たるコール・ローン、又はコール・マネーの需要供給せらるゝ市場のことである。

〔解說〕コールを貸す方をコールの出手借りる方を取手といふ。我が國では出手は市中の普通銀行、特に大銀行であるが、最近は信託會社、保險會社も出手として現はれてゐる。取手としては銀行を主とするが、最近はビル・ブローカー、證券業者等も亦取手として現はれる。銀行が取るコールの主なる用途は、(一)中小銀行が交換尻を

決濟する爲め、(二)或は特殊銀行が債券發行までの繋ぎにする爲め、(三)或は地方銀行の支店が急ぎ本店に送金する必要の爲め、(四)或は爲替銀行が爲替資金の調査をなす爲め等種々ある。大普通銀行がコールの取手となることは極めて稀である。銀行間のコールは直接のこともあるが、通常はビル・ブローカーが仲介に立つ。ロンドンでは出手は主として銀行、特にロンドンの大銀行にして、取手はビル・ブローカーが最も主要なるものである。ビル・ブローカーはその資金は、手形割引資金として割引市場に供給する。併し時として株式仲買人が取引所決濟資金をコールに仰ぐこともある。ニューヨークには株式取引所の一隅にモネー・デスクなるものあり、その周圍に具體的なコール・マーケットが成立し、コール取引は多くこの協定市場で行はれる〔「コールマネー・デスク」の項を看よ〕。近來は割引市場の發達と共に、これに聯絡せるコール市場も成立しつつあるが、株式取引所内のコール市場には到底比ぶべくもない。ロンドンのコール市場が割引市場に結びついてゐるのに對し、ニューヨークのコール市場は株式市場に結付いてをり、兩者の間著しき對照を見る。

コールの擔保

〔定義〕コールを出すにも相當の擔保を要求し、擔保がなければコールを出さぬ。

〔解說〕コールの擔保としては、ニューヨークやロンドンでは相手が承諾さへすれば、如何なる物でも差支ないことになつてゐる。日本に於ては普通國債を差入れる。以前は無擔保のコールが非常に多かつた。

コール手形

〔定義〕コールの取手から、其の出手に對して借用證として提供されるものゝこと。

〔解說〕コールの期日が到來したならばこの手形を呈示して、コールを回收する。

ゴールド・サーティフィケート

（英）Gold Certificates

〔定義〕北米合衆國通貨證券の一種類。

〔解說〕大藏長官は價額二十ドル以上の地金を金庫局長又は地方金庫局長をして預託を受けしめ、これに對して十ドル以上の券面を有するゴールド・サーティフィケートを發行することが出來る。その種類は十ドル券、二十ドル券、五十ドル券、百ドル券、五千ドル券及び一萬ドル券の八種とする。何れも從來の政府紙幣預證券(Currency certificates)に代ふるものである。若し合衆國紙幣及び大藏省紙幣償還のため準備として保有する金貨及び金地金が五千ドル(一九〇六年に改正前は一億ドル)以下に減少し、且つその狀態を繼續する間は、この金券の發行を停止し、又は國庫の一般資金中に保有する合衆國紙幣及び銀券の總額が六千萬ドルを超過せる間は、大藏長官はその裁量によつて金券の發行を停止せしめることが出來る。なほ金券發行額の少くとも四分の一は五十ドル若くはその以下の券面を有するものなることを要し、この金券發行のために預託を受けたる金貨はこれを國庫に保有し、請求次第金券の支拂に供する外、他の目的に使用することを許さない。又、金券にして金庫に受入れられた場合には再び發行することが出來る。國立銀行がこれを保有する場合には、その法定準備の一部として計算するを得るものである。更らに大藏長官はそ

の裁量によつて一萬ドルの券面の指圖人拂金券(Gold certificates payable to order)を發行することを得。又、一九一九年十二月二十四日法律第十五號「合衆國金券ヲ以テ持參人拂ノ法貨ト爲スノ件」を以て金券は公私一切の債務支拂につき法貨であり、且つこの法律に抵觸する一切の法律はこれを改廢する旨を規定した。一九三三年の恐慌に際し、聯邦準備銀行が兌換を停止した際も、金券の兌換のみは停止されなかつた。

ゴールド・ボンド

(米) Gold Bond

〔定義〕 アメリカに於て、社債券面にゴールド・クロースを記載し、その約款に定められた金又は金貨にて支拂はれる社債。

ゴールド・レザーヴ・アクト

(米) Gold Reserve Act 1934.

〔定義〕 一九三三年の金本位停止以來、兎角其の安定を缺きたるアメリカ貨幣制度に、永續的基礎を與へた重要法律である。

〔解說〕 本法の要點は、(イ)一切の貨幣用金を政府の所有に移すこと、(ロ)金貨の流通を廢止し、金は地金の形態に於て通貨の基礎たらしめること、(ハ)弗の金量を改訂すること、(ニ)其改訂益の中より二十億弗の爲替安定資金を設定すること等で、なほ銀に關するピットマン修正條項及び第二自由公債法の一部改正條項が附加せられてゐる。一九三四年一月三十日大統領裁可、即日公布。正式の名稱 "An Act to protect the currency system of the United States, to provide for the better use of the monetary gold stock of the United States, and for other purposes," と云ふのである。

コール歩合

〔定義〕 コール貸借に用ひらるゝ利率。

〔解說〕 我が國ではコール日歩といつてゐる。コール歩合は金融市場の重要なバロメーターの一つであり、金融の繁閑を如實に反映する。最も可變性に富んだ金利で、激しい時は一日中に數回變化し、その高下の幅も大きい。大體に於て普通の貸出歩合より安いが、一時的には何等他の金利に支配されず、單獨に動くから、一般の市場金利と反對の現象を呈することがある。併しその狀態が永續し或る見通しのがつくと、他の金利も之に追隨せざるを得なくなる。

コール・マネー・デスク

(米) Call Money Desks

〔定義〕 ニューヨーク株式取引所及び同街頭取引所の兩者により、コール・ローン調達のため創設せられた特別施設である。

〔解說〕 所謂ブローカーズ・ローンは出手取手共に場内金融仲買人の手を經て、マネー・デスクに於て取引約定が成立する。

コルレス先銀行

(英) Correspondont System

〔定義〕 コルレスポンデントの略稱、銀行の爲替取組先即ち同取組契約の相手方。

コルレス利息

〔定義〕 預け、預り、借越、貸越等の爲替尻殘高に對して附する所の利息を謂ふ。

〔解說〕 云はゞ爲替尻利息であつて最終殘高利剩法によつて算出される。預け、預りは對等利率であり、借越貸越利率もまた

同率に約定される。預け、預りは近年無利息の銀行が多くなつて來たが、利附の場合だと多くは當座預金利率と同率である。(イ)借越、貸越には豫め約定された場合と、(ロ)元々双方無貸越を建前とし乍ら、萬已むを得ぬ場合の臨時過振を是認する場合との別はあるが、一錢五厘乃至二錢三、四厘方の高日歩が徵せられてゐる。コルレス利息は、毎年五月と十一月の爲替勘定の決濟を經て、各々の爲替尻へ振替入帳される。

混合信託

「包括信託」と同意義である〔「包括信託」の項を看よ〕。

コンソル

(英) Consols

〔定義〕 主としてイギリス政府の發行せるConsolidated annuitiesなる名稱の公債を市場に於て指稱する場合に用ふる略稱。

〔解說〕 一七五一年に發行されたConsolidated Annuitiesに始まり、爾來幾多の變遷を經て今日に及んだもので、最も流通性多き優良證券である。その市價は金融市場に於ける狀勢を鋭敏に反映し、投資又は景氣觀測の指標として重要視せられてゐる。コンソルは、その大部分が登錄公債であつて、これを購入するとイングランド銀行に登錄せられ、その賣買はイングランド銀行に於て双方立會の上行はれる。一八二三年四月五日を据置期限とし、爾後政府は議會の協賛を得て、何時にても全部又は一部を額面金額を以て償還することが出來るのであるが、その利率から見て借替は不必要であり、その時價から見て償還は不利益なるを以て、事實上永久公債となつてゐる。最近はイギリス本國以外の公債に對しても、コンソルなる名稱を用ふるやうになつた。

コンファームド式信用狀

(英) Confirmed Letter of Credit

〔定義〕 イギリス流の解釋に從へば、信用狀發行銀行がその信用狀に基て振出された手形の引受支拂を確認したものゝこと。

〔解說〕 我が國にては大體イギリス流の見解を採つてゐる。アメリカに於ては、信用狀を取次ぎ、受益者に通知する銀行がその通知を發するに際し、該信用狀條件に準據して振出された手形買取を保證したものをコンファームド式信用狀と云つてゐる。

コンソルチューム

(獨) Konsortium

〔定義〕 ドイツに於ける國債、地方債、社債等の引受をなす組合又は引受團のこと。

コンペンセーテッド・ダラー

(米) Compensated Doller

〔定義〕 フイッシャーの唱ふる補整弗。

さ

在外資金

〔定義〕 外國にて所有する資金のこと。

〔解說〕 これ等の在外資金の多くはロンドン及びニューヨークに集積されてゐる。輸出超過、海運々賃その他の對外的受取勘定によつてこれを得る外、起債によつて得たる手取金も、自國に送金せざる限り在外資金の一部となる。在外資金の保有せられる形態は、預金、手形、有價證券等であつて、必要に應じて何時にても容易に換金の出來る形態が選ばれる。この在外資金は、政府の海外拂、輸入爲替の決濟、その他國際收支の決濟に充てられるから、その流動性を缺くことが出來ない。我が國に於ける在外資金の主なる所有者は、政府、日本銀行及び爲替銀行であつて、政府と日本銀行とは預金並に政府短期證券としてこれを保有し、爲替銀行にあつては大部分を手形、一部を政府短期證券として保有され、預金の形に於けるものは極めて少く、寧ろ絶無に近い狀態にある。政府及び日本銀行の所有する在外資金は所謂在外正貨であつて、在外正貨は在外資金の一部を成してゐる。

在外正貨

(英) Specie Kept Abroad.

〔定義〕 政府又は中央銀行が國際貸借の決濟に充當すべく、正貨若くは正貨と同一の效用ある狀態にて外國に所有する資金。

〔解說〕 在外正貨と云ふのは、文字それ自體が示す如く或る國の所有する正貨の內で外國に存在せしめてゐるものゝことである。近年爲替調節の手段として、在外クレヂット設定といふことが各國によつて屢々行はれるが、これは今後借入れ得べき資金の限度についての特約に過ぎない。然るに在外正貨は今現にこれを所有してゐる。これ等の在外正貨は政府又は中央銀行が所有するもので、一國の通貨政策、爲替政策に基いて、これを外國に存置する點から見れば、純然たる公益的性質を帶びた資金といふことが出來る。在外資金としてはこの在外正貨の外に、爲替銀行の所有する外貨資金なるものがあるけれども、これはその所有者を異にするのみならず、爲替業務の爲めに營業資金として運用されるものであるから、これは在外正貨の中に入らない 又、在外正貨は外國政府證券の形式を採つて所有されることが多いが、併し對外投資は在外正貨の目的ではない。在外正貨は利殖のために行はれる對外投資とも明らかに區別しなければならぬ。然らば在外正貨は如何なる目的を以て存置されるかと云ふに、これを國際貸借上の決濟に充當し、正貨現送の手數を省略せんが爲めである。在外正貨は正貨そのまゝで所有されることもあるが、併しこれを國際貸借の決濟に充當するには、必らずしも金貨金塊のまゝであることを要しない。國內の正貨準備ならば、原則として金貨金塊そのものにて所持しなければならないが、在外正貨は正貨と同一の效用ある狀態にて、これを外國に於て所有すればよいのである。故に在外正貨は名は正貨であるけれども、その實は金貨でもなく、金塊でもないものが多く、所謂在外正貨の大部分は在外預金、外國政府證券等の形式を採つてゐる。これを銀行預金として保有するも、又證券の形式で保有するも、そ

の銀行が國際金融の中心地に存在する有力銀行であり、その證券が國際的に確實なる種類のものである限りは、必要に應じて何時にても容易にこれを正貨に換へることが出來るから、國際貸借の決濟には何等不便を來さない。從つて在外正貨と云へば、これ等の形式を採つて保有されるのが殆んど普通となつてゐる。たゞその所有の場所はニューヨークとかロンドンとかいふ國際金融の中心市場に限られるが、これは在外正貨固有の目的を達するために必要なことであつて、正貨現送に代はるべき效能を發揮せしめるには、當然かくの如き便利な場所を擇ばなければならぬ。在外正貨の制度は、歐洲大戰までは殆んど我が國に特有の制度の如く視られてゐたが、併し外國にその前例がないではない。スウェーデンや、デンマークでは、古くから在外正貨又は外國銀行に對する貸越殘高を正貨準備に加へたことがあるが　大規模に且つ繼續的に在外正貨を存置した國は我が國より外になかつた。我が國が始めて在外正貨の制度を設けたのは支那から受取つた償金をイングランド銀行の當座預金としたのが始まりで、その後ちイギリス政府の大藏省證券や國庫證券等をも購入し、これを在外正貨として保有した。又その場所は最初はロンドンのみであつたが、一時ベルリンやパリにも在外正貨を置いたことがあり、大戰中から大戰後にかけてはニューヨークの國際金融上の勢力が旭日昇天の勢にて高まつて來た爲め、ニューヨークに巨額の正貨を保有することになつた。これ等の在外正貨は日本銀行の金準備に繰入れ、國際貸借のバランスに窮すると外債募集をして在外正貨の充實につとめた。これを公表するに當つては、全正貨を政府所有と日銀所有とに分け、又內地現在高と海外現在高とに分けて、政府又は日銀の所有する正貨の金額を明らかにしてゐた。この在外正貨の現在高は日本經濟力の消長を反映したから、屢々スペキュレーションの材料になつたことがある。大正十一年九月から、在外正貨は日銀の正貨準備から除外され、又昭和四年からは政府の海外支拂は一切爲替決濟によることゝなつたゝめ、政府名義の在外正貨は消滅し、昭和五年から在外正貨の公表も中止した。これ等の重大なる政策は大藏省令一本を以てどんなにでも、容易に出來るのである。

在外正貨準備

〔定義〕正貨準備の死藏を避け、之を利用して國際金融中心地に於ける在外資金とし、尙ほ正貨準備の中に加へたものゝこと。

〔解說〕歐洲大戰後は、大抵の國（我が國を除く）が在外正貨の制度を採用して、これを中央銀行の正貨準備に加へてゐる。

債　券

（英）Bond.
（獨）Obligation.
（佛）Obligation, bon.

〔定義〕公債および社債の總稱である。

〔解說〕債券の債務者が、國家なるか地方公共團體（府縣市など）なるか、將たまた會社なるかによつて、債券には國債、地方債、社債の區別を生ずるが、普通に使用される債券なる語は社債の場合を意味し、又、これを狹義に解して銀行債券を指すこともある。日本勸業銀行の發行する勸業債券は、單に債券と稱せられてゐる。債券は內國に於て發行されるものと、外國に於て發行さ

れるものとがあり、前者は邦貨を以てその金額を表示するからこれを邦貨債券といひ、後者は外貨を以てその金額を表示するからこれを外貨債券といふ。債券はその償還期限の長短によつて、長期債券と短期債券とに區別することが出來る。十年以內のものを短期債券とし、十年以上のものは長期債券とする。國債及び地方債については擔保を附することは稀れであるが、外貨公債のうち內國公債、又は邦貨公債のうちの外國公債には屢々擔保を附する事がある。社債に就ては アメリカの如く債務の發達せる國に於ては擔保附を原則とし、無擔保を例外とするが、我國にては尙無擔保社債が行はれ、戰後には擔保附債券が著しき發達をなしたるも之を原則とする域に達せぬ。

債　權

〔定義〕特定人間の法律關係で、一方が他方に對して給付を要求する權利である。

債券現價

（英）Bond Value

〔定義〕債還金なる一時金と利息なる年金とを收益として生ずる現價の事である。

〔解說〕債券は額面金額の償還と利子の支拂を約束せる證券であるから、債券の評價額は利子の現價と償還金額の現價との合計である。これを債券の現價といふ。債券現價とは利廻計算の上の用語であつて、實際買入價格卽ち投資額を意味するから、寧ろ債務價格と云つた方が妥當であり、英語にても之を Bond value と云つてゐる。

債券現價表

〔定義〕債券の現價を公式によることなく、直ちに求め得るやう作成せられたる表。

〔解說〕一定の利廻、一定の償還期限、一定の額面利率を附する債券の債券現價を求むる爲めに編纂されたもので債券利廻と債券現價とに關する方程式は、債券利廻を未知數として計算するときは非常に複雜であるが、利廻率を既知數として置けば割合に簡單に計算が出來るから、この債券現價表は廣く利用されてゐる。この表により逆算を行へば債券利廻表も得られる。債券現價表には、（イ）各償還期數別に額面利率と利廻とに應じて債券現價を示す形式のもの（ロ）各額面利率別に利廻と償還期限とによりて債券現價を示す形式のもの等がある。

債權代表證券

〔定義〕債權的有價證券と云ふも同じ。

債　權　質

〔定義〕債權に設定せられた質權のこと。

〔解說〕證書あるときは、質權の設定は其の證書の交付に依つて效力を發生する。併し指名債權に質權を設定せんとするには其の債務者に質權設定の通知をし、又は債務者の承諾を得ることを要する。指圖債券を質權の目的とする場合は、其證書に質權を設定せる旨の裏書をしなければならぬ。

債權的有價證券

〔定義〕債權を表彰する所の有價證券。

〔解說〕手形は債權的有價證券として、其の最も代表的なものである〔「有價證券」の項を看よ〕。

財源附生命保險信託

（英）Funded Life Insurance Trust.

〔定義〕 保險料拂込の財源を附帶せる生命保險信託を財源附生命保險信託と謂ふ。

財源積立式生命保險信託

（英） Cumulative Life Insurance Trust.

〔解說〕 保險料支拂のために要する財源を漸次提供せしめて、之を積立てゝ行く生命保險信託の一種である〔「生命保險信託」の項を看よ〕。

債券發行銀行

（獨） Pfandbriefinstitut.

〔定義〕 特殊の長期債券を發行し營業資金を調達する銀行を債券發行銀行といふ。

〔解說〕 預金銀行は預金を蒐集して、これを短期の商業資金に運用するが、農業金融や工業金融を擔當する特別銀行は、專ら長期資金を取扱ふのであるから、これを預金に俟つことが出來ない。そこで特別銀行はその所要資金を債券の發行に求める。勿論預金銀行と雖も、一個の株式會社として社債を發行することが出來るけれども、拂込資本金或は財產額による制限のために、債券の發行はなさぬのが普通である。これに反して不動產銀行たる勸業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖產銀行及び動產銀行たる興業銀行は、何れもその特別法によつて債券の發行を認められてゐる。歐洲諸國の不動產銀行も同樣債券を發行し、又動產銀行のうちにも、これを發行するものがあつて、フランスに於ける初期の動產銀行は不動產銀行と同じくこれを重視したが、現在ではこの種の債券を發行する動產銀行は少い。我が國の興業銀行はこの少い實例の一つである。なほ、債券は銀行以外にも銀行に準じてこれを發行するものがある。歐洲大陸の地主金融組合、我が國に於ける產業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の如きは卽ちこれに屬してゐる。

債券プール

〔定義〕 債券の値下りを防ぐ爲めに、債券を多量に所有する者が組織するプール。

〔解說〕 我が國に於ける生保證券會社、又は生保投資國は卽ち債券プールである。

債券利廻

（英） Yield

（獨） Rendite

（佛） Rendement.

〔定義〕 債券の評價率（收益率）をいふ。

〔解說〕 債券の發行價格又は日々の相場は決してその額面價格と一致するものでない。故に或る價格を以て應募し、又は買入れた債券の償還を受くる場合には、その償還金は應募價格又は買入價格より少いことがあり、反對に多いことがある。少い時はこれを償還差損といひ、多い時はこれを償還差益といふ。債券の實際評價率なるものは、利子步合の外にこの償還差益又は償還差損を加減することによつて初めてこれを知ることが出來る。この評價率が卽ちこゝに云ふところの債券利廻りである。債券利廻は投資上の指針となるものであるが、發行者側についてその負擔率を表はすにも利廻りなる語が用ひられる。發行者の負擔は利息の外に發行價格（應募者の支拂ふ金額から租稅、廣告料、手數料その他の經費を差引いたものとし額面價格との差を考慮に入れる必要があり、これ等の支出年割額の拂込金額に對する比率が發行者の負擔率となる。投資家から見た收益率のことを應募

者利廻といひ、發行者の負擔率のことを發行者利廻と稱するが、應募者利廻りのみが眞の利廻である。利廻の計算方法を區別すると、（一）直接利廻と、（二）最終利廻の二種類に分れ、前者はその計算を單利法によるか、複利法によるかによつてまた相違する。直接利廻といふのは、單にその利息收入を、債券買入額で割つたものに外ならない。四分の利率で買入價格は九十八圓五十錢の發行價格によるものとすれば、四分六毛が直接利廻である。又、最終利廻は償還差益（或は償還差損）を年平均で見て、直接利益から加減したものである。額面價格百圓の債券を九十八圓五十錢で買へば、償還差益は一圓五十錢となる。假りに償還期限を二十六年十一ヶ月とすれば、これに償還差益の一圓五十錢を振り當てると一年に五・五七三錢となり、一年に四圓の利息に右償還差益の一年分を加へたものを發行價格で割つて得た四分一厘一毛が卽ち單利最終利廻である。この計算の公式を示せば——

$$\text{利廻} = \left\{\frac{\text{一期利息} + \text{償還差益（又は差出）}}{\text{期數}} \div \text{債券現券（買値）}\right\}$$

この計算は比較的簡便である所から、多く利用せられてゐるけれども、理論的には決して正確ではない。償還差益を得るのは償還期限になつてからのことで、利息のやうにその幾ら宛が入つて來るのではない。夫で正確な利廻りを見出すには每年に分割した償還差益から、受取るまでの金利を差引く必要がある。複利計算法はこの單利計算法の缺點を補ひ、以て正確な利廻りを算出し得るのであるが、その計算が複雜困難なため、大體は單利法に從つてゐる。歐米に於ては債券利廻は多く複利計算の方法を用ふるも、我が國では單利計算の方が一般的であり、國債發行條件には兩方の利廻步合が併記されてある。次に大藏省の現價計算方式を示せば大體次の通りになつてゐる。

$$\text{債券現價} = \text{一年金の現價} + \text{年金現價}$$

$$\text{故に債券現價} = \frac{1}{(1+\text{利廻率})^{\text{期數}}} + \frac{\text{一期利子}}{\text{利廻率}}\left(1 - \frac{1}{(1+\text{利廻率})^{\text{期數}}}\right)$$

債券利廻表

〔定義〕 一定の債券現價、一定の期數及び一定の額面利率の債券の利廻りを求むるために、使用する表を債券利廻表と謂ふ。

〔解說〕 債券現價表は利廻りを見出して價格（現價）を求めるやうになつてをり、これは價格が見出しとなつて利廻りを求めるのであるが、兩表ともに利廻りと價格とが交叉し、利廻を知つて價格を求め、また價格を知つて利益を求むることが出來る點に於て殆んど變りはない。結果から見るならば其の何れを利用するも同じことである。

最高發行額制限法

（英） Maximum Issue Method

〔定義〕 紙幣の最高發行高を限定し、濫りにはそれ以上の發行を許さないことに依つて濫發の弊を防止する發行制度である。

〔解說〕 フランス銀行は、一八七二年以來、この制度を採用してゐたが、一九二八年に於て放棄した爲め、實際上消滅するに至つた。この制度は紙幣の濫發を防止せんとする趣旨に基くものであるが、平常無事の日に於ては無用の制限たるに止まるし、一朝有事の時に於ては斯かる固定的制限が却つて不都合を生じ、その限度を引上ぐるかこれを撤廢するの必要に迫まられること

になる。フランス銀行はこの制度の下に於て、一八七二年に最高三十二億法と定めたが、之は次ぎの如く頻繁に引上げてゐる。

	百萬法
一八七二年七月十五日	三、二〇〇
一八八四年一月三十日	三、五〇〇
一八九三年一月二十五日	四、〇〇〇
一八九七年十一月十七日	五、〇〇〇
一九一一年十二月廿九日	六、八〇〇
一九一四年八月五日	一二、〇〇〇
一九一五年五月十一日	一五、〇〇〇
一九一六年三月十五日	一八、〇〇〇
一九一七年二月十五日	二〇、〇〇〇
同　年九月十一日	二四、〇〇〇
一九一八年二月七日	二七、〇〇〇
同　年五月三日	三〇、〇〇〇
同　年九月五日	三三、〇〇〇
一九一九年二月十五日	三六、〇〇〇
同　年七月十七日	四〇、〇〇〇
一九二〇年十月十日	四一、〇〇〇
一九二五年四月十五日	四五、〇〇〇
同　年六月一十六日	五一、〇〇〇
同　年十二月五日	五八、五〇〇

財産信託

〔定義〕財産權の管理處分を主たる目的とする信託で、所謂事務信託と相對立する。

〔解說〕財産信託の目的となるものは財産權であるが、併し信託會社の場合には信託業法第四條の制限によつて、金錢、有價證券、金錢債權、動産、土地及びその定着物、地上權及び土地賃借權以外はこれを引受けることが出來ない。個人受託者の場合には、信託業法第一條により財産權なれば如何なるものでも受託することが出來る。

最少限度準備法

（英）Minimum Reserve Method

〔定義〕銀行券發行額の如何に拘らず、常に一定額の正貨準備を保有する事を要し、それ以下には減ずるを得ない制度を云ふ。

〔解說〕この制度の下にあつては、發行額を自由に增減することが出來る代りに、發行額の增加した場合には無準備制度に接近し、又減少した場合には全額準備制度に接近する。こゝに此の制度の缺陷がある。

財政インフレーション

〔定義〕戰爭、軍備の必要以外、財政上の缺陷（歳入不足）を補塡する爲に起る。

〔解說〕これは公債又は紙幣の濫發とな

つて現はれ、その結果、物價騰貴を來して再び赤字を生じ、益々收拾困難となる。軍需インフレも財政インフレの一種である。

財政公債

（英）Treasury Debt
（獨）Finanzschuld

〔定義〕財政上の經費を支辨せんが爲めに起さるゝもので、本來の意味に於ける公債であり、大抵の公債はこれに屬してゐる。

〔解說〕財政公債は行政公債と相對立するものと考へられるのであるが、普通の意味の公債は行政公債を除きたる財政公債に外ならぬ。財政公債は公共的借入金であつて、これを債權者たる一般人民の立場から見れば、公共團體の享受する信用を意味し、財政公債は或は公信用といふことも出來る。後進國を除けば財政公債は無擔保であつて、假令政府が代替するも永久に存續し、その償還並に利子の支拂は總て豫算より支出される。して見れば財政公債の發生及び存在の條件は、主として國民のその國の財政々策への信頼に依るものである。即ち公債は公信用の上に成立すると言へる。

財團金融

〔定義〕財團を抵當として資金を調達することで、これには財團を擔保とする社債の發行があり、又財團抵當の貸付がある。

〔解說〕現代企業は巨額の資本を投下して、大規模の施設の下に經營されるのが普通である。これ等の企業施設を構成する財産は多種多數であつて、不動産あり動産あり、又は無體の權利あり、企業經營上の法則に從ひ複雜精細なる組織の下に有機的に整置配備されてゐる。即ち施設の目的に從ひ一系統の組織として一體に結合せられ、夫々持場々々の作用を爲しつゝ、施設全體の圓滑完全なる機能を發揮するものであつて、かく多數の財産がその一系統の組織體を構成することにより、個々の財産自體と全く獨立した特殊の價値を具備する。例へば企業施設に要する土地、建物、機械等はこれを個々に切離して考ふる時は、單にその物固有の效用を有するに止まり、その價値は比較的少い。けれどもこれを結合して一系統の組織體をなす時は始めて特殊の價値を備へ、組成要素の單純なる個々の價値とは獨立した別個の價値を有するものと看做される。此くの如き集團財産なる觀念は、從來の財産又は物に對する物理的觀念とは全く異る新らしい觀念であつて、これを不動産とも觀なければ、又單なる物とも觀ない。經營の目的に從つて一個の組織體を構成した企業財産は、これを個々の財産に切離して換價することなく、全體としてこれを評價し得る制度を樹立することは、企業又は企業金融の發達を圖るにつき極めて必要なる條件である。これ財團制度從つて亦財團金融制度なるものゝ發生し來つた原因である。併し民法商法等の規定に從へば、企業財産を一個の組織體として擔保に供するが如きことは出來ない。工場敷地たる土地に對しては、各筆毎に夫々抵當權を設定しなければならないし（民法第三六九條）、工場、倉庫、事務室、舍宅等の建物に對しては各棟毎に夫々抵當權を設定しなければならないし（同條）、機械器具等に對しては夫々質權を設定し（民法第三五一條）、又特許權等に對しても夫夫質權を設定する必要がある（特許法第六一條）。かかる諸手續を履行することは頗る煩瑣複雜なるのみならず、動産質に就ては質權者又はその代理人の占有により、工場の運轉能力を傷付けるかも知れない。故に此くの如き工場施設を擔保に供するには、民法及び商法の規定に從ふことは甚だ不利であり、別に特別法を制定して、民法及び商法の規定の及ばざる所を補ひ、企業施設たる一箇の組織體としての財産に對し特殊の金融制度を設くることが必要となつて來たのであつて、財團金融は此くの如き必要に迫られて始めて生れ出たものに外ならぬ。各種の財團は一體を成し、一體を成すことに依つて始めて特殊の價値を認め得る。故に財團を抵當とする場合に於てもこれを一體として爲さねばならぬ。そして此の目的を達する爲めに各種の財團抵當法は擬制の手段に據つた。即ち工場財團、鑛業財團及び漁業財團は單に一箇の不動産と看做し（工場抵當法第一四條、鑛業抵當法第三條、漁業財團抵當法第六條）、鐵道財團、軌道財團、運河財團及び自動車事業財團は單に一箇の物と看做すことゝした（鐵道抵當法第二條第三項、軌道ノ抵當ニ關スル法律第一條、運河法第一二條、自動車ヲ運輸事業法第三八條第二項）。非交通財團はこれを一箇の不動産として取扱ひ、交通財團はこれを一箇の有機性として取扱ひ、法制上多少の相違はあるにしても、財團を一體と

して取扱ふ點は異らぬ。かくの如く財團は一箇の組織體として取扱はれるから、抵當權の設定、その他の手續が頗る簡單である。又財團は一體としてゞなければ、差押若くは假處分が出來ない。併し企業經營の進行に伴ひ、施設の維持、改良、擴張又は縮少等によつて、財團を構成するものは常に伸縮移動する。從つて財團の上に設定された抵當權の效力は、當事者間に特別の定めがない限り、新に企業施設に屬したる財產にも當然及び、又反對に企業施設に屬しないことゝなれば、當然これから排除される。財團抵當の內容は決して一定不變のものではない。故に財團抵當法は、財產目錄並にその追加、變更及び分離についての手續を詳細に規定してゐる（工場抵當法第八條以下、鐵道抵當法第七條以下其他）。此くの如きは財團金融の一つの特色である。財團抵當にあつては、短期の融通を目的とするものもないではないが、これは寧ろ異例であつて、長期信用の形を取るのを普通とする。而して財團抵當の範圍は（一）社債、（二）定期貸付、（三）手形貸付、（四）當座貸越、（五）原料若くは賣掛代金等に及んでをり、又酒造稅、織物消費稅その他諸稅金の擔保に供せられることもある。併し最も多く財團抵當が行はれるのは社債又は定期貸付である。即ち社債の物上擔保として財團抵當が多く用ひられ（擔保附社債信託法第四條）、又多數の銀行、信託會社又は生命保險會社が巨額の定期貸付をなすに當つても、其擔保として財團抵當が利用されてゐる。財團抵當は現代企業に不可缺の金融方法である。

財團抵當法

〔定義〕特殊の財團を目的とする包括的なる抵當權の設定を認むる特別法である。

〔解說〕我が國法の下に於ては、物權の目的物は單一なる物又は權利たるを原則とし、財產の集團を客體として擔保物權を設定することは認められてゐない。然るに企業上の財產は、その目的に應じて統一された一箇の組織體であり、個々の財產の總計とは異つた特殊の性質と價値とを有するものであるから、かゝる財產を有效に利用せんとするには、その集團を以て一個の包括的單位と看做し、これを客體とせる單一の擔保權殊に抵當權の成立を認むる必要がある。そこで民法の認容する擔保制度の外に、全く例外的補充的の擔保制度を設くることとなり、その目的の下に新らしい特別法が制定された。これ等の特別法を總括して財團抵當法といふ。我が國に於て財團抵當法制定の必要が提唱せらるゝに至つたのは、擔保附社債に關する信託制度の移入に關聯するものであつて、最初の財團抵當法たる鐵道抵當法、工場抵當法及び鑛業抵當法は、實に明治三十八年三月、擔保附社債信託法と同時に制定された。續いて明治四十二年四月には「軌道抵當ニ關スル件」明治四十三年四月には輕便鐵道法、大正二年四月には運河法が夫々制定せられ、更らに大正十四年三月には漁業財團抵當法、昭和六年四月には自動車交通事業法が制定せられた。この中輕便鐵道法は大正十年地方鐵道法の改正に伴つて廢止せられ、今日に於ては之を除く七種の財團抵當法が行はれてゐることゝなる。既存の輕便鐵道財團は、輕便鐵道法の廢止に伴ふて、之を鐵道財團に包括せしめた。我國の財團抵當法はドイツに學んだ。財團抵當法は最近朝鮮、臺灣、樺太又は關東州の如き植民地にも大抵施行せられてゐる。各抵當法の解說はその項に讓る。

裁定爲替

〔定義〕數國間に於ける同一通貨の同時の相場が異る場合、これを比較對照しその相場上最も有利なる方法により、間接に第三國又は數多の國を經由して取組まれる所の爲替を裁定爲替といふ〔「爲替識定」の項を看よ〕。

裁定相場

〔定義〕裁定せられた平準相場を謂ふ。

再手形

（英）Redraft

〔定義〕戻爲替手形のこと〔「戻爲替手形」の項を看よ〕

歲入補塡公債

〔定義〕赤字公債に同じ〔「赤字公債」の項を看よ〕。

彩票

〔定義〕其益金を以て災害救濟費若くは社會事業費に充當し、又は災害救濟基金を造成する爲め滿洲國政府の發行するもの。

〔解說〕大同元年九月二十二日敎令第九三號を以て滿洲國彩票條例が公布され、大同三年二月敎令第九號、康德元年三月勅令第一一號を以て改正せられ、康德元年三月十二日財政部令第二號として滿洲國彩票條例施行細則の制定を見た。政府が彩票を發行せんとする時は、財政部大臣はその目的、每回の發行高、發行號數、一號の價格、得彩金、發行期日及び抽籤の期日並に場所その他必要なる事項を定めてこれを公告する。每回の得彩金の總額は彩票發行高の百分の五十を下らない。彩票一號の價格は五圓以下であつて、一號を數條に均等分割することが出來る。彩票の當籤は抽籤を以て之を定め、その番號を公告する。彩票の販賣は代賣人に引受けしめ、その引受金額に應じて手數料を交付するが、其代賣人は財政部大臣の指定したものに限られてゐる。

再割引

（英）Re-Discount

〔定義〕普通の銀行、又は他の金融業者が、自己の貸付、割引に運用する資金の缺乏を告げた時、一旦自行にて割引したる手形を他の銀行に依賴して再び割引すること。

〔解說〕小銀行、ビルブローカー又は他の金融業者が、日本銀行、又は大銀行に自己の不足資金に對する融通を求むる場合再割引を利用することが多く、コール・マネーに次ぐ資金調達の重要なる源泉を成してゐる。再割引の依賴を受けた大銀行では、普通手形の買入と同樣に、これを割引手形として取扱ふ。又、相當の銀行ならば所有の公社債を擔保として借入金をするか、若くはコールを取入れて金融を計るのを普通とし、所有の商業手形を再割引することを餘り好まない風がある。これは主として優良なる商業手形の出廻りが少いことによるもので、我が國に於ては手形割引市場の發達が頗る遲れてゐると云はれる所以である。

サヴェート聯邦の貨幣制度

〔定義〕今日のサヴェート貨幣は、最早や金本位を必要とせざる程度になつたが、未だ社會主義的計算切符であるとは云ひ得ぬ。尙ほ各方面に商品生產が行はれ、貨幣を廢止すれば一般の生產力は急に低下して國民經濟全體に害惡を及ぼす恐れがある。

〔解說〕（一）帝政時代　一七六九年カザ

リン二世（Catherine）は、露土戰爭に伴ふ戰費支辨のため百萬留の紙幣を發行した。これがロシヤに於ける紙幣發行の嚆矢であり、その後ロシアの通貨は主として紙幣であつた。卽ち打ち續く戰亂は紙幣の增發となり、留は必要なる價値の安定を失ひ、國際市場に於ける信用は破壞されて、實に十九世紀に於けるロシアは通貨に關し非常なる困難を經驗しなければならなかつた。一八三九年七月一日には法律によつて銀留を貨幣單位とし、政府紙幣一留の價格を銀貨二八・五哥と公定し、ついで一八四〇年には國立銀行が銀及び諸證券を準備として國立銀行券を發行するに至つた。この改革は大成功を修めたが、一八五三年のクリミヤ戰爭、一八七七年の露土戰爭によつて、戰費調達のため紙幣の增發を餘儀なくされ、一度は紙幣の兌換を停止した。一八八七年に至り兌換は再び開始せられ、一八九四年には紙幣留は金留の三分の二に決定せられ、ついで一八九七年には金本位を採用する事となつた（二八九七年月三日勅令）。かくて政府は一方に新金貨の鑄造發行を爲し、漸次に紙幣及び銀貨の引換に着手し、國立銀行は三億留までは正貨準備なく銀券を發行し得るも、それ以上の發行には各留毎に金準備を命ぜられ（同年九月十日勅令）、同時にまた從來の貨幣たるインペリアル金貨十留、量目一二・九〇三九瓦、品位九〇〇位をそのまゝ十五留の價格に改め、五留金貨は七留半として通用せしめ、更らに新に十留金貨、五留金貨を鑄造し、從來のものと共に無制限の法貨とし銀貨を以て補助貨幣としたのである（一八九九年六月七日法律）。然るに歐洲大戰の勃發するや、金兌換は停止され、發行條例は廢止され、戰時財政による大なる支出の要求が銀行券の增發を必然的ならしめ、戰爭の終了後も尙ほこの種の財源を廢棄することが出來なかつた。（二）**戰時共產主義時代**　戰爭は革命へと移つたが、革命も戰爭同樣非常なる國家の支出を要し、紙幣發行の必要が減少しないばかりでなく、一九一七年二月の革命後は一般生產力並に勞働率の低下すると共にその必要は益々增加し、假政府は紙幣發行によつてこれを切り拔けんとした。十月革命後は紙幣の增發は一層緊急となり、サヴェート政府は歐洲大戰から手を引いたが、尙ほ紙幣發行により內亂並に國內諸費用に充當せんと計つたのである。サヴェート政府は長い間國立銀行の發行力に關し、何等特別な規定をも設けず銀行券を發行させてゐた。一九一八年には人民銀行（People's Bank 前の國立銀行）の發行力について規定したけれども、一九二〇年にこれを淸算し、紙幣の發行が貨幣局（Department of Monetary and Account Tokens）の手に移ると共に、發行力に關する手續は全く無意味となつたし、尙、大藏省短期證券（The short term bills of the State Treasury）もまた紙幣增發と共に通貨膨張の一因を成した。一九一九年秋に一千億留を算した流通紙幣の種類を擧ぐれば、（イ）皇帝紙幣或はロマノフ紙幣（Tzar or Romanoff Notes）（ロ）千留及び二百五十留の「デューマ紙幣」（Duma Nates）（ハ）ケレンスキー紙幣（Kerenskis）俗稱「ビールのレッテル」Beer Label）（ニ）ボルシェビーキ政府の新紙幣、（ホ）切手類、（ヘ）オムスク並にアルカンゲル政府の利附大藏省證券、（ト）北露西亞通貨等々である　併しサヴェート紙幣の出現は通貨現象に一變化を生ずるに至つた。卽ち舊貨幣は漸次流通市場から姿を消し、一

九一九—二〇年に於て投機の對象となれるは皇帝紙幣、ケレンスキー並にデューマ紙幣の如き舊紙幣であつて、千留の皇帝紙幣に對しサヴェート紙幣五、六萬留となつた。一九二〇年には新計算紙幣（Accountoke-ns）が流通市場に現はれ、ついで一九二二年の始めにニジヌイ・ズナック（Deneschni znnak）といふ新紙幣が發行された。舊紙幣は實際上殆んど全くその價値を失ひ、確定日前に交換せらるべきものとし、その後は無效とした。サヴェート政府はあらゆる全能力を盡して紙幣を印刷し、通貨膨脹をはかつた。その結果は當然留の下落となつたが、一方に於ては貨幣に依らず物々交換を行ひ、勞務に對しては實物支拂がなされた爲め、貨幣の意義は著しく弱められた。新經濟政策前に於けるロシヤでは貨幣制度は廢類的制度と見るものもあり、貨幣を廢止してこれに代ゆるに勞働單位の計算によらんとしたのである。けれども都市農村間の取引が貨幣の仲介によらず遂行されることの不可能なるを經驗し、萬策こゝに盡きて一九二一年來には、早くもサヴェート政府は貨幣制度再建の必要を確認したのみならず、金を基礎として貨幣の流通を計らんとする意思を表明するに至つた。（三）**通貨制度の再建**　一九二一年新經濟政策の實施と共に再び貨幣の廣汎なる流通が始まつた。當時の幣制中最も注目すべきものは、國立銀行券「チェルボネッツ」Cherv onetz）の制度が定められたことである。一九二二年十月十に設立せられたサヴェート國立銀行は、その設立當時に於ても發行權に關することは一つの問題であつたが、一九二二年十月十一日の法律によつて發行權は認められ、同年十一月二十七日から銀行券の發行を見るに至つた。この銀行はサヴェート共和國唯一の發券銀行であり、その發行する銀行券はチェルボネッツと稱する新單位にて呼ばれてゐる。この新單位たるチェルボネッツは戰前の單位たる留に對して一定の價値關係が定められてゐたが、當時流通の單位たる紙幣留に對しては何等の價値關係も認められなかつた。かくて一九二二年十一月末に始まり一九二四年二、三月頃まで存續した新貨幣制度に於ては、國立銀行のチェルボネッツと財務人民委員會（大藏省）發行のサヴェート紙幣が存在し、爾來十五ケ月に亘つてこの種の貨幣が平行して行はれてゐたのである。一定の比率なき二種の通貨の平行的流通の不便並に困難は、下落したるサヴェート紙幣の回收を必要とし、既に一九二三年末には舊サヴェート紙幣の使用を廢止したが、一九二四年二月から五月にかけて貨幣制度の改革が斷行された。この幣制改革によつてロシヤの通貨はまづ順當なるスタートを切つた。（四）**現在の貨幣制度**　國立銀行は引續きチェルボネッツを發行してゐる。その額面は一、二、三、五、一〇、二五、五〇チェルボネッツであつて、一チェルボネッツは戰前の一〇金留の純金量目たる一ゾロトニック七八・二四ドーリマの價値に等しいものとせられてをり、法律上チェルボネッツは、その發行高の二五％を金、銀、白金、又は安定せる外國貨幣を以て、他の七五％を手形その他容易に現金化し得る債權又は商品を以て保證する。但し金との兌換は行はれない。チェルボネッツは法貨（一九二三年二月二十二日布告）であつて、稅關は額面を以て、その他の國家機關は時價を以てこれを受理する。銀行券の外に、一、三、五留の三種の紙幣があり、聯邦の全領域に

於て無制限に强制通用力を有してゐる。この新紙幣は舊サヴェート紙幣に代へて發行されたもので、政府はその價値の維持のために新紙幣十留を一チェルボネッツの割合で國立銀行券と引換へることゝしたから、それ自身は不換紙幣ではあるが、チェルボネッツを通じて間接的に國立銀行の發券準備を以て保證された。政府は留の强化安定を圖る爲、一九三五年十一月同貨の外貨換算率を一九三六年度三十三カペック三分の一となし、同時に外貨の國内通用を禁じた。

サヴェート聯邦の銀行制度

〔定義〕 戰前のロシア銀行は歐洲で經營せられた最大の國立中央銀行であつたが、革命後貨幣を棄却せんとして失敗し、貨幣制度の再建を企つるに至り、之と相俟つて國營金融機關は重要な役割を演じてゐる。

〔解說〕 (一)帝政時代　ロシアでは既に一七六八年に紙幣が用ひられ、セントピタースブルグ、モスクワその他の各地に事務所を設立したが、これは悉くロシア銀行の支配するところであつた。ロシア銀行は一八六〇年五月二十六日の條例を以て創立され、最初の資本金は千五百萬留であつたが、利益金の一部を積立てゝ徐々に增額され、遂に二千五百萬留となつた。一八九四年のロシヤ銀行新條例では資本金を五千萬留とし、國庫の剩餘金をこれに振り向け、銀行の經營は大藏大臣に委任せられた。ロシヤ銀行はイングランド銀行と同じく發行及び營業の兩局に分かれてゐたが、すべて政府の一局に過ぎない觀を呈してゐた。國立中央銀行としては歐洲最大の銀行であつた。これを除けば、短期商業信用機關、長期抵當信用機關、小信用機關、貯蓄銀行等があり、一九一四年一月には小信用機關を除いても三千五百以上の銀行の本支店が存在してゐた。(二)戰時共産主義時代　一九一七年十二月十四日サヴェート銀行は銀行國有の法令を公布し、其の國有政策に基いて總ての株式銀行を國立銀行に合併して同行の支店となし、また、國立銀行も一九一八年には人民銀行と改稱された。一九一八年から一九年にかけてこれ等の支店銀行は當座勘定、送金その他の業務を取扱ひ、一九一九年四月には食料品輸入の爲めに信用を與へる法令が發布されたが、同年秋にこの許可は取消され、又信用組合の有する債權債務は一九二〇年一月にこれを消費組合に合併した。人民銀行も一九二〇年一月十九日の法令で廢止せられ、その業務は財務人民委員會附屬の豫算及び會計局に移され、かくして全ロシヤの金融機關は擧げて國有に移つた。これは新經濟政策採用の直前に於ける特徵である。(三)金融制度の改造　然るに新經濟政策の樹立後は、總ての經濟事情が一變するに至つたから當然金融機關の復興を必要とした。國立銀行(The State bank of the V. S. S. R. 〔最初は R. S. F. S.〕)は一九二一年十月十二日の法令で設立せられ、一九二九年六月十二日には新たに國立銀行法が制定された。公債及び紙幣の發行、國家及び地方豫算に關する金庫事務を取扱ひ、通貨の調節に綜合的な信用計畫を作成して、國内全銀行の指導に任じ、且つ總ての短期信用の授與は本行に集中されてゐる。その内部を(イ)外國貿易、(ロ)内國取引、(ハ)重工業、(ニ)輕工業、(ホ)木材、(ヘ)農産物、(ト)紙幣發行、(チ)運輸の八部門に分ち、全國に二千六百有餘の

支店を持つ。地方の市營事業に對する金融機關としてはゼコム銀行(The Zokom Bank)があり、百十ケ所に支店を有し、聯邦の住宅金融をも引受けてゐる。長期信用機關は一九三二年五月五日の法令で(イ)工業長期信用銀行、(ロ)農業長期信用銀行、(ハ)組合長期銀行、(ニ)地方自由經濟並に住宅長期信用銀行の四銀行に整理せられたが、併しこれ等は普通の意味の信用機關ではなく、サヴェート計畫經濟の一般機關として新事業のために定められた豫算の割當を受け、且つその使用を監督するに過ぎない。貯蓄銀行は五萬以上の支店を有し、約千三百萬人の預金者の中でその三分の二は個人客である。なほこの外に、サヴェート聯邦は、ロンドン、ベルリン、パリ、ストックホルム、コペンハーゲン、リガに在外銀行を有して、國際貨借の決濟に當らしめる。

詐害信託

〔定義〕 債務者が債權者を害することを知つて、なしたる信託を詐害信託と謂ふ。

〔解說〕 債務者が債權者を害することを知つて爲した信託は、たとへ受託者が善意の場合であつても、債權者はこれを取消すことが出來る(信託法第二條)。詐害信託が取消された時は、信託行爲は始めから無效となり、信託財産は委託者たる債務者に復歸し、且つ受益者は既に受けた利益を債務者たる委託者に返還しなければならぬ(信託法第一二條第二項)。

先附手形

〔定義〕 株式長期清算取引の早受渡に取引所の發行する手形である(「早受手形」の項を看よ)。

先日附小切手

(英) Post-Dated Cheque

〔定義〕 實際の振出の日よりは或る期間經過後に支拂の呈示を爲さしめんとする目的を以て振出された小切手のことである。

〔解說〕 これは一に向日附小切手ともいひ、小切手法では、先日附の小切手を無效とすることはなく、而かも先日附の效果を振出人に享受せしめずして、以て間接に先日附小切手の振出を防止せんとしてゐる(小切手法第八條第二項)。即ち法はその振出日附以前に於ても有效に支拂の呈示を爲し得るし、不渡となれば償還請求を爲し得る事とした。

先物豫約

(英) Forward Exchange Contract

〔定義〕 相場變動の危險を防ぐために爲替の先物を豫約する事である(「爲替豫約」の項を看よ)。

サーキュラー・ノート

(英) Circular Note

〔定義〕 巡回手形のこと(「巡回手形」の項を看よ)。

サーキュラー・レター・オブ・クレジット

(英) Circular Letter of Credit

〔定義〕 銀行信用狀のこと(「銀行信用狀」の項を看よ)。

遡求權

(英) Right of Recourse

〔定義〕 手形の支拂又は引受が拒絶され、或は支拂人又は引受人が破產し、手形の支拂が不安定となりたる場合に於て、所持人が振出人その他の前者に對して、手形金に相當する代償を請求する權利である。

〔解說〕 一つの償還請求は必らず後者から前者に對して爲し得るのであつて、如何

なる場合にも後者に對して爲し得るものではない。手形振出人から初めて手形の流通した順序に於て、其前にあるものが後にある者の前者である。要するに手形が流れる方向と逆の方向に償還請求が爲されるのである。故に償還請求權を遡求權とも云ふ。

指圖禁止小切手

〔定義〕振出人が記名式小切手に「指圖禁止」又は之と同一の意味を有する文言を記載したる小切手を指圖式小切手と謂ふ。

〔解說〕この記載ある小切手は、裏書といふ手形小切手特有の方法によつて小切手を他に讓渡することが出來ない。たゞ指名債權讓渡に關する方法によつて讓渡することが出來るのみである。この場合に於ける讓渡の效力は、記名債權讓渡の效力と同一であつて、裏書に依つて小切手を讓渡する場合とは異る。前者に附着してゐた抗辯は後の者に對しても主張が出來るのである。

指圖債權

（英）Claim Order

〔定義〕證書ある債權で、債權者又は其の指圖人に支拂ふ可き旨を記載した債權。

指圖式爲替手形

〔定義〕指圖文字を記載した爲替手形。

指圖式小切手

〔定義〕受取人の氏名又は商號を附記し指圖人に支拂ふべき旨を記載した小切手。

〔解說〕即ち「右金額此小切手引換ニ何某殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也」と記載した小切手は指圖式である。その效力は記名式小切手の效力と全く同一である。

指圖證券

（英）Order Paper

〔定義〕指定の受取人又はその受取人の指圖人を權利者とする證券のことである。

〔解說〕指圖證券には何々があるか。先づ手形の中で指圖手形がこれであることは問題がない。たゞ白地裏書後は無記名手形と同樣に取扱はれる。記名手形は元來指圖證券ではないが、商法はこれを法律上當然の指圖手形と看做してゐる（商法第四五五條）。金錢その他の物又は有價證券の給付を目的とする有價證券（商法第二八二條）で、指圖式のものは指圖證券に入る。而して貨物引換證、倉庫證券、船荷證券は當然の指圖證券であること言を俟たない。民法上の指圖債權の證券は有價證券でなく、從つて指圖證券でない。指圖證券はすべて裏書によつて移動することが出來る。裏書は受取人が權利者を指定する形式に外ならぬ。一般の債權讓渡の場合より簡單であるばかりでなく、讓受人の地位は債權讓渡の方法よりも强力である。そして裏書には必らず證券の交付が伴ふ。

指圖證說

（英）Claim Theory
（獨）Anweisungstheorie

〔定義〕貨幣は既に提供されたる商品と同價値の商品の反對給付を得せしむる爲めの切符又は擔保品と考へられ、從つて貨幣自らは價値を有せず、その價値は支配者の意思により勝手に支配されると主張する。

〔解說〕この學說の由來する所は極めて古く、殊に中世末期から近世初期へかけて盛んに唱へられ、貨幣交通が漸く一般的となり來るに連れ、素材價値說によつて次第

に壓倒されたが、信用經濟が進步し、紙幣及び諸種の信用形態が次第に重要なる地位を占め、殊に自由鑄造が停止せられて、地金との連絡を斷れた貨幣が、地金よりも高價を保ち得る事實を見るや、素材價値說に對して疑ひを抱かしめ、こゝに指圖證說の更生を見るに至つた。斯かる更生の期を劃したものは、クナップ（Georg Friedrich Knapp）の貨幣國定說（Staatliche Theorie）であつて、彼の說によれば貨幣が貨幣として流通するのは國家の力即ち法制の力であるから、貨幣そのものの素材價値により流通するのではないとした。此クナップの國定說に起緣し、或は大戰前後の貨幣諸現象に促されて指圖證說は再び旺んに唱へられ出したが、その中にあつて指圖證說を代表する學者としては、ベンディクセン（E. Bendixen）エルスター（Karl Elster）の二人を擧げることが出來る。ベンディクセンはクナップの法制史的に貨幣の名目性及び法律的效力を力說したるに對し、貨幣の本質に就て經濟上から考察を試み、貨幣の經濟的本質は、生產と消費との間の仲介者たることであると稱し、貨幣は單なる表徵（Zeichen）記號（Symbol）であつて、それ自身には價値を有せざるものとなし、たゞ貨幣によつて購買し得る商品又は勞務の價値を表示するに外ならぬといふ意味の主張を高調してゐる。クナップの國定說は貨幣を以て國家法制の創造せる表券的支拂手段とし、指圖證說は社會（支拂共同體）に對する反對給付請求權を表はす指圖證と見る。

サツフォーク銀行制度

（米）The Suffolk Bank System

〔定義〕一八一八年ボストン市サツフオーク銀行の創設せる銀行券償却制度のこと。

〔解說〕十九世紀の初葉、ボストン市には地方銀行發行の銀行券が旺んに流通し、同市の諸銀行は最高五%以內の割引にてこれを受取つた。然るにその間にあつてサツフォーク銀行は、地方銀行にして永久的預金として五千ドルを預入する外、更らに當店の償却に必要なる額を預入するに於ては、何れの地方銀行券も額面價格にこれを償却する策を案出し、ボストン諸銀行の協力を得て地方銀行の加盟を勸誘したところ、各地の銀行が進んでこれに加盟したから、サツフォーク銀行は獨り地方銀行券を平價で引受くるのみでなく、各地方銀行券を相互に交換決濟し、恰もニュー・イングランド州に於ける銀行券の償却及び交換所たるが如き觀を呈し一八六五年まで續いた。國立銀行制度の實施に依つて撤廢された。

雜預金

〔定義〕別段預金のこと（〔別段預金〕の項を看よ）。

サブスクリプション・シンディケート

（米）Subscription Syndicate

〔定義〕アメリカに於て行はれる證券引受シンジケートの一種、自ら證券を保有し或は他へ轉賣する目的を以て結成される。

參加證券

（獨）Anteilscheine

〔定義〕企業の成績如何によつて所有者の受取る所得の常に變動する證券である。

〔解說〕例へば株式の如きものである。この種の證券たるや、他日企業の清算を要するが如き場合に於てのみ、殘額財產分配

の意味に於ける償還が行はれる。そしてその價格は刻々に變化する企業收益に從つて定まり、證券固有の額面價格そのものは全く單なる名目價格として存するに止まる。

参加支拂

〔定義〕 爲替手形又は約束手形の支拂が拒絶せられたる場合に於て、支拂人（第一次に指定せられたる債務者）に代りて手形についてなす支拂行爲を参加支拂と謂ふ。

〔解說〕 参加支拂の目的は、手形所持人がなす遡求權の行使を止め、これに依りて生ずる諸費用を節約し、且つ支拂拒絶の爲めに生ずる手形の不名譽を回復せんとするにある。参加支拂を爲すものは（イ）参加引受人、（ロ）豫備支拂人、（ハ）其他の者であつて、参加引受人は義務として参加支拂をしなければならないが、豫備支拂人は引受を爲さない限り、参加支拂をなすべき義務はない。そしてその何人の参加拂であるに拘らず、所持人はこれを拒むことが出來ぬ。参加支拂の效力としては、所持人は支拂を受けてその權利を失ひ、被参加人（遡求義務者）の後者は償還義務を免れ、同時に償還請求を爲し得ざるに至るのである。

参加人

（英） Intervenient

〔定義〕 遡求權が行使されるのを防止する爲替手形に於ける参加引受人、爲替手形及び約束手形に於ける参加支拂人を謂ふ。

〔解說〕 参加人とは参加引受、又は参加支拂をなすものゝことで、これ等の行爲は手形の記載により指定せられた者によつて爲さるゝことがあるし、又純然たる第三者によつて爲さるゝこともある。手形の記載により指定せられた者とは、即ち振出人、裏書人、保證人等の手形上の債務者である。

参加引受

（英） Acceptance for Honour

（獨） Ehrenannahme

〔定義〕 爲替手形に對して第一次に支拂を爲すべき義務あるものが、その支拂を爲さゞる場合に於て、これに代り引受をなす一種の附屬的手形行爲を参加引受と謂ふ。

〔解說〕 参加引受は引受の一種で、普通の引受に代はるべきものであるが、たゞこれと異る點は参加の特別の性質にある。即ち参加引受にあつては、参加引受人が所持人及び被参加人より後の裏書人に對して被参加人と同一の義務を負はなければならぬ（手形法第五八條）。故に支拂人が手形金額の支拂をしない場合には、被参加人の後者に對して支拂あらざりし手形金額及び費用を参加引受人が支拂ふ義務を負ふことになる。参加引受人の義務は引受債務ではなくして償還債務である。参加引受の形式は手形に参加引受と書き、且つ被参加人を表示して、参加人が署名するのである。被参加人を表示しない時は、振出人の爲めに参加したものと看做される。手形の参加引受は何人でも出來る。その振出人たると裏書人たると、保證人たると、將たまた關係外の者たるとを問はない。併し手形の所持人はこの参加引受を拒絶することが出來る。たゞ豫備支拂人が手形に記載された時は事情が異る。

産業組合中央金庫

〔定義〕 産業組合中央金庫法に基く産業組合及び同聯合會に對する中樞金融機關。

〔解說〕 大正十二年四月六日法律第四二

號を以て公布せられた産業組合中央金庫法により同年十二月に設立、大正十三年三月一日からその業務を開始した。プロシヤの産業組合中央金庫（Preussische Zentralgenossenschafts Kasse）に則つて設立せられたものであつて、從來普通銀行に向つてゐた信用組合の預金を吸收すると同時に、またこれを産業組合及び其の聯合會に貸付けて、農業資金の需給を調節せんことを目的としてゐる。産業組合中央金庫はかくの如く産業組合と同樣に公益を目的とするものであるから、營利を目的とせざる法人として組織され、産業組合と同樣に所得稅及び營業收益稅を免除される。その構成分子は産業組合及び同聯合會であつて、資本金は三千萬圓とし、半額は組合側に於て、出資することゝ定められ、出資一口の金額を百圓とし、所屬組合又は聯合會の所有し得べき口數は、組合は五百口、聯合會は千口までとなつてゐる。中央金庫法によつて規定せられてゐる業務は、（一）所屬組合又は聯合會に對し擔保を徵せずして五ヶ年以内の定期償還貸付をなすこと、（二）所屬組合又は聯合會に對し擔保を徵せずして三十ヶ年以内の年賦償還貸付をなすこと、（三）所屬組合又は聯合會に對し手形の割引又は當座貸越をなすこと、（四）所屬組合又は聯合會に對し爲替業務をなすこと、（五）産業組合聯合會、産業組合、公共關係その他營利を目的とせざる法人より預り金をなすこと、（六）所屬組合又は聯合會の爲めに有價證券の保護預りをなすこと、（七）所屬組合又は聯合會の爲めに有價證券の委託賣買をなすこと等であつて、勸業銀行が不動産擔保の長期貸付をなすを以てその本分とせるに對し、これは擔保を徵せず、對人信用により短期貸付及び三十ヶ年以内の長期貸付をなすを以てその本來の使命とするが、併し必要ありと認めたる時は（一）乃至（三）の業務について其擔保を徵することが出來る。中央金庫貸付資金の資金の資源となるものは、出資金、預り金等であるが、この外必要に應じ拂込資本金の十倍を限度として産業債券を發行し得る權能が與へられてゐる。又、業務上の餘裕金については、（一）國債證券、地方債券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の買入、（二）大藏省預金部若くは主務大臣の認可を受けたる銀行への預金又郵便貯金、（三）加入せざる産業組合聯合會又は産業組合に對する短期貸付等に運用される。尙ほ貸付の種類を見るに、證書貸付、手形貸付、年賦貸付、當座預金貸越、割引手形、短期貸付、荷付爲替手形特融年賦貸付、特融證書貸付等に分れ、これを用途別に見れば普通資金と特別資金とになる。この外に、産業組合の固定貸三億圓の約三分の一に當る一億圓を融通して、これが資金化を圖る産業組合中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年九月六日法律第三二號）による所謂特融貸出がある事を見逃してはならない。

産業組合の政府補償融通資金

〔定義〕 産業組合及び同聯合會の固定債權を資金化す可く、産業組合中央金庫に對し損失補償付で融通せる政府の低利資金。

〔解說〕 昭和七年の所謂時局匡救事業の一つで、全國に於ける産業組合及び同聯合會の貸付金十億圓の内固定貸となれる三億圓を資金化せんとし、昭和七年度二千五百萬圓、同八年度三千七百五十萬圓、同九年度三千七百五十萬圓、合計一億圓の低資を